

一時保護所の実態と在り方及び
一時保護等の手続の在り方に関する
調査研究 報告書

令和3年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目次

第 I 章 調査研究の概要	1
1. 事業実施目的	1
2. 事業内容	2
(1) 事業の全体像	2
(2) 検討委員会の開催	2
3. 成果の公表方法	3
第 II 章 一時保護に関する実態調査	4
1. 調査の概要	4
(1) 調査の目的	4
(2) 実施方法、実施期間	4
(3) 回収数	4
2. 児童相談所の一時保護に関するアンケート調査の結果	5
(1) 一時保護の状況	5
(2) 児童相談所と一時保護所の関わり	7
(3) 児童相談所における一時保護開始時のプロセスについて（問 8）	12
(4) 児童相談所における一時保護・委託一時保護期間中の状況について	15
(5) 一時保護所における一時保護解除時のプロセス（問 11）	17
(6) 一時保護期間中の子どもへの説明、子どもの意思確認等の状況（問 12）	20
(7) 委託一時保護の状況	22
(8) 今後の一時保護についての考え	27
(9) 一時保護されている子どもの権利擁護に関する取り組み（問 18）	29
(10) 一時保護に関わる職員の研修状況（問 19）	30
(11) 2 か月を超えて一時保護、委託一時保護した子どもの状況（p 4）	33
(12) 長期化する一時保護・委託一時保護の子どもの対応で工夫されていること（問 3）	38
(13) 里親へ委託一時保護された子どもの状況（問 21）	40
(14) ファミリーホームへ委託一時保護された子どもの状況（問 23）	44
(15) 医療機関へ委託一時保護された子どもの状況（問 25）	48
3. 一時保護所 一時保護所の実態調査の結果	52
(1) 一時保護所の概要	52
(2) 一時保護された子どものアセスメントについて	55
(3) 一時保護所の生活について	60
(4) 子どもの権利擁護の取り組みについて	71
(5) 一時保護された子どもの学習について	85
(6) 配慮が必要な子どもへの対応について	96
(7) 災害や感染症への対応について	100
(8) 職員の状況や研修について	104

4.	児童福祉施設の一時的保護に関するアンケート調査の結果	120
(1)	委託一時的保護の状況（P 1）	120
(2)	委託一時的保護として受け入れた子どもの状況（令和2年8～9月）（P 2）	128
(3)	委託一時的保護された子どもの権利擁護の取り組み	142
(4)	委託一時的保護の子どもの対応を行う職員の状況	153
(5)	委託一時的保護の子どもの関わる職員の研修状況（問 11）	155
(6)	委託一時的保護に関する児童相談所の関わり	157
(7)	今後の委託一時的保護の受け入れに対する考え方	159
5.	里親・ファミリーホーム、医療機関の一時的保護に関するアンケート調査の結果	170
(1)	里親・ファミリーホーム	170
(2)	医療機関	177
第 III 章	一時保護所や児童福祉施設の取り組み	184
1.	ヒアリング調査の目的	184
2.	ヒアリング先	184
3.	ヒアリングの概要（参考となるポイント）	184
4.	ヒアリングの結果	186
(1)	江戸川区一時保護所	186
(2)	相模原市一時保護所	188
(3)	児童養護施設 和白青松園	189
(4)	児童養護施設 江南	193
(5)	相模原市児童グループケア施設 オレンジ	196
第 IV 章	児童相談所や一時保護所や職員の意見交換会で出された意見（まとめ）	199
第 V 章	調査のまとめ、考察	203
1.	児童相談所アンケート結果、意見交換会 小括	203
2.	一時保護所アンケート結果、意見交換会 小括	208
3.	児童福祉施設アンケート結果 小括	211
4.	里親・ファミリーホーム、医療機関アンケート結果 小括	214
5.	考察、提言	217
資料編		
参考資料		
調査票		

第I章 調査研究の概要

1. 事業実施目的

令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）において、一時保護の環境改善・体制強化、一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後一年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとするという検討規定が設けられました。

一時保護所にかかる実態については、国への一時保護の件数等の報告をはじめ、様々な先行研究が行われてきました。その中でも、子どもの権利擁護に焦点を当てた調査としては、当社が平成30年度の「一時保護の第三者評価に関する研究」で実施した「一時保護された子どもの権利擁護に関するアンケート調査」では、「子どもからの意見や要望・苦情等を把握する仕組みの有無」「子どもの学習権の保障」「特別な配慮を必要とする子どもへの対応」「子どもの権利擁護に関する職員の研修・取り組み」などについて把握しましたが、一時保護期間中に学校に通えていない子どもが多く、子どもの学習権の保障や子どもの意見の汲み取りなどの取り組みの充実が求められていることや、子どもの権利擁護のための職員の研修等の充実が必要であることが分かりました。

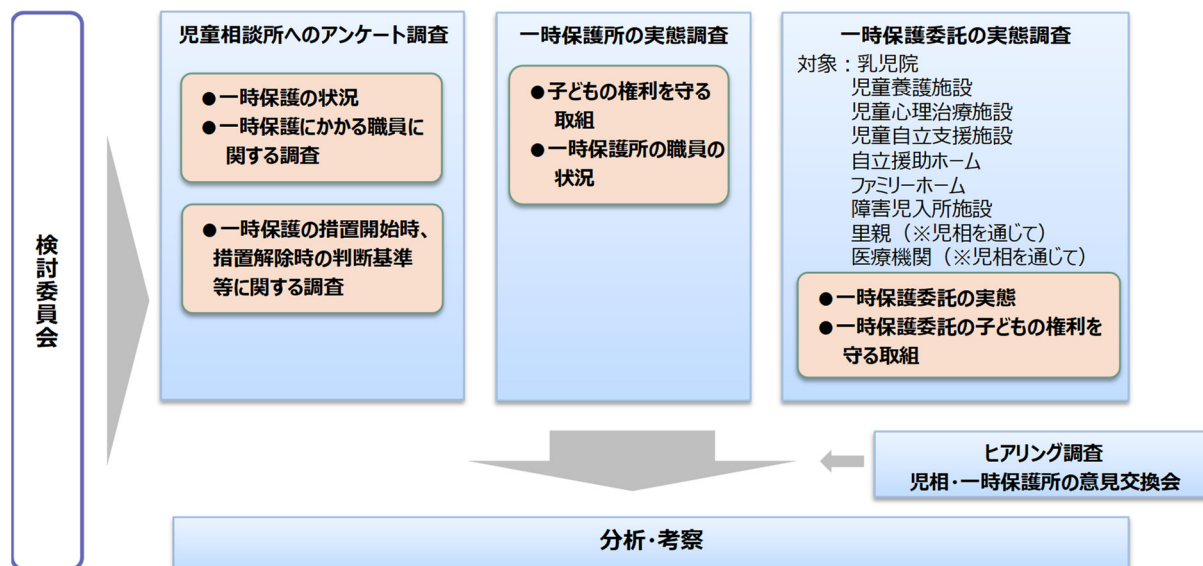
また、昨年度の「アドボケイト制度の構築に関する調査研究」で実施した「児童相談所設置自治体における子どもの権利擁護の取組み等に関する調査」においても、社会的養護の子どもに対する権利擁護の取組みとして特に意見表明支援や意見代弁などが少ないことが明らかとなり、さらには、昨年度の「児童相談所の第三者評価に関する調査研究」で実施した「『児童相談所における第三者評価』に関するアンケート調査」では、一時保護所で第三者評価を実施しているのは2割にとどまっていました。

加えて、児童虐待を理由とする一時保護件数は平成29年度で21,268件、うち委託一時保護件数は8,116件と、委託一時保護の件数が年々増加しているものの、委託一時保護の子どもの実態が明らかとなっていない状況にあります。

先行研究では、調査の対象が一時保護所内の子どもにとどまっていることが多く、委託一時保護の子どもを含めた実態は明らかとなっていないこともあり、本事業は、一時保護所の取組み及び一時保護されている子ども（委託一時保護の子どもを含む）の実態を明らかにするとともに、適切に一時保護が進められるよう、一時保護の体制強化を含め、一時保護の手続等に関して現場の意見を集約し、今後検討される「一時保護の在り方」の議論のための基礎的なデータを収集することを目的とします。

2. 事業内容

(1) 事業の全体像



(2) 検討委員会の開催

有識者及び児童相談所関係者、専門職を含めた検討委員会を開催し、調査や分析に関する助言を得ることを目的とし、検討委員会を設置しました。

<検討委員会構成員>

（五十音順、敬称略）

座長 安部 計彦	西南学院大学 人間科学部 社会福祉学科 教授
鈴木 浩之	立正大学 社会福祉学部 社会福祉学科 准教授
澤田 稔	池袋総合法律事務所 弁護士
馬場 貴孝	相模原市児童相談所 養護課長
松崎 佳子	広島国際大学 心理科学研究科実践臨床心理学専攻 教授
茂木 健司	江戸川区子ども家庭部 一時保護課長
和田 一郎	花園大学 社会福祉学部 児童福祉学科 教授
渡邊 忍	日本福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授

オブザーバー 厚生労働省

事務局 三菱UFJリサーチ&コンサルティング

<検討委員会の日程・議題>

回数・時期	議題
第1回 (9月14日)	・今年度事業の実施計画の確認 ・アンケート調査票の検討
第2回 (12月21日)	・児童相談所、一時保護所、児童福祉施設へのアンケート調査結果 (中間報告)の検討 ・里親、F H、医療機関へのアンケート調査について ・意見交換会の検討
第3回 (2月10日)	・アンケート調査結果の報告の検討 ・意見交換会の検討
第4回 (3月19日)	・調査報告書(案)の検討

3. 成果の公表方法

本調査研究の結果については、当社のホームページにおいて公表しました。

第II章 一時保護に関する実態調査

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

一昨年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」においては、施行後一年を目途に、一時保護の環境改善・体制強化、一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、検討を加え、必要な措置を講ずるものとするという検討規定が設けられたことを受け、全国の児童相談所・一時保護所の状況及び、委託一時保護の状況を把握し、今後の「一時保護の在り方」の検討のための本調査研究や関連する調査研究事業、学術研究において検討・分析することを目的としてアンケート調査を実施しました。

(2) 実施方法、実施期間

- 調査実施時期：児童相談所、一時保護所、児童福祉施設は2020年10月～12月
里親・ファミリーホーム、医療機関は2021年1月
- 調査方法 郵送配布、郵送回収

(3) 回収数

各調査の回収数は下記のとおりです。

	配布数	回収数	回収率
児童相談所調査	全国の児童相談所 220 か所	160	72.7%
一時保護調査	全国の一時保護所 144 か所	111	77.1%
児童福祉施設調査	乳児院 144	119	82.6%
	児童養護施設 607	431	71.0%
	児童心理治療施設 53	42	79.2%
	児童自立支援施設 58	50	86.2%
	自立援助ホーム 196	93	47.4%
	障害児入所施設 414	287	69.3%
	その他・無回答	4	
里親・ファミリーホーム調査※	216	151	69.9%
医療機関調査※	72	55	76.4%

※里親・ファミリーホーム調査、医療機関調査については、事前に児童相談所に、令和2年8月から9月に委託一時保護を依頼した里親・ファミリーホーム、医療機関への調査の可否を確認し、可能と回答のあった児童相談所から協力いただける先に配布

2. 児童相談所の一時保護に関するアンケート調査の結果

(1) 一時保護の状況

① 一時保護の実績（問1）

令和元年度の実績について回答のあった 167※児童相談所の一時保護所及び児童福祉施設等で委託一時保護された子どもの状況は次のとおりです。

※設置自治体が設置自治体全体として回答があった場合、設置自治体にある児童相談所数をカウントしている

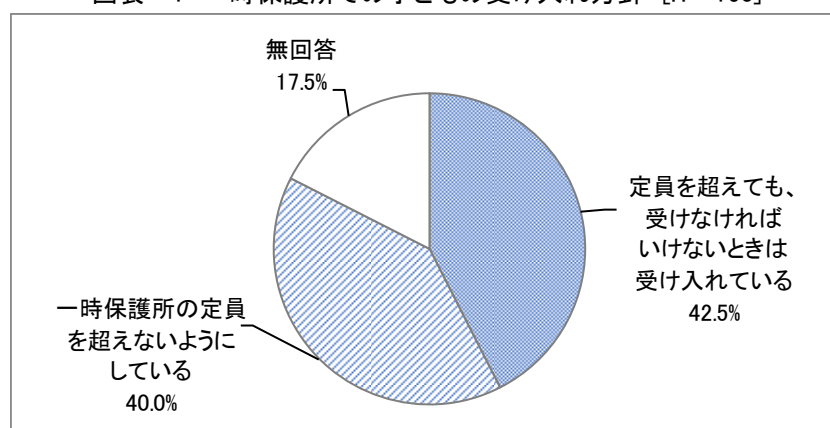
	一時保護所		委託一時保護
受付 (年度中)	22,000 件 0～5歳 15.4% 6～11歳 35.6% 12～14歳 28.6% 15歳以上 20.4%	委託 (年度中)	19,831 件 0～5歳 43.4% 6～11歳 24.7% 12～14歳 15.9% 15歳以上 16.0%
		委託先 (解除(年度中) (上位3つ)	児童養護施設 33.4% 里親 22.6% 乳児院 13.7%
対応 (年度中)	22,114 件	対応 (年度中)	19,952 件
うち職権による一 時保護(再掲)	6,694 件 (30.3%)	うち職権による一 時保護(再掲)	5,304 件 (26.6%)
うち2か月超え (再掲)	3,194 件 (14.4%)	うち2か月超え (再掲)	2,429 件 (12.2%)
1件当たり保護 日数	30.3 日 2か月超えの場合 104.6 日		
一時保護解除後 の行き先	約 61%が「帰宅」	委託一時保護 解除後の行き先	約 42%が「帰宅」

② 一時保護所での子どもの受け入れ方針（問2）

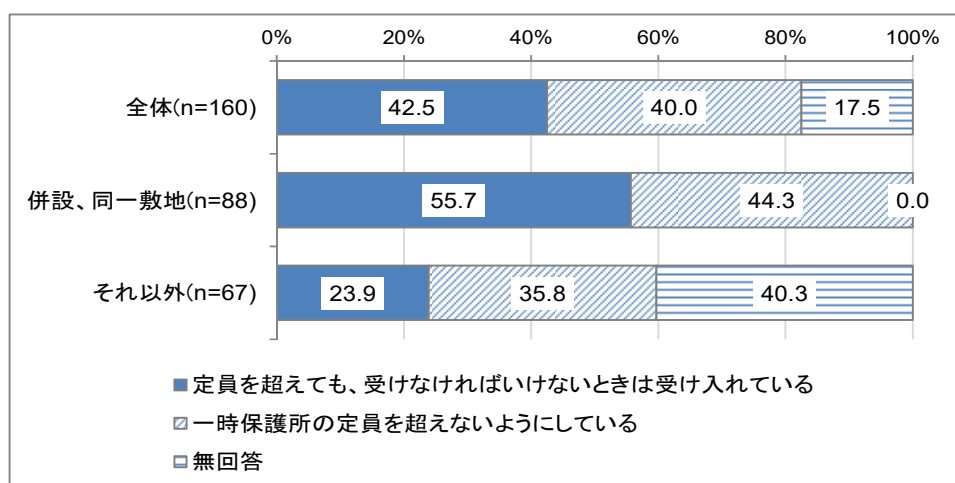
一時保護所での子どもの受け入れ方針については、「定員を超えても、受けなければいけないときは受け入れている」が42.5%、「一時保護所の定員を超えないようにしている」が40.0%となっています。定員を超えないようにしていると回答した児童相談所にその際の対応についてきいたところ、大半が、乳児院や児童養護施設、里親など委託一時保護を検討するという回答となっていますが、定員を超えたことがないといった回答もありました。

一時保護所の併設状況別にみると、「併設、同一敷地に一時保護所がある児童相談所」では半数以上が「定員を超えても、受けなければいけないときは受け入れている」としており、「離れた位置に一時保護所がある児童相談所」に比べて高くなっています。

図表－1 一時保護所での子どもの受け入れ方針 [n=160]



図表－2 一時保護所の併設状況別 一時保護所での子どもの受け入れ方針 [n=160]



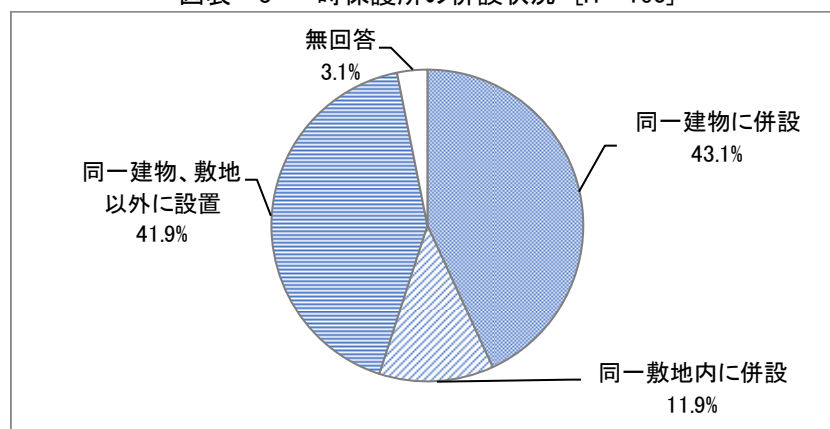
(2) 児童相談所と一時保護所の関わり

① 一時保護所の併設状況（問4）

一時保護所の併設状況については、「同一建物に併設」が43.1%、「同一敷地内に併設」が11.9%、「同一建物、敷地以外に設置」が41.9%となっています。「同一建物、敷地以外に設置」のところは、大半が車で移動となっており、車で5分～150分まであり、平均で63.4分となっています。

都市規模別にみると、政令市・特別区・中核市の方が「併設、同一敷地」の割合が高くなっています。

図表－3 一時保護所の併設状況 [n=160]



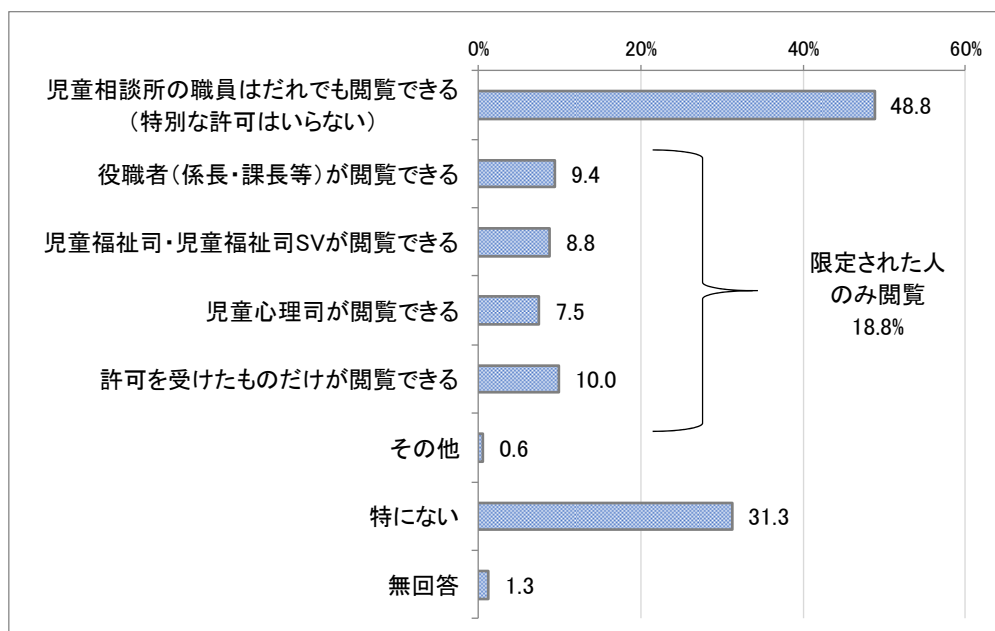
図表－4 都市規模別 一時保護所の併設状況 [n=160] (%)

	合計	併設、同一敷地	それ以外	無回答
全体	160	55.0	41.9	3.1
政令市、中核市	74	67.6	29.7	2.7
それ以外	86	44.2	52.3	3.5

② 一時保護所の子どもの情報のオンラインでの共有の有無（問5）

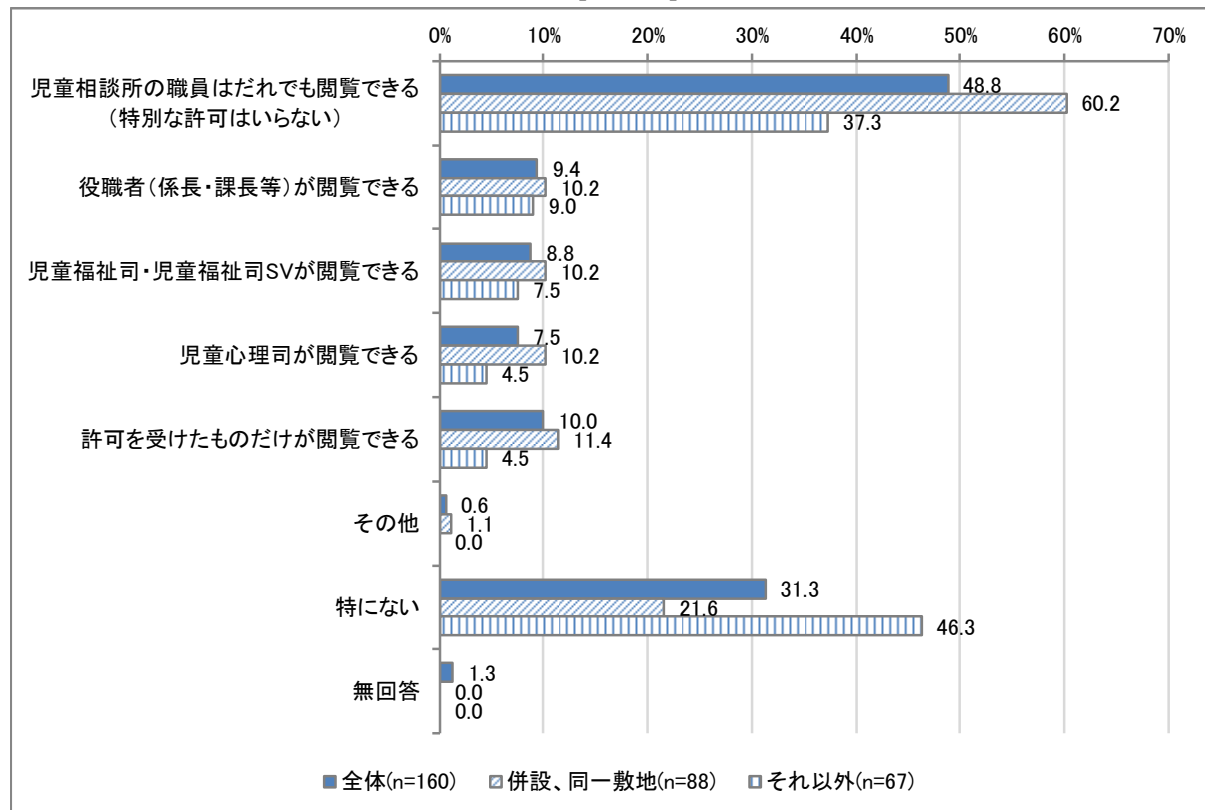
一時保護所の子どもの情報（一時保護所で作成している子どもの記録等）をオンラインで見ることができるかきいたところ、「児童相談所の職員はだれでも閲覧できる（特別な許可はいらない）」が 48.8%と最も高く、次いで「許可を受けたものだけが閲覧できる」（10.0%）、「役職者（係長・課長等）が閲覧できる」（9.4%）となっています。一方、「特にない」は 31.3%でした。

図表－5 一時保護所の子どもの情報のオンラインでの共有の有無（複数回答）[n=160]



一時保護所の併設状況別にみると、「併設、同一敷地に一時保護所がある児童相談所」では半数以上が「児童相談所の職員はだれでも閲覧できる（特別な許可はいらない）」となっているのに対し、「それ以外の児童相談所」は「特にない」が半数弱を占めています。

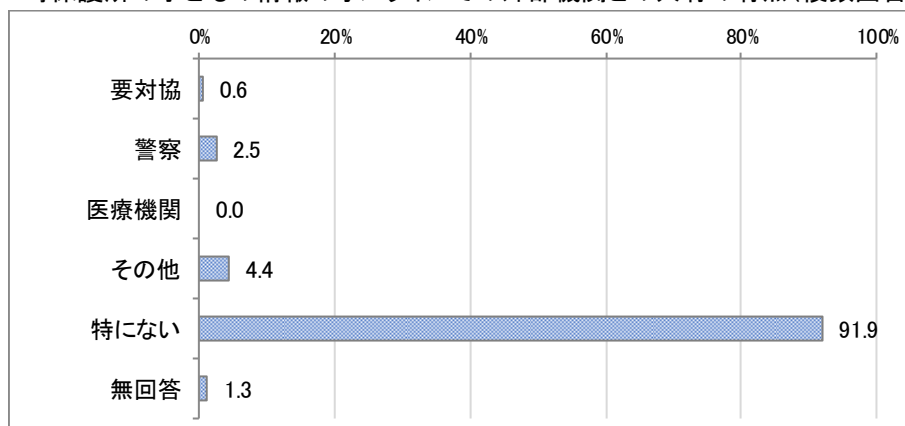
図表－6 一時保護所の併設状況別 一時保護所の子どもの情報のオンラインでの共有の有無（複数回答）
[n=160]



③ 一時保護所の子どもの情報のオンラインでの外部機関との共有の有無（問6）

一時保護所の子どもの情報（一時保護所で作成している子どもの記録等）をオンラインで共有できる外部機関の有無をきいたところ、大半が「特にない」（91.9%）となっています。一方、共有できているところでは、「警察」（2.5%）、「要対協」（0.6%）があがっています。

図表-7 一時保護所の子どもの情報のオンラインでの外部機関との共有の有無（複数回答） [n=160]

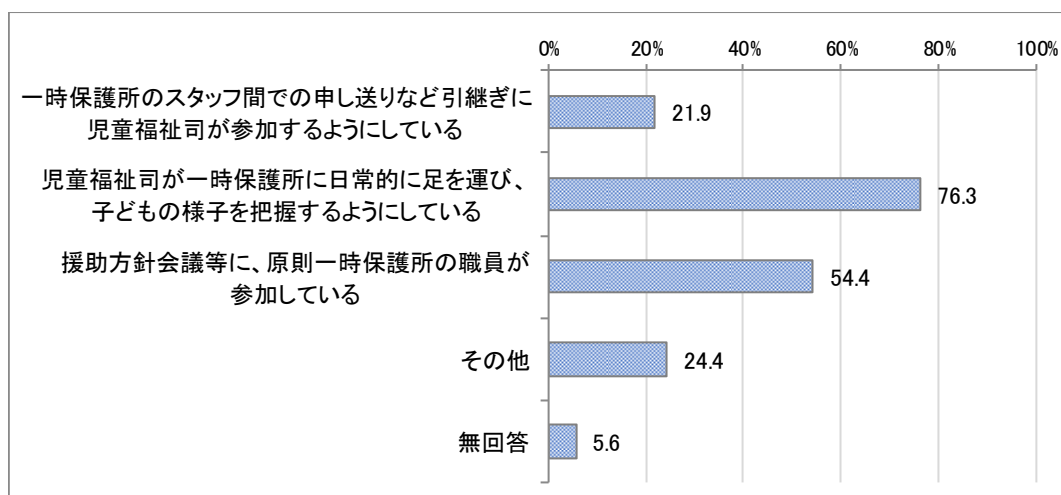


④ 児童相談所と一時保護所間で子どもの情報共有で工夫していること（問7）

児童相談所と一時保護所間で子どもの情報共有で工夫していることについてきいたところ、「児童福祉司が一時保護所に日常的に足を運び、子どもの様子を把握するようにしている」が76.3%と最も高く、次いで「援助方針会議等に、原則一時保護所の職員が参加している」（54.4%）となっています。

その他であげられていたこととして、朝礼等での情報の共有、日誌等の回覧、一時保護所からの日々のメールでの連絡、定期的（多くは週1回程度）な子どもとの面談・面接の設定、電話等での確認で子どもの状況等の確認をするといったことがありました。

図表-8 児童相談所と一時保護所間で子どもの情報共有で工夫していること（複数回答） [n=160]



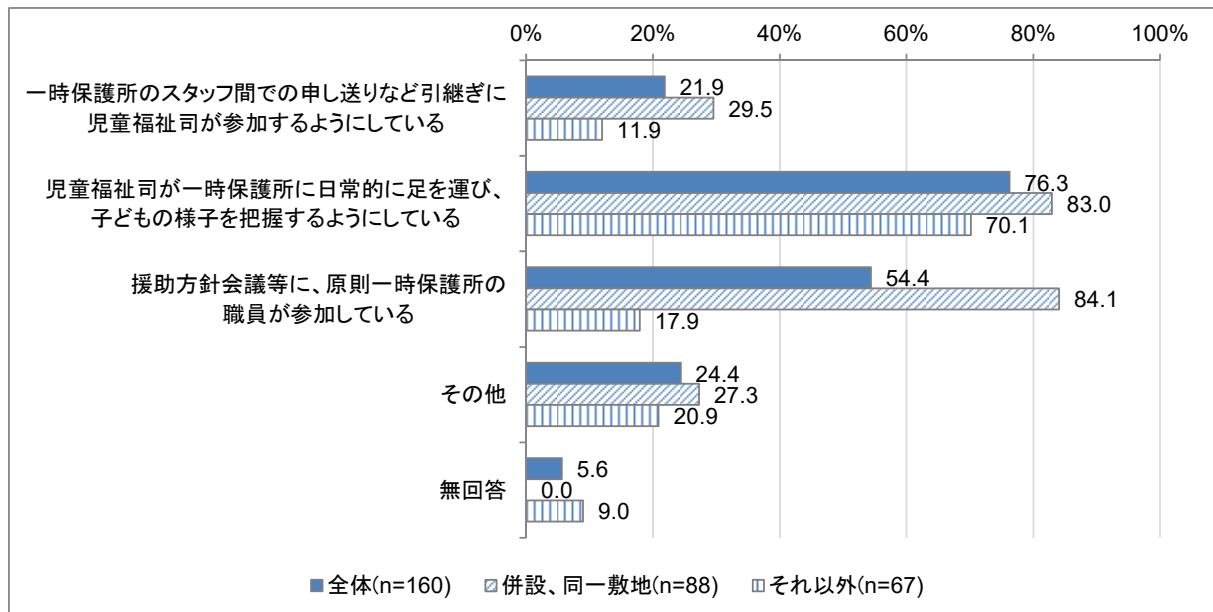
【その他の回答】

- ・朝礼で保護所から保護児の様子の報告がある。
- ・日誌の回覧による情報共有。
- ・毎日、保護児童の様子をまとめたものがメールで送られてくる。
- ・少なくとも週に1回は児童と面接を実施し一時保護所職員と情報共有する。
- ・児童心理司も一時保護所に足を運んでいる。
- ・児童福祉司や心理司が、週1回面会。また、観察会議に出席。
- ・児童福祉司、心理司、一時保護職員が参加する観察会議。
- ・電話連絡を密に相互に行う。

など

一時保護所の併設状況別にみると、「併設、同一敷地に一時保護所がある児童相談所」で大半が「児童福祉司が一時保護所に日常的に足を運び、子どもの様子を把握するようにしている」、「援助方針会議等に、原則一時保護所の職員が参加している」であるのに対し、「それ以外（離れた位置に一時保護所がある児童相談所）」は「援助方針会議等に、原則一時保護所の職員が参加している」のは17.9%にとどまっています。

図表－9 一時保護所の併設状況別 児童相談所と一時保護所間で子どもの情報共有で工夫していること（複数回答）[n=160]



(3) 児童相談所における一時保護開始時のプロセスについて（問8）

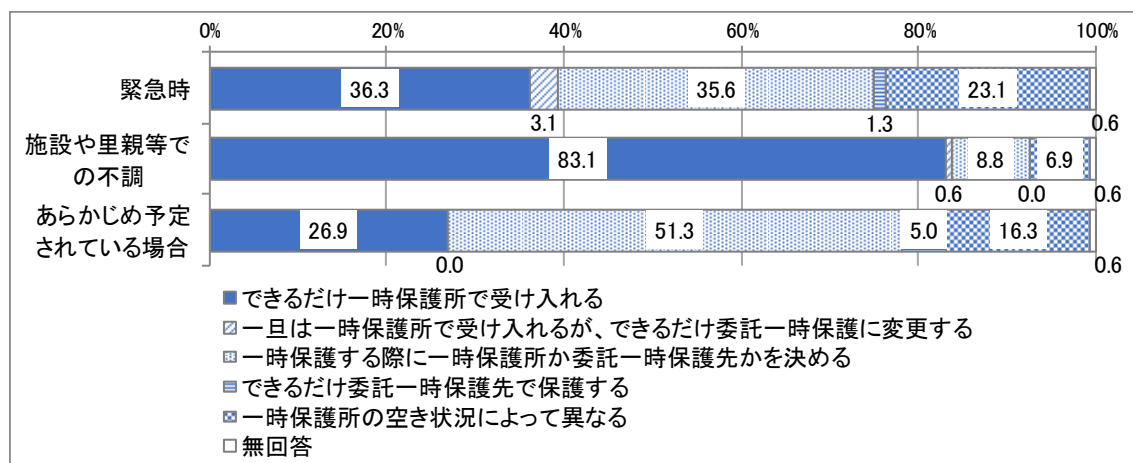
① 一時保護先の決定における全体の基本的な流れや方針

一時保護先の決定における全体の基本的な流れや方針については、「緊急時」は「できるだけ一時保護所で受け入れる」（36.3%）と「一時保護する際に一時保護所か委託一時保護先かを定める」（35.6%）がほぼ同割合となっています。一時保護所の併設状況別にみると、「併設、同一敷地に一時保護所がある児童相談所」では「できるだけ一時保護所で受け入れる」割合が「それ以外（離れた位置に一時保護所がある児童相談所）」に比べて高くなっています。

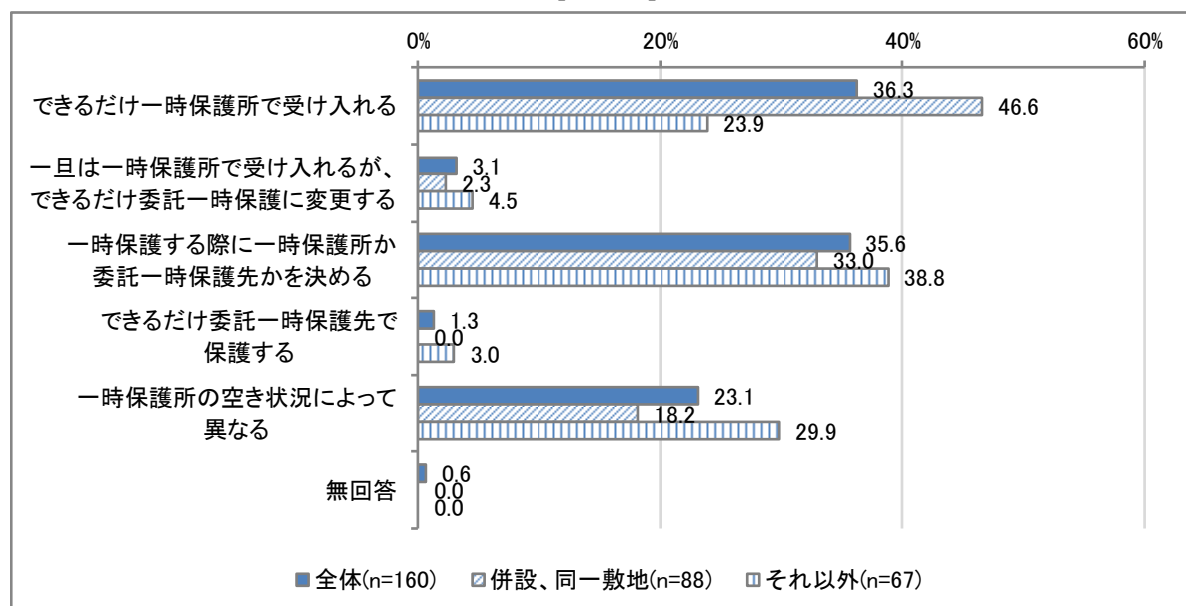
「施設や里親等での不調の場合」は、「できるだけ一時保護所で受け入れる」が83.1%と大半を占めています。

「あらかじめ予定されている場合」は「一時保護する際に一時保護所か委託一時保護先かを定める」が51.3%と最も高くなっています。

図表－10 一時保護先の決定における全体の基本的な流れや方針 [n=160]



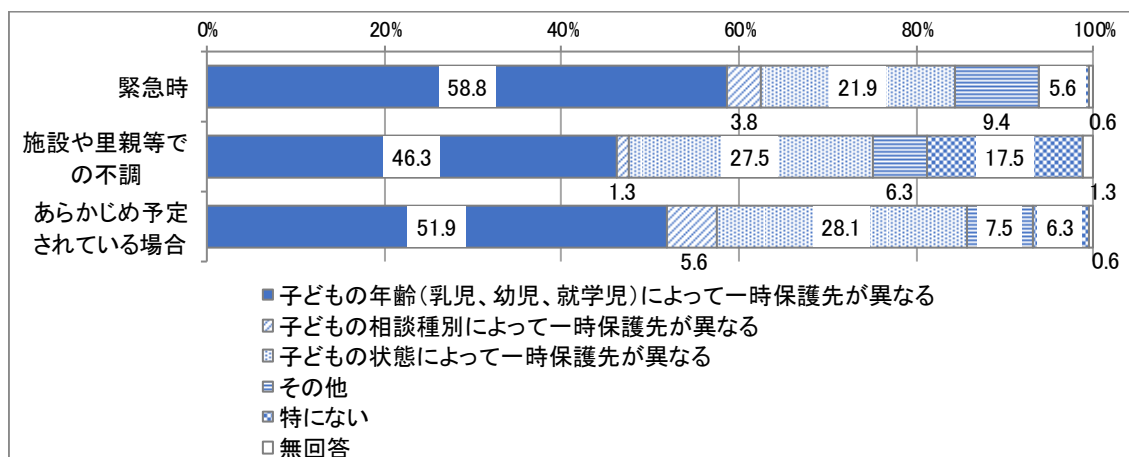
図表－11 【緊急時】一時保護所の併設状況別 一時保護先の決定における全体の基本的な流れや方針 [n=160]



② 一時保護開始時の一時保護先を決める際のルール等の有無

一時保護開始時の一時保護先を決める際のルールがあるかきいたところ、「緊急時」、「施設や里親等での不調」、「あらかじめ予定されている場合」とも「子どもの年齢（乳児、幼児、就学児）によって一時保護先が異なる」の割合が最も高く、次いで「子どもの状態によって一時保護先が異なる」の割合が高くなっています。

図表－12 一時保護開始時の一時保護先を決める際のルールの有無 [n=160]

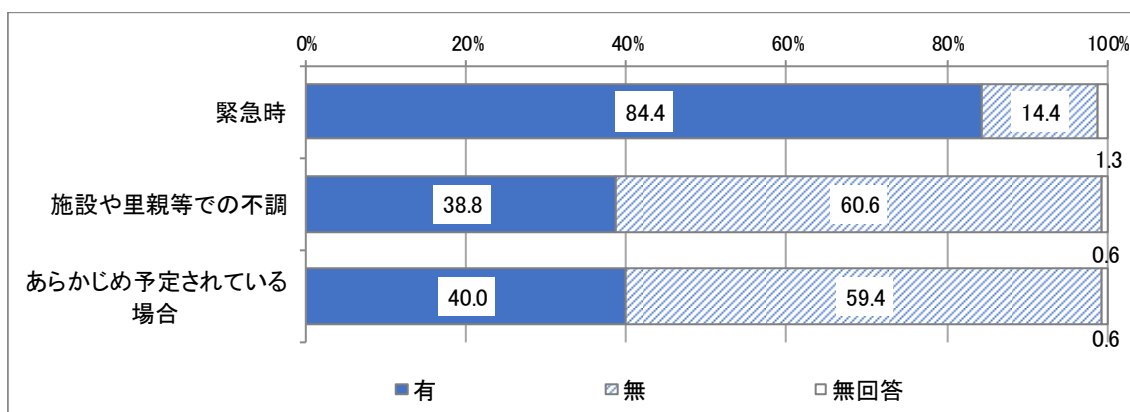


③ 一時保護先の決定において判断を行う際に使用しているツールの有無

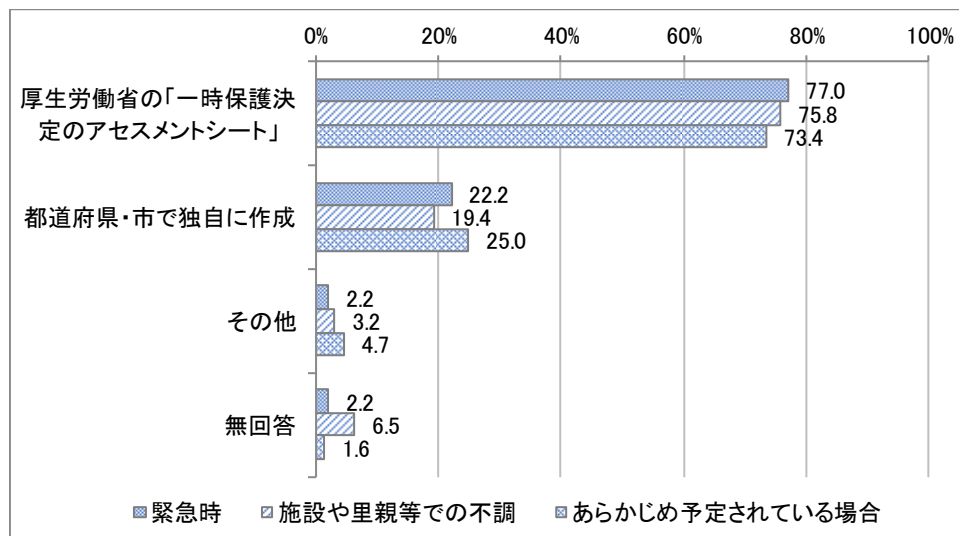
一時保護先の決定の判断を行う際に使用しているツールの有無についてきいたところ、「緊急時」は大半が「有」（84.4%）としています。「施設や里親等での不調」や「あらかじめ予定されている場合」は半数以上が「無」（60.6%、59.4%）となっています。

また、ツールがあると回答した児童相談所で使用しているツールは、「緊急時」、「施設や里親等での不調」、「あらかじめ予定されている場合」とも「厚生労働省の「一時保護決定のアセスメントシート」」の割合が高くなっています。

図表－13 判断を行う際に使用しているツールの有無 [n=160]



図表－14 判断を行う際に使用しているツールの種別（複数回答）

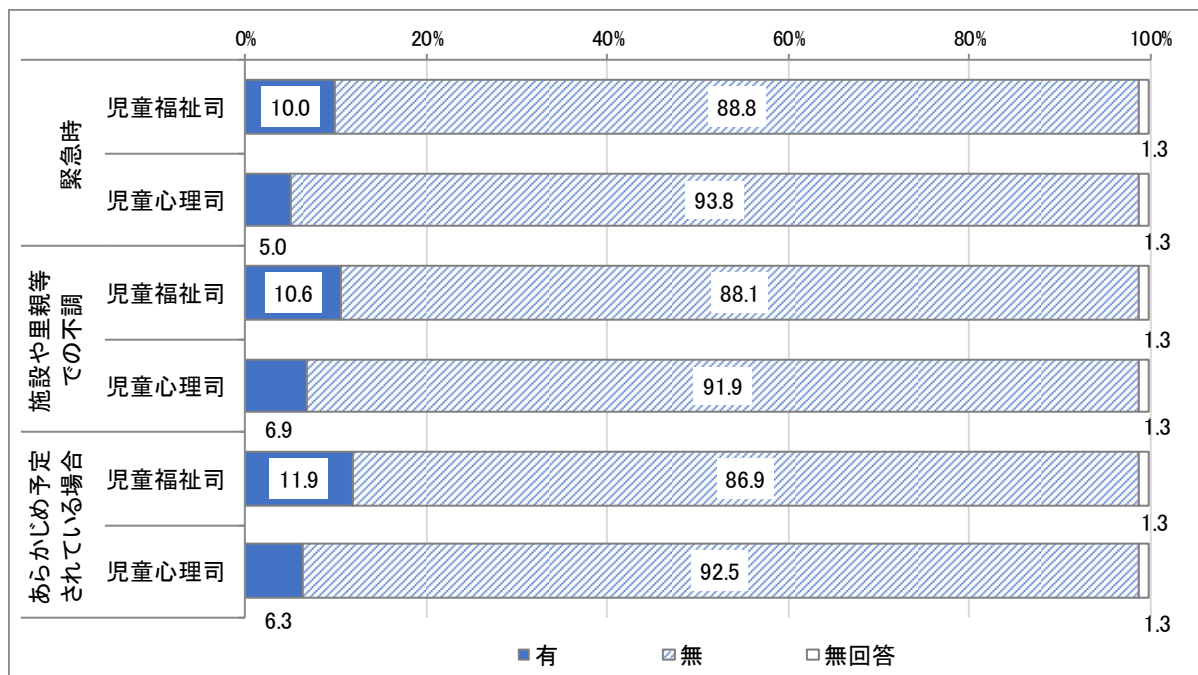


④ 一時保護先を決める際の児童福祉司・児童心理司の関わりのルーチン化の有無

一時保護先を決める際の児童福祉司の関わりにおいて、面接を行う時期、手順などのルーチン化の有無については、「緊急時」、「施設や里親等での不調」、「あらかじめ予定されている場合」とも大半が「無」となっていますが、それぞれ「有」とする児童相談所が約1割程度あります。

また、児童心理司の関わりは、児童福祉司と同様、「緊急時」、「施設や里親等での不調」、「あらかじめ予定されている場合」とも大半が「無」となっています。

図表－15 一時保護先を決める際の児童福祉司・児童心理司の関わりのルーチン化の有無 [n=160]



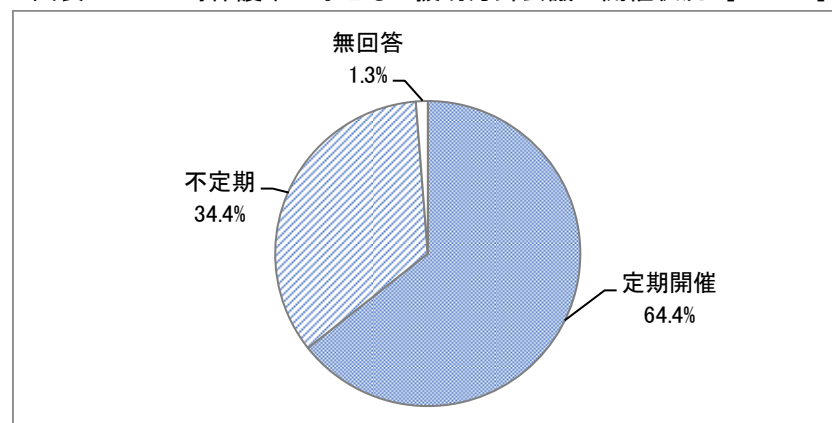
緊急時	・一時保護する際の児童面接 ・受理会議または援助方針会議において協議 ・保護後、おおむね 1 週間に 1 回程度の面接 ・児童福祉司事務マニュアルを作成 ・児童相談所事務処理要領に手続等の記載をまとめている ・施設担当 SV、里親担当 SV が空き状況や委託の可否等を確認
施設や里親での不調の場合	・一時保護する際の児童面接 ・受理会議または援助方針会議において協議 ・保護後、おおむね 1 週間に 1 回程度の面接 ・児童福祉司事務マニュアルを作成 ・児童相談所事務処理要領に手続等の記載をまとめている ・一時保護する際の本人の動機づけ
あらかじめ予定されている場合	・事前に保護者と児童に面接を行う ・入所後の定期的な面接

(4) 児童相談所における一時保護・委託一時保護期間中の状況について

① 一時保護中の子どもの援助方針会議の開催状況（問 9）

一時保護中の子どもの援助方針会議の開催状況についてきいたところ、「定期開催」が 64.4%、「不定期」が 34.4%となっています。不定期では、必要に応じて開催という回答が多くなっています。

図表－16 一時保護中の子どもの援助方針会議の開催状況 [n=160]



【定期開催】

・週 1 回（92 件） ・週 2 回（4 件） ・月 2 回（2 件）

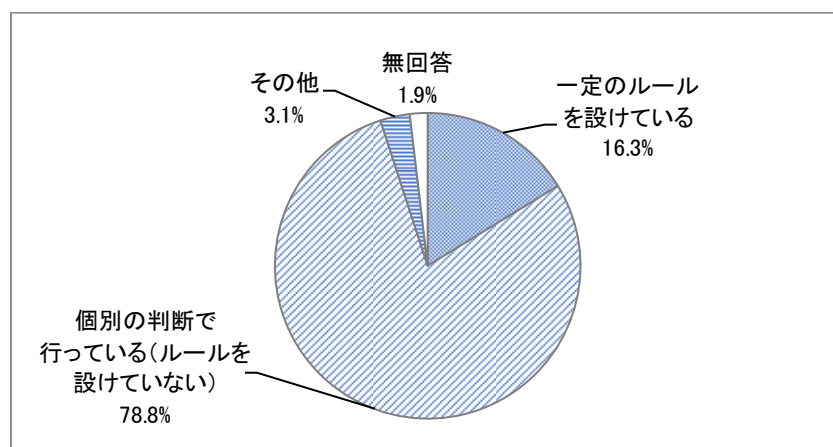
【不定期開催】

・必要に応じて随時 ・毎週の定例会議の他、必要に応じて随時
 ・支援方針を決める時 ・状況に変化があった時 ・一時保護解除前 など

② 一時保護期間中の一時保護されている子どもの面接に関するルールの有無（問 10）

一時保護期間中の一時保護されている子どもの面接に関するルールの有無について聞いたところ、「一定のルールを設けている」が 16.3%、「個別の判断で行っている（ルールを設けていない）」が 78.8%となっています。一定のルールを設けている中では、面会の時間は平日の日中が多いものの、18 時以降の面会時間を設定している児童相談所もみられました。また、面会の対象者については親権者が多くなっていますが、親権者以外では、学校の先生や里親、公的機関関係者などもあげられています。面会の時間はおおむね 1 時間とするところが多くなっています。面会の方法としては、原則児童相談所で児童福祉司や一時保護所の職員が立ち会うところが多くなっています。

図表－17 一時保護期間中の一時保護されている子どもの面接に関するルールの有無 [n=160]



【一定のルールを設けている】

○時間帯

- ・基本的には日中の時間帯
- ・平日の開庁時間（8：30～17：15）
- ・夜間、週末は避ける
- ・AM9 時～PM5 時ぐらいだが、夜間もある
- ・原則、保護所の日課に支障のない範囲
- ・就寝時間を除く
- ・ケース担当者が許可した時間帯で実施
- ・児の生活リズムに合わせる など

○面会対象者

- ・原則家族・親族、先生等の公的機関の関係者
- ・都度協議の上、決定するが、児相職員以外の面会は保護者又は学校の教員まで
- ・家族、支援親族、所属：学校教員等、要対協職員、警察等
- ・保護者、他保護者の同意を得られた人物・機関 など

○面会時間

- ・おおむね 1 時間
- ・30 分程度
- ・1～2 時間程度
- ・15 分～1 時間
- ・児童の負担にならない範囲
- ・個別の判断 など

○面会方法

- ・児童相談所職員（担当児童福祉司等）の立ち合い
- ・幼児との面会や親子交流の様子観察
- ・目的の面会では、プレイルームを使用し、必要に応じ職員は席を外しマジックミラー越しに観察、など

○その他の事項

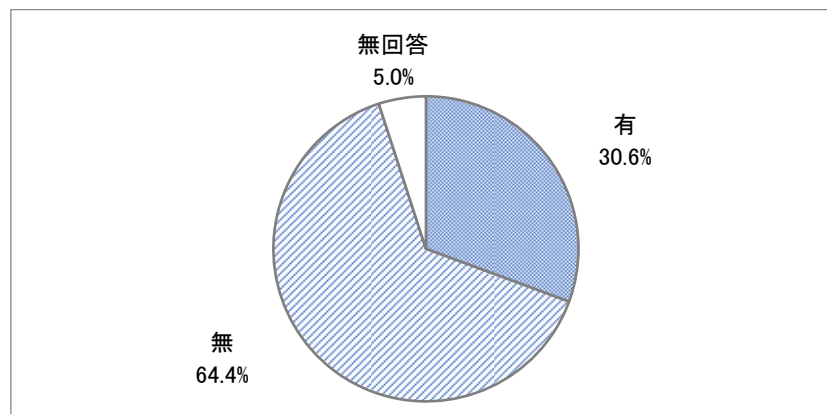
- ・児童虐待ケースについては所内の協議で決定
- ・児童や家族の状況を十分把握し、安全を確保し実施
- ・一時保護後一定期間は子どもの情緒の安定を考慮し、面会を控える場合がある など

(5) 一時保護所における一時保護解除時のプロセス (問 11)

① 解除の検討を行う時期の目安の有無

一時保護解除の検討を行う時期の目安があるかどうかきいたところ、「有」が 30.6%、「無」が 64.4%となっています。「有」とする中では、具体的には3週間から1か月を目安とするところが多いものの、2か月を超えない時期、随時といったところもありました。

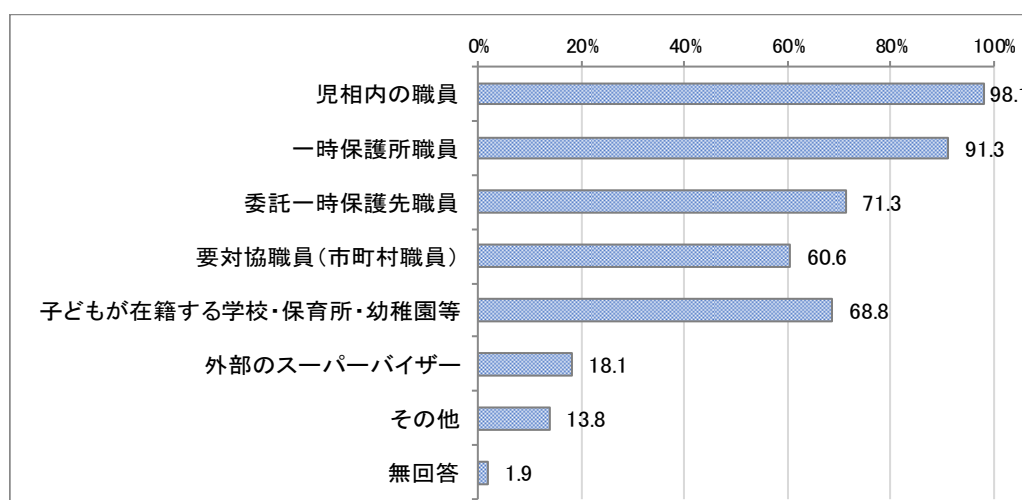
図表-18 一時保護解除の検討を行う時期の目安の有無 [n=160]



② 解除及び解除後の行き先の判断を行う際に意見をきく人

解除及び解除後の行き先の判断を行う際に意見をきく人については、大半の児童相談所が「児相内の職員」(98.1%)、「一時保護所職員」(91.3%)をあげています。その他では「委託一時保護先職員」(71.3%)、「子どもが在籍する学校・保育所・幼稚園等」(68.8%)の割合が高くなっています。また、「外部のスーパーバイザー」は 18.1%となっていますが、具体的には弁護士、小児科医や小児精神科医、学識経験者があげられています。さらには、「その他」として、親族や子ども本人をあげているところもあります。

図表-19 解除及び解除後の行き先の判断を行う際に意見をきく人(複数回答) [n=160]



【その他の回答】

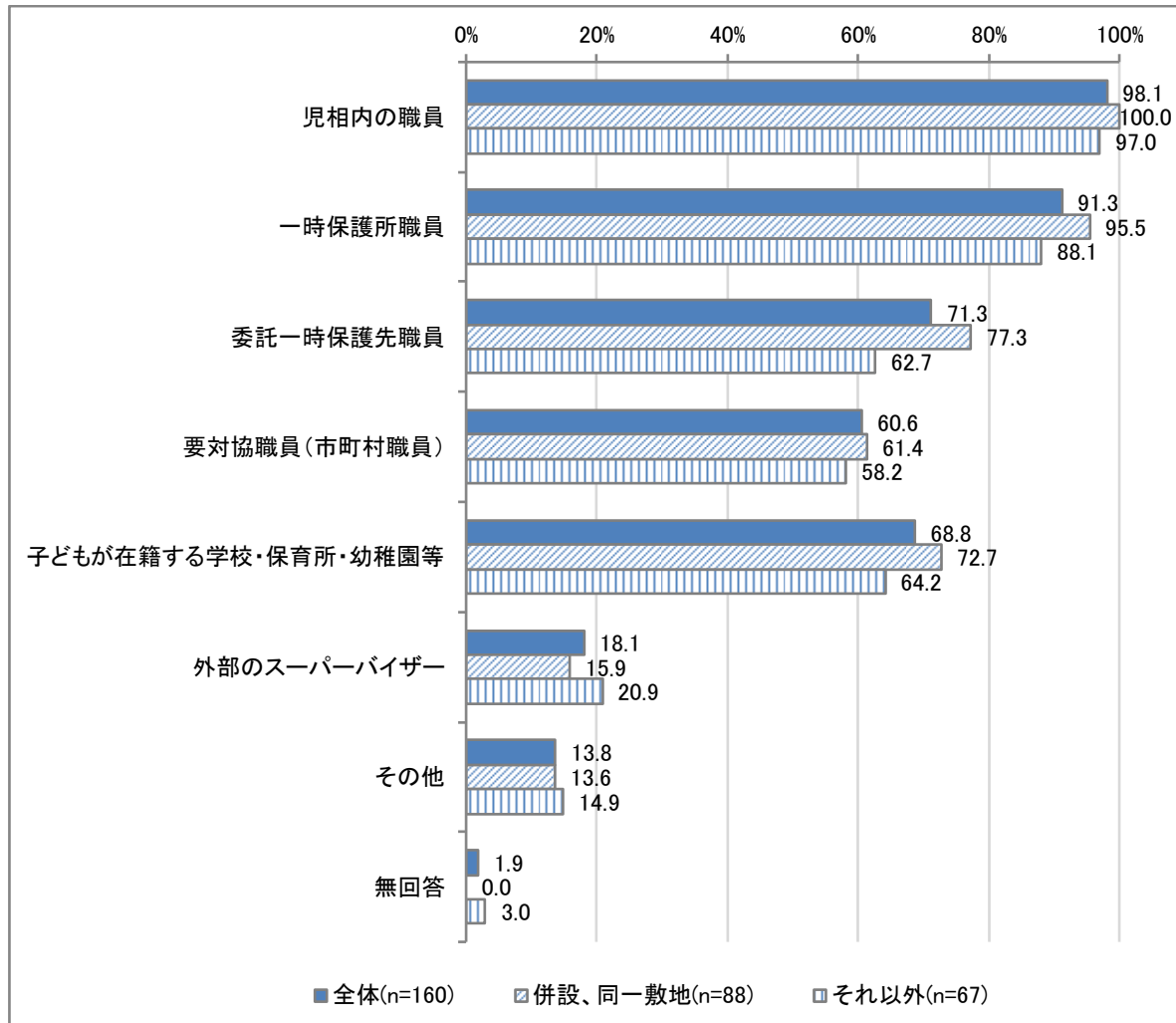
・児童本人 ・保護者 ・親族 ・主治医 ・警察 など

【外部のスーパーバイザー】

・弁護士 ・医師（小児科医・児童精神科医・虐待対応の法医学医師）・学識経験者など

一時保護所併設の有無別にみると、上位にあげられている人に大きな違いはないものの、一時保護所併設・同一敷地にある児相では、全般的に様々な関係者に意見をきっていることがうかがえます。特に「一時保護職員」「委託一時保護先職員」「子どもが在籍する学校・保育所・幼稚園等」については、一時保護所併設・同一敷地にある児相とそれ以外の児相では約7～14ポイントの差がみられました。

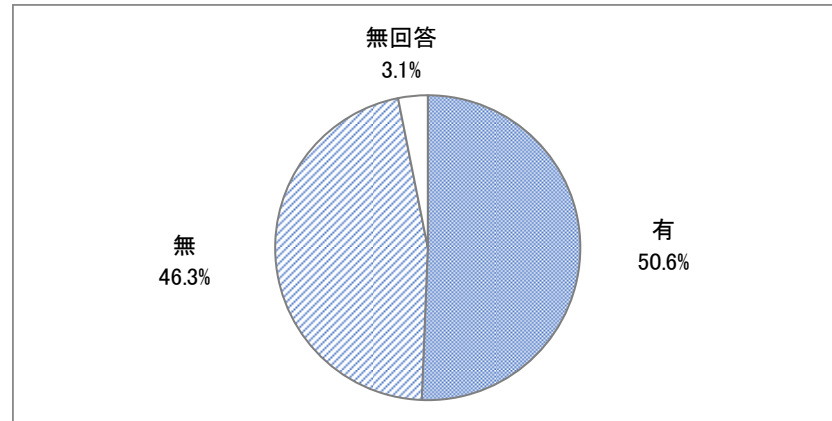
図表-20 一時保護所併設の有無別 解除及び解除後の行き先の判断を行う際に意見をきく人（複数回答）
[n=160]



③ 解除及び解除後の行き先の判断を行う際に使用している判断基準・ツールの有無

解除及び解除後の行き先の判断を行う際に使用している判断基準・ツールの有無についてきいたところ、「有」が50.6%、「無」が46.3%となっています。「有」とする場合には、特に虐待の場合、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」を使用しているところが多くなっています。

図表－21 解除及び解除後の行き先の判断を行う際に使用している判断基準・ツールの有無 [n=160]



【判断基準・ツール】

- ・家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト
- ・家族支援のためのチェックリスト（県作成・市作成）
- ・一時保護決定のアセスメントシート
- ・虐待リスクアセスメントシート
- ・一時保護解除のためのチェックリスト

など

④ 一時保護解除に対する反対意見があった場合の対応

一時保護解除に対する反対意見があった場合の対応についてきいたところ、下記のような対応をしているという意見がありました。

- ・解除可能とする根拠の収集、再調査
- ・再調査の上、再協議を行う
- ・援助方針会議で再検討を行う
- ・個別ケース会議の開催
- ・要対協の個別会議を開催
- ・説明・話し合いを重ねる
- ・児相の方針や解除後の児相の関わり方を説明

(6) 一時保護期間中の子どもへの説明、子どもの意思確認等の状況 (問 12)

① 一時保護開始時の一時保護を行うことに対する説明、子どもの合意

	一時保護所で保護している子どもに対して 平日・夜間	委託一時保護先で保護している子どもに対して 平日・夜間
説明に使用しているもの	平日・夜間とも使用しているものはほぼ同じ ・保護所のパンフレット ・保護のしおり ・子どもの権利ノート ・口頭（面接）での説明	平日・夜間とも使用しているものはほぼ同じ ・委託施設のパンフレット ・口頭（面接）での説明 ・子どもの権利ノート
合意の方法	平日・夜間とも口頭での説明（保護の必要性等）が多い その他、 ・保護者から説明 ・生活ルールについては書面にサインをもらう ・担当児相での面接による合意後、さらに一時保護所職員の面接・合意 ・夜間の警察からの身柄付き通告の場合は、後日、子どもから聞きとり合意 ・夜間の場合は、開庁時間に児童福祉司が面接	平日・夜間とも口頭での説明（保護の必要性等）が多い その他、 ・一時保護委託先医療機関等からの要請があれば、所長等協議の上、医療機関に出向き状況を確認する場合がある ・通常の就業時間内に面接を行うことを説明し、まずは休ませる ・他に生活している子どもがいること、登校、外出、家族や友人との連絡、携帯電話の制限などルールを詳しく説明した上で同意を得る
実施している人	<平日> ・担当 CW、児童心理司 ・児童福祉司 ・一時保護職員 <夜間・休日> ・担当 CW ・夜間・休日対応職員（児童福祉司・児童心理司） ・一時保護職員 ・虐待対応専門員	<平日> ・担当 CW、児童心理司 ・地区担当児童福祉司 ・施設職員 <夜間・休日> ・担当 CW ・夜間・休日対応職員（児童福祉司・児童心理司） ・虐待対応専門員
説明や合意等で配慮していること	・子どもの年齢や理解度に合わせて、分かりやすく説明 ・一時保護の目的・理由などを分かりやすく説明 ・一時保護所、委託保護先での生活についてイメージしやすいように説明 ・子どもの権利について説明 ・不安感をできるだけ減らす ・見通しが伝えられるようであれば伝える ・同性の職員を配置 ・入所中の子どもたちとは別メニューでの生活になることを説明	

② 一時保護期間中の一時保護の見通しについての説明

	一時保護所で保護している子ども に対して	委託一時保護先で保護している子 どもに対して
説明に使用して いるもの	・ 特になし、口頭 ・ 必要に応じて、紙に書いたり、図などで説明 ・ カレンダーなど視覚的に分かりやすいもの	
実施している人	・ 担当児童福祉司、児童心理司 ・ 児童福祉司、児童心理司	・ 担当児童福祉司、児童心理司 ・ 地区担当児童福祉司
説明等で配慮し ていること	・ 子どもの不安を解消できるよう説明 ・ 現状を丁寧に説明 ・ 子どもの意向をきく ・ 一時保護先の変更や長期になる場合は、その理由やどのようになれば解除になるかを説明 ・ 過度な期待をもたせないよう、不明確なことは伝えない	

③ 一時保護解除に向けての説明や子どもの合意

	一時保護所で保護している子ども に対して	委託一時保護先で保護している子 どもに対して
具体的に解除 後のことにつ いて伝える時 期	・ 一時保護解除決定後 ・ 援助方針会議で決定後 ・ ケースによって異なるが1週間前 ～数日前 ・ 一時保護解除直前	・ 一時保護解除決定後 ・ 援助方針会議で決定後 ・ ケースによって異なるが解除日数 日前～前日、当日
説明に使用し ているもの	・ 口頭 ・ 決まったものはない ・ 施設のパンフレット（解除後、入所措置の場合） ・ 解除の見通しが分かる資料 ・ 個別に資料作成	
合意の方法	・ 口頭で説明、合意 ・ 面接 ・ 今後の家庭生活や在宅指導に関する書面を作成し、児童が署名 ・ 保護者に指導した結果や解除後の家庭での生活等を説明し合意を得る ・ ファミリーグループカンファレンス、当事者参加型カンファレンス ・ 解除後の施設入所の場合は意向確認書、家庭復帰の場合は口頭	
実施している 人	・ 担当児童福祉司、児童心理司 ・ 児童福祉司、児童心理司	・ 地区担当児童福祉司、児童心理司 ・ 児童福祉司、児童心理司
説明等で配慮 していること	・ 一時保護所職員でなく、児相職員 が伝える ・ 家庭引き取りの場合は、その後の フォロー体制を説明 ・ 子どもの不安な気持ちに寄り添う ・ 年齢や理解力に応じた分かりやす い説明 ・ 相談先等を明確にしておく	・ 解除後の支援方法、児相の関わり 方、SOS の出し方などを伝える ・ 不安を与えないように丁寧に説明 をする ・ 委託先に担当が出向いたり、本人 を児相に連れてくるなどして、安 心して意思表示できるよう配慮

(7) 委託一時保護の状況

① 委託一時保護先の状況（令和元年度）

令和元年度のそれぞれの児童相談所の委託一時保護先別の実利用人数は下記のとおりです。

図表－22 委託一時保護先別の実利用人数（令和元年度）

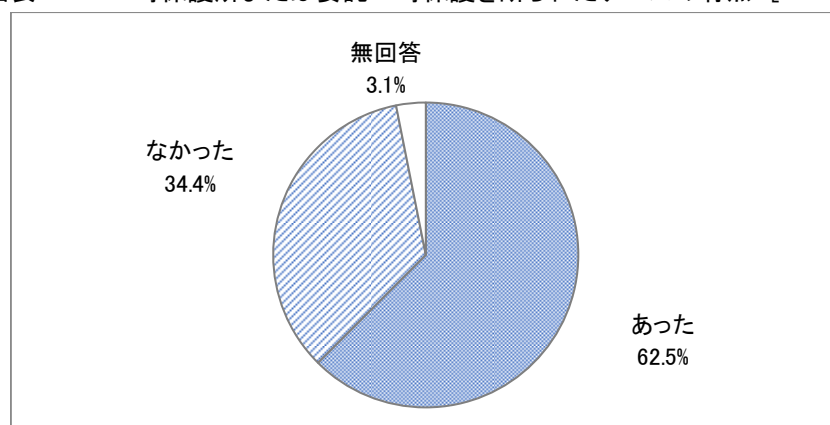
		1児童相談所当たり実利用人数（人）		
		平均	最大	最小
児童養護施設	(n=147)	61.4	1,547	0
乳児院	(n=141)	34.2	1,335	0
児童自立支援施設	(n=118)	1.9	119	0
児童心理治療施設	(n=115)	1.7	53	0
自立援助ホーム	(n=123)	8.0	376	0
障害児関係施設	(n=139)	9.3	163	0
ファミリーホーム	(n=125)	10.3	602	0
里親	(n=143)	28.0	671	0

② 一時保護所または委託一時保護を断られたケースの有無（令和元年度）（問 14）

一時保護所または委託一時保護を断られたケースの有無[※]についてきいたところ、「あった」が62.5%、「なかった」が34.4%となっています。

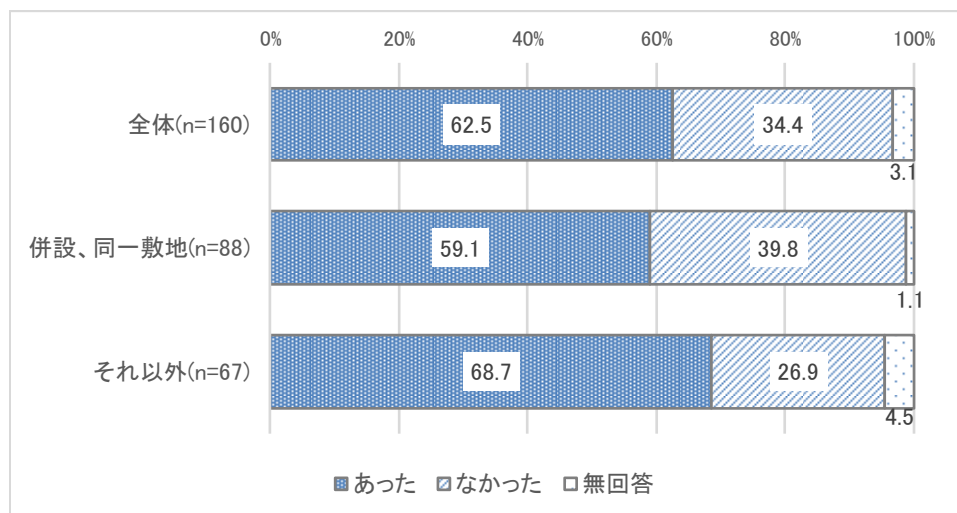
一時保護所併設の有無別にみると、併設、同一敷地ではない児童相談所の方が「あった」とする割合が高くなっています。

図表－23 一時保護所または委託一時保護を断られたケースの有無 [n=160]



※一時保護の依頼をした際に断られた経験があるかを聞いており、最終的に当該ケースが保護されなかったという意味ではない。

図表－24 一時保護所併設の有無別 一時保護所または委託一時保護を断られたケースの有無 [n=160]



③ 一時保護所または委託一時保護を断られたケースの詳細（問 15）

一時保護所または委託一時保護を断られたケースや断られた理由については、以下のとおりとなっています。

委託一時保護を断られた主な理由	
一時保護所	・ 定員超過 ・ 満床ではないが職員体制上難しい ・ 既入所児童の状況により部屋の確保困難 ・ 既に一時保護されている児童との関係性 ・ 障害特性に応じた対応が難しい ・ 落ち着きがなく集団適応困難（発達障害） ・ （知的）障害程度が重度 ・ 多動が激しく、集団行動が困難（障害無） ・ 水頭症のり患。隔離の部屋や対応できる職員がいなかった ・ 医療ケア（吸痰等）の対応が困難との理由で断られることも多い ・ 性問題行動がある男児で、性虐待の被害女性と同じ生活空間となるため ・ 過去の保護歴から監護できないと判断 ・ 子どもの問題行動 ・ 顔見知りの児童が先に入所しており、一緒に保護するのが適当でない

委託一時保護を断られた主な理由	
乳児院	・深夜で対応できない（体制・健診など） ・緊急避難枠がない ・職員体制が整っていない ・定員超過 ・新生児ベッドが埋まっている ・対応可能な月齢ではない（生後2か月） ・年齢が進んでおり受け入れ不可（3歳児） ・双子で乳児院の空きがない ・施設内で感染症が発生 ・新型コロナウイルス対策で、新たに一時保護委託を行う児童については、一定期間は他児と接触をさせないよう別棟にて経過観察をしているが、別棟の受け入れ人員に制限があるため ・夜間に警察から身柄付通告があったが、新型コロナウイルス感染予防のため、事前に身体検査が必要との理由 ・感染症（水ぼうそう）の濃厚接触者のため、潜伏期間中は受け入れ不可 ・医療的ケアが必要で、対応困難（ファロー四徴症、在宅酸素、染色体異常、経管栄養摂取、吸痰等） ・虐待の影響（疑）で脳に障害があり、乳児院では医療的対応が困難 ・体重が満たないため ・口蓋裂
児童養護施設	・定員超過 ・職員体制が整わず、十分な対応が難しい ・施設行事があり多忙 ・他の児相から一時保護を受け入れており対応できない ・男子の定員に空きがなかったため ・年齢が高く、空きがないため ・きょうだいでの一時保護を依頼したが、満床のため断られた ・満床ではないが、部屋の割り振り上、受け入れ困難 ・入所児童の落ちつきの状態とユニットの年齢構成の状況のため ・入所児が安定せず、一時保護児童を見ていく余裕がなかった ・入所児童との関係性 ・委託打診児が元措置児童であり、それぞれのユニットで交流が発生する可能性があったため ・自宅と施設が同一校区であり、周囲の児童たちへの説明が困難、地域での風評を心配したため ・新型コロナウイルス流行により、健康診断を受けてからでないと受け入れられない ・医療ケア（吸痰等）の対応が困難との理由で断られることが多い ・素行不良があり、個別対応が必要だが、対応できる人員が足りない ・無断外出、性加害、食事・環境のこだわり等問題行動が多く対応できないため ・発達特性（ADHD）のため

委託一時保護を断られた主な理由	
児童自立支援施設	・定員超過 ・特別なケースを除き、一時保護は想定していない ・28条申立て中など入所前提以外の一時保護委託は困難 ・当施設に措置前提の子どもだけ委託一時保護を受ける方針であり、高校生年齢の措置は受けない方針 ・当施設への入所前提であれば了承されたが、委託のみは他の入所児童の情報が漏れると困るという理由で断られた ・小学生の一時保護委託は対応していない ・年齢（中3）や性加害児童のため ・一時保護所での行動診断や児童の動機付けが必要なため ・特別支援学校（高等部）への進学にあたり、施設からの通学手段がなかったため ・施設内一時保護ユニットを、新型コロナ対策（所内で新型コロナ感染が発生した場合の隔離施設）として利用するため、一時保護の受け入れは困難
療児施設心理治療	・定員超過 ・空床はあるが、体制上の問題があるため ・一時保護は想定していない ・高校生年齢の委託一時保護は受けない方針 ・28条申立て中など入所前提以外の一時保護委託は困難 ・自県の入所児童優先。遠方だと緊急時に対応してもらえない ・県児相内で入所順位づけを行っている ・児に手がかかる ・割愛入所は受けていない
木自立支援	・定員超過 ・問題行動（万引き、無断外出等）のため ・児童養護施設の不適応で一時保護の必要があったが、無断外出などの問題があった ・他自立援助ホームで多量服薬があった児童で、リスク管理ができない、他児への影響を懸念 ・子ども自身に自立援助ホームで生活する意思がない
障害児関係施設	・定員超過 ・職員の体制が整わないため ・ショートステイを受け入れているため、それ以上は受け入れできない ・障害特性に応じた対応が難しい ・子どもの行動障害への対応が困難 ・児童の特性（暴力、暴言等）の対応が困難 ・本児に盗みの行動があった ・他害行動があった ・男女が同じ棟に入所しており、本児に性加害の心配があった ・児童の問題行動に対応するための職員体制がとれない ・地域で求められた支援をするため緊急には応じられない ・他害する児童がいて安全確保ができない ・重度棟で対応できない ・重複障害は緊急対応が困難 ・子ども自身に障害児関連施設で生活する意思がないため

委託一時保護を断られた主な理由	
含里 む親 (フ ア ミ リ ー ホ ー ム を	・実子との年齢が近い ・他の児童を委託中であるため ・急な話であり、里親も仕事が忙しいため ・乳児のため、日中の仕事の調整が図れない ・日中、子どもの世話ができる人がいない ・通学援助ができない ・家庭の都合によりその時期の受け入れが困難なため ・里親の生活リズムと一致しないため ・2人一緒に預かることはできない ・問題行動があったため（深夜の徘徊、性加害など） ・無断外出、性加害、食事・環境のこだわり等問題行動が多く対応できない ・発達特性（ADHD、ASD）のため ・予定している期間が長く、受け入れられない ・新型コロナウイルス感染のおそれ

(8) 今後の一時保護についての考え

① 多様な委託一時保護先の確保のために工夫していること（問 16）

多様な委託一時保護先の確保のために工夫していることとして、以下のようなことがあげられました。

<委託しやすい体制>

- ・一時保護決定時に委託一時保護の可能性を検討
- ・委託一時保護時の日中活動の場の確保のため、関係機関が提供できる支援を確認
- ・児相間での施設の状況等の共有を図り、計画的に委託先の確保に努める
- ・夜間緊急一時保護の受け入れ先として、短期間の受け入れ（夜間から朝までなど）を限定して委託一時保護の受け入れをしやすくする
- ・無断外出・自傷他害など対応が難しい子どもを一時保護所で多く受け入れられるよう職員体制を強化

<委託先との情報共有等>

- ・多様さがないため委託先と期間や人数を都度調整
- ・関係機関との状況共有
- ・市町村担当と連携し、ショートステイ事業と委託一時保護を調整
- ・年度当初に児相と施設との会議で受け入れ方針を確認
- ・毎月の児童養護施設や乳児院との連絡会議で入所等の状況を確認

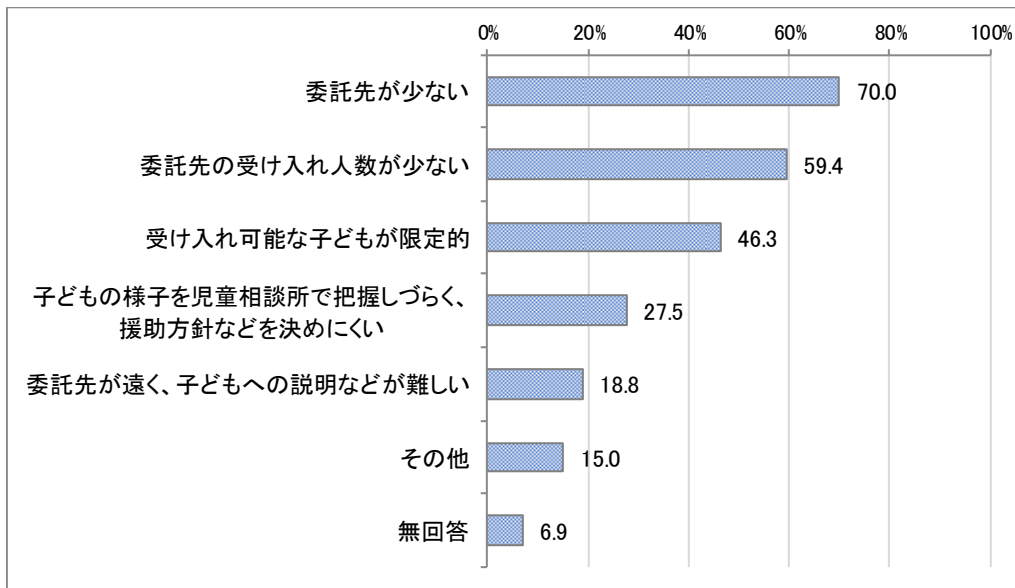
<委託先の開拓、増設>

- ・里親、自立援助ホーム、障害児・者施設、ファミリーホームの活用
- ・未委託の里親の活用、里親の開拓、里親登録時に一時保護の受け入れ意向の確認
- ・医療機関の活用
- ・打診歴のない機関にも相談
- ・里親制度の普及・啓発
- ・一時保護専用施設の開設
- ・児童養護施設に一時保護専用施設を設置

② 委託一時保護を進めるにあたっての課題（問 17）

委託一時保護を進めるにあたっての課題についてきいたところ、「委託先が少ない」が70.0%と最も高く、次いで「委託先の受け入れ人数が少ない」(59.4%)、「受け入れ可能な子どもが限定的」(46.3%)となっています。特に少ないと感じる委託先としては、里親や障害児施設が多くあげられています。また、受け入れ先の人数が少ないと感じる委託先としては、施設種別に関係なくあげられているほか、中高生の受け入れ施設をあげるところもありました。

図表－25 委託一時保護を進めるにあたっての課題（複数回答）[n=160]



【その他の回答】

- ・夜間・休日などの緊急時に対応可能な委託先が少ない。
- ・新型コロナウイルスリスクがあるため受け入れに難色を示されることがある。
- ・養護施設がユニット化しており、年齢層や性別の違う複数のきょうだいを一度に委託するのが難しい。
- ・一時保護委託費が受け入れ先の必要を満たさない。 など

【委託先が少ない】

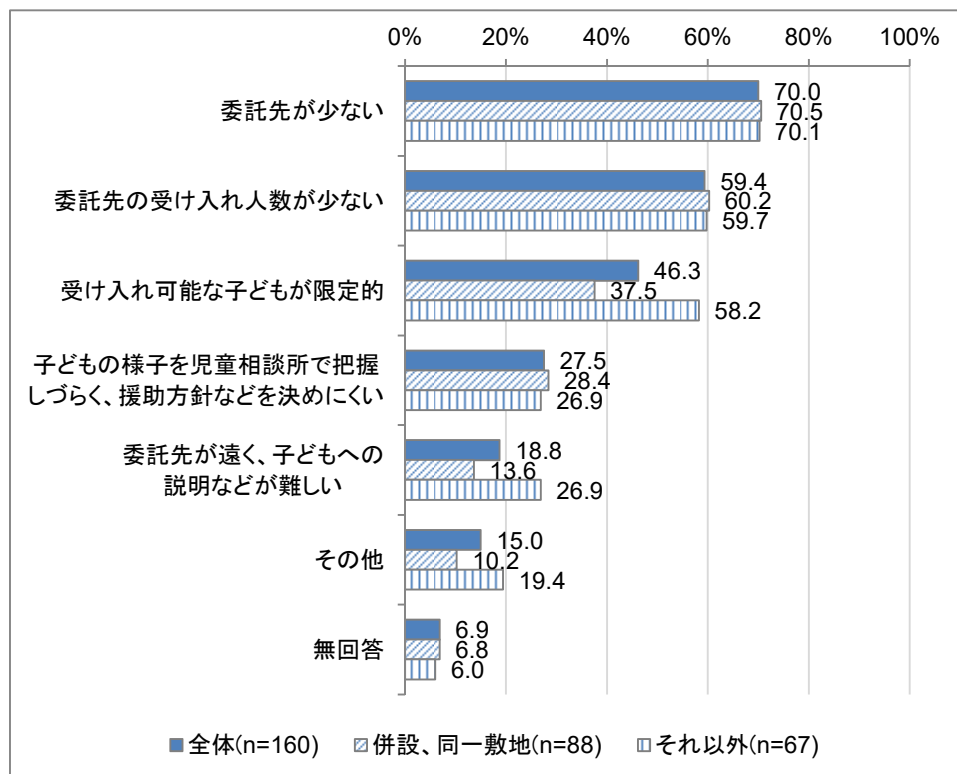
- ・里親 ・障害児施設 ・乳児院 ・児童養護施設 ・（児童）心理治療施設
- ・児童自立支援施設 ・自立援助ホーム ・ファミリーホーム ・医療機関 など

【受け入れ人数が少ない】

- ・児童養護施設 ・障害児施設 ・乳児院 ・児童心理治療施設
- ・児童自立支援施設 ・自立援助ホーム ・里親 ・中高生受け入れ可能なところ など

一時保護所の併設状況別にみると、大きな違いはないものの、「離れた位置に一時保護所がある児童相談所」では「受け入れ可能な子どもが限定的」の割合が、「併設、同一敷地に一時保護所がある児童相談所」に比べて高くなっています。

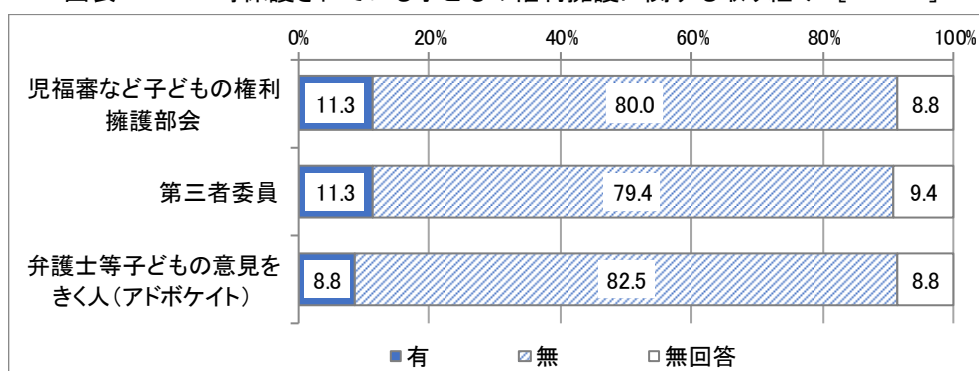
図表－26 一時保護所の併設状況別 委託一時保護を進めるにあたっての課題（複数回答）[n=160]



(9) 一時保護されている子どもの権利擁護に関する取り組み（問 18）

一時保護されている子どもの権利擁護に関する取り組みについては、「児福審などの子ども権利擁護部会」が有るのは 11.3%で、活用件数は 0～10 件となっています。また、「第三者委員」が有るのは 11.3%で、活用件数は 0～662 件でした。さらに、「弁護士等子どもの意見をきく人（アドボケイト）」が有るのは 8.8%で、活用件数は 0～39 件となっています。

図表－27 一時保護されている子どもの権利擁護に関する取り組み [n=160]



(10) 一時保護に関わる職員の研修状況 (問 19)

児童福祉司・児童福祉司 S V が受けた研修 (任用研修を除く)
<新任・転入職員研修> 児童相談所新任研修、新任児童福祉司研修、転入・新任職員研修、地域保健福祉職員新任研修、支援係新任職員研修 <一時保護所見学・体験研修> 一時保護所の見学、一時保護所実地研修、一時保護所現場体験研修 <中堅向け研修> 中堅児童福祉司・児童心理司研修 児童福祉司研修、実践力強化、指導力強化 <SV 研修> 児童福祉司スーパーバイザースキルアップ研修、SV 研修 <虐待、性的虐待被害、DV 関連> 児童虐待防止専門職員研修、児童虐待ケース対策研修会、児童虐待の医学的診断及び初期対応に関する研修、MCG 研修 性被害初期調査研修、性的虐待ガイドライン研修、性的虐待対応研修、性的被害への対応 (被害確認面接、性被害の事例演習) DV 対策研修、DV 防止セミナー <里親関連> 里親支援向上研修、フォスタリングソーシャルワーカー専門職研修 <面接技法・アセスメント・カウンセリング> 司法面接研修、面接スキルトレーニング研修、動機付け面接研修、アセスメントツール研修、認知療法・認知行動療法カウンセリング研修 <トラウマインフォームドケア> トラウマインフォームドケア研修 <家族療法、家族再統合> 家族療法ステップアップ研修、家族療法 S V 研修、家族理解ワークショップ <関係機関研修> 警察と児童相談所による児童虐待対応合同研修・合同訓練、児童福祉施設心理職員経験交流研修会、弁護士会との合同研修、少年鑑別所研修、ギャンブル関連問題関係者セミナー <その他> 医学診断研修会、アレルギー対応の基本、アドボケイト研修、施設内での児童間性暴力について
児童相談所職員全体が受けた研修
<児童相談所職員研修> 児童相談所職員業務研究協議会、児童相談所部門別研修 (児童福祉司部門)、児童相談所職員特別研修、児童相談所等合同職員研修 外部 S V による児童相談所職員研修、児童相談所の定例研修 <新任・転入職員研修> 児相新任職員研修、児童相談所新任職員フォローアップ研修

<中堅向け研修> 児童相談所職員スキルアップ研修、児童相談所職員 2 年目・3 年目研修 <虐待関連、性的虐待被害・性問題> 児童虐待事例検討会、虐待死亡事例振り返り、虐待防止アセスメントシート関係研修、児童虐待と虐待に起因する傷の見分け方、法医学の観点における児童虐待対応の留意点 性的虐待対応研修、性被害初期調査研修、性加害のある子どもへの対応、性的虐待への対応 <面接技法・アセスメント・カウンセリング> 面接スキルトレーニング、アセスメントツール研修、動機付け面接研修、心理療法とアセスメント研修、介入的ソーシャルワーク力向上研修会 <トラウマインフォームドケア> トラウマ（様々な背景を持つ子どもたちと思春期以降の対人関係）、家族療法短期ワークショップ <権利擁護> アドボケイト研修、子どもの権利に関する研修（講師：弁護士） <関係機関研修> 警察と児童相談所による児童虐待対応合同研修・合同訓練、立入調査・臨検警察合同研修 地域連携児童精神医学講座研修会、法律研修会（所内） <その他> 家族療法研修会、サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ研修、 所内研修（権利擁護、児童福祉法、生活保護制度、里親、依存症対応、アレルギー）
一時保護職員が受けた研修
<一時保護職員研修> 一時保護所実務者研修、全国児童相談所一時保護所研究セミナー、一時保護所スーパーバイザー研修 一時保護係職員向け研修（アンガーマネジメント、心理検査と心理診断、一時保護後の援助・支援と社会資源、生育歴と愛着・問題行動、児童の病気と集団感染対策、面接の初歩等） <新任・転入職員研修> 一時保護担当新任職員研修、新任（転任）職員オリエンテーション研修 <中堅向け研修> 中堅児童指導員等研修、発達障害者等相談支援従事者育成研修（上級者研修） <虐待関連、性的虐待被害・性問題> 虐待や発達障害及び愛着障害に関する専門知識の習得、施設内虐待防止研修 性的被害への対応（被害確認面接、性被害の事例演習）、性的問題への理解と対応 <トラウマインフォームドケア> 家族再統合事業「トラウマインフォームドケアについて」 <権利擁護・人権> 子どもの権利擁護、人権研修 <アレルギー対応> 食物アレルギー研修、アレルギー対応の基本、エピペン講習会 <援助技術・面接スキル> 面接スキルトレーニング・事例検討研修、CAREに関するワークショップ、トレーナー研修、子どもに対する対人援助スキルの向上（レクリエーション技術取得研修） コモンセンスペアレンティング、子ども・若者への向き合い方を学ぶ講習会

<関係機関合同・連携>

警察との合同訓練、施設職員合同研修、児童養護施設実習、児童自立支援施設相互交流
児童養護施設、児童自立支援施設の見学、県内の保護所見学・意見交換会・合同研修、
心理治療施設や他県の子相等への実地見学、少年鑑別所での寮舎勤務実習
小児救急医療研修会

<その他>

ペアレントトレーニング研修、ひきこもりに関する研修、インターネット・ゲーム依存、
K P T法

令和元年度の児童相談所における研修の予算

予算規模	児相数	具体例
1. なし	18	・ 研修予算は科目なし、研修参加時は旅費及び負担金で対応 ・ 県全体で研修参加者を決定し、各児童相談所に配分 ・ 中央児童相談所で研修を企画
2. 10 万円未満	7	・ 旅費別途のところもあり
3. 30 万円未満	14	・ 講師謝金、講師旅費、講師等研修旅費、同研修参加費分
4. 50 万円未満	5	・ 旅費 + 負担金
5. 100 万円未満	12	
6. 100 万円以上	18	・ 講師謝金、研修参加費用
7. その他	5	・ 参加旅費のみ。研修内容により参加費旅費 ・ 参加費 + 旅費 ・ 子どもの虹情報研修センター研修分 + 受講研修必要に応じて
回答児相数計	79	

(11) 2か月を超えて一時保護、委託一時保護した子どもの状況 (p 4)

令和元年度中に2か月を超えて一時保護をした子どもについて回答のあった一時保護所で保護されていた子ども 2,792 件、委託一時保護されていた子ども 1,871 件の状況は次のとおりです。

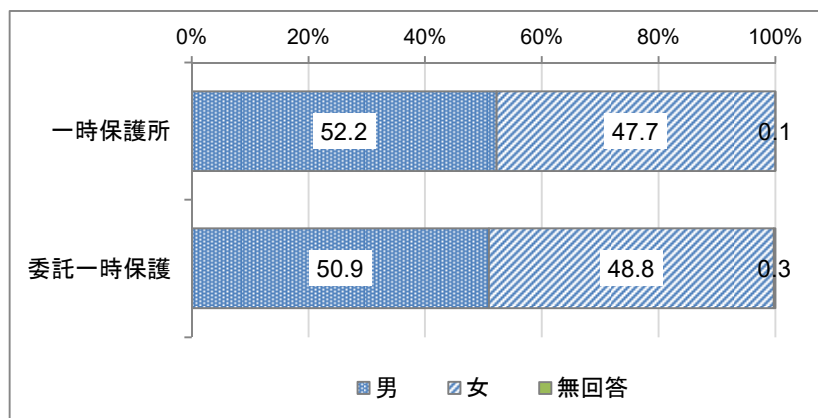
	一時保護所	委託一時保護
回答数	2,792 件	1,871 件
児童相談所数	137 児相	138 児相
平均年齢	10.3 歳	7.1 歳
一時保護の平均日数	118.0 日	131.3 日
一時保護の回数	1.8 回	1.9 回

① 性別、年齢

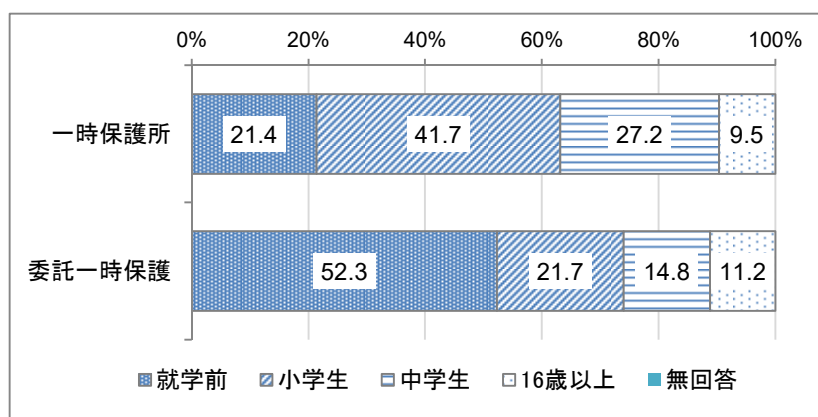
子どもの性別については、一時保護所、委託一時保護ともに、男女の割合がほぼ同じとなっています。

子どもの年齢は、一時保護所は「小学生」が 41.7%と最も高いのに対して、委託一時保護は「就学前」が 52.3%と最も高くなっています。

図表-28 性別 [一時保護所 n=2,792 委託一時保護 n=1,871]



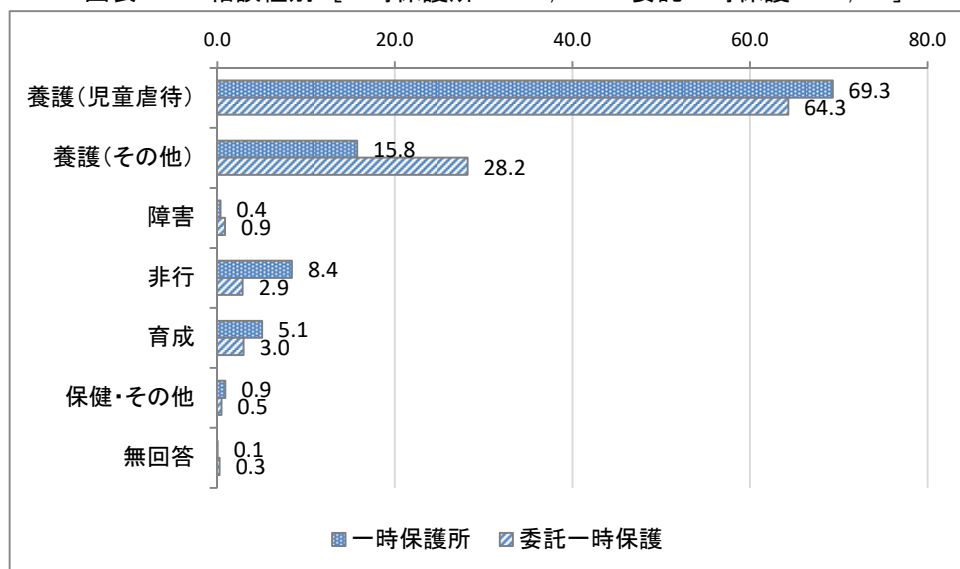
図表-29 年齢区分 [一時保護所 n=2,792 委託一時保護 n=1,871]



② 相談種別

相談種別については、一時保護所、委託一時保護とも「養護（児童虐待）」が最も高くなっています。

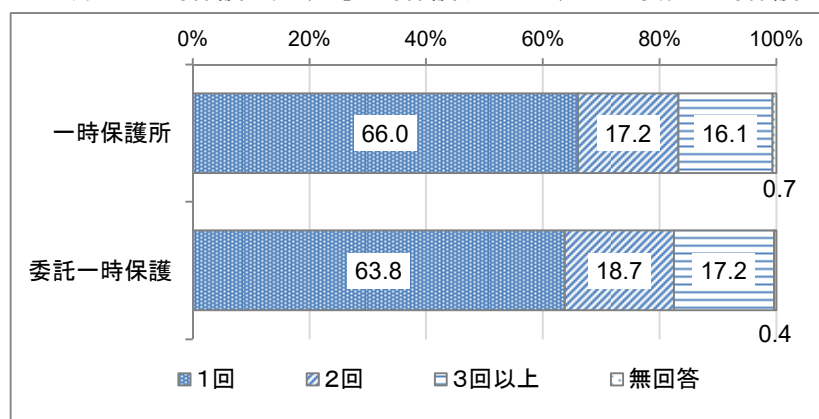
図表－30 相談種別 [一時保護所 n=2,792 委託一時保護 n=1,871]



③ 今回の一時保護の回数

今回の2か月超えになっているそれぞれのケースについて、これまでに一時保護されたことがあるかその回数については、一時保護所、委託一時保護とも「1回（今回が初めて）」の割合が最も高くなっています。

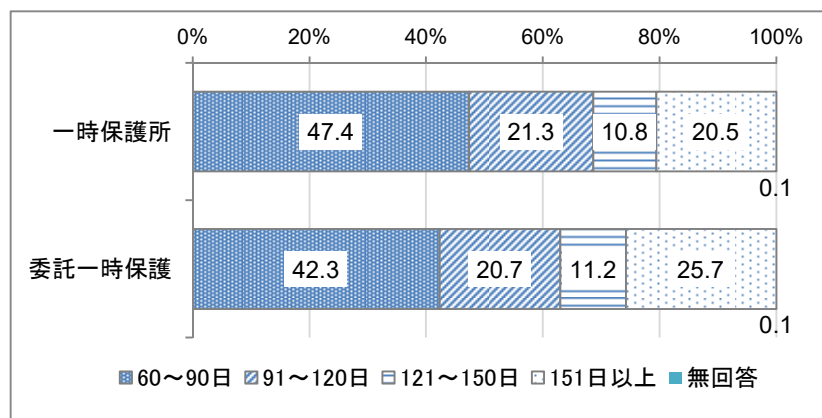
図表－31 今回の一時保護の回数 [一時保護所 n=2,792 委託一時保護 n=1,871]



④ 一時保護の日数

一時保護の日数については、一時保護所、委託一時保護とも「60～90日」の割合が高くなっています。委託一時保護では「151日以上」の割合が、一時保護所に比べてやや高くなっています。

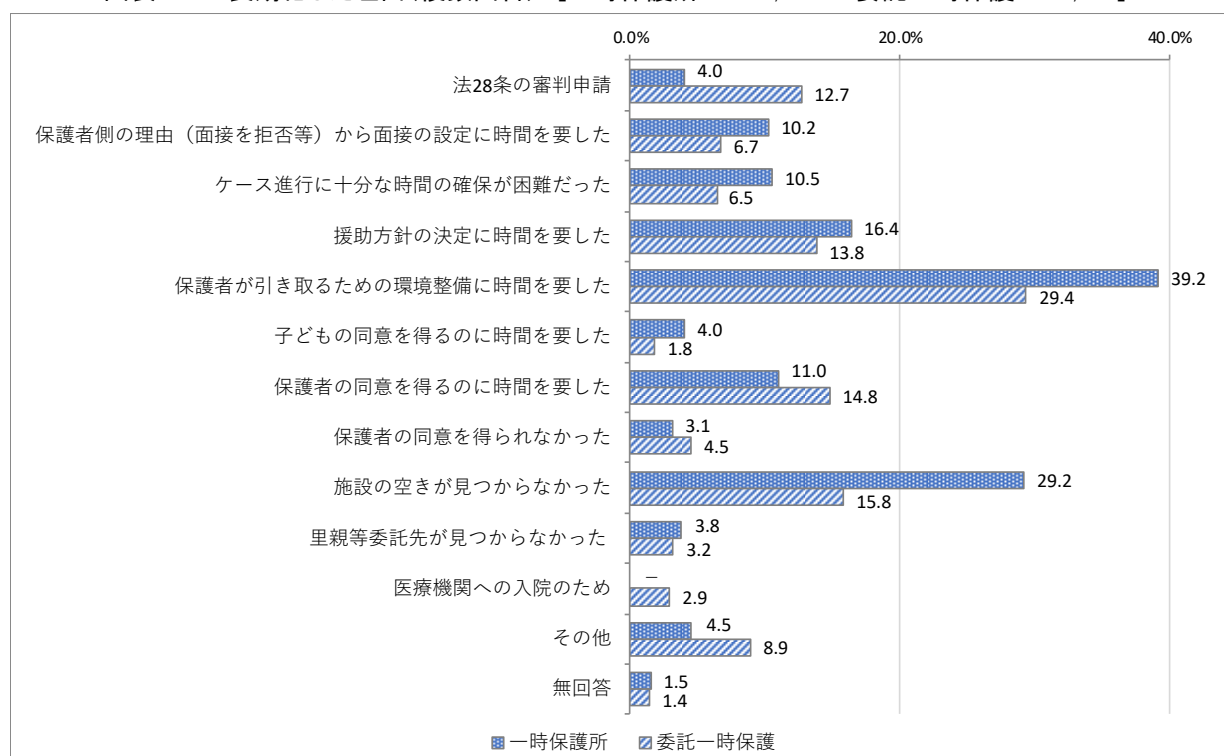
図表－32 一時保護の日数 [一時保護所 n=2,792 委託一時保護 n=1,871]



⑤ 長期化した理由

長期化した理由については、「保護者が引き取るための環境整備に時間を要した」、「施設の空きが見つからなかった」といった上位にあがっているものに大きな違いはみられません。一方、それ以外で委託一時保護では「法 28 条の審判申請」の割合が一時保護所に比べて高くなっています。

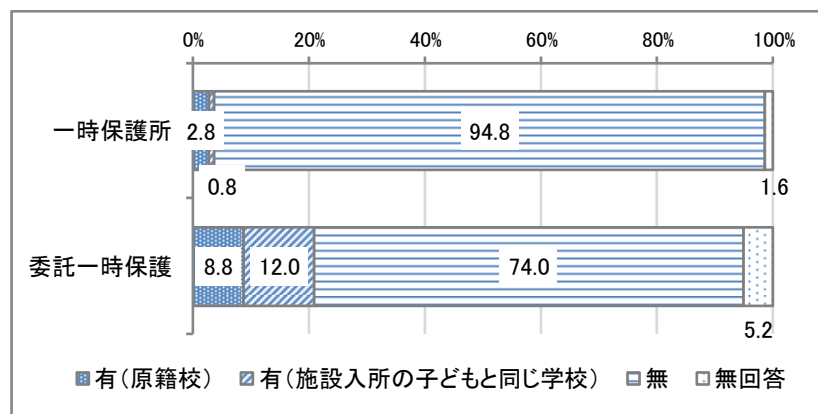
図表－33 長期化した理由(複数回答) [一時保護所 n=2,792 委託一時保護 n=1,871]



⑥ 通学の有無

通学の有無については、委託一時保護では、「有（原籍校）」、「有（施設入所の子どもと同じ学校）」を合わせると約 21%となっていますが、一時保護所では約 4 %にとどまっています。

図表－34 通学の有無 [一時保護所 n=2,792 委託一時保護 n=1,871]

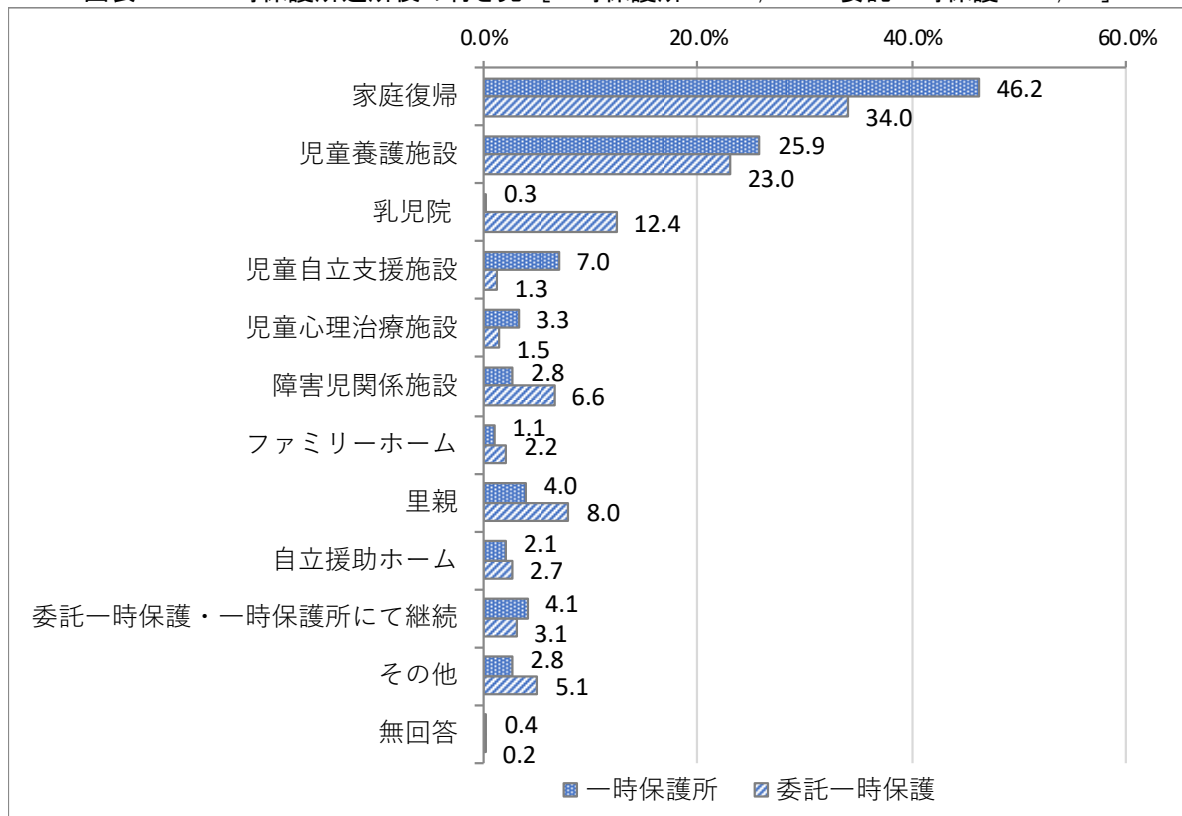


		合計 (n=)	有（原籍校）	有（施設入所の子どもと同じ学校）	無	無回答
一時保護所	小学生	1167	1.7	1.1	96.7	0.4
	中学生	760	3.8	0.8	94.9	0.5
	16 歳以上	267	8.2	0.7	90.3	0.7
委託一時保護	小学生	406	13.1	28.3	53.2	5.4
	中学生	277	14.1	27.4	54.9	3.6
	16 歳以上	210	27.6	5.7	62.9	3.8

⑦ 一時保護後の行き先

一時保護所退所後の行き先については、「家庭復帰」が 46.3%と最も高く、次いで「児童養護施設」が 25.5%となっています。一方、「委託一時保護にて継続」とする子どもも 2.5%います。

図表－35 一時保護所退所後の行き先 [一時保護所 n=2,792 委託一時保護 n=1,871]



(12) 長期化する一時保護・委託一時保護の子どもの対応で工夫されていること(問3)

おおむね2か月超の長期化している一時保護・委託一時保護の子どもの学習保障や閉ざされた空間等で生活することからの気分転換について工夫されていることとしてあげられたものは以下のとおりです。

《学習の保障として工夫していることとしてあげられた主な内容》

	【一時保護所】	【委託一時保護先】
時間	・一時保護所の日課の中で対応 ・平日の日課に学習時間(45分授業×4コマ) ・平日は小学生90分、中学生(1年生～2年生)140分、中学3年生～高校生3年生190分の学習時間を設けている ・午前中を学習時間にしている ・毎日2時間の学習時間を確保 ・休日にも、午前と午後に学習の時間を確保	・午前中は在籍校から提供してもらったプリントや保護所に備えているドリル等を活用
人	・教育委員会から現役の教師を派遣 ・近隣小学校から、学期中は1名の教諭派遣 ・月～木曜日は、近くの中学校から職員の派遣を受けている ・週に2回、元中学校教諭による個別学習対応を行う ・教員資格を有する職員を学習担当にする ・教員OBを配置 ・フリースクール講師による学習支援 ・学習ボランティアの活用	・学習支援員を配置 ・学習指導協力員を派遣 ・教員免許のある職員が教える ・教員OBを配置 ・委託先事業者の家庭教師が、一時保護委託先の施設(里親宅)を訪問し、個別に学習指導を行う
場所	・同じ建物内にある学習支援を利用 ・男女別の学習室(学校用机・椅子、黒板、テレビ等設置)にて学習指導	
教材	・一時保護所で用意されたプリント学習 ・児童に合わせた手作りの課題 ・学校からプリント、ドリル等教材を提供 ・ホワイトボードを利用した学習 ・100マス計算を実施 ・タブレットの使用について支援 ・受験生などには持ち込みも一部認めている ・教育委員会から教材の提供	・私物の教材を預かり、自主学習をする ・学校からプリント、教材などを活用 ・事前に学校や家庭から学習教材を持参 ・学校に依頼してテスト問題等を作成してもらっている ・タブレットの使用について支援
その他	・模試、期末テストなど定期テストの実施 ・特別支援学校在籍児童で他児と学習が困難な場合、児童福祉司等の引率で在籍校へ通学 ・原籍校との連携、情報交換 ・登校可能な児童は登校させている ・面接室で在籍校の担任が簡単な授業 ・学校行事(体験学習等)への参加 ・1学期に1度、特別授業(社会科見学・音楽会・調理実習など)を実施	・学校等と連携し課題やテスト等を受けられるよう配慮 ・通学が可能な児童は委託先から通学 ・委託先に原籍校への登校支援を依頼 ・受験生など必要に応じて通塾を実施 ・通学、通園可能な里親への委託 ・28条申立てなどで長期化する場合は施設近くの学校に区域外通学できるようにしている

《閉ざされた空間等で生活することからの気分転換として工夫していることとしてあげられた主な意見》

【一時保護所】	【委託一時保護先】
・ 外出行事 動物園、図書館、美術館、映画鑑賞や資料館、外食、社会見学など ・ レク行事 ダンス披露会、お話し会、調理実習、おやつ作り、アイロンビーズなどの工作など ・ 季節行事 誕生会、遠足、ひなまつり会、七夕、夏祭り、観月会、運動会、ハロウィーンパーティー、クリスマス、お楽しみ会など ・ 運動、スポーツ 所内グラウンドや体育館にて体を動かす 山登り、スポーツセンター、プール、ソフトボール大会、サッカー大会、卓球など、併設グラウンドでの外遊び ・ 作業活動 敷地内の庭や畑での活動、屋外の家庭菜園に種まきや収穫作業など ・ 散歩や買い物 ・ 近所の公園、川、神社へ散歩	・ 委託先の子どもと同じように行事などに参加できるよう配慮してもらっている ・ 季節の行事等を実施 ・ 敷地内での外遊びや、体を動かす時間を設ける ・ 高年齢児の場合は、部活等へ参加できるようにしている ・ 安全に配慮した上で、外遊びの時間を確保するようにしている ・ 近くの体育館での運動や敷地内での軽い運動 ・ 周辺の公園へ散歩、買い物
・ ブレイルームや DVD、テレビを見られるようにする ・ 隣接する学校の校庭に週 1 回所外運動で出ている ・ 希望するメニューを調理員が作る「リクエストメニュー」を食事に取り入れている ・ 外出行事の代わりに、お楽しみ会として自分で選べる外注の食事を注文することがある ・ 一時保護所の建物外で面接 ・ 週末はゲームの利用 OK としている ・ 児童が読みたがっていた本などを差し入れる ・ 心理司職員によるカウンセリング ・ 公用車にてドライブ ・ 週末里親や短期里親を利用	・ 委託先に一任している ・ ブレイルームや DVD、テレビを見られるようにする ・ 読みたがっていた本、学校からの手紙などを差し入れする ・ お小遣いをもらい、その範囲で自分の好きなもの（おやつなど）を購入するなど ・ 定期的に面接を行っている ・ 児童本人の気持ちや困りごとを頻回に確認し対応している ・ 原籍校に通う場合もあり、元の友人との交流は保てることもある ・ 閉ざされた空間等とはなっていない

(13) 里親へ委託一時保護された子どもの状況（問 21）

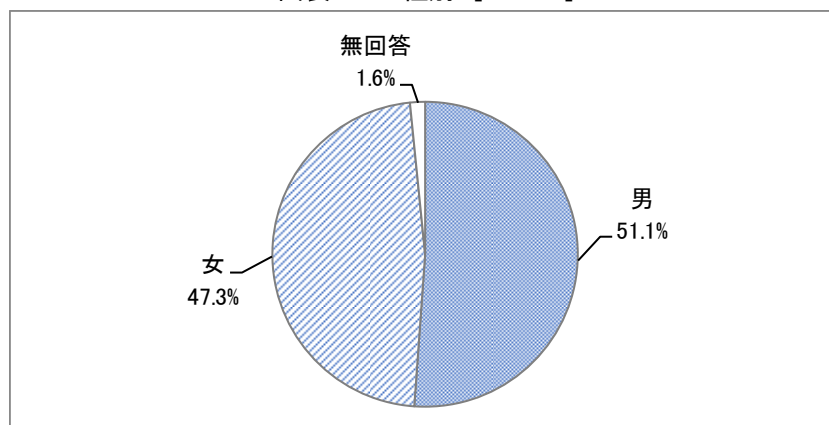
令和2年8～9月中に里親へ委託一時保護され、解除された子どもについて回答のあった442人の状況は次のとおりです。

① 性別、年齢

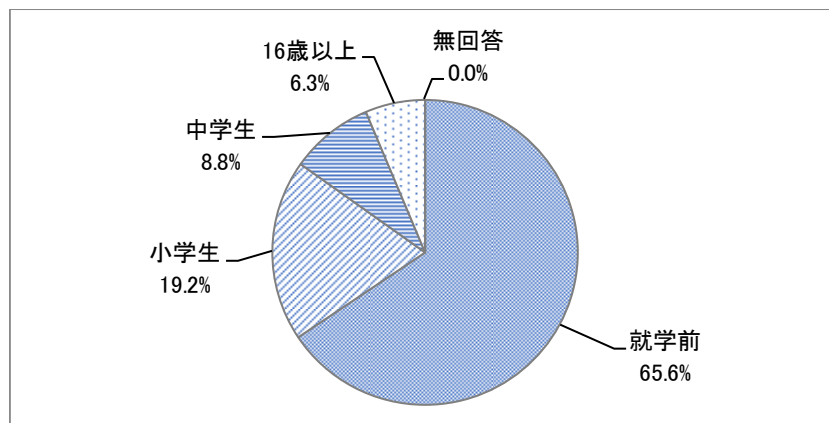
子どもの性別については、「男」が51.1%、「女」が47.3%となっています。

子どもの年齢は、「就学前」が65.6%と最も高く、次いで「小学生」（19.2%）となっています。

図表－36 性別 [n=442]



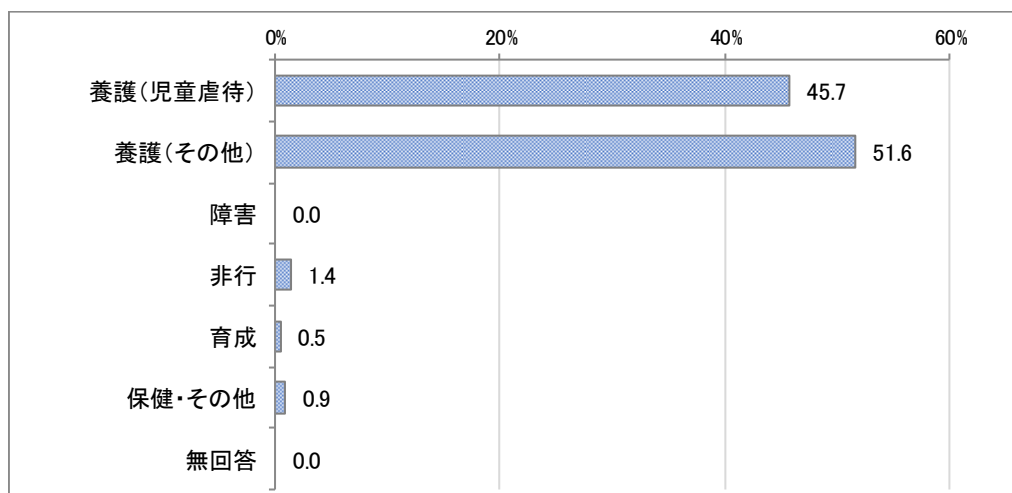
図表－37 年齢 [n=442]



② 相談種別

相談種別については、「養護（その他）」（51.6%）、「養護（児童虐待）」（45.7%）が高くなっています。

図表－38 相談種別 [n=442]



③ 里親に委託される前に一時保護所にいた期間、里親での一時保護期間

里親に委託される前に一時保護所にいた期間については、0日から495日までおり、平均で11.4日となっています。

また、里親での一時保護期間については、1日から60日までおり、平均で9.4日となっています。

④ 今回の一時保護の回数

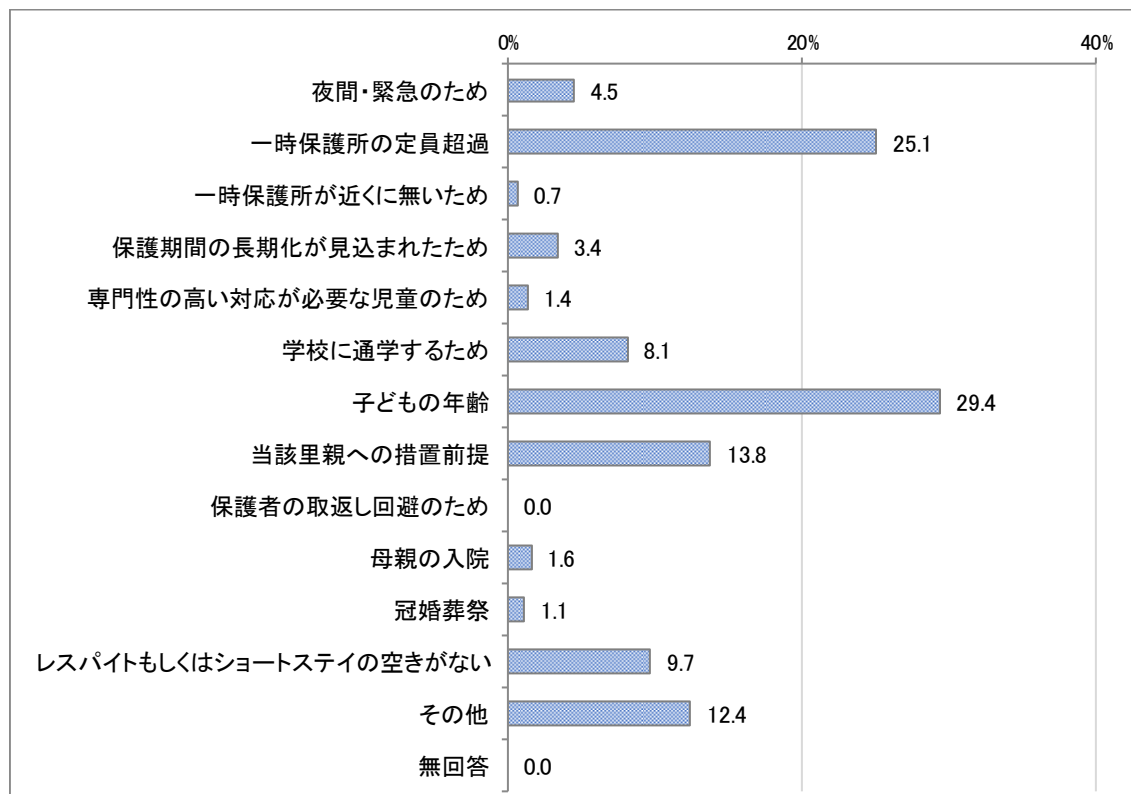
今回の一時保護の回数については、1回から45回※までおり、平均3.9回となっています。

※一時保護回数が多いケースの場合、レスパイト的に利用されていることもある

⑤ 里親に委託された理由

里親に委託された理由については、「子どもの年齢」が29.4%と最も高く、次いで「一時保護所の定員超過」（25.1%）、「当該里親への措置前提」（13.8%）となっています。

図表－39 里親に委託された理由（複数回答） [n=442]



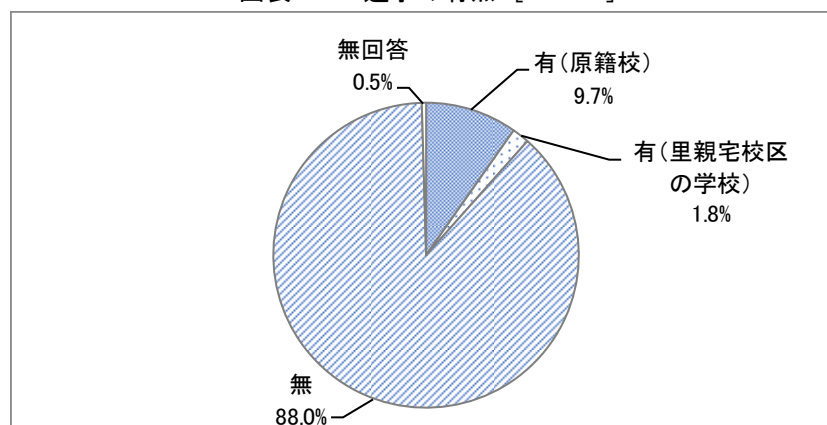
【その他の回答】

- ・乳児院が満床のため。
- ・家庭的な環境で養育されることが必要と判断したため。
- ・委託前のマッチング目的。
- ・以前一時保護委託されていたため。 など

⑥ 通学の有無

通学の有無については、「有（原籍校）」が9.7%、「有（里親宅校区の学校）」が1.8%、「無」が88.0%となっています。

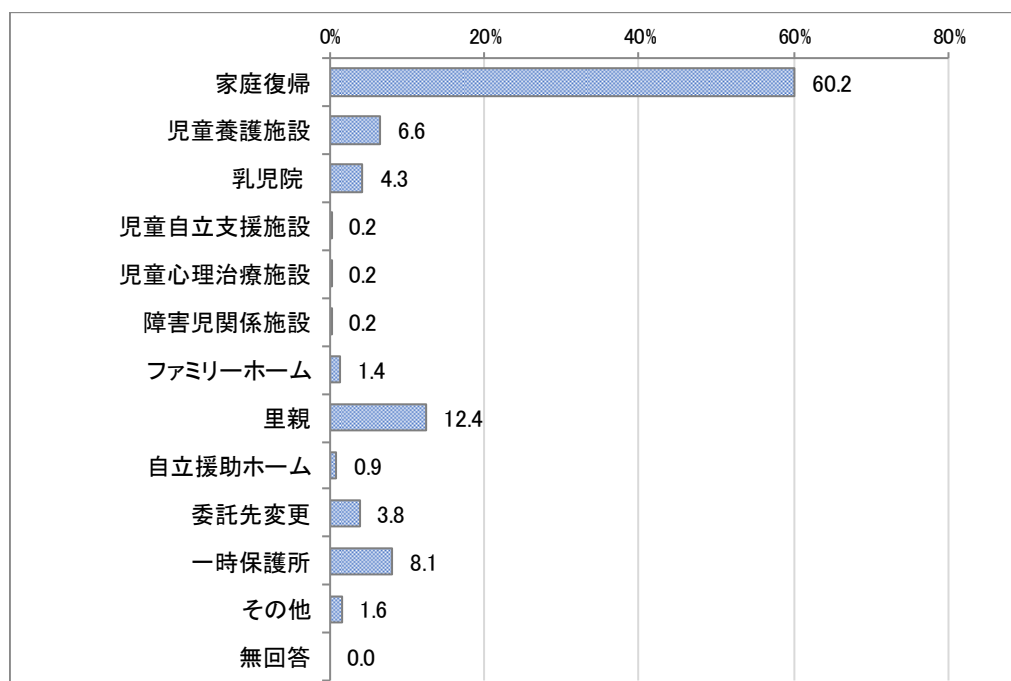
図表－40 通学の有無 [n=442]



⑦ 里親での一時保護解除後の行き先

里親での一時保護解除後の行き先については、「家庭復帰」が60.2%と最も高く、次いで「里親」（12.4%）となっています。一方、「一時保護所」も8.1%います。

図表－41 里親での一時保護解除後の行き先 [n=442]



(14) ファミリーホームへ委託一時保護された子どもの状況 (問 23)

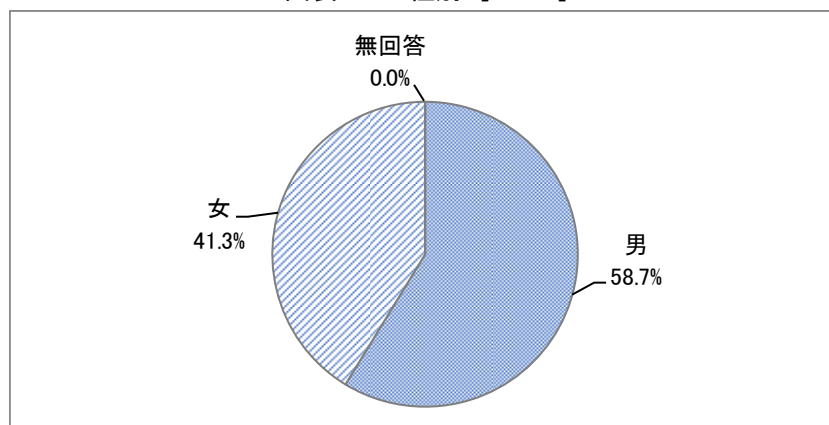
令和2年8～9月中にファミリーホームへ委託一時保護され、解除された子どもについて回答のあった63人の状況は次のとおりです。

① 性別、年齢

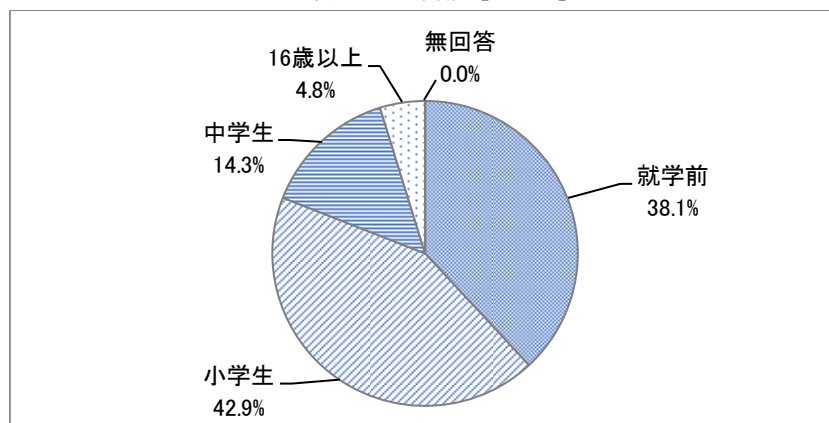
子どもの性別については、「男」が58.7%、「女」が41.3%となっています。

子どもの年齢は、「就学前」が38.1%と最も高く、次いで「小学生」(42.9%)となっています。

図表-42 性別 [n=63]



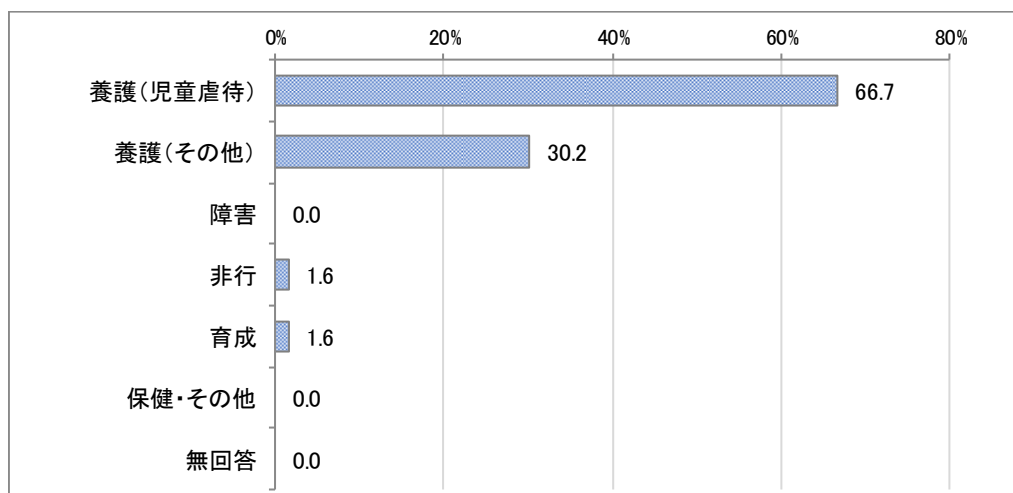
図表-43 年齢 [n=63]



② 相談種別

相談種別については、「養護（児童虐待）」が 66.7%と最も高く、次いで「養護（その他）」（30.2%）となっています。

図表－44 相談種別 [n=63]



③ ファミリーホームに委託される前に一時保護所にいた期間、ファミリーホームで一時保護されていた期間

ファミリーホームに委託される前に一時保護所にいた期間については、0日から48日までおり、平均で6.6日となっています。

また、ファミリーホームで一時保護されていた期間は1日から57日までおり、平均で14.1日となっています。

④ 今回の一時保護の回数

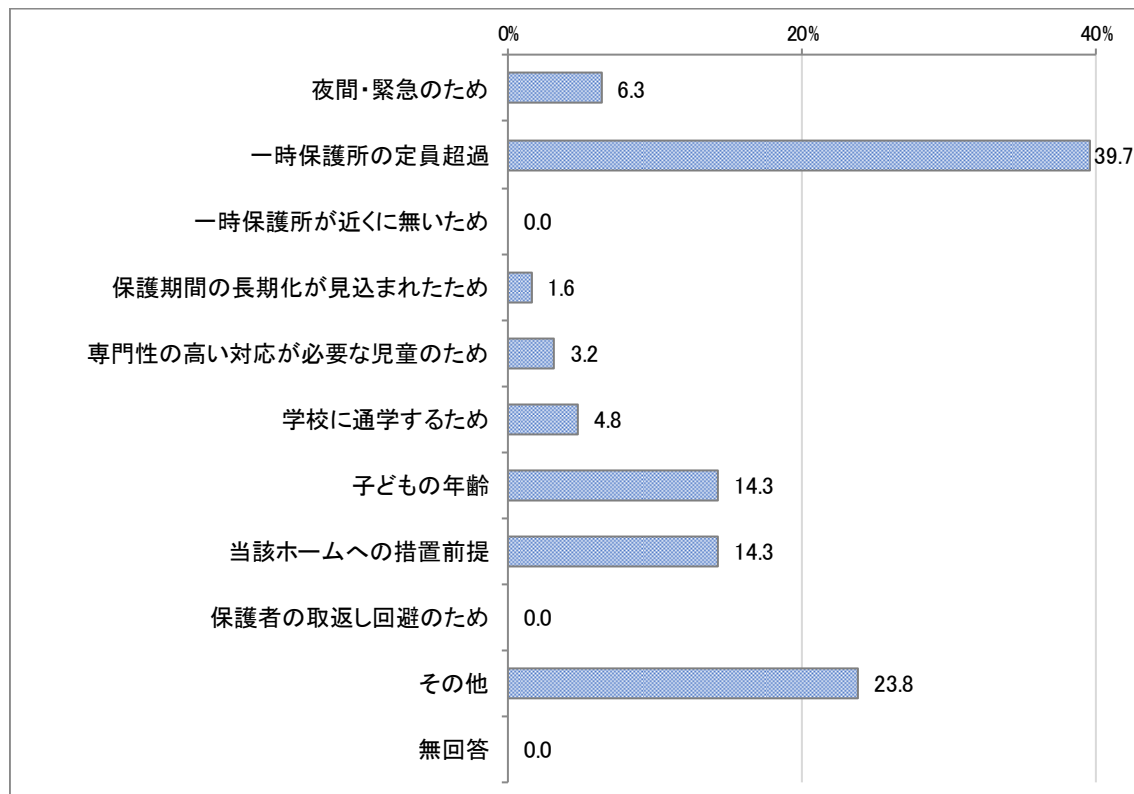
今回の一時保護の回数については、1回から20回※までおり、平均2.4回となっています。

※一時保護回数が多いケースの場合、レスパイト的に利用されていることもある

⑤ ファミリーホームに委託された理由

ファミリーホームに委託された理由については「一時保護所の定員超過」が39.7%と最も高く、次いで「子どもの年齢」「当該ホームへの措置前提」（ともに14.3%）となっています。その他の理由としては、きょうだい一緒に保護のためが多くなっています。

図表－45 ファミリーホームに委託された理由（複数回答）[n=63]



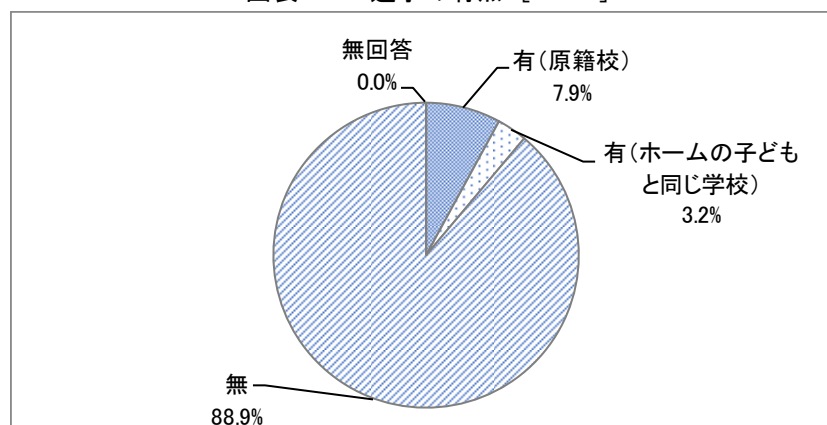
【その他の回答】

- ・きょうだいを同じ場所で保護するのが望ましいため。
- ・家庭的な場所での一時保護委託が必要と判断したため。
- ・ファミリーホームと児童のマッチング。 など

⑥ 通学の有無

通学の有無については、「有（原籍校）」が 7.9%、「有（ホームの子どもと同じ学校）」が 3.2%、「無」が 88.9%となっています。

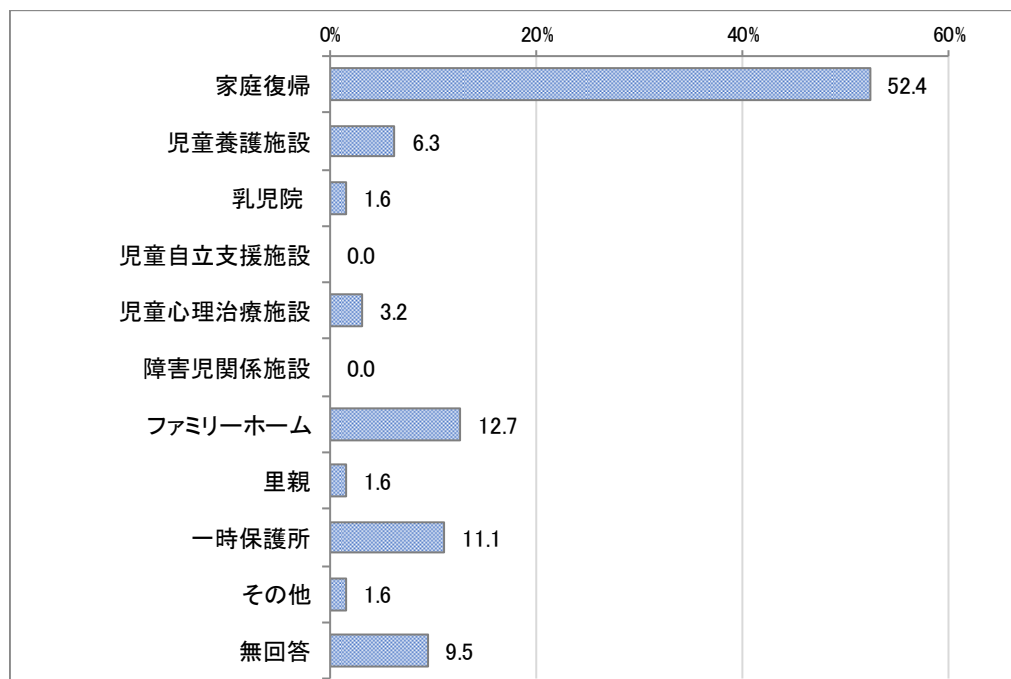
図表－46 通学の有無 [n=63]



⑦ ファミリーホームでの一時保護解除後の行き先

ファミリーホームでの一時保護解除後の行き先については、「家庭復帰」が 52.4%と最も高く、次いで「ファミリーホーム」（12.7%）となっています。一方、「一時保護所」も 11.1%います。

図表－47 ファミリーホームでの一時保護解除後の行き先 [n=63]



(15) 医療機関へ委託一時保護された子どもの状況（問 25）

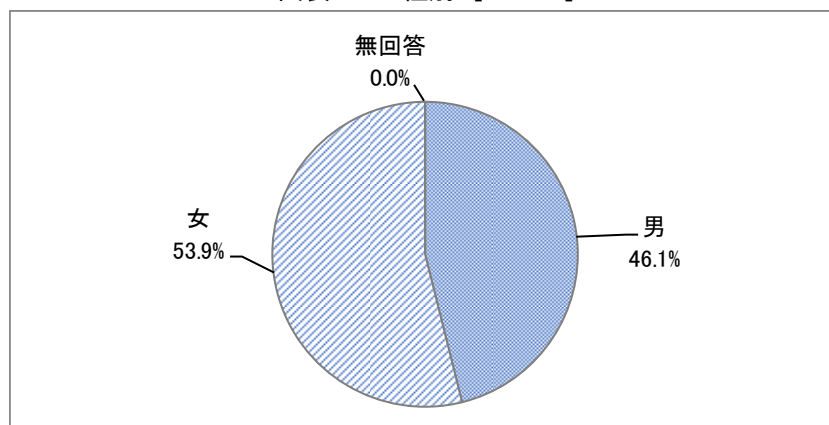
令和2年8～9月中に医療機関へ委託一時保護され、解除された子どもについて回答のあった167人の状況は次のとおりです。

① 性別、年齢

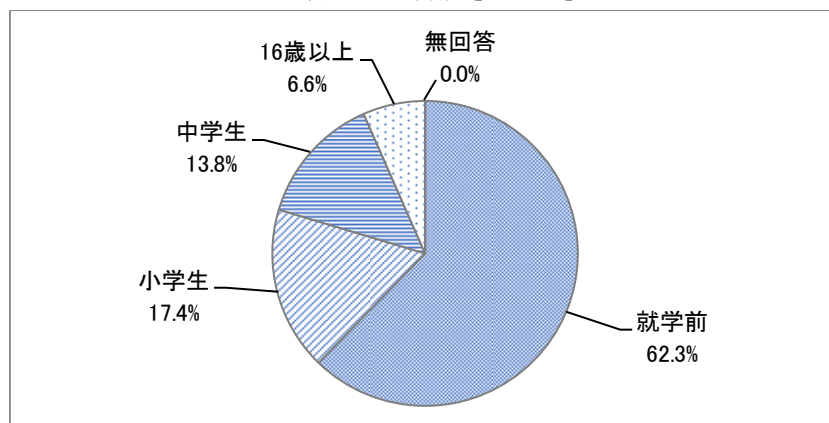
子どもの性別については、「男」が46.1%、「女」が53.9%となっています。

子どもの年齢は、「就学前」が62.3%と最も高く、次いで「小学生」（17.4%）となっています。

図表－48 性別 [n=167]



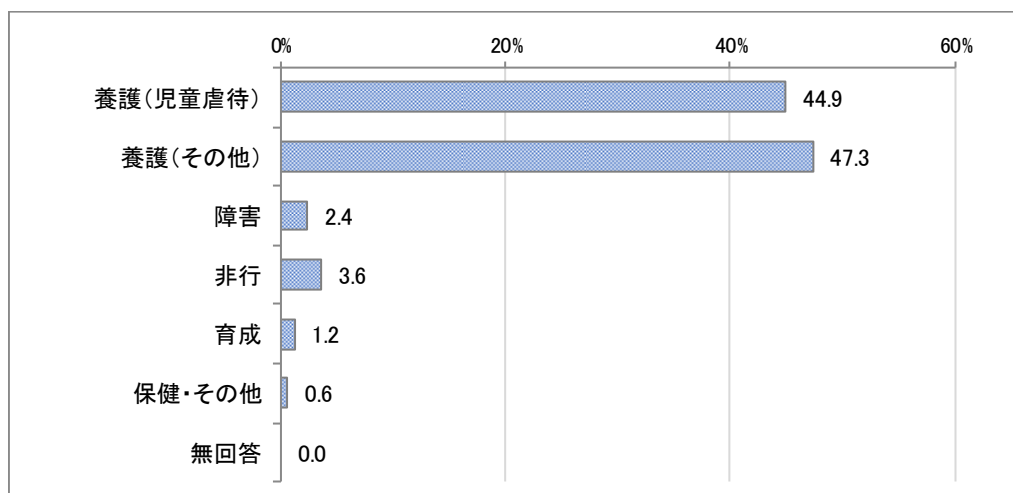
図表－49 年齢 [n=167]



② 相談種別

相談種別については、「養護（その他）」が47.3%と最も高く、次いで「養護（児童虐待）」（44.9%）となっています。

図表－50 相談種別 [n=167]



③ 医療機関に委託される前に一時保護所にいた期間、医療機関で一時保護されていた期間

医療機関に委託される前に一時保護所にいた期間については、0日から189日まであり、平均4.0日となっています。

また、医療機関で一時保護されていた期間は1日から56日まであり、平均で11.9日となっています。

④ 今回の一時保護の回数

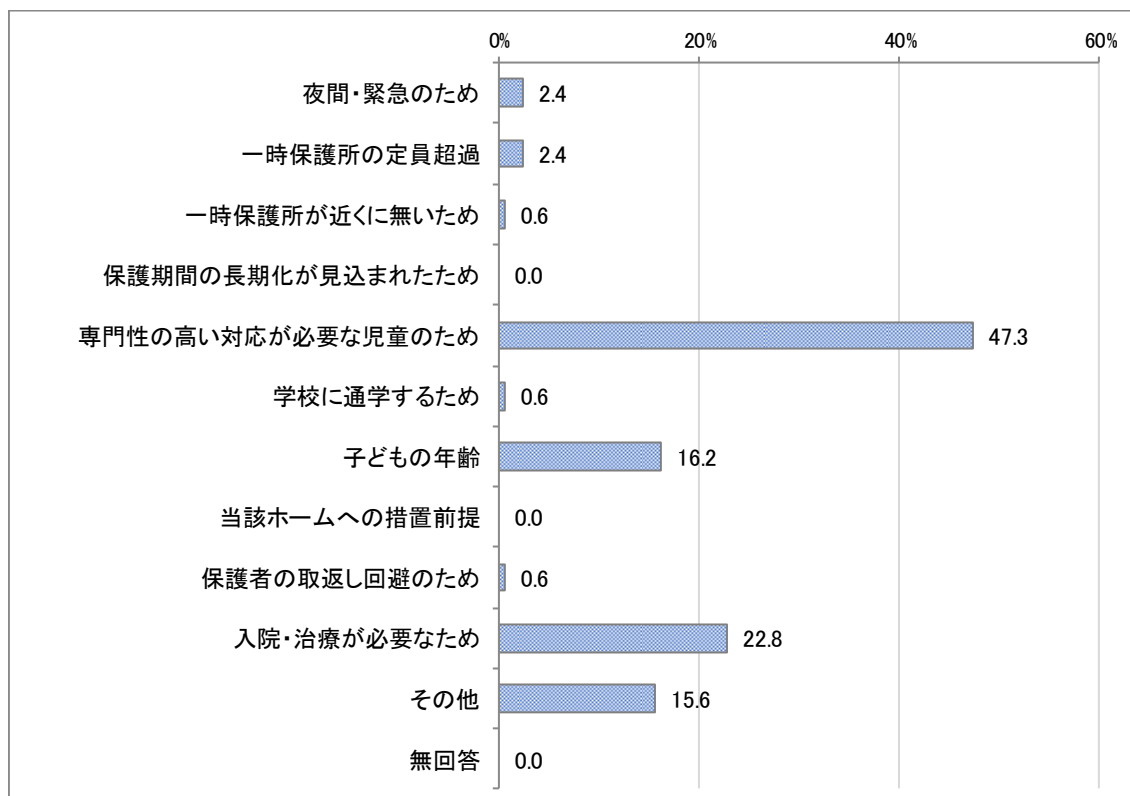
今回の一時保護の回数については、1回から24回※まであり、平均1.8回となっています。

※一時保護回数が多いケースの場合、レスパイト的に利用されていることもある

⑤ 医療機関に委託された理由

医療機関に委託された理由については「専門性の高い対応が必要な児童のため」が47.3%と最も高く、次いで「入院・治療が必要なため」(22.8%)、「子どもの年齢」(16.2%)となっています。

図表－51 医療機関に委託された理由(複数回答) [n=167]



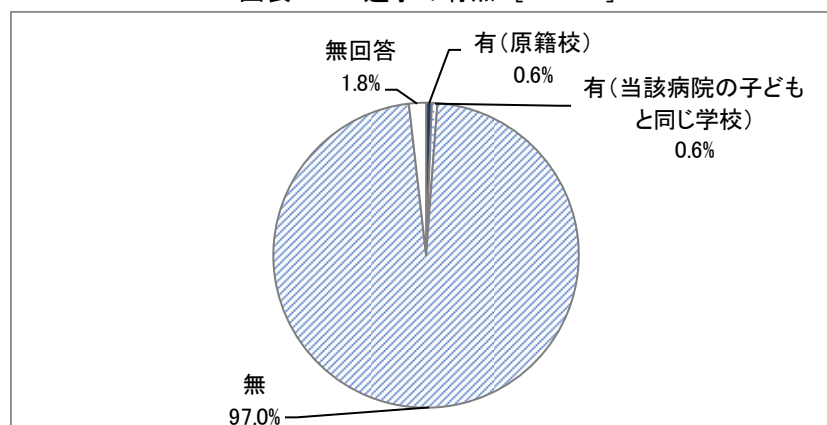
【その他の回答】

- ・保護者が新型コロナ陽性。
- ・新型コロナ陽性者と濃厚接触の乳児。
- ・特定妊婦の出産。
- ・飛び込み出産。
- ・特別養子縁組の同意に時間を要したため。
- など

⑥ 通学の有無

通学の有無については、「有（原籍校）」が 0.6%、「有（当該病院の子どもと同じ学校）」が 0.6%、「無」が 97.0%となっています。

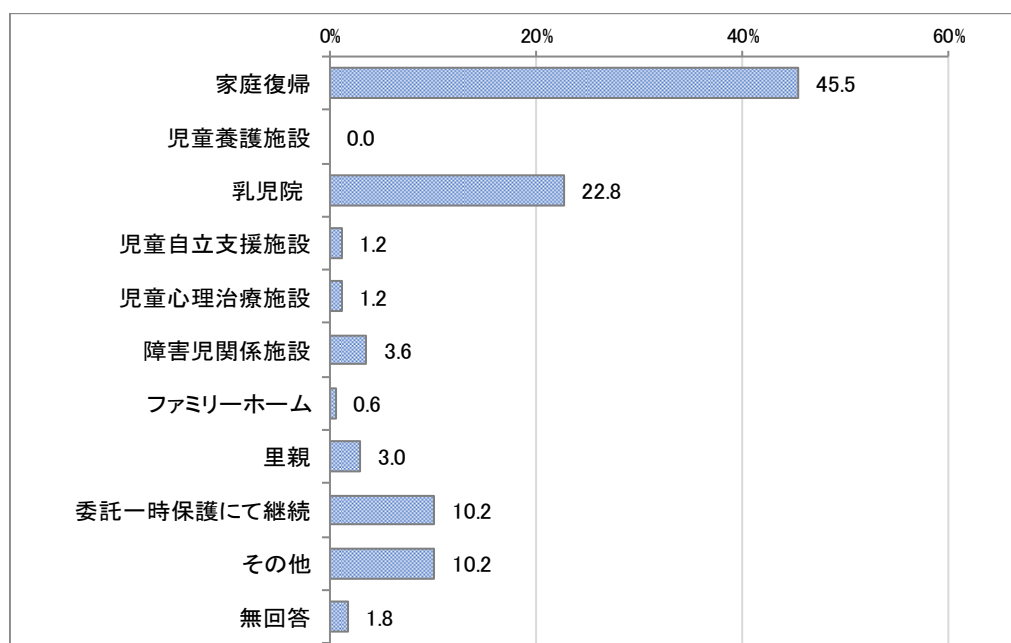
図表－52 通学の有無 [n=167]



⑦ 医療機関での一時保護解除後の行き先

医療機関での一時保護解除後の行き先については、「家庭復帰」が 45.5%と最も高く、次いで「乳児院」（22.8%）となっています。一方で、「委託一時保護にて継続」が 10.2%います。

図表－53 医療機関での一時保護解除後の行き先 [n=167]



【その他の回答】

・他の医療機関。 ・一時保護所。 ・家庭裁判所送致。 など

3. 一時保護所 一時保護所の実態調査の結果

(1) 一時保護所の概要

① 一時保護所の定員・入所者数（問 1）

令和2年度の一時保護所の定員の平均は約22人、令和2年10月1日の入所者数の平均は約16人となっています。定員に占める入所者数の割合（以下、入所割合という）の平均は、67.1%となっています。

図表－54 一時保護所の定員・入所者数 [n=111]

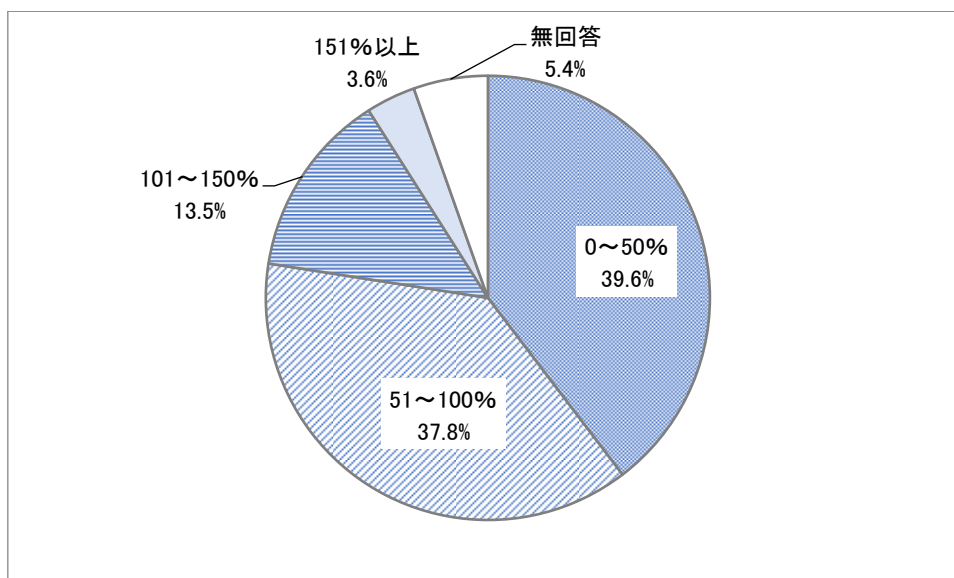
(人)		平均	標準偏差	最大値	最小値
令和2年度の定員 (n=110)		22.12	10.98	56	4
令和2年 10月1日 現在の入所 者数	合計 (n=106)	16.39	14.83	65	0
	幼児 (n=104)	3.28	4.36	17	0
	小学生 (n=104)	6.91	6.27	27	0
	中学生 (n=103)	4.85	4.44	22	0
	高校生 (n=100)	1.46	2.10	14	0
	その他 (n=97)	0.32	0.72	3	0

※無回答を除く

図表－55 一時保護所の入所割合 [n=111]

(%)	平均	標準偏差	最大値	最小値
入所割合 (n=105)	67.1	44.81	286.7	0.0

※無回答を除く



② 令和元年度の一時保護所の平均在所日数、2か月を超えた子どもの人数（問2）

令和元年度の一時保護所の平均在所日数は、平均で 29.2 日となっています。また、2 か月を超えた子どもの人数については、「31 人以上」が 33.3%と最も高く、次いで「11～20 人」が 21.6%となっています。

図表－56 令和元年度の一時保護所の平均在所日数 [n=111]

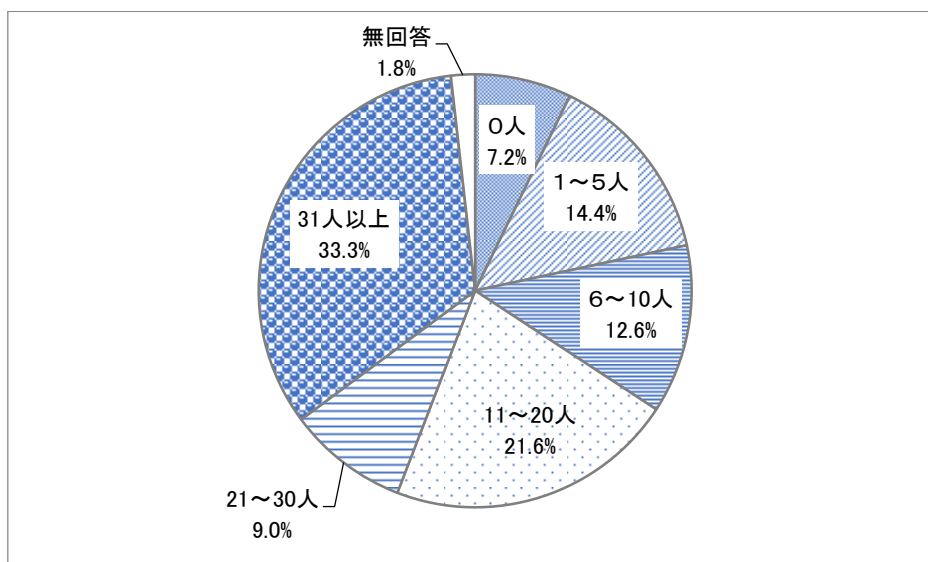
	平均	標準偏差	最大値	最小値
平均在所日数（日）（n=108）	29.23	16.91	115.30	1.10

※無回答を除く

図表－57 令和元年度の2か月を超えた子どもの人数 [n=111]

	平均	標準偏差	最大値	最小値
2 か月を超えた子どもの人数（人）（n=109）	28.74	31.82	180	0

※無回答を除く



③ 居室数（当初設定）（問3）

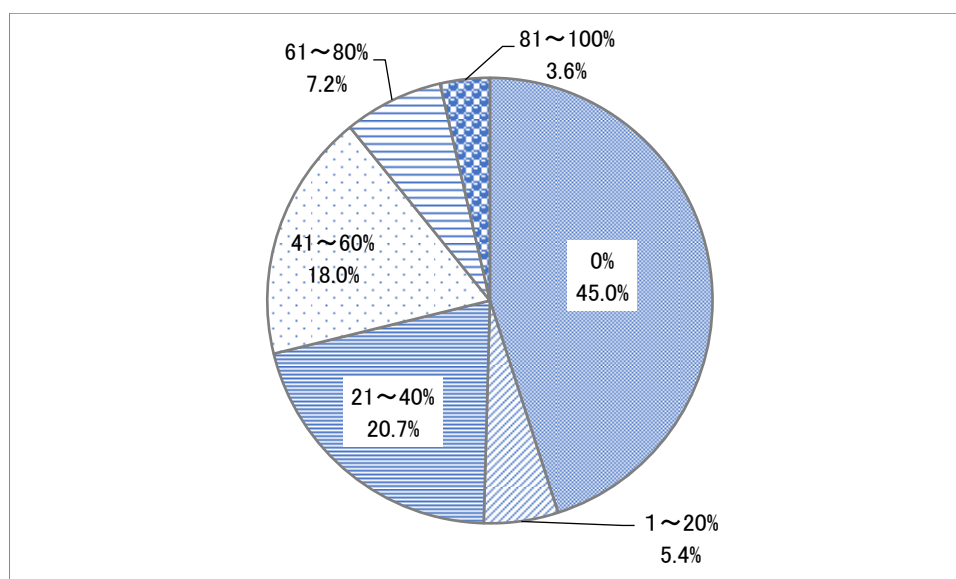
一時保護所の居室数について、合計をみると平均で約9部屋、個室をみると平均で約3部屋となっています。

図表－58 居室数 [n=111]

（室）	平均	標準偏差	最大値	最小値
合計（n=111）	9.39	5.14	26	2
個室（n=111）	3.18	4.32	20	0
2人部屋（n=111）	2.78	3.15	11	0
3人部屋（n=111）	1.33	1.97	8	0
4人部屋（n=111）	1.40	1.87	10	0
5人以上の部屋（n=111）	0.69	1.10	4	0

個室率（居室に占める個室の割合）をみると、「0%」が45.0%と最も高く、次いで、「21～40%」が20.7%となっています。個室率の平均は、24.7%となっています。

図表－59 個室率 [n=111]

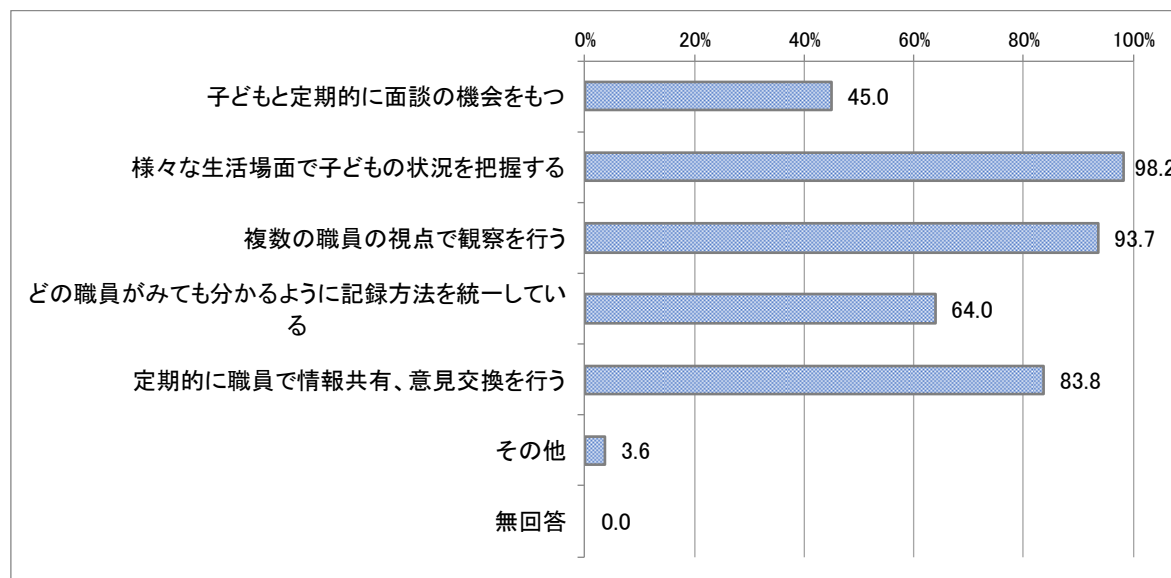


(2) 一時保護された子どものアセスメントについて

① 一時保護所内で行動観察をするにあたって気を付けていること（問4）

子どもの行動観察をするにあたって気を付けていることをきいたところ、「様々な生活場面で子どもの状況を把握する」が98.2%と最も高く、次いで「複数の職員の視点で観察を行う」が93.7%となっています。

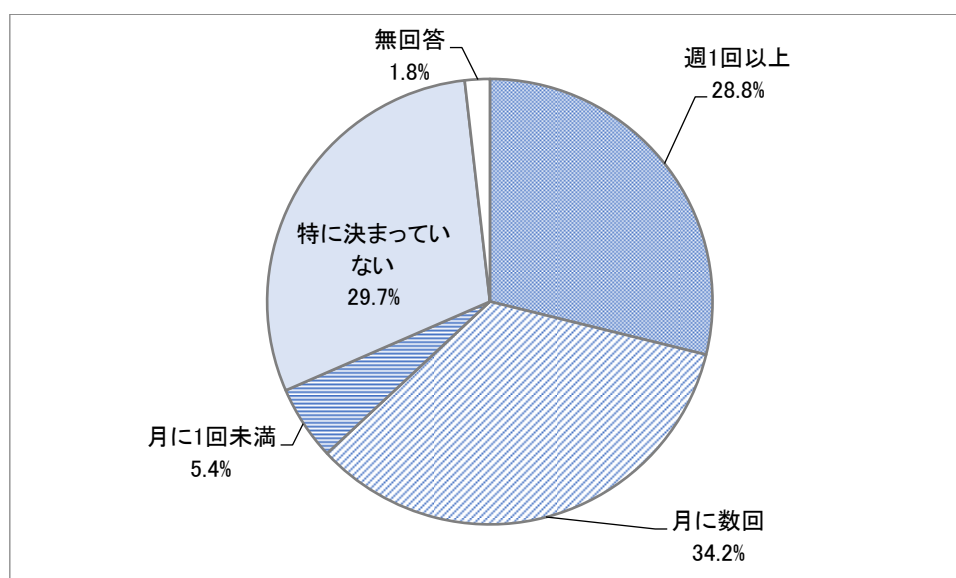
図表－60 一時保護所内で行動観察をするにあたって気を付けていること(複数回答) [n=111]



② 観察会議の頻度（問5）

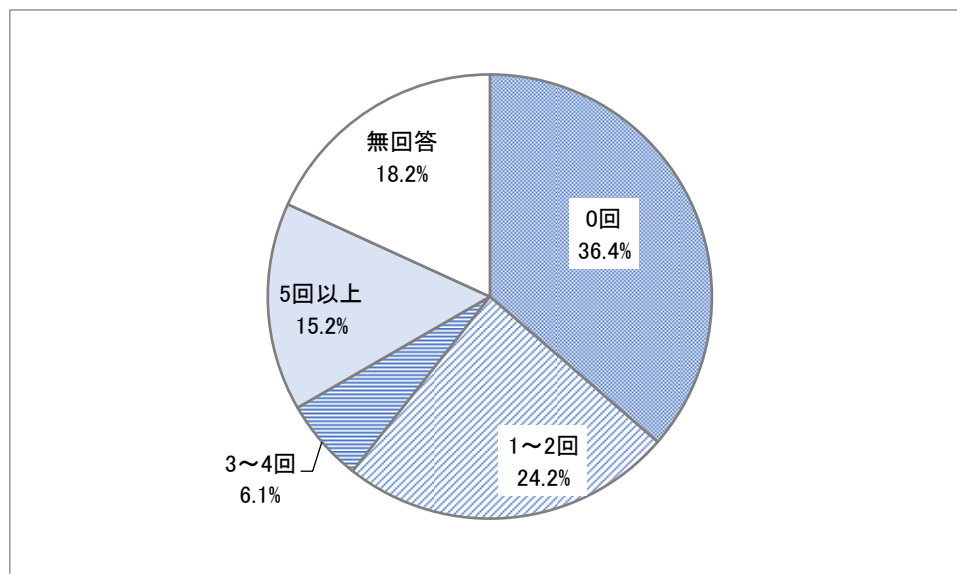
一時保護所での観察会議の頻度をきいたところ、「月に数回」が34.2%と最も高く、次いで「週1回以上」が28.8%となっています。一方、「特に決まっていない」が29.7%となっています。

図表－61 観察会議の頻度 [n=111]



「特に決まっていない」と回答した一時保護所に、令和2年9月中に観察会議が開催された回数をきいたところ、「0回」が36.4%と最も高く、次いで「1～2回」が24.2%となっています。

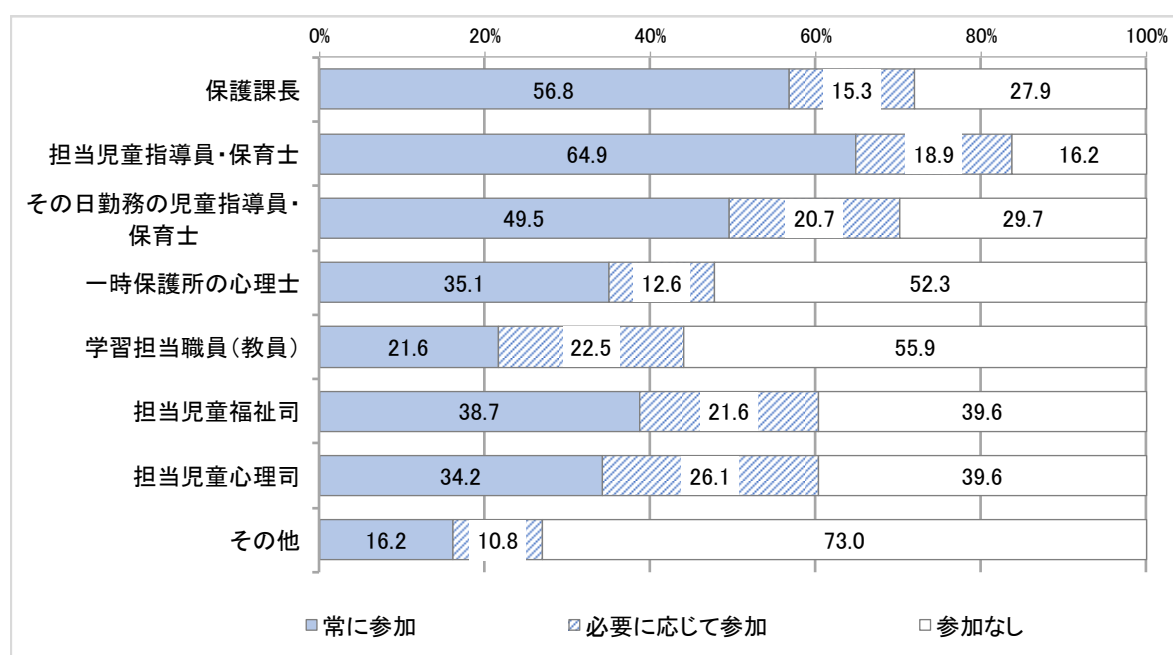
図表－62 「特に決まっていない」と回答した一時保護所）令和2年9月中に開催された頻度 [n=33]



③ 観察会議の参加者・参加頻度（問6）

観察会議の参加者と参加頻度をきいたところ、「保護課長」、「担当児童指導員・保育士」、「その日勤務の児童指導員・保育士」は「常に参加」の割合が最も高くなっています。「一時保護所の心理士」、「学習担当職員（教員）」、「担当児童福祉司」、「担当児童心理司」は「参加なし」の割合が最も高くなっています。

図表－63 観察会議の参加者・参加頻度 [n=111]



④ 一時保護所内の行動観察や援助方針の決定にあたって工夫していること・課題に感じていること（問7）

一時保護所内の行動観察や援助方針の決定にあたって工夫していること、課題に感じていることをきいたところ、回答は以下のとおりでした。

工夫していること
<行動観察> ・週に3回（月・水・金）観察会議を開催し、個別的な配慮、援助方針について、協議・決定している。行動観察の視点・ポイントを共有するため、参加者の話し合いによって、SDQの項目評価を実施している（学齢児で2週間以上在所した子どもが対象）。 ・行動観察を経て垣間見られる子どもの特性や、心理判定及び知能検査の結果などを踏まえ、担当の児童福祉司及び児童心理司らと共に有効な関わり方等を協議する。 ・入所後2週間経過した子どもを対象に月2回観察会議を実施。担当ケースワーカーらに参加してもらい生活の様子を伝え、援助方針について確認している。 ・入所当初からの行動観察、入所の経緯、学校、家庭情報をもとに保護課長、出勤している勤務者で方針を決定している。小学生は基本的に入所の翌日もしくは翌々日まで集団生活に合流。中学生は1週間程度かけて徐々に集団に合流していく。 ・1週間目の観察会議にて援助方針を決定、児童状況により修正を加えて支援を行っている。また、1か月を目途に行動観察会議を実施し所見をまとめるようにしている。保護が長期化した際、児童状況の変化がある場合には再度所見の修正を図っている。 ・入所1週間程度で生活面のチェックとワークシート用紙を活用した行動観察を行っている。また、心理司の1週間面接と合わせて、今後の支援方法などを検討している。 ・観察会議と一緒にアセスメントシート会議を実施し、児童への理解と児童支援の向上を図っている。 ・観察会議にはより多くの職員が出席できるようにしている。 ・観察会議以外にも随時、ミニカンファレンスを行っている。 ・行動観察記録の様式を定め共有している。 ・いつでもだれもが行動観察票に記入できるように工夫している。 <援助方針会議> ・援助方針会議については、課長や総括副主幹だけでなく、随時各グループSVが参加するようにし、より現場の子どもの様子・思いを伝えるようにしている。 ・援助方針会議に提出する行動観察表は、担当児童指導員が作成し、所内で協議している。 など
課題に感じていること
<十分な会議ができない> ・観察会議の時間を作ることが難しい。 ・引継ぎ終了後に観察会議を開催しているが、日常的に忙しい中、児童の動向に拠っては、参加者が少なく、十分な協議ができない場合がある。 ・子どもの入所人数によって会議に参加できる職員の人数が左右されることが課題。 <担当児童福祉司との連携不足> ・ケースワーカー側との連携が密にできていない児童は、どこに注目して行動観察してよいか分からない時がある。援助方針はケースワーカーが決めており、保護所はほとんど関われない。 ・ケースワーカーとの連携・情報共有が課題である。

<心理の見立てが弱い>

- ・常勤心理司の配置がされていないので、心理の見立てが弱い。

など

⑤ 一時保護所内の子どもの変化に応じた援助方針の見直しにあたって工夫していること・課題に感じていること（問8）

一時保護所内の子どもの変化に応じた援助方針の見直しにあたって工夫していること、課題に感じていることをきいたところ、回答は以下のとおりでした。

工夫していること

<定期的な見直し>

- ・入所1か月を目途に開催する観察会議において、個別支援プランの見直しの必要性を検討している。
- ・月に1度の課内会議にて情報共有し、対応方針の決定や変更について話し合っている。
- ・毎朝の引継ぎで子どもの様子によっては仮の支援策を話し合って実践し、再度検討し修正している。月1回の係会では子どもの援助・支援方針などの情報を共有し、一時保護で所内での支援方針や関わり方の工夫を確認している。
- ・主に1か月に2回実施される指導員会議・保育士会議で、子どもの変化に応じた対応や日課の見直しを行っている。

<ワークシートの活用>

- ・ワークシートを用意して、本人の困りごと、支援の困難性等を入所1週間程度で担当職員から提示して、議論している。課題がある場合は、追加でワークシートの会議を開くことで、子どもの変化に対応するようにしている。

<担当福祉司、心理司との連携>

- ・援助・支援や対応の難しい子については、一時保護所から担当福祉司や担当心理司に個別支援会議への出席を依頼し、対応の仕方等を意見交換し援助方針の見直しを行っている。
- ・一時保護中に生じた子どもの様子の変化に対しては、児相が併設されていることもあり、すぐに担当心理司や担当福祉司につないで面接等で対応してもらうようにしている。
- ・保護所の職員がウェブ会議で遠方の児相の援助方針会議に参加し、子どもの様子を伝えている。

<長期入所の子どもなどの援助方針の見直し>

- ・保護が長期化している児童は、入所2週間を目安に作成した観察会議録を必要に応じて加筆修正している。
- ・日課や余暇の過ごし方において個別対応を行っている子どもについては、変化に応じて見直しをしている（週に1回以上、観察会議で話し合う）。
- ・入所してからの期間が著しく長い児に関しては2回観察会議を行うなどして方針の見直しを立てるようにしている。
- ・変化の大きい児童や長期入所児童は観察会議を複数回行い、援助方針の見直しを行っている。

など

課題に感じていること

<会議開催の難しさ>

- ・ 観察会議は人員不足で人がそろわず、簡易に行う場合も多い。できるだけ様々な職員が観察会議（行動診断）に記入して、職員間で情報共有して様々な職員の見立てをまとめられるようにしているが、今後は定期的にできることが課題である。
- ・ 保護所の変則勤務や、福祉司の変則勤務（遅出電話当番、土日振替）、緊急対応、心理司の人員不足等で、担当の集合打ち合わせのタイミングが難しい。
- ・ 人間的に余裕がなく多忙であるため、関係者の都合を合わせることが困難である。
- ・ 見直しについても所内全員で検討する機会が持ちにくいことが課題である。
- ・ 観察会議までに方針の見直しについての打ち合わせをしたいと考えていても、シフトなどの関係により、日程調整が困難である。
- ・ 手引きに記載されている、1週間ごとの観察会議が実施されていない。また、複数回の観察会議の実施は職員の中で意識が薄い。

<担当児童福祉司、心理司との連携不足>

- ・ 担当福祉司、心理司の日程調整が難しいことが課題である。
- ・ ケースワーカー、心理司、保護所職員の協議の時間が合いにくいこと。
- ・ 経験年数が浅い児童福祉司が多いことと、児童福祉司が一時保護所と情報共有する土壌がないこと。

<迅速な対応の難しさ>

- ・ 子どもの実情に合わせたスピード感のある対応をすることができにくい面がある。
- ・ 保護者の同意、本人のモチベーションがとれても、タイミングよく入所とならないことに課題を感じている。
- ・ 定員超過の常態化のため、児童の変化を察知しても細やかに対応できないことが課題である。
- ・ 定数超過や身柄通告の増加等、入所児童が増えている中、職員の業務も増えてきているため、迅速に対応することが難しくなっている。

<対応が困難な事例の増加>

- ・ 児童福祉司の面接結果や心理判定の結果等を参考に援助方針の見直しなども行っているが、保護される児童が発達障害や精神障害等のケースが多くなってきており、保護所では対応が困難と思われる事例が増えてきている。
- ・ 日頃から一時保護所内においては、児童の変化について情報共有を図り、各児童に対して援助を行うが、様々な課題がある児童が多いため、その対応が十分にできずに苦労している。

<一時保護所での対応の限界>

- ・ 在所期間が長くなることで、生じてしまう子どもの変化や援助方針の見直しには対応しきれない。日課や職員体制が、短期間の保護でないと対処できない。
- ・ 子どもの特性によって一時保護所の生活日課ルールに順応できない事実等が明らかになった場合、子どもの一時保護先の変更について児童相談所に求めることとなるが、児童相談所における入所時の援助方針の見直しが行われるまでの間、集団生活に順応できずにいる子どもを担当しなければならず、一時保護所職員の負担増が避けられない（個別対応可能な職員の配置が不十分）。

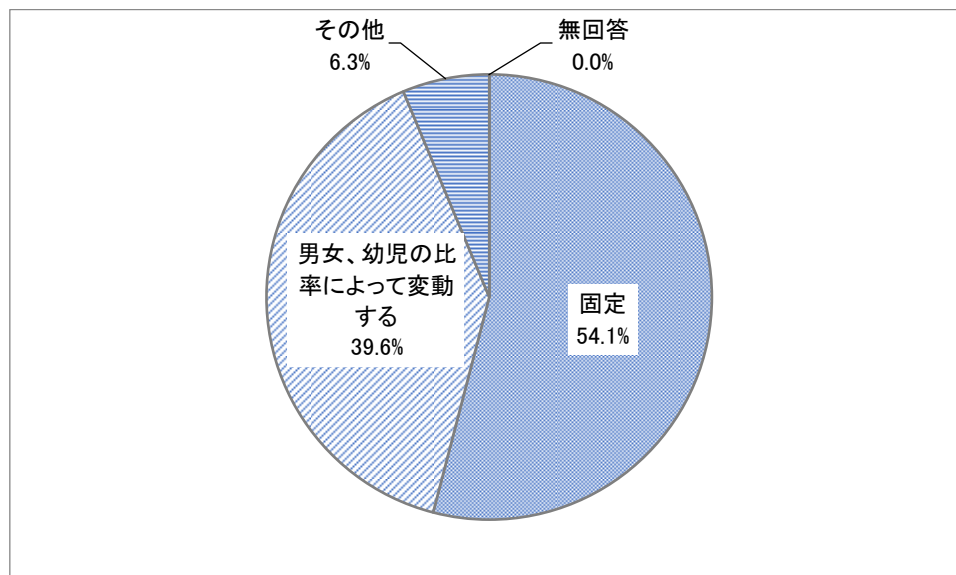
など

(3) 一時保護所の生活について

① 居室の使い方（割り当て方）（問9）

一時保護所全体での居室の使い方（割り当て方）についてきいたところ、「固定」が54.1%、「男女、幼児の比率によって変動する」が39.6%となっています。

図表－64 居室の使い方（割り当て方）[n=111]



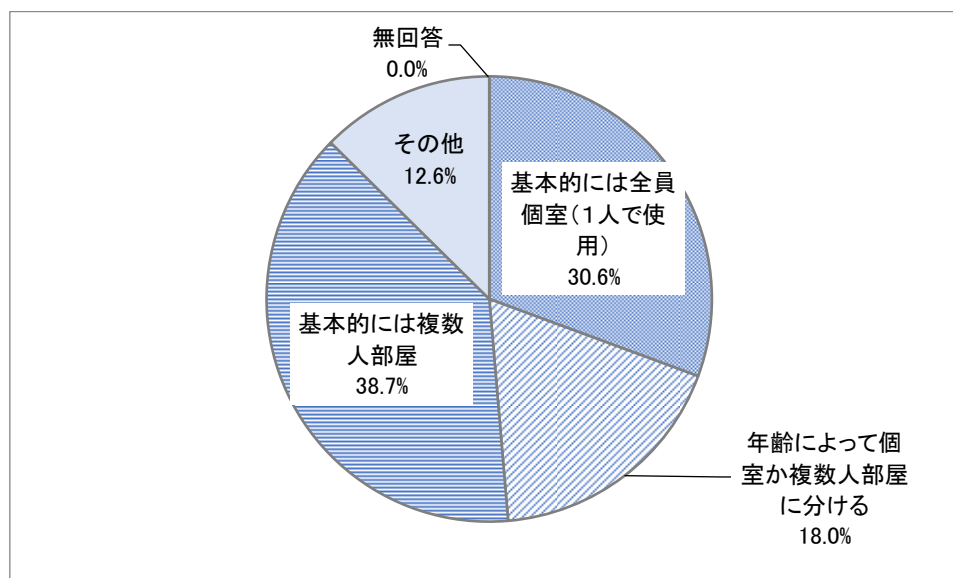
【その他の回答】

- ・男子寮、女子寮と分かれているため、幼児は女子寮で保護する。
- ・男女フロアが1階と2階で分かれている。
- ・幼児のみ固定、学童は状況に応じて変動する。
- ・基本的には固定だが、状況によって変動することがある。
- ・児童のそれぞれの相性に応じて居室を割り当てている。
- ・年齢、性格、個々の課題等によって分けている。 など

② （主に小学生以上の子どもの）居室について（問 10）

（主に小学生以上の子どもの）居室についてきいたところ、「基本的には複数人部屋」が 38.7%と最も高く、次いで「基本的には全員個室（1人で使用）」が 30.6%となっています。

図表－65 （主に小学生以上の子どもの）居室 [n=111]



「年齢によって個室か複数人部屋に分ける」と回答した一時保護所に年齢の目安をきいたところ、中学生以上が 5 件と最も多くなっています。

図表－66 （「年齢によって個室か複数人部屋に分ける」と回答した一時保護所）年齢の目安 [n=20]

回答	件数	%
小学 4 年生以上	2	10.0
小学 6 年生以上	1	5.0
中学生以上	5	25.0
高校生以上	2	10.0
その他	6	30.0
無回答	4	20.0

【その他の回答】

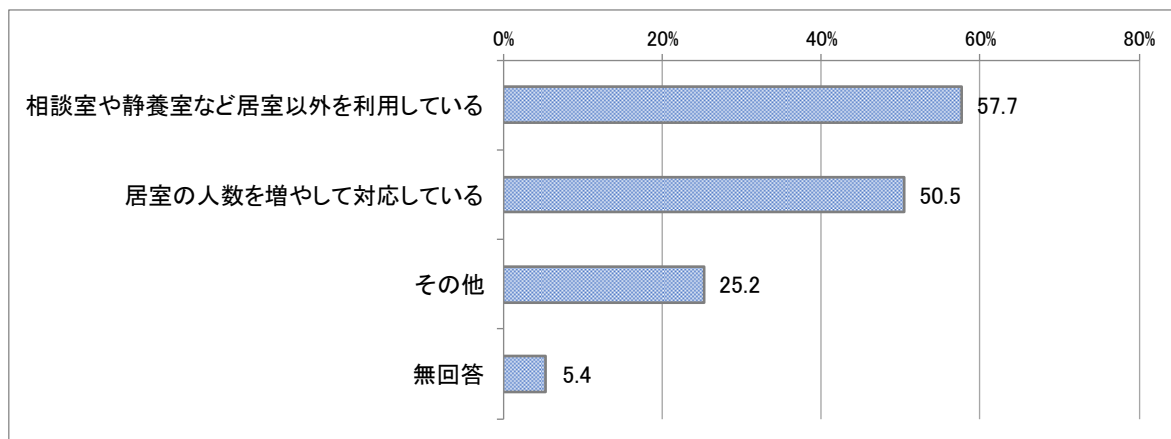
- ・基本的には全員個室としたいが、部屋数が少ないので、入所人数によって複数人部屋になる。
- ・基本的には 2 名 1 室だが、その子どもの特性によって 1 名 1 室にすることもある。
- ・入所人数によって決めている。
- ・入所児童全体の状況や、児童の特性・入所理由などによって決めている。

など

③ 定員を超えた場合の対応、令和2年4月から9月で定員を超えた日数（問11）

定員を超えた場合の対応についてきいたところ、「相談室や静養室など居室以外を利用している」が57.7%、「居室の人数を増やして対応している」が50.5%となっています。

図表－67 定員を超えた場合の対応（複数回答）[n=111]



【その他の回答】

- ・定員を超えたことがない
- ・一時保護委託をする
- ・他の児相を活用する など

令和2年4月から9月で定員を超えた日数をきいたところ、平均で約3～6日となっています。また、定員を超えて受け入れた最大人数については、「11名以上」が33.3%と最も高くなっています。

図表－68 定員を超えた日数 [n=111]

(日)		平均	標準偏差	最大値	最小値
令和2年	4月 (n=104)	2.79	7.67	30	0
	5月 (n=103)	2.61	7.94	31	0
	6月 (n=105)	3.28	7.79	30	0
	7月 (n=105)	5.99	10.59	31	0
	8月 (n=105)	6.08	11.03	31	0
	9月 (n=105)	6.10	11.34	30	0

※無回答を除く

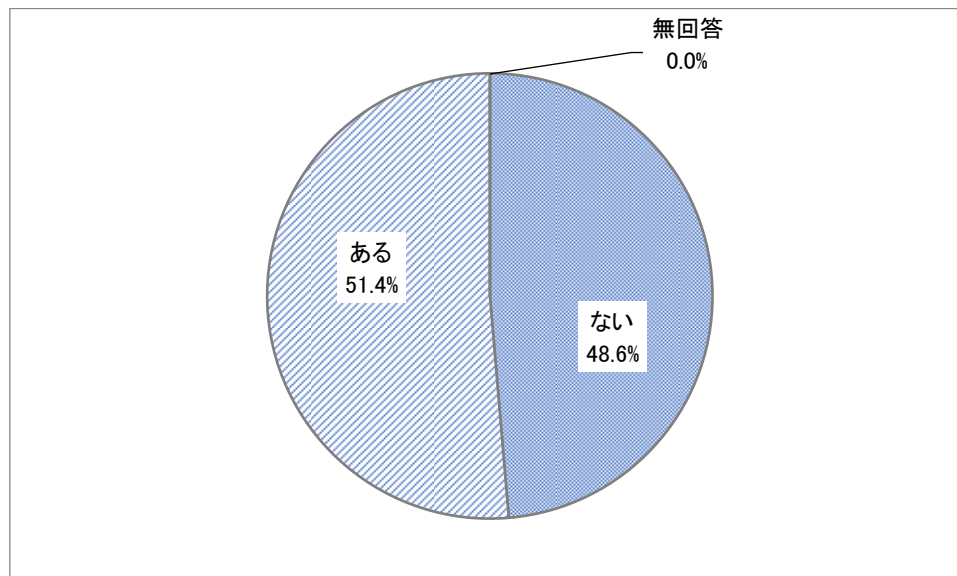
図表－69 令和2年4月～9月で定員を超えて受け入れた最大人数（※定員数を除く）[n=38]

	件数	%
1～2名	8	20.5
3～5名	6	15.4
6～10名	11	28.2
11名以上	13	33.3
無回答	1	2.6

④ 自由に寝転がったりするなどリラックスできる空間の有無（問 12）

一時保護所で子どもが自由に寝転がったりするなどリラックスできる空間があるかきいたところ、「ない」が48.6%、「ある」が51.4%となっています。

図表－70 リラックスできる空間の有無 [n=111]



「ある」と回答した一時保護所に具体的な空間をきいたところ、回答は以下のとおりでした。

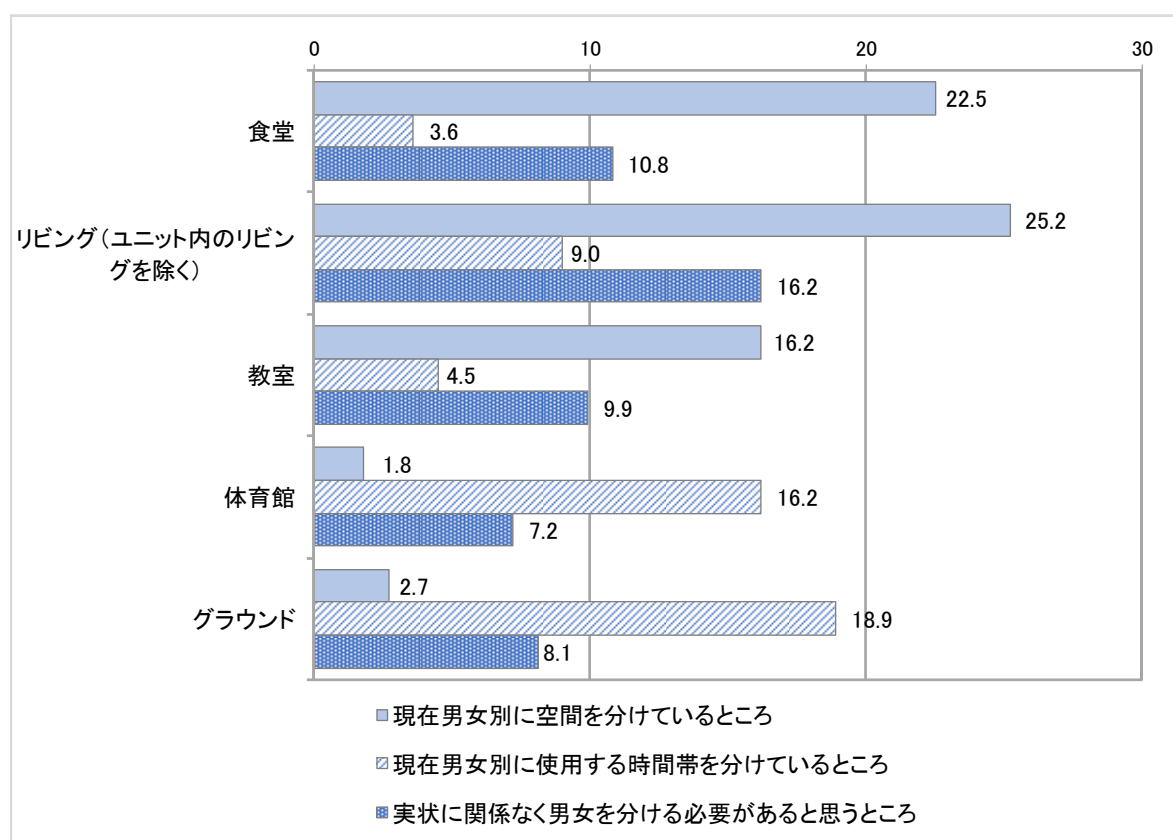
- ・プレイルーム、多目的室
- ・図書室
- ・リビング、ラウンジなど
- ・体育館、ホール
- ・幼児等のフロア
- ・フロアにカーペットが敷いてある など

⑤ 日中、子どもの過ごす空間について男女別の分け方（問 13）

日中、子どもの過ごす空間について男女別の分け方をきいたところ、「現在男女別に空間を分けているところ」では、「リビング（ユニット内のリビングを除く）」が 25.2%と最も高くなっています。「現在男女別に使用する時間帯を分けているところ」では、「グラウンド」が 18.9%と最も高くなっています。

また、「実状に関係なく男女を分ける必要があると思うところ」では、「リビング（ユニット内のリビングを除く）」が 16.2%と最も高くなっていますが、実際の空間を分けている割合と比べると、割合は低くなっています。

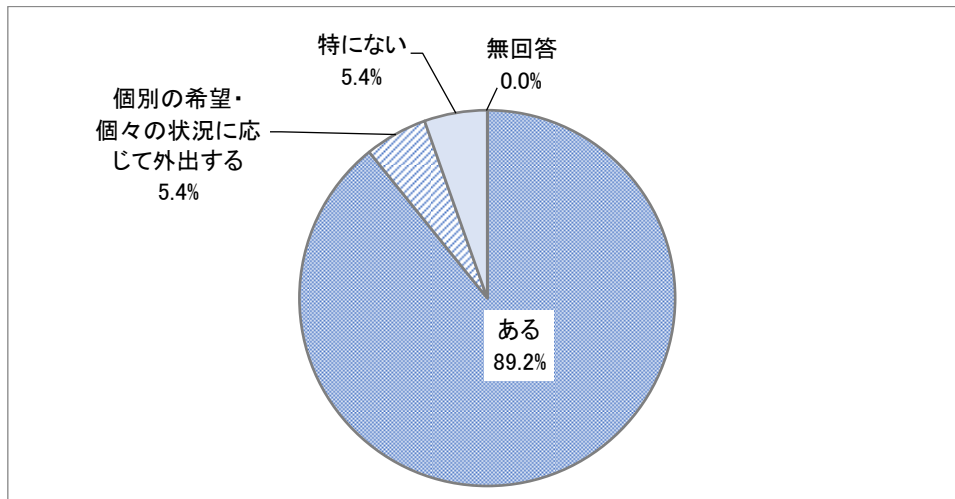
図表－71 日中、子どもの過ごす空間について男女別の分け方（複数回答）[n=111]



⑥ 所外（公園や図書館など）へ出かける機会について（医療機関を除く）（問 14）

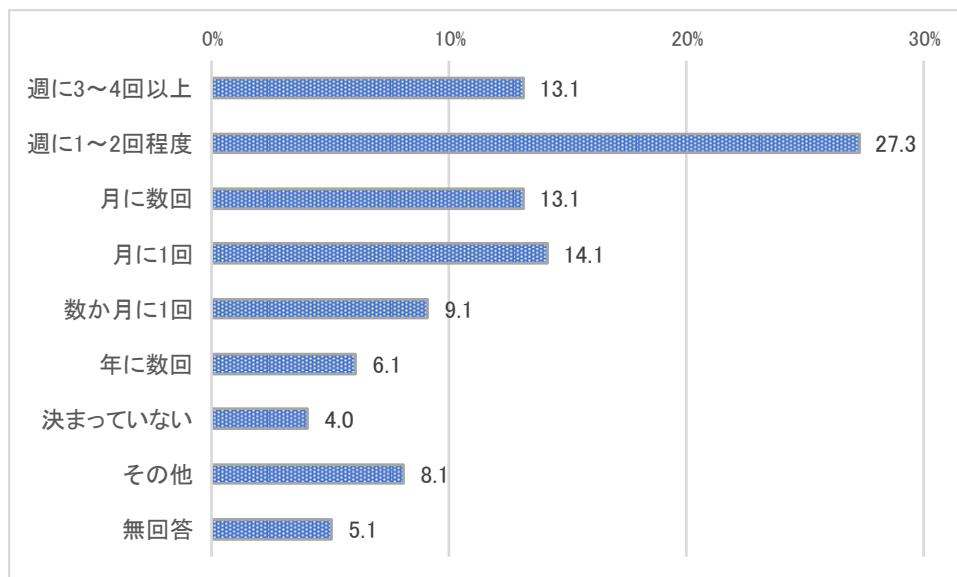
入所している複数の子どもと所外（公園や図書館など）へ出かけることがあるかきいたところ、「ある」が 89.2%、「特になし」、「個別の希望・個々の状況に応じて外出する」がともに 5.4%となっています。

図表－72 所外（公園や図書館など）へ出かける機会について [n=111]



「ある」と回答した一時保護所に、具体的な行き先、頻度をきいたところ、頻度については、「週に 1～2 回程度」が 27.3%と最も高く、次いで「月に 1 回」が 14.1%となっています。行き先は、近所の公園、図書館、博物館・科学館などの回答がありました。

図表－73 「ある」と回答した一時保護所）頻度について [n=99]



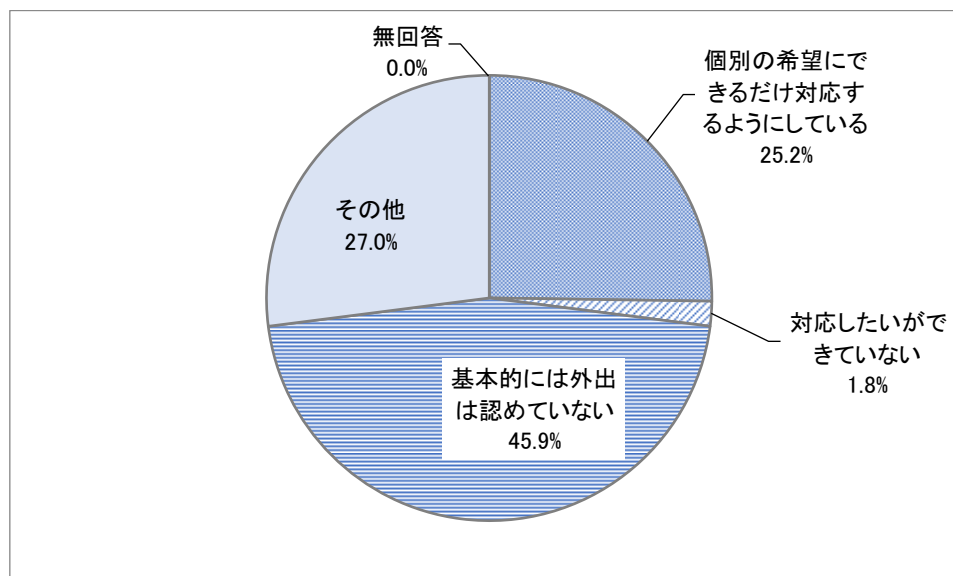
【行き先】

- | | | |
|--------|--------------|--------------|
| ・近所の公園 | ・体育館・グラウンド | ・ビデオレンタルショップ |
| ・図書館 | ・博物館・科学館・美術館 | ・動物園、水族館、遊園地 |
| ・児童館など | ・映画館 | ・体験施設 など |

⑦ 日課以外の外出についての対応（問 15）

日課以外の外出についての対応についてきいたところ、「基本的には外出は認めていない」が45.9%と最も高く、次いで「その他」が27.0%となっています。

図表－74 日課以外の外出についての対応 [n=111]



【その他の回答】

- ・担当児童福祉司と相談して、必要に応じて対応する。
- ・職員付き添いの場合のみ認める。
- ・入所が長期化した子どもについて個別に対応する。
- ・退所に向けた施設見学、里親、親族交流等の場合に対応する。
- ・学校行事等、必要な場合に対応する。 など

「個別の希望にできるだけ対応するようにしている」と回答した一時保護所には具体的な事例を、「対応したいができていない」と回答した一時保護所にはできない理由をきいたところ、回答は以下のとおりでした。

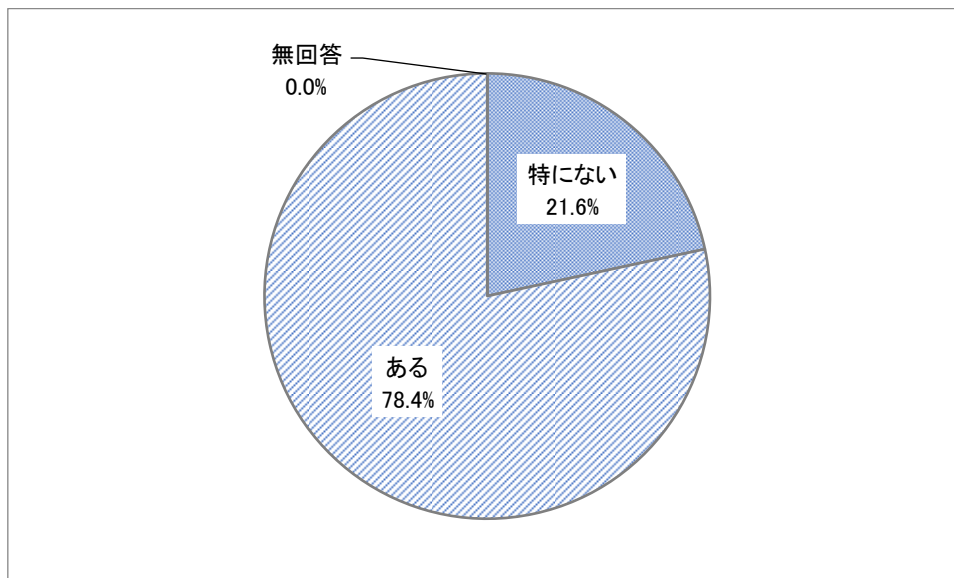
対応している場合の具体的な事例	
・散歩など ・学校行事、定期テスト、部活の試合など ・散髪 ・外食 ・誕生祝 ・衣服の購入、買い物 ・DVD のレンタル ・朝の会での子どもの意見をできるだけ取り入れて外出 ・長期化した子どもについて職員と外出 ・担当児童福祉司と相談して、一緒に外出 ・保護者との関係維持を目的とした買い物等の外出 ・弔事	など

できない理由
・現状の職員数では対応できないため ・面接等がメインになるため

⑧ 施設の構造がネックとなって子どもの対応が難しいと思うこと（問 16）

施設の構造がネックとなって子どもの対応が難しいと思うことをきいたところ、「ある」が 78.4%、「特にない」が 21.6%となっています。

図表－75 施設の構造がネックとなって子どもの対応が難しいと思うこと [n=111]



「ある」と回答した一時保護所に具体的な内容をきいたところ、回答は以下のとおりでした。

- <部屋・空間がない、少ない（せまい）>
- ・居室が少ない。
 - ・個室がない（少ない）ので、個別対応、感染症対応などが難しい。
 - ・浴室やトイレを完備した個室がないため、感染症の防止や精神安定のための対応が難しい。
 - ・個別ケアの必要な児童に対応する個室が不足している。
 - ・学習するスペースが足りない。
 - ・浴室が1か所しかなく、午前中から入浴しないと全員が入れない。
 - ・食堂がせまい。
 - ・くつろげる空間がない。
 - ・1人で過ごせる空間がない。
 - ・園庭がない。
 - ・体育館がなく、屋外に出られないときに体を動かす場所がない。
 - ・体育館がなく、運動時間の確保が難しい。
 - ・ホールが1つで男女の関わり上の問題が起きやすい。
- <設備が不十分・老朽化>
- ・幼児用の設備がない（トイレ・洗面等）。
 - ・バリアフリーになっていない。
 - ・施設の老朽化。

<空間が分けられない>

- ・ユニットを分けることができず混合処遇になっている。
- ・男女別の設備がない、生活スペースがつかれない。
- ・医務室が男子フロアにしかない。

<居室に鍵がかからない>

- ・居室には鍵がかからないため、児童間暴力が起こる可能性がある。

<騒音対策が不十分>

- ・騒音対策ができていない。

<死角が多い、動線が悪い>

- ・死角が多い。
- ・フロアが2階に分かれており、動線が悪い、子どもの状況が把握しづらい。
- ・2階から4階を一時保護所として利用しているため死角が多く、子どもたちの状況把握がしにくい。
- ・執務室から子どもの生活空間が見渡せない、執務室と居室の階が分かれている。
- ・皆が集まるプレイルームと居室が離れているため、人数が増えると子どもの動向を把握できないときがある。
- ・静養室が各ユニットとは別フロアにあり、使用する際は個別に職員が必要となる。
- ・学習棟が別棟にある。

<児相と離れている>

- ・児童相談所と離れた空間にあって連携しにくい。

<児相と空間が共用である>

- ・児相と出入口や廊下が共用であり、保護者と会わないように気を付ける必要がある。

<セキュリティの不安>

- ・所庭のフェンスが低く、来所した保護者や退所児童から声をかけられる事案が発生している。
- ・一時保護所が1階のため、安全面の配慮に懸念がある。

<無断外出の危険性>

- ・開放型施設なので、無断外出の危険性がある。
- ・容易に無断外出が可能な構造になっている。

など

⑨ 子どもの意見の反映について（問 17）

日課構成やレクリエーション、食事の内容などで、一時保護所で生活する子どもから出された意見の反映方法、反映した内容をきいたところ、回答は以下のとおりでした。

日課構成やレクリエーション
<意見の収集・反映方法> ・月 1 回を目途に意見箱の内容を集約し、日課の見直しやレクリエーションを決める際の参考としている。 ・毎週 1 回、子どもミーティングを実施している（おやつ作りメニュー等を決める）。 ・子どもの意見用紙で工作や体育のメニューを検討している。 ・2 か月に 1 回生活アンケートを実施し、子どもの意見を収集し、回答書を作成し、居室（プレイルーム）に張り出している。 ・「物的アンケート」を定期的に取り替えている。自由時間にできること、所内にあればいいと思う DVD や CD、活動で行きたい場所などを子どもにアンケートで答えてもらう。 <レクリエーション等への反映> ・外出行事の実施に反映している。 ・子どもからの意見をレクリエーションに取り入れている。 ・予算に応じて対応。年間予定にはないレクリエーションを臨機応変に設定。 ・お菓子作りやお茶会などのレクリエーションをしている。 ・クリスマスなどのイベントの企画を考えている。 ・観たい DVD や聴きたい CD、読みたい本など希望をとり、職員が借りてきている。 ・映画鑑賞の際に、子どもの意見を反映した作品を上映するようにしている。 ・余暇活動に必要な物を余暇活動費で購入し、余暇の充実を図っている。 ・本、玩具、CD、DVD などの意見を聞いて反映させている。 ・毎週子ども会議で実施するスポーツの内容を決めている。 ・就床時間の関係で視聴できないテレビ番組を録画して観る。 ・カラオケ大会、卓球大会を実施している。 <日課構成等への反映> ・グラウンドで遊ぶ時間を増やしてほしいとの希望が多いため、余暇時間にできるだけ外に出られるように配慮する。 ・日課の内容については、意見箱を用意して子どもと一緒に考えている。 ・日課係担当者会議で検討し、新規の日課が好評であればマニュアルを作成し、通常の日課に追加する。 ・食事の席や居室については、本人の希望が出た場合は調整して、場所を変更している。 ・入浴の順番など、子どもの意見を取り入れている。 ・休日については、子どもの意見を聞きながら可能な範囲で対応する。 など

食事内容

<意見の収集・反映方法>

- ・子どもから出された要望は、検食簿に記入したり、直接委託業者に伝えている。
- ・給食アンケートを実施し、子どもの意見を取り入れている。
- ・給食会議で子どもからの意見を調理に伝え、食事内容に反映してもらっている。
- ・子どもアンケートにより、希望メニューを給食連絡会にて検討し、反映する。
- ・月に1回、委託業者が子どもの意見を聞くようにしている（例としては、手作りのおやつが増えたり、ラーメンの味のバリエーションが増えた）。
- ・好きなメニュー、食べたいもの、嫌いなもの、食べたいおやつ、などアンケートをとり、機会をみて提供する、あるいは提供の是非を検討している。
- ・毎月の個別聴き取りの中で、食事に関する希望を聴き、メニューに反映してもらっている。
- ・食べたいものが子ども会議で出されたら、給食会議で検討、各保護所で献立を変更したりしている。その際には4所統一献立会議で共有する。
- ・食事の際に常に管理栄養士が子どもたちと触れ合っているため、直接の意見を聞いてもらう機会も多い（焼き芋屋さんで焼き芋を買って食べる機会を設けたなど）。

<メニューへの反映>

- ・少人数の場合には、児童の好物をメニューに取り入れることがある。
- ・麺類を増やした。
- ・寿司やピザ等が食べたいという意見が多くあり、出前の日を計画し実施している。
- ・パンの朝食（週3日）について、食パン以外の希望があり、委託調理業者と相談して、ロールパン、クロワッサンの日も設定されるようになった。
- ・主食を2種類から選択できる機会を提供している（月1回）。

<リクエスト給食の実施>

- ・児童の希望をとり、「リクエスト給食」を実施している。
- ・月に1度、お楽しみ給食を実施している。
- ・保護が長期にわたる児童に対して、リクエストメニューを作り、モチベーションを保てるよう心がけている。

<提供方法・量への反映>

- ・食事量については子どもの意見に合わせて調整している。
- ・丼物で上に具材を乗せると食べられない児童もいるので、別皿で提供している。
- ・苦手な薬味類を初めから盛り付けないでほしいという希望があり、後乗せに変更した。

<その他>

- ・月1回、児童と相談して調理実習を実施している。
- ・コーヒータイムを導入した。
- ・年数回バイキングを実施している。

など

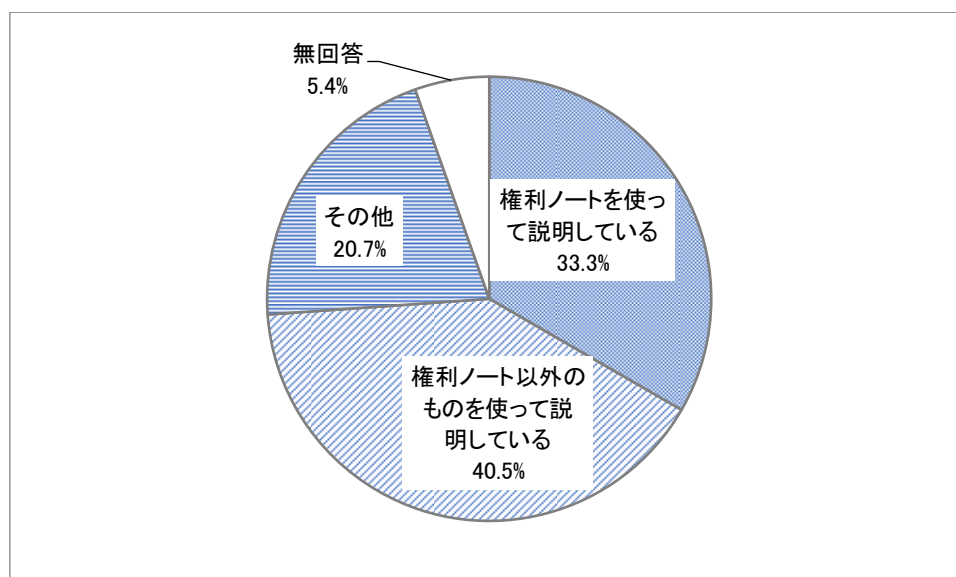
その他
・「週末のききとり」を実施し、子どもが日頃から、いじめ等の困ったことがないか、大人に相談できてないことがないか、聞き取りを行う。その結果を反映させるために、毎週金曜日に「生活の話」を行い、職員と子どもと一緒に日課、ルールの確認を実施している。 ・月例の職員会議で対応可否について協議し、ヘッドホンの買い替えや談話室の環境整備（掲示物の充実）等を実施した。 ・物品購入時には、児童の希望、児童の発達レベルに応じた玩具等の購入を心掛けている（希望の漫画、CD、風呂マット、冬用のフロアマットの購入など）。 ・ハミガキの回数、髪の色などルールの見直しを行った。 ・私物の持ち込みに反映した。 ・自分で好きなものを買いたいとの要望があり、保護期間が2か月を超える場合に500円で担当職員と一緒に買い物、食事をしている。 など

（４） 子どもの権利擁護の取り組みについて

① 権利ノートなどを使って子どもの権利擁護について説明しているか（問 18）

権利ノートなどを使って子どもの権利擁護について説明しているかきいたところ、「権利ノートを使って説明している」が 33.3%、「権利ノート以外のものを使って説明している」が 40.5%となっています。

図表－76 権利ノートなどを使って子どもの権利擁護について説明しているか [n=111]



【その他の回答】

- ・ 権利ノートを保護所内に掲示
 - ・ 担当福祉司が説明
 - ・ 口頭で説明
- など

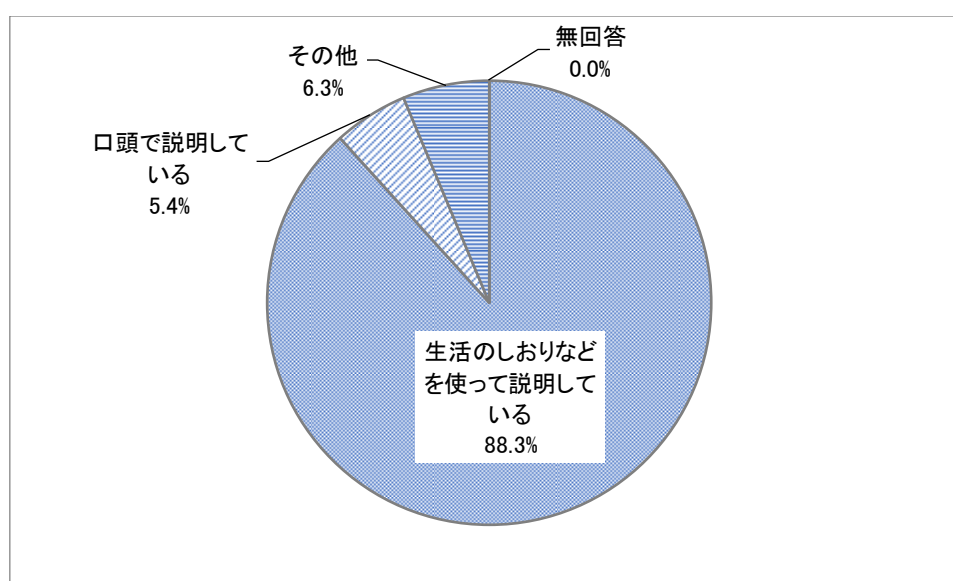
「権利ノート以外のものを使って説明している」と回答した一時保護所にどのようなものを使っているかきいたところ、回答は以下のとおりでした。

- ・一時保護所のしおり、パンフレット
- ・はがき
- ・所長への手紙が書ける旨などを説明した用紙 など

② 入所時の生活についての説明方法（問 19）

入所時の生活についての説明方法をきいたところ、「生活のしおりなどを使って説明している」が 88.3%、「口頭で説明している」が 5.4%となっています。

図表－77 入所時の生活についての説明方法 [n=111]



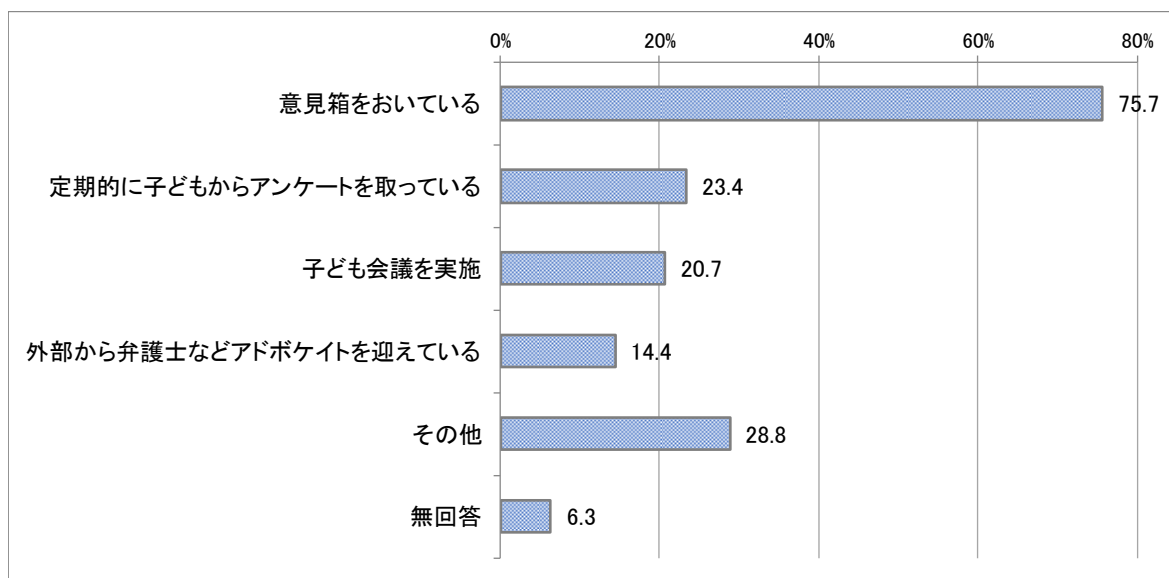
【その他の回答】

- ・必要に応じてパネル図を提示しながら口頭で説明
- ・写真や絵を使ったインテーク冊子
- ・日課表を示して説明
- ・パンフレットや職員が作成したプリントなどを使用
- ・ホールや居室に掲示した日課表やルールを説明 など

③ 子どもの権利擁護の取り組みについて（問 20）

子どもの権利擁護の取り組みについてきいたところ、「意見箱をおいている」が 75.7%と最も高く、次いで「その他」(28.8%)、「定期的に子どもからアンケートを取っている」(23.4%) の順になっています。

図表－78 子どもの権利擁護の取り組みについて(複数回答) [n=111]



【その他の回答】

- ・定期的に子どもから聞き取り
- ・退所時アンケート
- ・給食アンケート
- ・福祉司、心理司、指導員の面接
- ・日記
- ・所長への手紙
- ・苦情解決相談窓口の設置
- ・サービス自己評価（年1回）
- ・ホームルームの設定 など

「外部から弁護士などのアドボケイトを迎えている」と回答した一時保護所に誰がどれくらい来るのかきいたところ、回答は以下のとおりでした。

- ・弁護士を雇用している
- ・弁護士が月1～2回
- ・弁護士が年に2回
- ・第三者委員が月1回
- ・大学の先生が不定期
- ・民生委員が月1～2回

子どもの権利擁護の取り組みについて、うまく活用されるように工夫していることをきいたところ、回答は以下のとおりでした。

＜意見箱の工夫＞

- ・意見箱は入所児の目につきやすい場所に設置している。
- ・子どもが書きたい時に書けるように、意見箱の横に封筒、用紙、鉛筆を常備している。
- ・毎晩取り組んでいる日記の各ファイルに所長への意見用紙を入れている。
- ・入所時の説明に加えて、2 か月に1 回程度意見箱の活用方法を子ども全体に改めて周知している。
- ・これまでの意見の一部をプレイルームに掲示している。
- ・月1 回の班長会議の中でポスト（意見箱）に投函された意見を会議の中で検討し、それを入所児に返答している。
- ・意見箱に寄せられた意見については、一時保護所内の協議にとどまらず、児相次長や担当課長からも意見聴取を行って対応を検討し、協議（検討）結果は必ず子どもたちにフィードバックしている。
- ・意見に対して速やかな対応をするため、毎週1 回行う子ども会議で回答している。

＜アンケートの工夫＞

- ・アンケートの回答をプレイルームに掲示し、子どもに返している。
- ・月2 回の頻度でアンケートを実施し、内容を取りまとめ、職員間で情報を共有して対応を行っている。

＜子ども会議の工夫＞

- ・子ども会議で出た意見はお互いに否定しない、個人攻撃しないなどルール化している。
- ・議題を決めて実施し、出された意見が反映され、児童が改善された、変わったと感じられるように取り扱っている。
- ・子ども会議で出た意見は記録し、職員会議で再確認をする。その中で協議したことについて、子ども会議で返すようにしている。

＜アドボケイトの工夫＞

- ・弁護士が担当児相に申送書を出し、所内で検討し、改善案を出している。

＜子ども権利擁護の取り組み全般について＞

- ・意見箱、アンケート、子ども会議で出た意見等を職員会議で検討し、その結果を個別面接や子ども会議で子どもにきちんと返す。
- ・受理、援助方針会議に弁護士を出席させ、権利擁護の視点から意見をもらっている。

など

④ 問 20 以外で、権利擁護の取り組みで工夫していること（問 21）

問 20 以外で、子どもの権利擁護の取り組みで工夫していることをきいたところ、回答は以下のとおりでした。

＜所内の検討体制＞

- ・ 保護所会議で、子どもの権利擁護について考える機会を作った。
- ・ 所内で人権部会を立ち上げ、職員間で子どもの権利擁護を考えている。
- ・ 一時保護所を含む児童相談所全体で、人権擁護委員会を月に 1 回開催しており、研修、啓発、ケース検討、環境整備について検討・実行している。
- ・ CW、保護所職員からなる安全委員が 2 週に 1 回、児童からの意見の聞き取りを行い、結果を HR 時などにフィードバックしている。
- ・ 外部に委嘱された委員と児童相談所職員から選ばれた内部委員により構成される安全委員会を設置し、職員と連動し、暴力事案について対応している。
- ・ 興奮、トラブル等での反省の促しや、クールダウンを図る等の目的で、一時的に行動を制限して対応する場面が生じた場合の所内のガイドラインを設けているが、その内容が権利擁護の視点で適切なのか見直しを図っている。
- ・ 所内職員（SV 等）を講師に研修の実施。

＜自己評価の実施＞

- ・ 人権擁護について、職員が意識するために、人権チェックシートに取り組んでいる。
- ・ 児童権利擁護自己評価シートを作成し、毎月自己チェックを行っている。
- ・ 年 1 回、自己評価を実施する（職員・児童アンケート）。
- ・ 年 2 回、人権侵害防止のためのチェックを各自実施する。
- ・ 人権チェックシートによる事項評価と一時保護所評価を行っている。
- ・ 年 4 回、職員向けに被措置児童虐待防止チェックリストを実施している。

＜第三者委員の来所・第三者評価の受審＞

- ・ 第三者委員の定期的な来所。外部評価。
- ・ 安全な環境で、一人ひとりの状況に応じた適切な支援ができていくかといったことなどについて、定期的に支援していくことは、子どもの権利擁護の観点からも重要である、との考えから、第三者評価を受審している。
- ・ 次年度から第三者評価を実施予定である。

＜その他＞

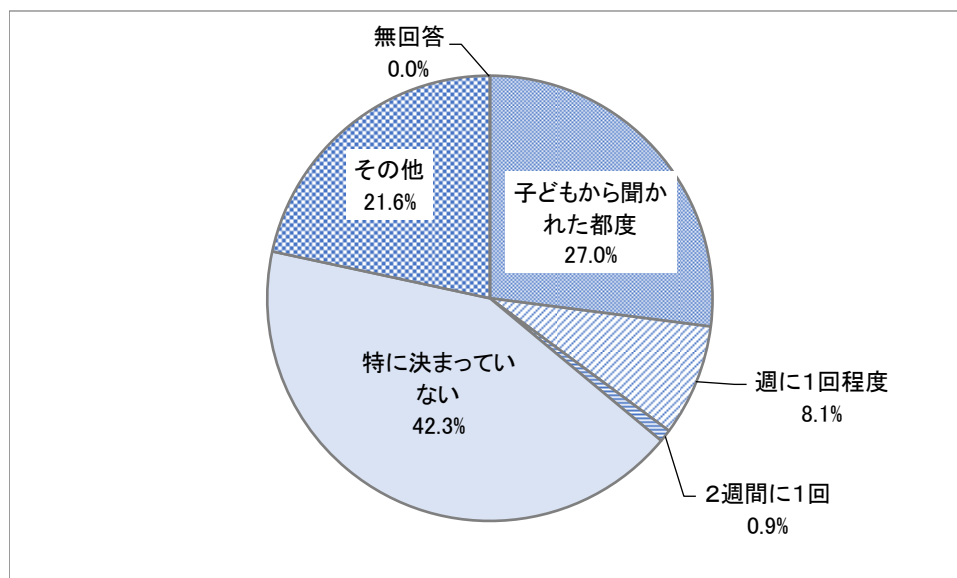
- ・ 保護所心理士によるお悩み相談を実施している。
- ・ 弁護士会と協定を結び、触法ケース等については付添人を希望することができることを伝えている。
- ・ 大学病院と連携して一時保護児童の歯科検診（新規児童対象、月 2 回）を実施している。
- ・ 子ども向けに壁新聞のようなお便りを掲示している。

など

⑤ （おおむね1週間以上いる子どもについて）一時保護期間中に、現在の状況や今後の見通しについて話をする目安はあるか（問22）

一時保護期間中に、現在の状況や今後の見通しについて話をする目安はあるかを聞いたところ、「特に決まっていない」が42.3%と最も高く、次いで「子どもから聞かれた都度」が27.0%となっています。

図表-79 一時保護期間中に、現在の状況や今後の見通しについて話をする目安はあるか [n=111]



【その他の回答】

- ・担当児童福祉司が行う（担当福祉司の業務という認識）。
- ・担当児童福祉司に面談してもらうように依頼する。
- ・1週間を目安に心理司が面接する。
- ・入所時、援助方針会議後、退所前に行う。
- ・子どもの様子を見て必要に応じて行う。
- ・決まってはいるがおおむね週1回以上。

など

⑥ 一時保護解除にあたって、子どもの不安を解消するために工夫していること（問 23）

一時保護解除にあたって、子どもの不安を解消するために工夫していることについて
きいたところ、回答は以下のとおりでした。

<全般>

- ・一時保護解除について、告知のタイミングは児童の状況に合わせて担当CPと相談し配慮している。
- ・担当ケースワーカー、担当心理職員と、退所前に面接の回数を増やしている。
- ・解除後も担当児童福祉司の訪問が予定されていることや、何かあれば児相に連絡することなど権利ノートを使って説明する。
- ・解除後の生活を送る中で、困ったことがあった際にはいつでも児童相談所へ連絡してよいことを伝え、児童相談所のパンフレットやカードを渡すなどにより、不安軽減に努めている。
- ・子どもの安全が確保されていること、もし一時保護のような状況が再度起こった場合は、周囲に助けを求めることを伝えている。
- ・子どもの周囲に話せる人がいるかの確認や、伝え方等をアドバイスしておく。
- ・保護解除後の生活面等について詳細に説明している。
- ・家の状況、安全策などを子どもと共有。親の反応を不安がる子どもも多いので、解除前に直接、親子で会ってもらう機会を持つ。解除後の、児相の安全確認のための定期訪問、面接なども子どもと確認する。
- ・不安が強い場合は、数日間、許可外泊の形をとって様子を見た後に解除。SOS の出し方を伝え、大人（児相、学校等）を頼るよう話しておく。
- ・担当者の名刺を渡す。

<家庭復帰の場合>

- ・担当児童福祉司の面接や親子面会等の実施により、不安解消を図っている。
- ・家族との面会、所属している学校担任の面会を行い、不安を解消している。
- ・家庭でできていない課題（朝起きる準備など）を状況により、練習することがある。

<施設入所・里親委託の場合>

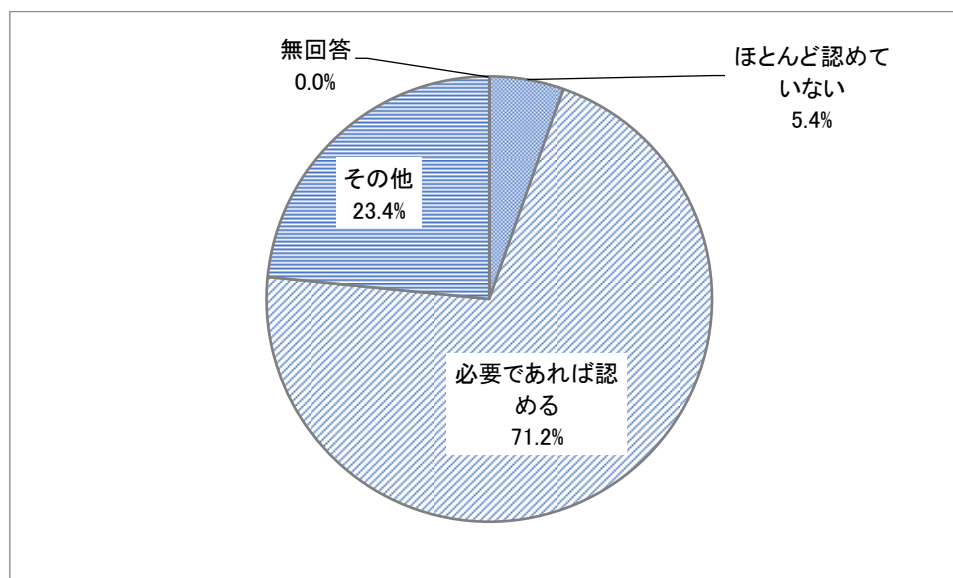
- ・見学等の慣らしを実施している。
- ・施設職員や里親との面会を通して不安解消を図っている。
- ・施設入所に不安がある様子であれば、担当に拘らず、施設勤務経験職員が話をしている。
- ・パンフレットを使用したり、事前面会、施設見学を行うといった手順を踏むことで不安を軽減するようにしている。
- ・里親の場合は、交流の機会を事前に作ったり、その子についてできるだけ分かりやすく説明している（紙も渡す）。
- ・一時保護解除後、しばらくしてからCW と同行で施設訪問して様子を聞く。

など

⑦ 一時保護期間中、保護者との電話・手紙・面会等のやりとりについて（問 24）

一時保護期間中、保護者との電話・手紙・面会等のやりとりを認めているかきいたところ、「必要であれば認める」が 71.2%、「ほとんど認めていない」が 5.4%となっています。

図表－80 一時保護期間中、保護者との電話・手紙・面会等のやりとりについて [n=111]



【その他の回答】

- ・担当児童福祉司が判断する。
- ・担当児童福祉司と相談して可能な場合に行っている。
- ・担当児童福祉司を通じて、手紙、面会は認める場合があるが、電話は認めていない。
- ・手紙のみ認められている。
- ・電話以外は認められている。 など

「ほとんど認めていない」と回答した一時保護所にはその理由を、「必要であれば認める」と回答した一時保護所には保護者との取り決めにきいたところ、回答は以下のとおりでした。

認めていない理由
・保護児童（虐待ケース）の安全を守るため。 ・児童福祉司等と協議の上、援助に必要であれば認めることもあるが、児童の安定を考慮して原則認めていない。 など
認めている場合の保護者との取り決めなど
<認める場合のケース> ・入所後 1 週間経過後は、児童と保護者の状況に応じて、実施できることとしている。 ・保護者の希望と子どもの了承がある場合に認める。 ・担当児童福祉司が必要と認めた場合に認める。 ・子どもの援助・支援に必要な場合に認めている（保護者からの謝罪、保護者との和解など）。

<やりとりの方法>

- ・電話は不可、面接、手紙のみ。
- ・手紙は事前に職員が目を通す（入所児が書いた手紙に入所している他児の氏名や学校等が含まれていないか確認し、書いてある場合にはマスキングした上で担当児童福祉司に渡すことにしている）。

<面会時の配慮>

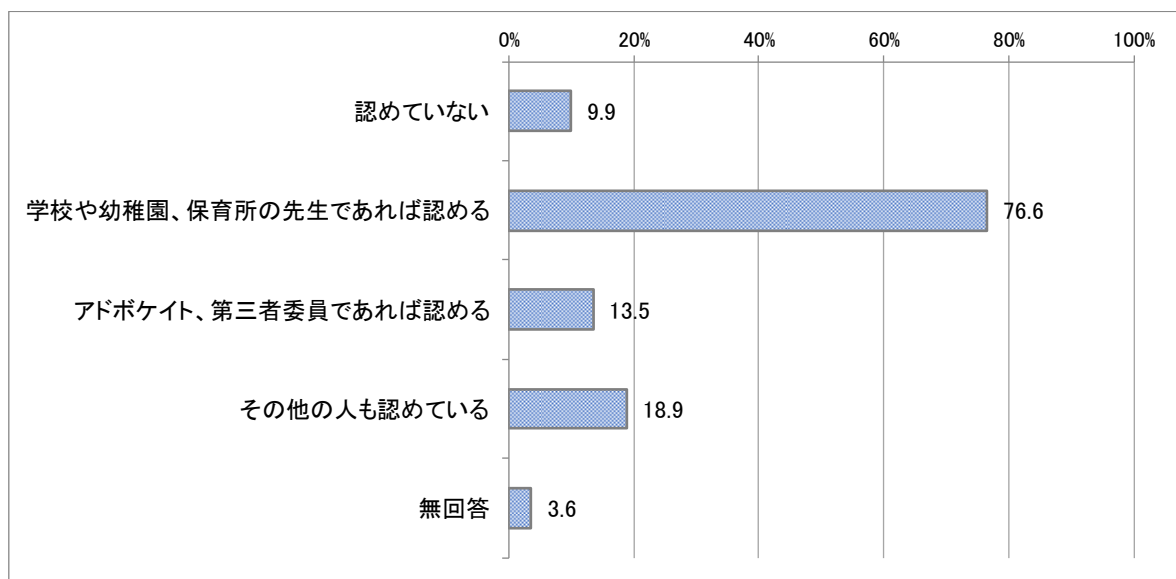
- ・子どもが落ち着かないときは、親に伝えて控えてもらう。
- ・面接は職員が立ち会う。
- ・長時間にならないよう対応の時間を決める。
- ・15分程度と決めている。

など

⑧ 一時保護期間中、外部の人との電話・手紙・面会等のやりとりについて（問 25）

一時保護期間中、外部の人との電話・手紙・面会等のやりとりを認めているかきいたところ、「学校や幼稚園、保育所の先生であれば認める」が76.6%と最も高く、次いで「その他の人も認めている」が18.9%となっています。

図表－81 一時保護期間中、外部の人との電話・手紙・面会等のやりとりについて(複数回答) [n=111]



【その他の人についての回答】

- ・施設職員、里親など
- ・警察官、裁判所職員
- ・クラスの友人、メンタルフレンド
- ・必要に応じて判断
- ・判断は児童相談所が行う
- ・担当 CW の判断により必要とされる者であり問題がなければ認める

など

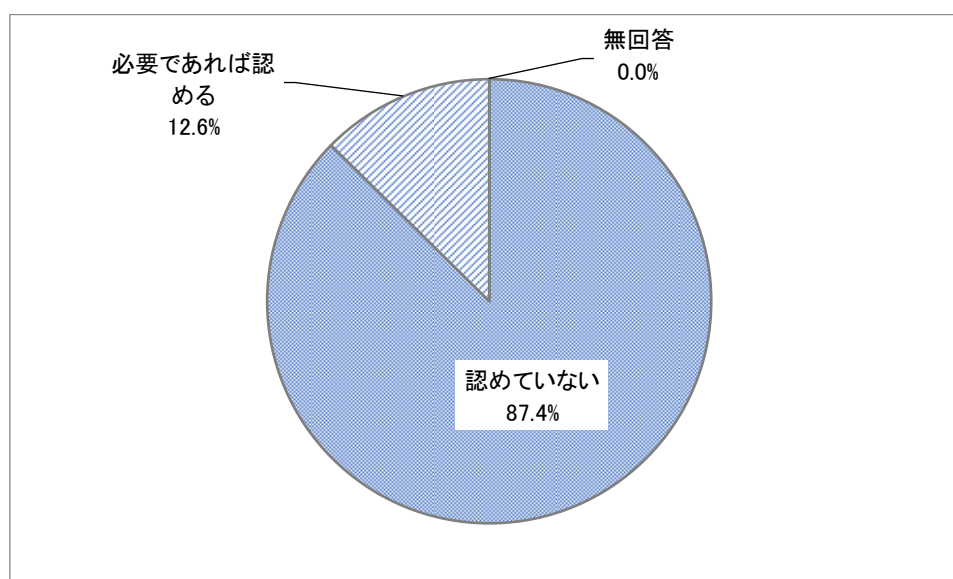
「認めていない」と回答した一時保護所にはその理由を、「アドボケイト、第三者委員であれば認める」と回答した一時保護所には具体的な事例をきいたところ、回答は以下のとおりでした。

認めていない理由
・ 保護所児童の安全を保つため。 ・ 保護者とのやりとりを認めていないので、外部の人も認められない。 ・ 児童福祉司等と協議の上、援助に必要であれば認めることもあるが、児童の安定を考慮して原則認めていない。 ・ 認めるかどうかの判断及び実施は、保護所では行わず、児童相談所で行う。 など
アドボケイト・第三者委員の具体的な事例
・ 第三者委員による対応が必要と判断された事案については、面会等を行う。 ・ 月に1回、第三者委員が来所し、希望する児童と面会をしている。

⑨ 一時保護期間中、通信機器の利用について（問 26）

一時保護期間中、通信機器の利用を認めているかきいたところ、「認めていない」が 87.4%、「必要があれば認める」が 12.6%となっています。

図表－82 一時保護期間中、通信機器の利用について [n=111]



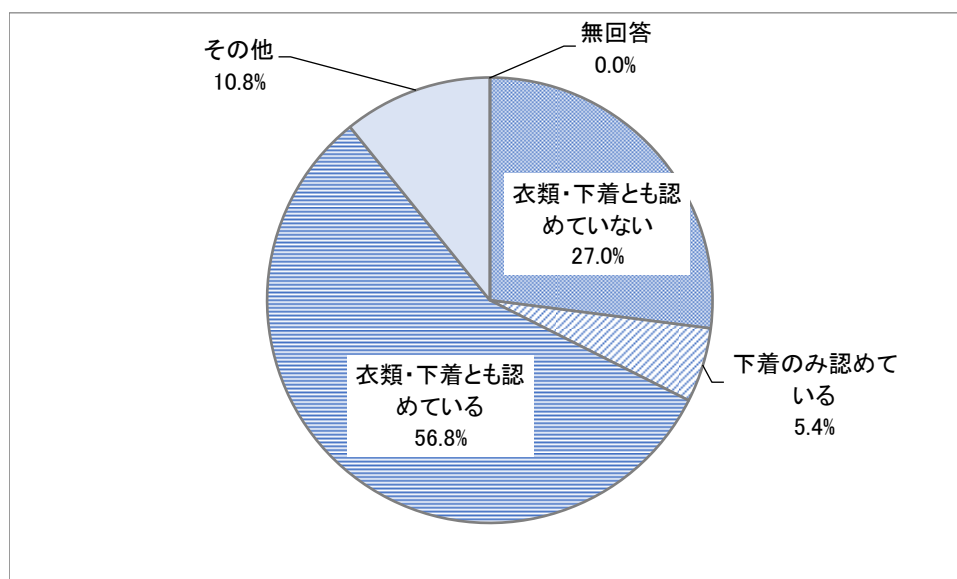
「必要であれば認める」と回答した一時保護所にどのような場合に認めているかきいたところ、回答は以下のとおりでした。

- ・ 高校生が登校する場合。
- ・ 保護所外で必要だとケースワーカーが判断した場合。
- ・ 緊急入所の時、アルバイト先への欠勤の連絡などを行う。必ずCWが立ち会う。
- ・ 担当ケースワーカーの指示により、アルバイト先への欠勤連絡等。
- ・ 職員立ち合いでオンライン授業を受けさせた。
- ・ 保護所の中では認めていないが、コロナ渦中でリモート学習が必要になり、高3の児童に認めた。
- ・ 学校での授業やテスト等で出席が必須な場合。
- ・ 受験や課題などで必要であれば、CW付き添いの元、利用を認めている。

⑩ 一時保護期間中、衣類の持ち込みについて（問 27）

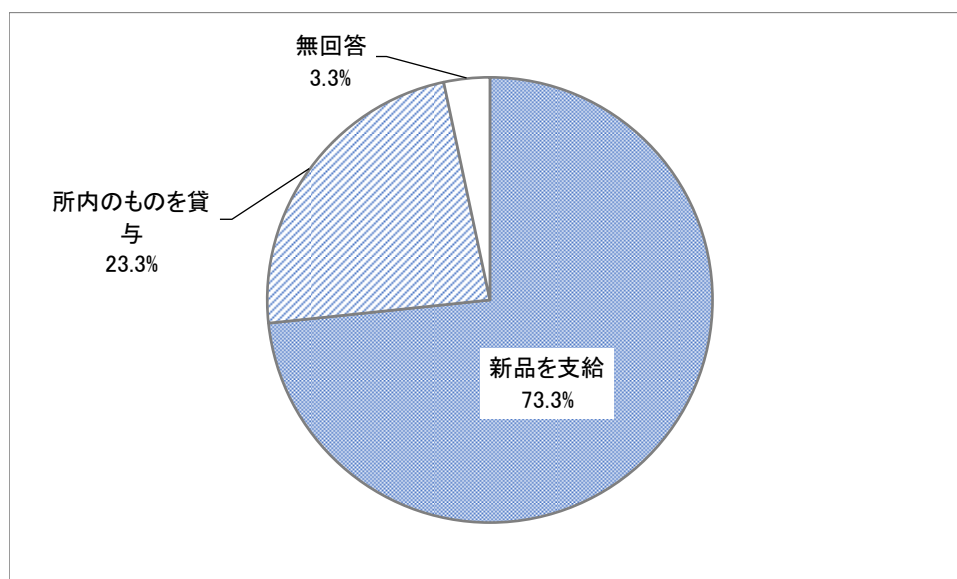
一時保護期間中、衣類の持ち込みを認めているかきいたところ、「衣類・下着とも認めている」が56.8%と最も高く、次いで「衣類・下着とも認めていない」が27.0%となっています。

図表－83 一時保護期間中の衣類の持ち込みについて [n=111]



「衣類・下着とも認めていない」と回答した一時保護所に、対応方法をきいたところ、「新品を支給」が 73.3%、「所内のものを貸与」が 23.3%となっています。

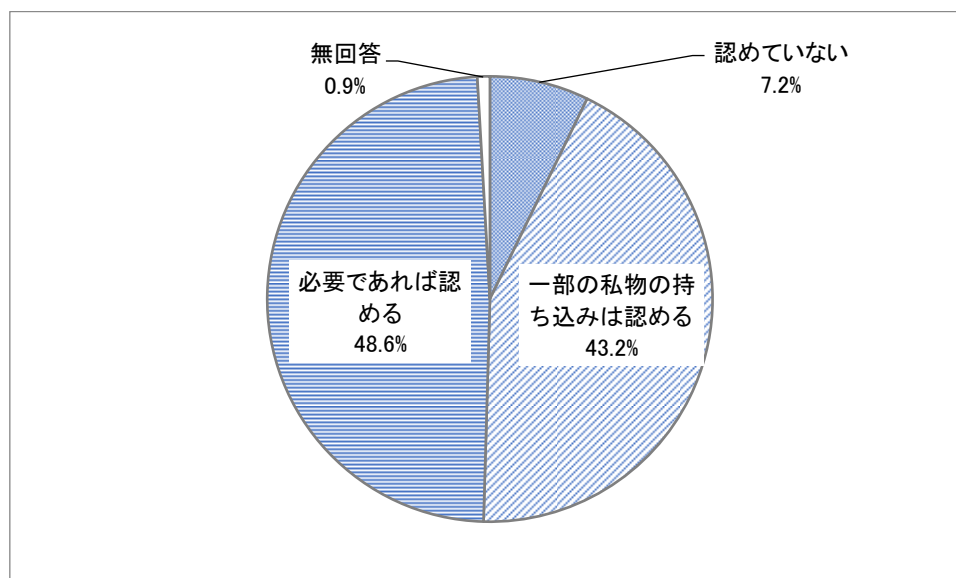
図表－84 （「衣類・下着とも認めていない」と回答した場合）対応方法 [n=30]



⑪ 一時保護期間中、私物の持ち込みについて（問 28）

一時保護期間中、私物の持ち込みを認めているかきいたところ、「必要であれば認める」が 48.6%と最も高く、次いで「一部の私物の持ち込みは認める」が 43.2%となっています。

図表－85 一時保護期間中、私物の持ち込みについて [n=111]



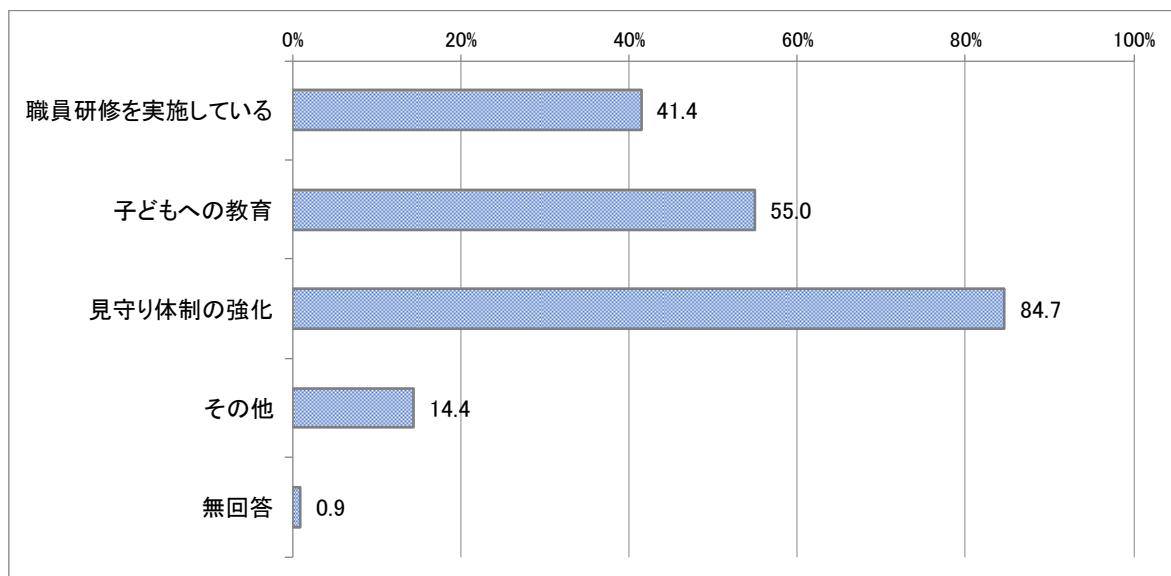
「一部の私物の持ち込みは認める」と回答した一時保護所には認めているものを、「必要であれば認める」と回答した一時保護所にはどのような場合に認めるかをきいたところ、回答は以下のとおりでした。

認めているもの	
・洗面用具、くし、ひげそりなど	・CD、DVD
・靴、靴下	・DS などのゲーム機、TV ゲーム
・学習教材、文房具	・ぬいぐるみ
・本、マンガ	・枕など寝具 など
認める場合の具体例	
・児童の精神的に落ち着くもの	
・それがないと安心できない、不安が強くなるもの	
・眠るときにかかせないもの（ぬいぐるみ、タオル、毛布など）	
・子どもが大切にしているもの	
・家庭からの手紙や写真	
・持ち込んでも危険がなく、普段から使用しているもの	
・学習に必要なタブレット等を職員の管理において持ち込みを認めている	
・宗教上の理由等で所持が必要なもの	
・個別に判断	など

⑫ 子ども同士の暴力等の防止や対応について（問 29）

子ども同士の暴力等の防止や対応のための取り組みについてきいたところ、「見守り体制の強化」が84.7%と最も高く、次いで「子どもへの教育」が55.0%となっています。

図表－86 子ども同士の暴力等の防止や対応について（複数回答）[n=111]



【その他の回答】

<防止策>

- ・受け入れ面接時に、いじめや暴力をしないことの理由を伝えている。
- ・席の変更や遊び場所のエリア分け、居室の工夫等の環境調整を行う。
- ・申し合わせ対応を記載。日頃から子どもに合わせ、予告、構造化、事前の約束、タイムアウト、がんばり表なども伝わっている。
- ・子ども会議での振り返りを行う。
- ・普段からの遊び方に注意する。ケンカに発展しそうな場合、その場で注意指導を行う。
- ・CVPPP やセカンドステップなど外部研修への派遣を実施している。

<問題発生時の対応>

- ・問題が発生した場合、職員への情報共有の徹底。
- ・外部委員を含む安全委員会を設置し、職員と連携して対応している。
- ・その都度職員間で対応方法を検討共有する。
- ・暴力が起これば個別指導をすることで再発防止を図る。

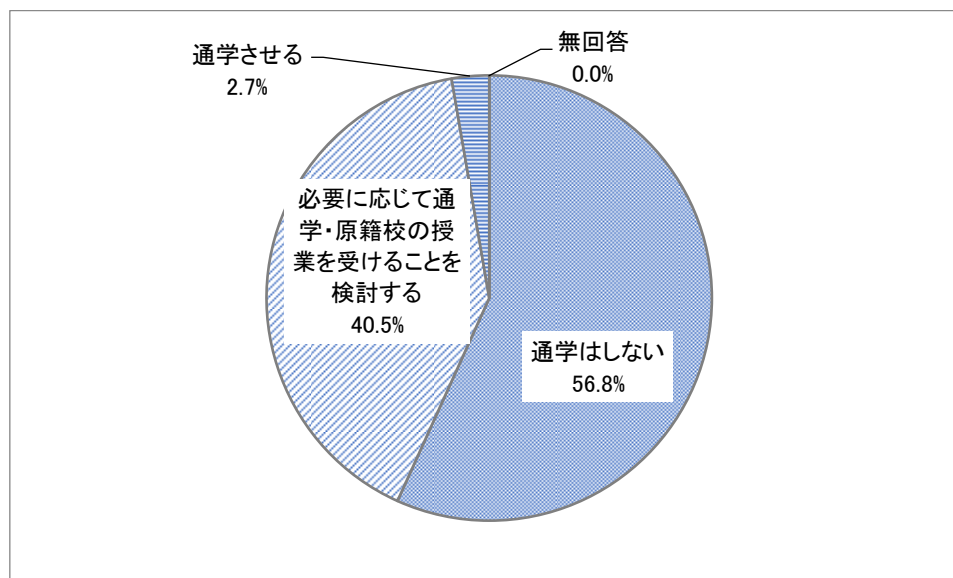
など

(5) 一時保護された子どもの学習について

① 通学についての考え方（問 30）

通学についての考え方をきいたところ、「通学はしない」が 56.8%と最も高くなっています。「必要に応じて通学・原籍校の授業を受けることを検討する」は 40.5%、「通学させる」は 2.7%となっています。

図表－87 通学についての考え方 [n=111]



「通学はしない」、「必要に応じて通学・原籍校の授業を受けることを検討する」、「通学させる」と回答したそれぞれの一時保護所に、通学しない理由、どのような場合に検討するか、通学させるための工夫をきいたところ、回答は以下のとおりでした。

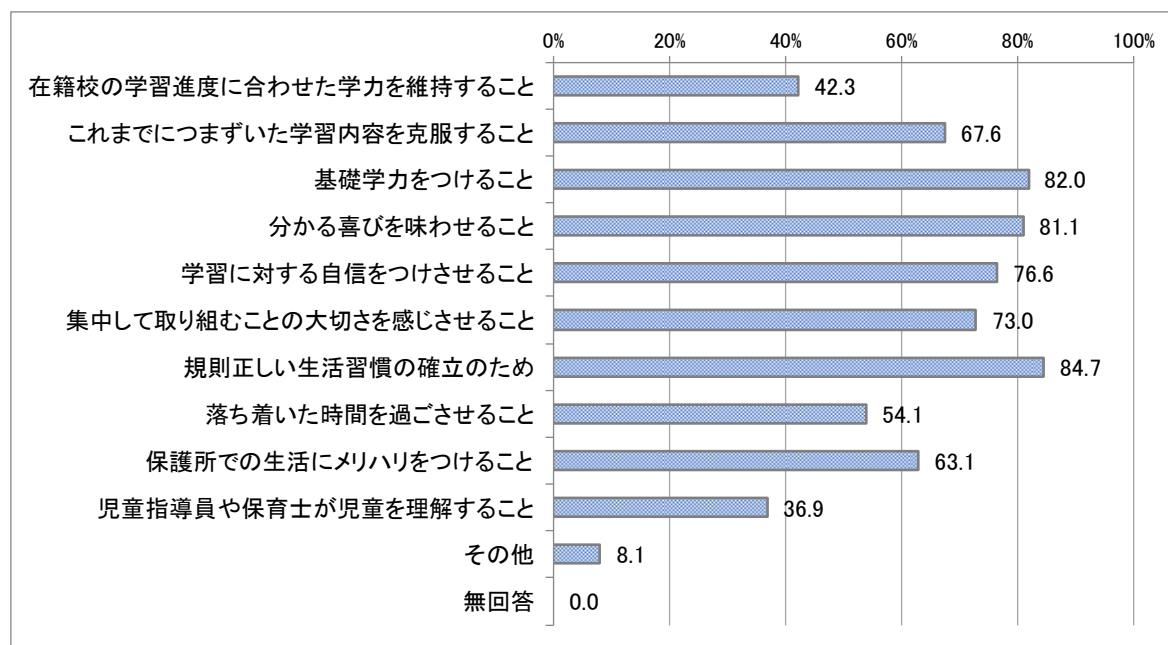
通学しない理由
・ 管内が広く物理的に送迎が困難のため。 ・ 送迎対応する職員が確保できないため。 ・ 保護者が子どもを奪還するおそれがあるため。 ・ 安全が確保できないため。 ・ 無断外出の恐れがあるため。 ・ 原籍校への通学手段として通学できる児童もいれば、遠方の児童は困難など、公平性が担保できないため。 ・ 建物の構造上、通学できる児童とできない児童を分離できないため。 ・ アセスメントに支障が出るため。 ・ 短期間であり、学校が出席日数について配慮してくれるため。 ・ 通学できる子どもは一時保護委託しているため。 など

どのような場合に検討するか
<高校生> ・ 高校生の場合で個別に検討。 ・ 高校生で出席日数が足りず、留年のおそれがある場合。 ・ 高校生で安全に自力通学が可能な場合。 ・ 単位取得に必要なスクーリング。 <受験生、学校の試験・行事など> ・ 受験生、受験対策が必要な場合。 ・ 定期テストなど。 ・ 修学旅行などの学校行事のとき。 ・ 部活動（子どもの希望が強い場合）。 <通学可能な範囲に学校があり、保護者の連れ戻しのおそれがない場合> ・ 保護者との接触のおそれがなく、通学手段がある場合。 ・ 一時保護所から通学可能な範囲内にあり、通学に保護者の理解・協力が得られる場合。 ・ 虐待等による保護者の連れ戻しの危険がなく、通学に伴う安全が確保される場合。 <入所が長期化している場合> ・ 入所が長期化している場合。 <本人の強い希望がある場合> ・ 通学手段、安全確保、学校の協力体制がとれた上で、本児にとって学校が非常に重要な意味を持っている場合。 ・ 通学が子どもにとって落ち着く手段である場合。 <担当福祉司の付き添いがある場合> ・ 児童相談所の担当児童福祉司などの付き添いの下での通学は可能。 <その他> ・ 通学可能な状況にあるが、一時保護委託先がなく、進路などに大きく影響がある場合。 ・ 不登校児の登校支援。 など
通学させるための工夫
・ 職員の送迎で通学。 ・ 原則登校させている。早出出勤を活用。 ・ 健康管理。 ・ 他の子どもへの配慮。

② 一時保護所での学習の目的について（問 31）

一時保護所での学習の目的をきいたところ、「規則正しい生活習慣の確立のため」が84.7%と最も高く、次いで「基礎学力をつけること」（82.0%）、「分かる喜びを味わせること」（81.1%）となっています。

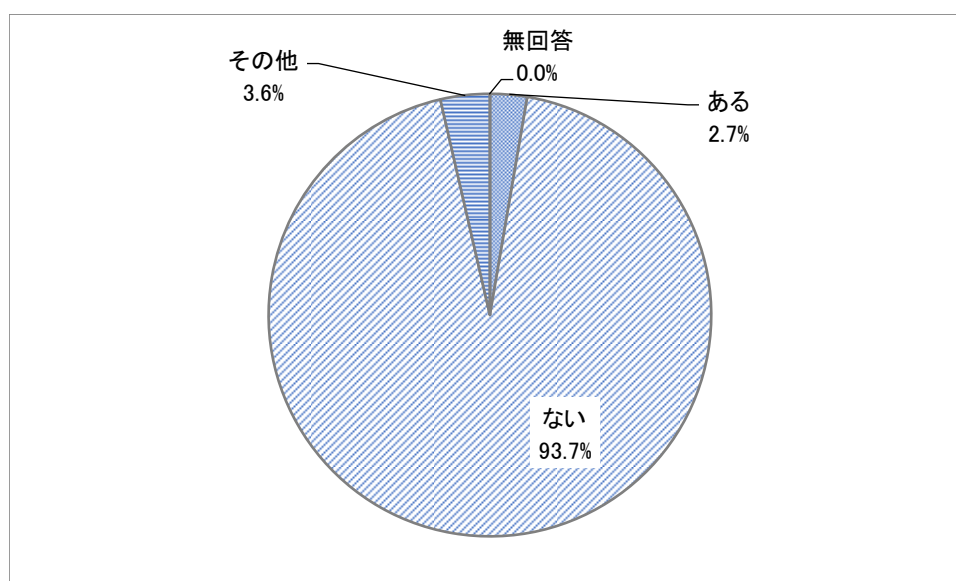
図表－88 一時保護所での学習の目的について（複数回答） [n=111]



③ オンラインや通信で授業を受ける環境の有無（問 32）

オンラインや通信で授業を受ける環境があるかきいたところ、「ない」が93.7%、「ある」が2.7%となっています。

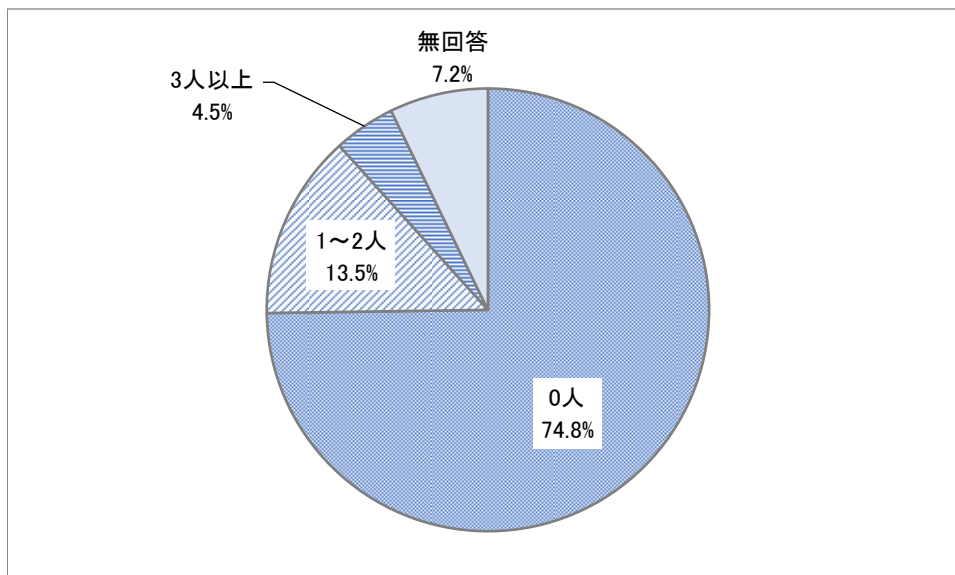
図表－89 オンラインや通信で授業を受ける環境の有無 [n=111]



④ 通学・原籍校の授業を受けられた子ども（令和2年9月中）（問33）

通学・原籍校の授業を受けられた子ども（令和2年9月中）についてきいたところ、「0人」が74.8%と最も高く、次いで「1～2人」が13.5%となっています。

図表－90 令和2年度9月中に、通学・原籍校の授業を受けられた子どもについて [n=111]

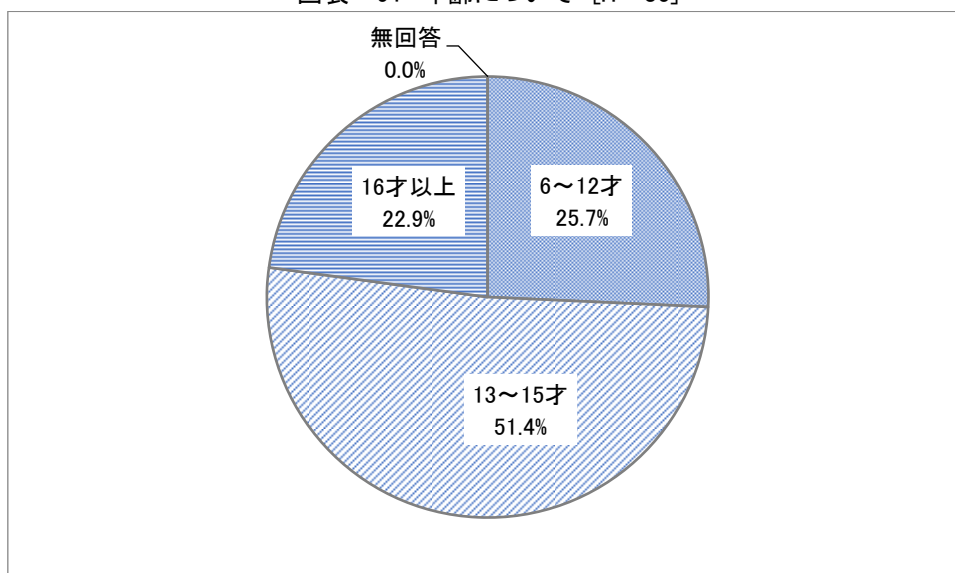


<通学・原籍校の授業を受けられた子どもの具体的な事例>

i) 年齢

年齢については「13～15才」が51.4%と最も高く、次いで「6～12才」が25.7%となっています。

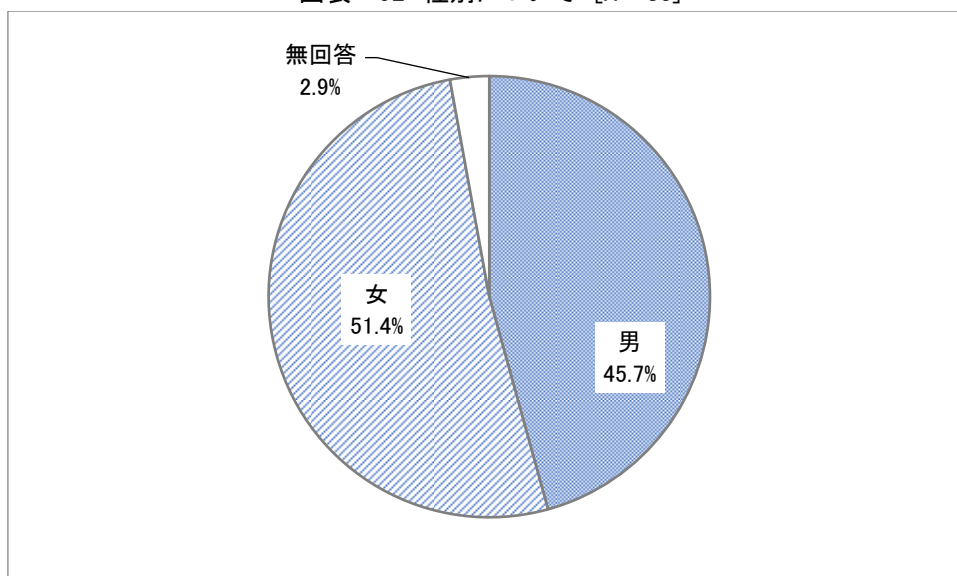
図表－91 年齢について [n=35]



ii) 性別

性別については「女」が 51.4%、「男」が 45.7%となっています。

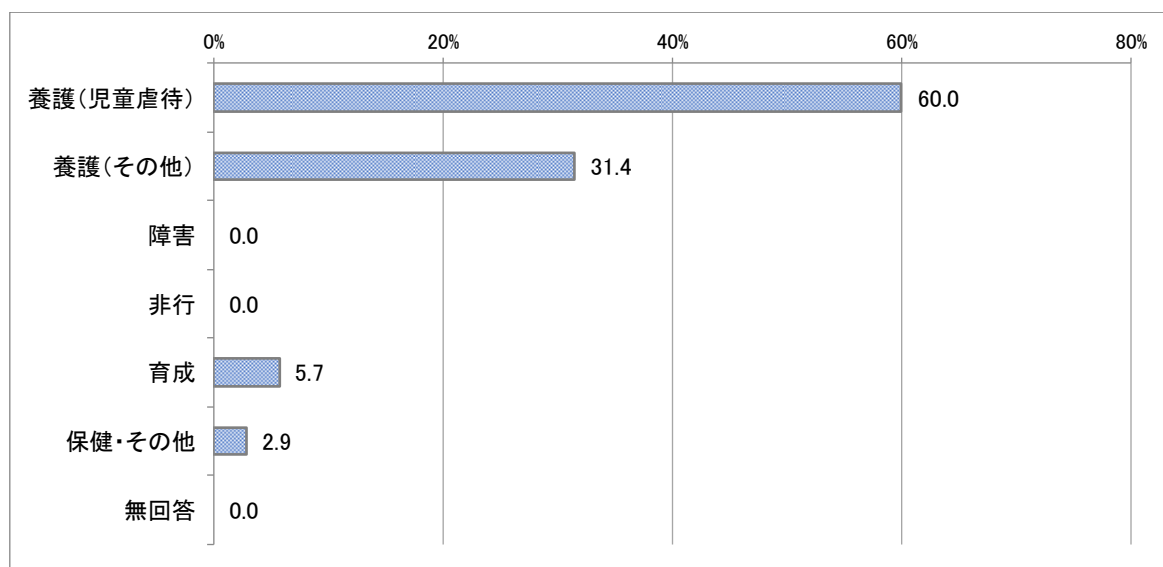
図表－92 性別について [n=35]



iii) 相談種別

相談種別については「養護（児童虐待）」が 60.0%と最も高く、次いで「養護（その他）」が 31.4%となっています。

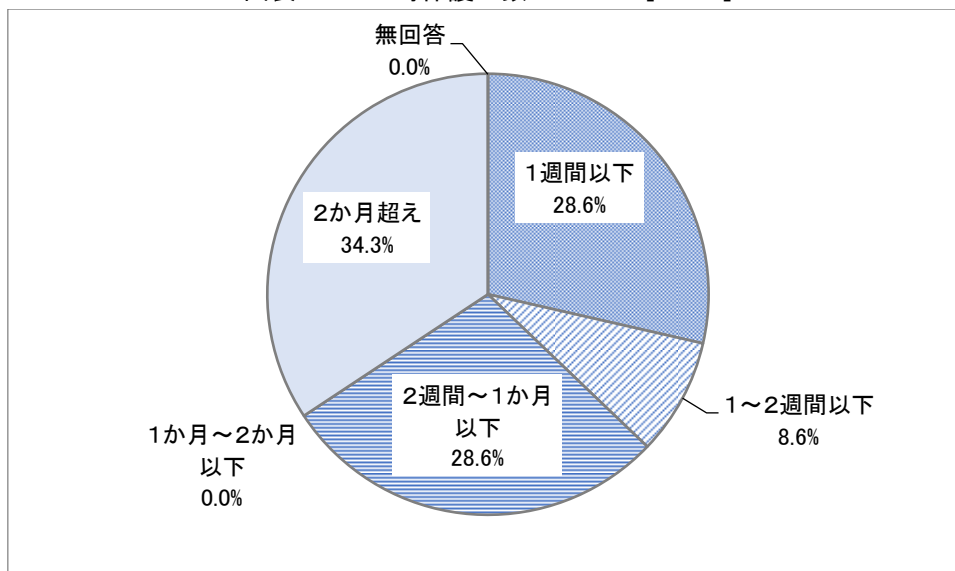
図表－93 相談種別について(複数回答) [n=35]



iv) 一時保護日数

一時保護日数については「2か月超え」が34.3%と最も高く、次いで「1週間以下」、「2週間～1か月以下」がともに28.6%となっています。

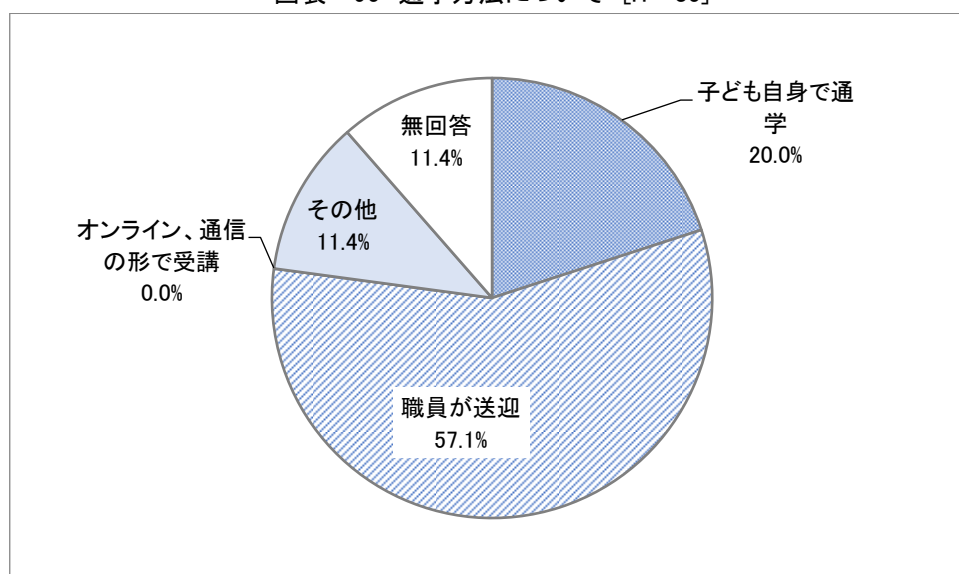
図表－94 一時保護日数について [n=35]



v) 通学方法

通学方法については「職員が送迎」が57.1%と最も高くなっています。

図表－95 通学方法について [n=35]



【その他の回答】

- ・学校の先生が送迎。
- ・原籍校の教職員が当所に来て授業を行った。

⑤ 日中の学習時間に使用する教室について（問 34）

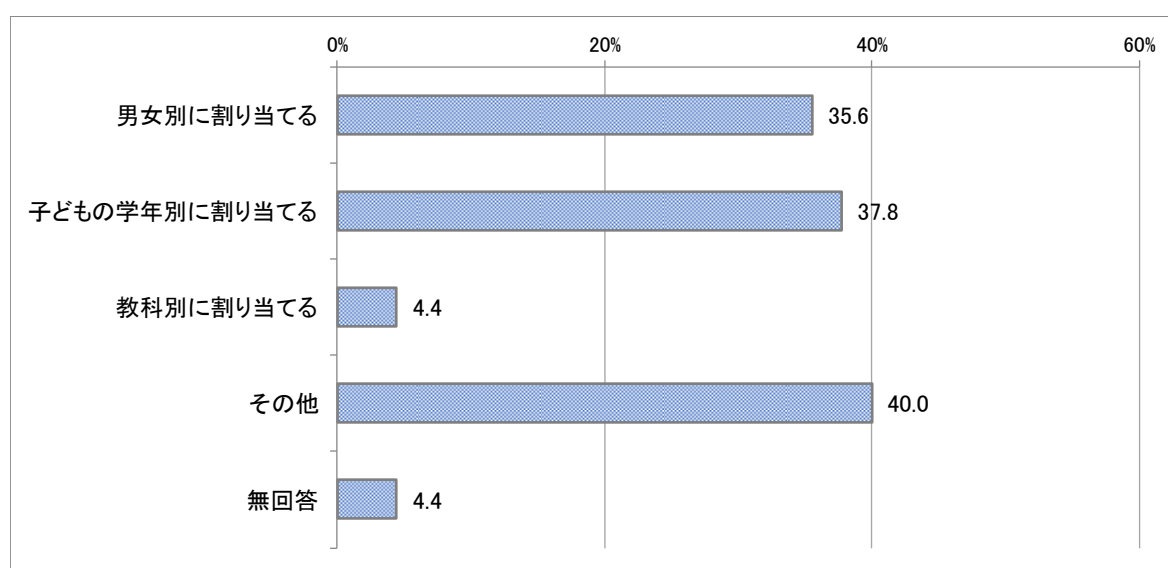
日中の学習時間に使用する教室について、教室数は平均で約 2 部屋となっています。また、教室が 2 部屋以上ある一時保護所に教室の割り当て方をきいたところ、「男女別に割り当てる」が 35.6%、「子どもの学年別に割り当てる」が 37.8%となっています。

図表－96 日中の学習時間に使用する教室の数 [n=111]

（部屋）	平均	標準偏差	最大値	最小値
教室数（n=109）	1.57	1.13	10	0

※無回答を除く

図表－97 教室の割り当て方（複数回答） [n=45]



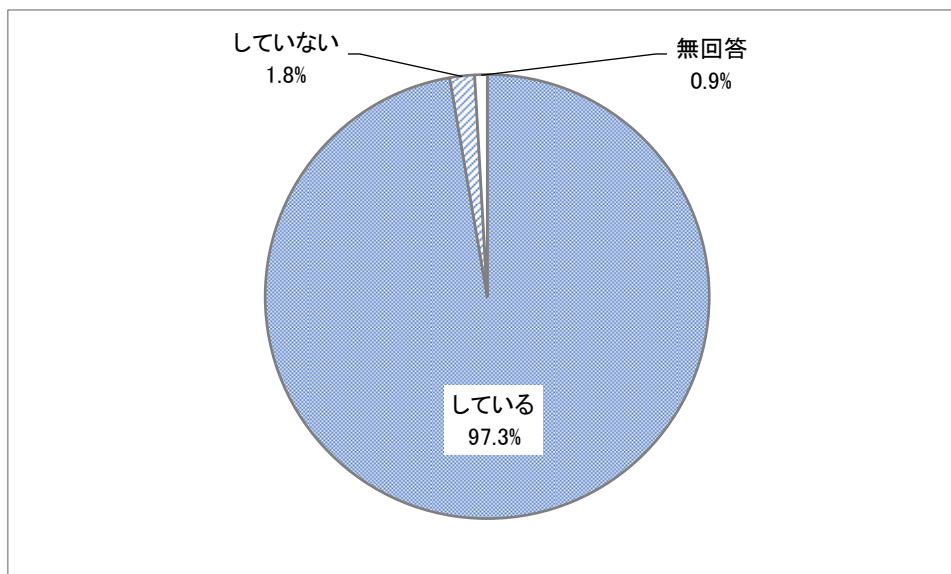
【その他の回答】

- ・ 1 部屋は個別で学習を希望する児童、または落ち着かずに個別に学習が必要な児童に活用。
- ・ 子どもの相性で分ける。
- ・ 個々の学習進度で分ける。
- ・ 1・2 階のユニットのため、各階に 1 部屋ある。

⑥ 学習時間以外に勉強を希望する子どもへの対応（問 35）

学習時間以外に勉強を希望する子どもへの対応についてきいたところ、「している」が 97.3%、「していない」が 1.8%となっています。

図表－98 学習時間以外に勉強を希望する子どもへの対応 [n=111]



「している」と回答した一時保護所に、対応方法をきいたところ、回答は以下のとおりでした。

<居室>

- ・テスト勉強などの希望がある場合は、居室の使用を認めている。
- ・自由時間に居室での自習。
- ・自室で就寝時間まで自主学習。
- ・居室等において職員が付き添い午後の自由時間に実施している。

<食堂>

- ・食堂で自主学習、1～2 時間程度。
- ・食後から消灯までの間。食堂で職員や他児と一緒にいる中での自主学習。
- ・自由時間中に食堂で他児を含めて職員が見守り。
- ・食堂を使用して主に午後 45 分程度学習指導員が個別学習を実施している。

<学習室等>

- ・余暇時間に自主学習。場所は必要に応じて学習室等をスペース確保する。
- ・学習室を開放。基本的に職員がつくことはないが、複数児童が使用する場合は職員も入る。
- ・観察室を利用、静かな空間の中一人でしている。午後の余暇時間から就寝前まで。
- ・図書室を開放し、空き時間は 21 時まで可能としている。

＜時間＞

- ・就寝時間を延長する。
- ・自由時間に空いている部屋（居室以外）で学習希望する児童を集めて対応する。

＜職員の対応など＞

- ・職員や保護指導員が学習時間外に対応する。
- ・リビング、居室、食堂等を使い、定期考査前などは職員が付き添い、余暇時間、就寝前の時間に対応する。
- ・余暇時間等を学習に充てる児童がいる場合は、必要に応じて教員 OB である学習指導協力員が支援を行う。
- ・学習室や居室で、学習指導員、児相指導員が学習時間以外の時間、夜は消灯時間前まで対応する。
- ・居室、プレイルーム、個室などを使用して、自由時間と空き時間に学習専門の指導員、児童指導員、保育士が対応している。消灯後は、職員は対応できないが、自習学習は可能としている。

⑦ 学習保障として工夫していること、やりたいが課題となっていること（問 36）

工夫していること

＜一時保護所内での習熟テストの実施＞

- ・学力テストをして、個々の能力に応じたプリント学習を行っている。
- ・学力テストを実施し、学力に応じた課題を作成、個別に指導している。

＜教材・学習方法の工夫＞

- ・教科書に関しては、国、算、社、理の教科は全学年分揃えており、学習指導員がより子どもに分かりやすく使いやすいワークを選択し、購入している。また、午後学習に関しては、学習指導員が宿題という形で提示し、学習の時間に何をしなければいけないのかが明確に分かるようにしている。
- ・個々の学力や積み上げられていない単元を学年の枠にしばられずに学習している。
- ・子どもの学力に応じたプリントを作成し、各自が無理なく取り組めるようにしている。

＜教科の工夫＞

- ・国語と算数（数学）は基礎・基本と考え、毎日必ず学習時間を入れている。
- ・道徳の時間、心理士のグループワークを通し子どもの様子を観察する。季節行事を取り入れ情緒の安定を図る。
- ・小学生は理科で、枝豆やトウモロコシを育て観察し水やり等をして成長したら食育して、体験できる授業も取り入れている。

＜学習環境の工夫＞

- ・各自の居室を利用し、時間は状況に応じて変える。
- ・1対1が必要な児、刺激の少ない場所がよい児など、それぞれの特性に合わせた学習ができるように、学習場所の構造化を工夫している。

＜教員等の配置による工夫＞

- ・専任の学習指導員（教員 OB）を配置している。

- ・教員経験者が数名配置されており、子どもが自己学習するだけでなく、これまでに学習でつまずいた内容の学び直しができる環境がある。
- ・県内の大学生に対して学習ボランティアを募集し、一時保護児童への学習支援等を行っている。
- ・個々の学力に応じたマンツーマンによる個別学習を実施している。
- ・近隣中学校から教諭の派遣を受けている。

<在籍校との連携>

- ・在籍校とやり取りし、子どもの学力レベルや現在の授業内容を把握し、それに合った学習を行っている。
- ・教員の指導主事（学習担当）が、原籍校と子どもの学力や学習状況等の情報交換を行い、学習計画を立てるとともに、当該校の協力も得ながらそれぞれの子どもにあった学習資料を準備している。
- ・できるだけ、原籍校から教材を提供していただくように声かけしている。その方が子どものモチベーションも高い。

<学校の定期テスト等の実施>

- ・学校の中間テストや期末テストを所内で受けさせている。

<学習塾との委託>

- ・学習塾への委託契約。

<勉強に取り組むのが難しい子どもへの対応>

- ・机に向かうこと自体が困難な児童もいるため、居室や個別学習で学習支援を行っている。また、ご褒美シールを活用したり、好きなキャラクターの話題を用いたりしながら、少しずつでも学習に向き合わせるよう工夫している。
- ・注意集中が続かない、落ち着きのない児童は、パーテーションを活用して刺激を減らしている。

<その他>

- ・通学支援。
- ・一時保護後、児童養護施設に一時保護委託を行い、原籍校へ通学させる。

など

課題となっていること

<教員等の不足、時間の制約>

- ・教員OBの協力を得ているが、回数に限界がある。
- ・学習担当職員を増員し、TT等の複数対応を実施したい。
- ・職員（パート）の学習支援員の勤務時間数では、原籍校の担任と直接子どもの学習の進め方について打ち合わせることや一時保護所で取り組んだ結果を提供することができない。
- ・日課や職員体制の都合上、十分な学習科目や授業時間が提供できないことがある。
- ・職員数不足のため、音読指導ができない。
- ・学習面でつまずきのある子どもが多く、1人ずつ見ていきたいが、人数・場所の問題もあり、十分にできていない。
- ・高年齢児の入所が増えており、対応できる体制を整えたいが、年齢に合わせた学習指導員を配置することが難しい。

<教材等の不足>

- ・在籍校の学習進度に合わせた学習を維持しようと思っても、所内にある教科書、問題集等の教材が古い。教材は毎年全学年分の新しいものをそろえることは難しい。
- ・理科の実験（火などを使う場合）を行うことが難しい。
- ・教材・器具が少ないので、充実を望む。
- ・義務教育の教科書が配布されていない。改訂ごとに各教科書、学年につき2冊程度配布してほしい。問題集や参考書などの購入費用など、独立した予算にしてほしい。

<通信機器の整備>

- ・PCやタブレット等学習通信機器の整備。
- ・タブレット等を活用した学習も進めなければならないとは思っているが、子どもの状況、ネット環境など多岐にわたって検討しなければならない。

<学習方法>

- ・児童の学習レベルに差があり、一斉授業が難しく、プリント学習が主になってしまう。
- ・どうしてもプリント学習が中心になるため、個々の児童のペースに合わせて分からないところを十分に教えるような時間が確保しにくい。
- ・受験用の学習に十分に答えられない。

<学習環境>

- ・リビング兼学習室になっているので、場面の切り替えが難しい。
- ・現在、小中高の学齢児が同時に学習しているので、小学生と中高生で区別したい。
- ・小学生と中学生が同じ空間で勉強していることに限界を感じるが、部屋がなく、分けると職員の人数も多く必要となるため対応できない。

<学校との連携>

- ・原籍校の教員と子どもについて話をする機会をもちたい。
- ・在籍校の先生に面会に来てもらい、短時間でも学習をみてもらったり、課題プリントを提供したりしてもらいたい。
- ・在籍校との連携が難しい。学校によって温度差があり、一時保護所で受けたテストは成績に入れてもらえないことがある。
- ・在籍校と連絡を取って対応しているが、長期入所児童のみにとどまっているため、入退所時、全児童について在籍校を訪問し、連携を図りたい。
- ・保護している子どもの学習進度にあわせて学習を進めたいが、学校との連携がうまくいかない時がある。

<学習時間が少ない、教科が限られる>

- ・一日の学習時間数が少ないため、学習保障が完全でないことが課題である。
- ・教科としての体育を実施できていない。音楽も含めて専門教科の学習が不足気味である。
- ・英語、理科、体育など、学習指導員では限界がある部分について、専門的な学習を学べる機会の保障として、外部講師に来てもらえるとありがたい。

<その他>

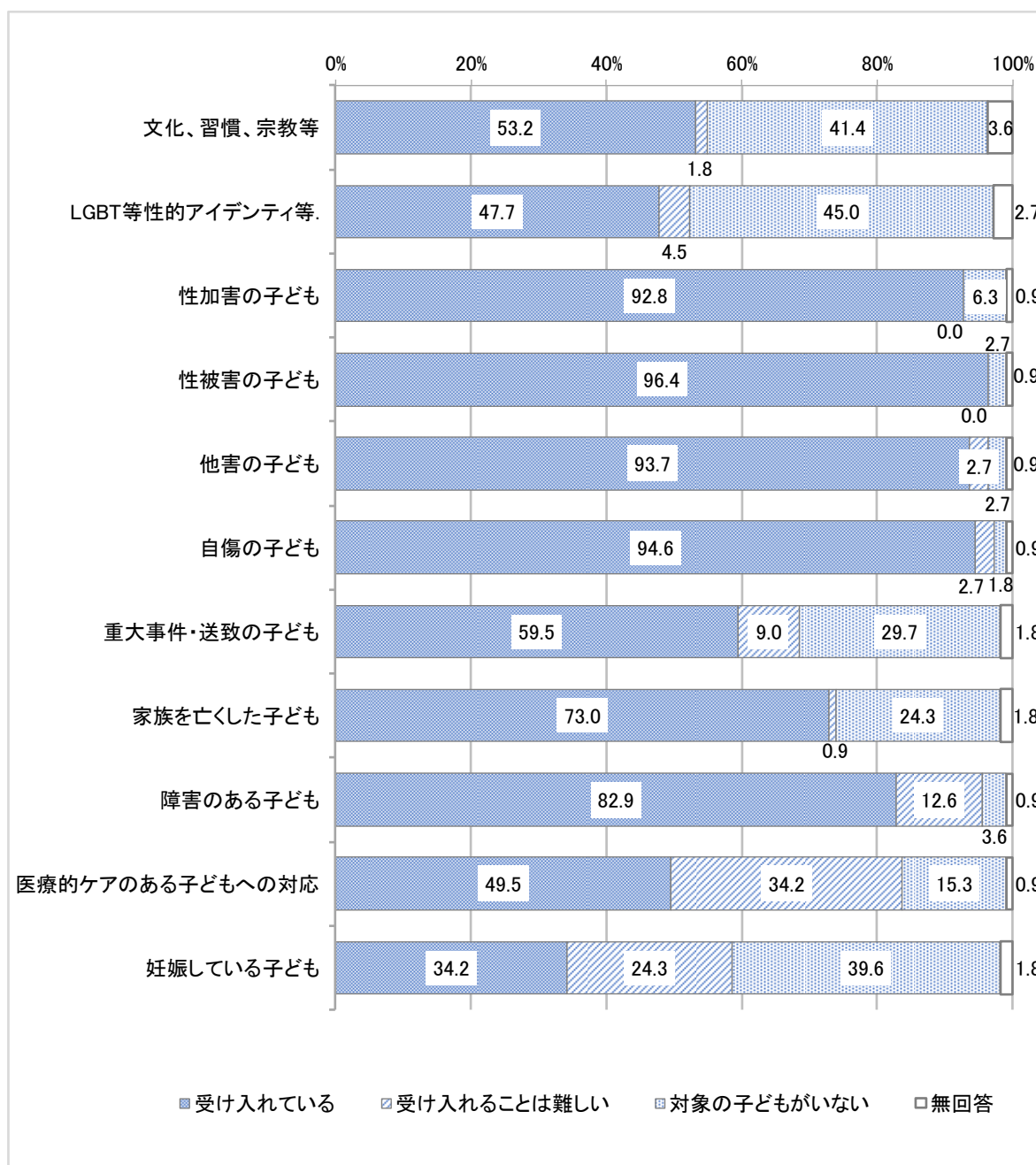
- ・紙と鉛筆が児童間の情報交換となってしまうことがある。
- ・女子は手芸もさせているが針を使用させることが難しい。 など

(6) 配慮が必要な子どもへの対応について

① 配慮が必要な子どもへの対応（問 37）

配慮が必要な子どもへの対応についてきいたところ、「妊娠している子ども」を除いて、「受け入れている」の割合が最も高くなっています。「妊娠している子ども」では、「対象の子どもがいない」（39.6%）となっています。

図表－99 配慮が必要な子どもへの対応 [n=111]



それぞれの配慮が必要な子どもの受け入れについて、工夫や課題、対応が難しい理由をきいたところ、回答は以下のとおりでした。

文化、 習慣、 宗教等	工夫	・国際交流協会の通訳による面接。ポケット翻訳機による会話を実施。 ・5か国語の「入所のしおり」を作成済。 ・来日して間もない外国籍の児童に対しては、その国の言語を記入した絵カードやタブレットを使用して、意思疎通を図った。 ・ハラール食材（ミルク含む）の準備。 ・イスラム教徒のハラール食の対応を行った。委託給食業者栄養士が立てたメニューを保護者に確認してもらって提供した。 ・他の子どもの日課と異なる場合、自室（居室内）対応とする。
	課題	・食事については外注業者が対応可能な場合や児童相談所が持参できる場合に限られる。 ・ハラール食の準備が難しい。 ・夜間の身柄付通告でハラール食の児童が入所した際は対応に苦慮した。 ・ポケトークなどでも対応できない言語の児やハラール対応は難しかった。
LGBT 等性的 アイデ ンティ 等	工夫	・個室を利用させ、トイレや入浴の場面で、他の子どもと重ならないようにするなど工夫が必要である。 ・提供する衣類はできるだけ気にならない色を選ばせた。 ・職員研修を行い、人権を守る意識を高めている。
	課題	・男女混合処遇のため、受け入れてはいるものの、距離の取り方、関わり方など児童への関わり方、指導の仕方に課題を感じている。 ・職員の研修や、具体的な配慮など、検討されていない。
	対応が 難しい 理由	・トイレ、居室が配慮できる環境にない。 ・男女で居室が分かれている。 ・他の児童の受け入れ（気持ち）が得られにくいことが想定される。個別対応は難しい。
性加害 の子ど も	工夫	・個室で個別対応。 ・性被害児とは別室とする。 ・他の一時保護所と協力して、加害被害が一緒にならないように一時保護場所を分けるようにしている。 ・事前情報を確認し興味の対象となる物の関わりを失くす配慮をする。 ・他児への再加害をしないように、個室から集団へと徐々に対応している。 ・必要に応じて性教育プログラムを実施。 ・事情聴取・健康教育・CW面接と連動した日課の設定。
	課題	・混合処遇のため、対応に苦慮している。
性被害 の子ど も	工夫	・性加害児とは別室とする。 ・他の一時保護所と協力して、加害被害が一緒にならないように一時保護場所を分けるようにしている。 ・個室の使用や異性職員と距離を置くなど、児童の気持ちに配慮した支援をしている。 ・一時保護所職員は内容の聞き取りを行わない。PTSD 症状が出た際の対応を決めておく。

		・司法面接を行う。 ・受け入れ方や開示があった時の対応をマニュアルにしている。 ・心理面のケアを充実させる。 ・定期的な心理カウンセリングを実施。 ・被害確認面接・健康教育・CW面接と連動した日課の設定。 ・性教育を行う。
	課題	・子どもだけ（男児と女児だけ）の空間を作らないようにすることが難しい。 ・市の児童相談所が1か所であり、加害児・被害児を同時に一時保護した場合、十分な配慮を要する。
他害の子ども	工夫	・個室で、個別対応。 ・暴力はしない、イライラしたらどうしようかと、毎回話をする。クールダウンの仕方を確認。 ・児童の状況に応じて、クールダウン、面接、指導などを実施。 ・部屋の構成や机の配置等、児童間の関係に配慮。必要に応じ心理ケアを実施している。
	課題	・安全に保護できる場所がない。
自傷の子ども	工夫	・リストカットなどを防ぐため、はさみなどの管理を徹底する。 ・窓は開閉を制限し、飛び降りられなくしている。シャープペンシル等危険物は出していない。 ・自傷しても反応しないようにする。 ・リストカットなど他の子どもに刺激となるものはアームカバーや長袖着用で隠すなど工夫が必要。 ・心理的状況や自傷行為につながる行動を止める方法について、CWやCPとアセスメントして対応を検討している。 ・定期的な心理カウンセリングを実施。
	課題	・病院との連携や自傷の度合いが重い子は難しい。
重大事件・送致の子ども	工夫	・新聞やテレビ等の報道に留意し、必要に応じて、受け入れ期間中ニュースなどを見せない工夫が必要。
	課題	・他児と分離できる個室がなく、人員の体制が整っていない。
家族を亡くした子ども	工夫	・心理的ケアを行う。 ・集団で辛くなったら、落ち着くまで、個室や他と距離をとって見守る。 ・部屋の構成など、児童の気持ちに配慮。必要に応じて心理ケアを実施している。
障害のある子ども	工夫	・発達障害（ASD、ADHD）児が多いので、対話には特性に合わせた工夫が必要。 ・障害程度に合わせた日課や活動内容を提供。 ・職員のスキルと適切な教材や玩具を用意する。
	課題	・看護師等対応可能な有資格者が常駐していない。
	対応が難しい理由	・重度の身体障害や知的障害は受入困難。 ・バリアフリーの施設ではないため、身体障害のある児童の受け入れが困難。 ・食事や排せつなどで完全に介助を要する子どもは、職員体制として難しい。

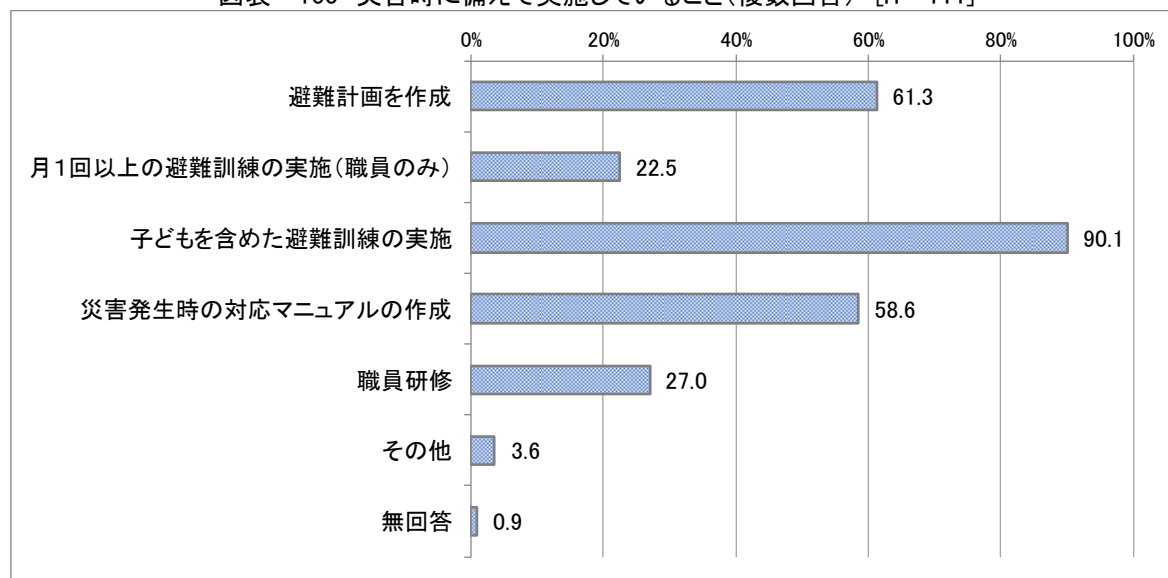
医療的 ケアの ある子 どもへ の対応	工夫	・看護師を配置し、迅速に対応可能としている。 ・自己注射が必要な児には保護者の了承を得た上で、自己対応を見守った。 ・主治医と連携し、集団生活で気をつけることをピックアップし、職員は情報を共有して見守り。 ・保健師不在時に備え、日頃から職員間で対応方法等の共有を徹底している。また、必要に応じて対応マニュアルをその都度作成している。
	対応が 難しい 理由	・夜間、医療職が不在である。 ・看護職員の配置がなく、設備も整っていない。
妊娠し ている 子ども	工夫	・個室対応するが、できるだけ早急に安全に過ごせる場所への保護委託を依頼。
	課題	・発達障害の子など衝動性の高い子がいたり、危ない子どもが周りにいるので十分に配慮できない。 ・他の児童に妊娠の事実を伝えることは不適切なケースが多く、安全確保が課題。
	対応が 難しい 理由	・母体や胎児の安全確保の面で難しい。

(7) 災害や感染症への対応について

① 災害時に備えて実施していること（問 38）

災害時に備えて実施していることについてきいたところ、「子どもを含めた避難訓練の実施」が90.1%と最も高く、次いで「避難計画を作成」が61.3%となっています。

図表－100 災害時に備えて実施していること(複数回答) [n=111]



② 災害発生時の避難方法などの理解が難しい子どもへの対応に関する工夫（問 39）

災害発生時の避難方法などの理解が難しい子どもへの対応に関する工夫をきいたところ、回答は以下のとおりでした。

<説明方法の工夫>

- ・絵を使って、避難訓練の仕方について説明している。
- ・絵や紙に書いた物を見せながら説明する。
- ・DVDなども利用している。
- ・絵や紙芝居を使って説明する。

<避難誘導の工夫>

- ・一斉放送は簡潔な言葉で2回繰り返す。
- ・職員が1人ついて訓練を実施する。
- ・避難の際は幼児を担当する職員を必ず配置する。
- ・理解できている児の間に挟み、誘導を試みる。
- ・職員が付き添って説明しながら訓練している。

<訓練後の振り返り>

- ・避難訓練の実施後は幼児を含めて振り返り学習を行うこととしており、その中では絵などを使って説明を行うようにしている。
- ・訓練終了後に講評を実施。気づいた点や課題を具体的に伝達するとともに子どもからの質問にも応じている。

- ・月1回子どもを含めた避難訓練を実施し、講話で具体的に分かりやすく説明する。

＜防災教育の実施＞

- ・学習時間で災害発生時の避難方法について説明している。
- ・学習指導のなかで DVD 教材などを使って、震災などについての教育を取り入れる。
- ・防災クイズや映像など、子どもが興味を持ちやすい、分かりやすい形で防災教育を行っている。 など

③ 感染症予防・発生時の対応について工夫や課題（問 40）

感染症の予防、発生時の対応方策の取り組みとして工夫していることや課題をきいたところ、回答は以下のとおりでした。

工夫していること

＜感染予防の行動＞

- ・検温、手洗い、うがい、外出時のマスク着用、テーブル等の消毒を行っている。
- ・職員のマスク着用。
- ・定期的な換気。手指消毒液の使用。
- ・職員マスク着用、手洗い徹底、ドアノブ等の消毒、児童へのうがい・手洗い・ソーシャルディスタンス徹底。朝会等で頻繁に周知。
- ・共用部分（手すり、ドアノブ等）は毎日、玩具は毎週、消毒を行っている。
- ・インフルエンザ流行時期には、お茶うがいをしている。
- ・子どもに対して保健師による手洗い・感染予防レクチャーの実施。

＜備品の準備＞

- ・感染時のグッズ常備。
- ・汚物処理キットを常備している。
- ・児童相談所に配置されている保健師と相談しながら消毒セットなどを準備している。
- ・感染の疑いがある児童を受け入れなければならない場合に備え、ビニールシートなどで隔離できるよう用意をしている。

＜入所時の対応＞

- ・入所時の検温や体調確認。
- ・入所時に地域、家族などの情報を細かく聞き取り感染症のリスク要因の大小を判断する。
- ・入所から 24 時間の個室対応及び検診の徹底。
- ・入所 2 日は個別で過ごし、体調不良がなければ集団で過ごす。
- ・入所 1 週間を目安にできる限り個室対応をして健康観察を行う。
- ・入所前に子ども自身の健康状況の確認（37.5 度以上の体温であれば入所前に病院受診）。
- ・入所後 24～48 時間は個室対応とし、看護師の健康チェックで問題なければ、集団に合流。
- ・一時保護で受け入れ時に健康確認票で行動歴、体調を確認する。健康観察の必要な子どもは、すぐには他児と合流させず、居室にて数日程度、健康観察を行う。
- ・（濃厚接触児童の場合）入所前の健康診断、風邪症状者との接触・県外への移動の有無を確認している。通常の 48 時間以内の安全確認を実施。

<発生時の対応方法>

- ・体調不良者を個室対応。
- ・体調が悪い児童に対しては、一時的には看護師が対応し、必要に応じ所内診察を行い静養。
- ・感染した子どもの居室と食事は個室で対応。さらに小2以下の子どもの場合、トイレ、洗面所も他の子どもと分けて対応。
- ・特定職員の出入りに限る。
- ・対応職員も3～4人程度に限定し、通常業務に支障が出ないように少人数で対応にあたるようにしている。
- ・陽性の児童を扱う職員も可能な限り同じにすることで接触者の絞り込みを行い、関係機関との円滑な連絡調整のため対応記録を整えることも周知している。

<検討体制>

- ・感染症対策委員会の設置。
- ・毎月1回開催される児童相談所長会において、一時保護所入所中の児童が新型コロナウイルスに感染した場合を想定した場合の支援単位の区分け徹底を周知した。

<マニュアルの作成>

- ・運営要領にて「感染症への対応について」で、マニュアル化している。また、「汚物処理マニュアル」を作成している。
- ・医師の監修を受け「一時保護所における感染症対策マニュアル」を作成済み。
- ・保健衛生マニュアルを基に対応していく。

<研修>

- ・嘔吐等の対応について実施研修。
- ・感染症発症後もマニュアルに沿った対応の他、嘔吐処理対応を年1回は研修している。
- ・保健師の研修を実施
- ・感染症に関して、医師から講義を受け、講義内容をDVD化して全職員へ提供
- ・発生時の対応シミュレーション等を実施
- ・職員を感染症対策研修に派遣し、最近の対処法などの入手に努めている。
- ・小児科医師からの感染症対策研修。

<濃厚接触児童の対応>

- ・養育者が中等症以上の症状で現に子どもの養育が困難な場合または保護者からの虐待があり早急な分離が必要な場合は、近隣の児童自立支援施設の遊休寮舎を臨時保護所として使用し、選任された一時保護職員及び当該児相職員が児童支援を行うこととしている。これまで、臨時保護所を利用したことはない。
- ・執務（面接）スペースと児童居住スペースに分け、福祉司等を含む来訪者は居住スペースへの入室を原則禁止している。居住スペースへの入室職員については、出勤前の体温計測、マスク着用、手指消毒の徹底をしている。居住スペース、執務（面接）スペースとも定時での環境消毒と常時換気による密防止を行っている。
- ・「新型コロナウイルス感染症にかかる要保護児童の一時保護実施要領」を作成し、保護者が新型コロナウイルスで入院した場合など、児童を適切に受け入れている。

<その他> ・外出帰りの場合も 1 時間の個室対応等を実施している。 ・毎年 10 月中旬から入所児全員にインフルエンザの予防接種を実施している（公費負担）。
課題
<個室の不足・動線分離の難しさ> ・静養室などの個室がないことが課題。 ・個室数が少ないため、入所時の 24～48 時間個室対応に伴い、常時満室状態となっている。 ・隔離対応で個室として使用すると居室が不足すること。 ・居室内にトイレ、シャワールームがある個室が 1 部屋しかない。 ・トイレ、手洗い等の分離ができない。 ・感染症発生時には、対象児の隔離が必要だが、隔離するための個室の確保や動線を分けることが困難である。 ・隔離するための部屋の確保、お風呂や洗面所は共有のためその都度の消毒などの対応が課題。 ・緊急入所の際、感染症の可能性がある児童を分離する居室（静養室等）がないため対応に苦慮している。 <三密回避・マスク着用の難しさ> ・新型コロナウイルス感染症対策としてマスク、手洗い、うがいは励行しているが、相部屋内で子どもの三密を回避することが困難。 ・職員・児童のマスク着用を行っているが、児童のマスク着用は定着しづらく、24 時間生活している中で終日着用はさせにくい。 <職員体制の課題> ・他の入所児童もあり、職員数も限られることから、対応できる児童数には限界がある。 ・幼児の病児専用室はなく、1 人にしておくことも難しいため、保育士が 1 人となる時間帯の対応が困難。 ・夜間・休日に職員が使用できる「感染症対応、応急手当マニュアル」の作成が課題。 ・保護課の看護師や保健師がいないため迅速な対応が困難な点も大きな課題。 <新型コロナ関連児童の受け入れの課題> ・新型コロナ関連児童の受け入れ対策が課題。 <その他> ・発生時の対応を経験した職員が少なく、発症した際に何が起きて、何をしなければならぬのか具体的に分かっている職員がいない。

(8) 職員の状況や研修について

① 職員の配置状況（問 41）

職員の配置状況について、合計では正規職員が平均で約 12 人、非正規職員が平均で約 13 人となっています。正規職員 1 人あたりの子どもの人数（定員）は、約 2.4 人となっています。

図表－101 職員の配置状況 [n=111]

		平均	標準偏差	最大値	最小値
合計	正規 (n=105)	12.30	9.56	46	1
	非正規(n=108)	12.76	10.91	69	0
児童指導員・保育士	正規 (n=109)	10.45	8.65	40	1
	非正規(n=105)	5.13	7.39	37	0
看護師（保健師含む）	正規 (n=106)	0.41	0.67	4	0
	非正規(n=103)	0.28	0.55	2	0
学習指導員	正規 (n=105)	0.17	0.53	3	0
	非正規(n=107)	1.66	1.37	6	0
心理療法担当職員	正規 (n=104)	0.18	0.41	2	0
	非正規(n=105)	0.61	0.71	3	0
その他	正規 (n=103)	0.87	1.95	11	0
	非正規(n=104)	5.46	8.04	52	0

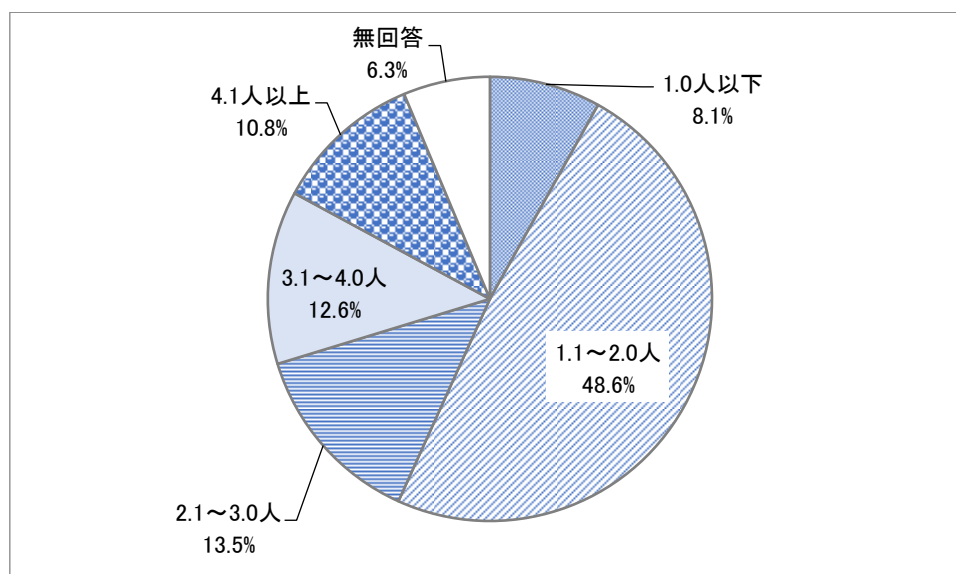
※合計には所長、兼務も含む

※無回答を除く

図表－102 正規職員 1 人あたりの子どもの人数（定員） [n=111]

(人)	平均	標準偏差	最大値	最小値
正規職員 1 人あたりの子どもの人数（定員）(n=104)	2.42	1.46	7.50	0.55

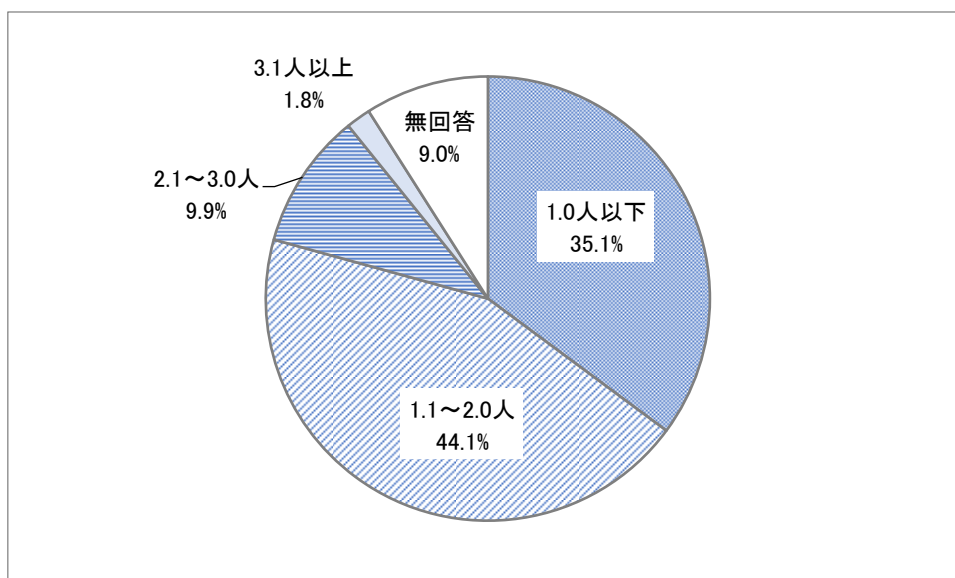
※無回答を除く



図表－103 正規職員1人あたりの子どもの人数(10月1日現在の入所者数) [n=111]

(人)	平均	標準偏差	最大値	最小値
正規職員1人あたりの子どもの人数(10月1日現在の入所者数)(n=101)	1.39	1.17	10.75	0.00

※無回答を除く



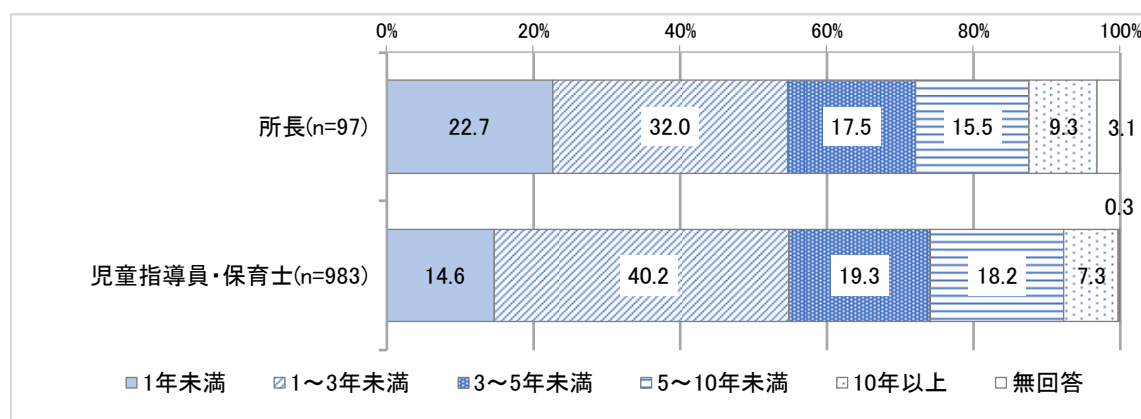
② 職員の経験年数等（問 42）

一時保護所に勤める職員の経験年数、保有資格、時間外労働時間数、受講した研修についてきた結果は以下のとおりです。

i) 一時保護所での経験年数

「所長（一時保護所管理職）」の経験年数は、「1～3年未満」が32.0%と最も高く、次いで「1年未満」が22.7%となっています。「児童指導員・保育士」の経験年数は、「1～3年未満」が40.2%と最も高く、次いで「3～5年未満」が19.3%となっています。

図表－104 一時保護所での経験年数 [n=1,080]



ii) 保有資格

「所長（一時保護所管理職）」の保有資格は、「社会福祉主事」が27.8%と最も高く、次いで「保育士」が24.7%となっています。「児童指導員・保育士」の保有資格は、「保育士」が39.1%と最も高く、次いで「社会福祉主事」が21.4%となっています。

図表－105 保有資格 [n=1,080]

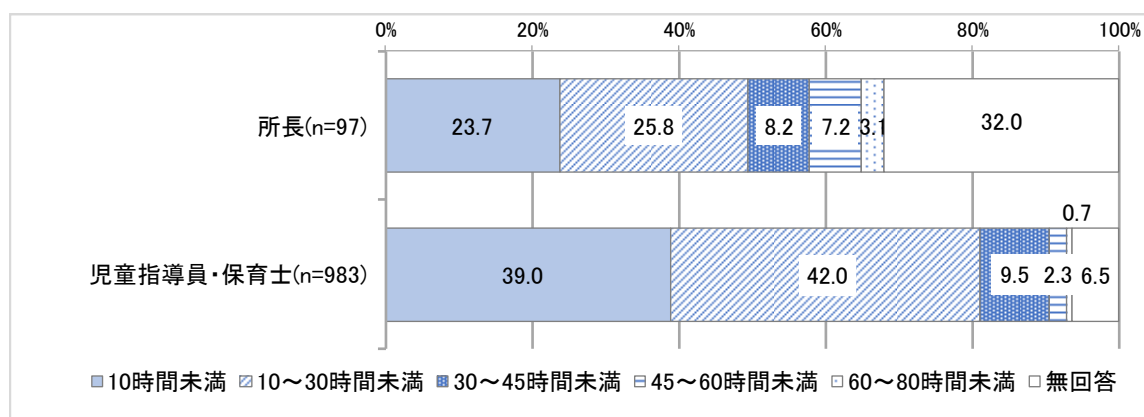
	社会福祉士	社会福祉主事	保健師	看護師	保育士	教員
所長（一時保護所管理職）(n=97)	18.6	27.8	0.0	0.0	24.7	11.3
児童指導員・保育士(n=983)	18.2	21.4	0.3	1.6	39.1	14.1

	精神保健福祉士	臨床心理士	公認心理師	介護福祉士	その他	無回答
所長（一時保護所管理職）(n=97)	2.1	3.1	5.2	2.1	14.4	34.0
児童指導員・保育士(n=983)	3.1	2.6	2.6	3.9	9.5	15.4

iii) 令和2年9月の時間外労働時間数

「所長（一時保護所管理職）」の時間外労働時間数は、「10～30 時間未満」が 25.8%と最も高く、次いで「10 時間未満」が 23.7%となっています。「児童指導員・保育士」の時間外労働時間数は、「10～30 時間未満」が 42.0%と最も高く、次いで「10 時間未満」が 39.0%となっています。

図表－106 令和2年9月の時間外労働時間数 [n=1,080]



iv) 昨年度受講した研修

昨年度受講した研修は以下のとおりです。

所長 (一時保護所管理職)	<所長研修> ・ 児童相談所長研修 <課長会研修> ・ 課長会研修 <児童相談所職員研修> ・ 児相職員研修 <一時保護所研修> ・ 一時保護所内研修 <初任者研修> ・ 初任者研修 <児童福祉司任用後研修> ・ 児童福祉司任用後研修	<テーマ別> ・ 司法面接研修 ・ 施設内虐待防止研修 ・ ストレスチェック、発達障害など ・ アドボカシー研修 ・ 法律研修 ・ ネット依存研修会 ・ マネジメント研修 ・ CARE 研修 <その他> ・ 警察合同研修 ・ 子どもの虹情報研修センター講師等養成研修 など
--------------------------	---	--

児童指導員・保育士	<児童相談所の研修> ・児童相談所任用研修 ・児童相談所職員研修 ・児相職員合同研修 ・階層別研修 ・児相 2 年目研修 ・新任児相職員研修 <一時保護所の研修> ・一時保護指導者研修 ・児童相談所一時保護所実務者研修 ・一時保護所職員実務者研修（武蔵野学院） ・一時保護職員研修 ・現任研修 ・10 年目研修 ・2 年目研修 ・一時保護所初任者研修 ・新採研修 ・所内研修 ・スーパーバイザー研修 ・児童指導員研修 <他施設の研修> ・婦人相談所指導者研修 ・フォスタリング機関職員研修 ・児童自立支援施設研修会 ・児童養護施設リーダー研修 <研究会・学会・セミナー> ・全国児童相談研究セミナー ・一時保護所研究会 ・日本子ども虐待防止学会 ・虐待防止フォーラム ・性教育研究会 <各地域の研修> ・北海道児童相談所一時保護職員研修会 ・東北・北海道ブロック研修 <相互研修> ・県内一時保護所相互研修（視察）	<見学研修> ・少年院見学研修 <児童福祉司の研修> ・児童福祉司任用後研修 ・児童福祉司任用前研修 ・児童福祉司研修ワークショップ <児童心理司等研修> ・児童心理司等研修 <その他行政職員研修> ・児童福祉業務担当職員研修 ・福祉行政職員初任者研修 ・福祉職研修 <テーマ別> ・アレルギー研修 ・所内連携について ・施設内虐待防止研修 ・子どもの権利ノート研修 ・アドボカシー研修 ・セカンドステップ研修 ・トラウマインフォームドケア ・ライフストーリーワーク研修 ・人権擁護 ・リフカー研修 ・性暴力専門研修 ・発達支援研修 ・発達障害に関する研修 ・学習障害 ・家族支援 ・家庭支援技術向上研修 ・ペアトレ ・CARE 研修 ・ヒーリングペアレント ・虐待を受けている子どもや保護者への対応 ・DV 被害者支援研修 ・司法面接研修 ・支援について K P T 法 ・危機場面の対応 など
------------------	---	--

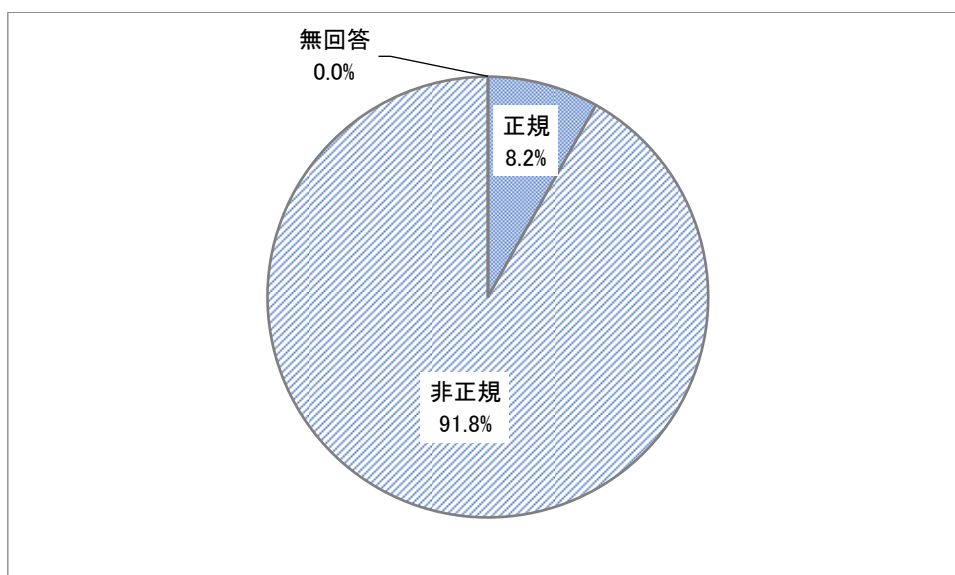
③ 学習指導員について（問 43）

一時保護所の学習指導員の正規・非正規別、保有教員免許・教科、一時保護所での勤務経験年数についてきいた結果は以下のとおりです。

i) 正規・非正規別

「正規」が 8.2%、「非正規」が 91.8%となっており、ほとんどが非正規となっています。

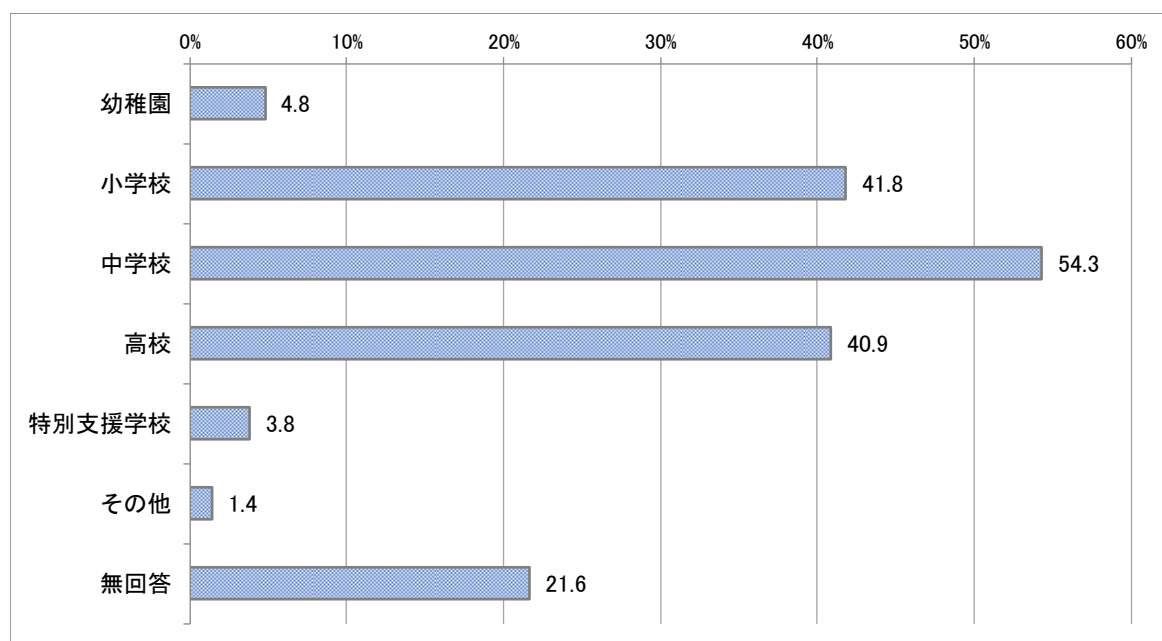
図表－107 正規・非正規 [n=208]



ii) 保有教員免許

「中学校」が 54.3%と最も高く、次いで「小学校」が 41.8%となっています。

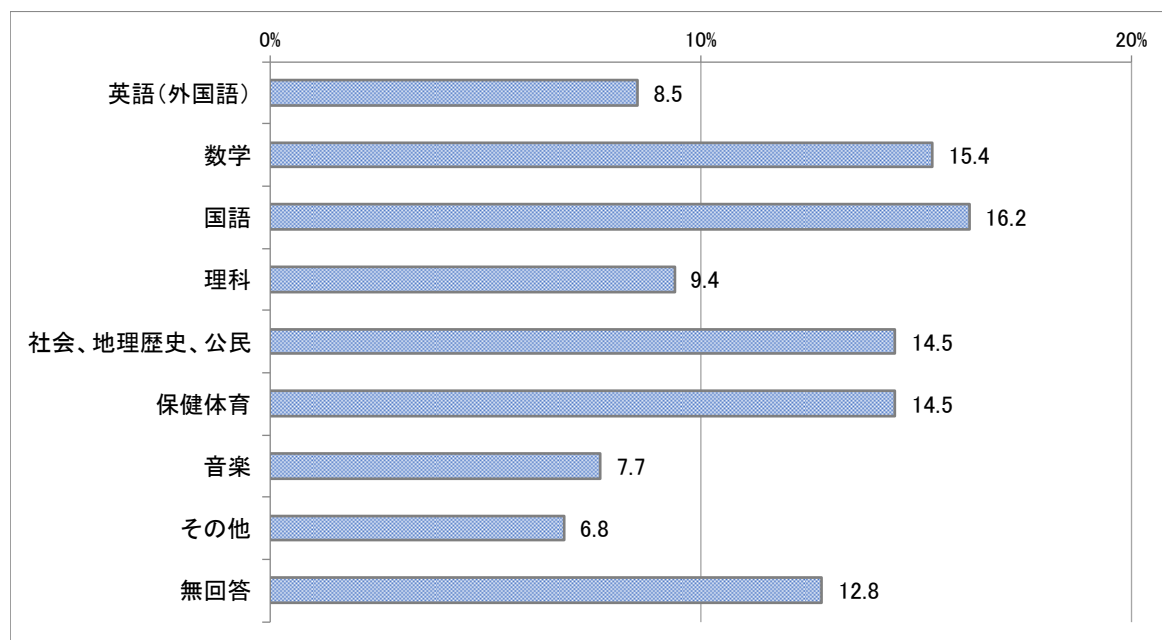
図表－108 保有教員免許 [n=208]



iii) 保有教員免許（教科）

「中学校」、「高校」の免許を保有する人に教科をきいたところ、「国語」が 16.2%と最も高く、次いで「数学」が 15.4%となっています。

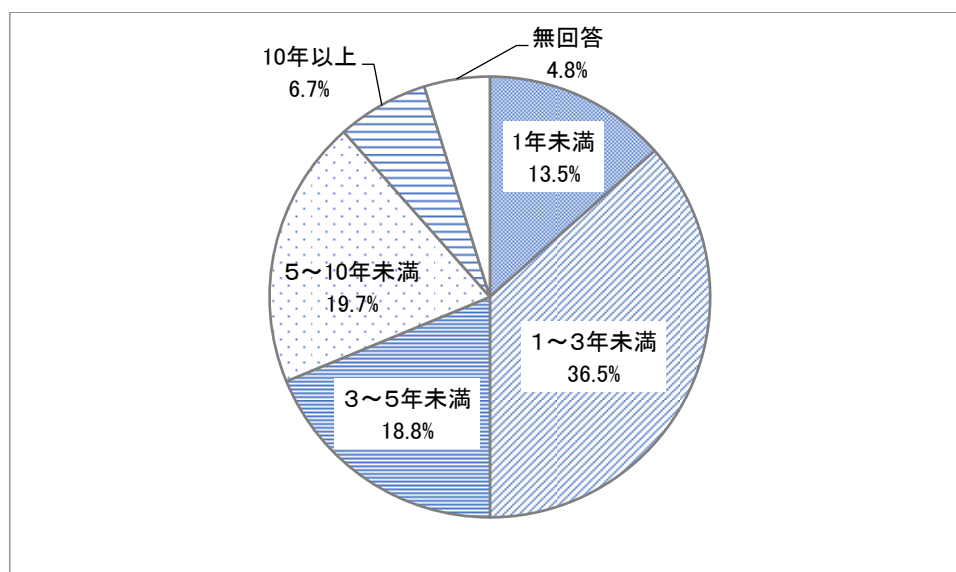
図表－109 保有教員免許（教科） [n=117]



iv) 一時保護所での勤務経験年数

一時保護所での勤務経験年数は、「1～3年未満」が 36.5%と最も高く、次いで「5～10年未満」が 19.7%となっています。

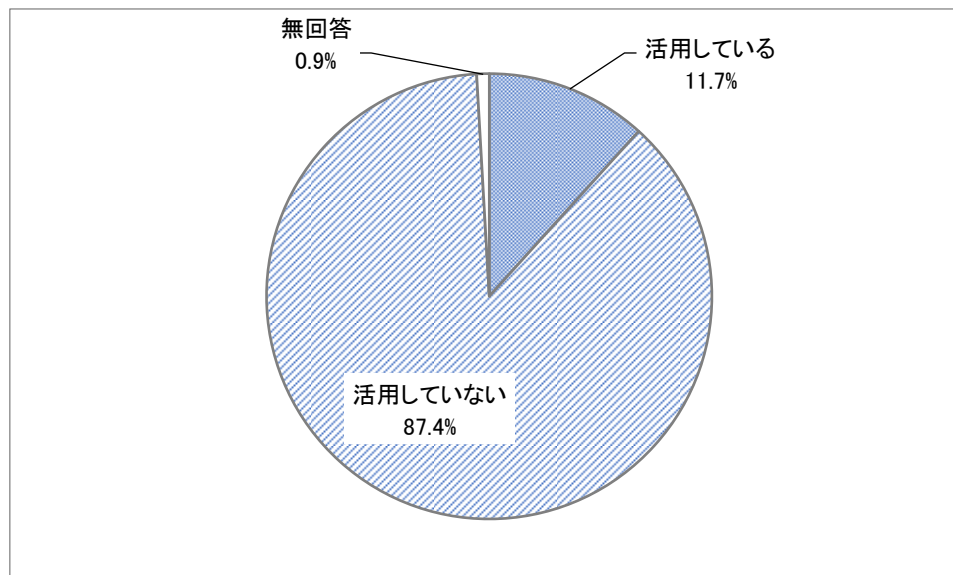
図表－110 一時保護所での勤務経験年数 [n=208]



④ 外部のスーパーバイザー（児童相談所の職員は除く）の活用について（問 44）

児童相談所の職員を除く外部のスーパーバイザーの活用についてきいたところ、「活用していない」が 87.4%、「活用している」が 11.7%となっています。

図表－111 外部のスーパーバイザー（児童相談所の職員は除く）の活用について [n=111]



スーパーバイザーを活用している一時保護所にスーパーバイザーの職種や活動頻度をきいたところ、回答は以下のとおりでした。

- ・ 外部の一時保護所専門家。必要時。
- ・ 民間の研究機関。数か月に 1 回程度。
- ・ 児童虐待防止協会。2 か月に 1 回。
- ・ 大学教授、月 1 回。
- ・ 大学講師、1 年に 1 回程度。
- ・ 研修講師を年 2 回程度。
- ・ 児童相談所全体の S V。相談事例発生ごと。
- ・ 外部講師を招き、スーパーバイズ研修を受けている。対象は主任、主事など。
- ・ 弁護士、医師、大学職員等。年 2 ～ 3 回。
- ・ 医師、週 1 回。
- ・ 精神科クリニックの医師等の専門家に必要に応じて助言を得ている。
- ・ 心理司、月 1 回半日。

⑤ 日中夜間の職員体制（問 45）

日中夜間の職員体制についてきいたところ、日中の職員は、平均で約 8 人、夜間の職員は平均で約 3 人となっています。

図表－112 日中夜間の職員体制 [n=111]

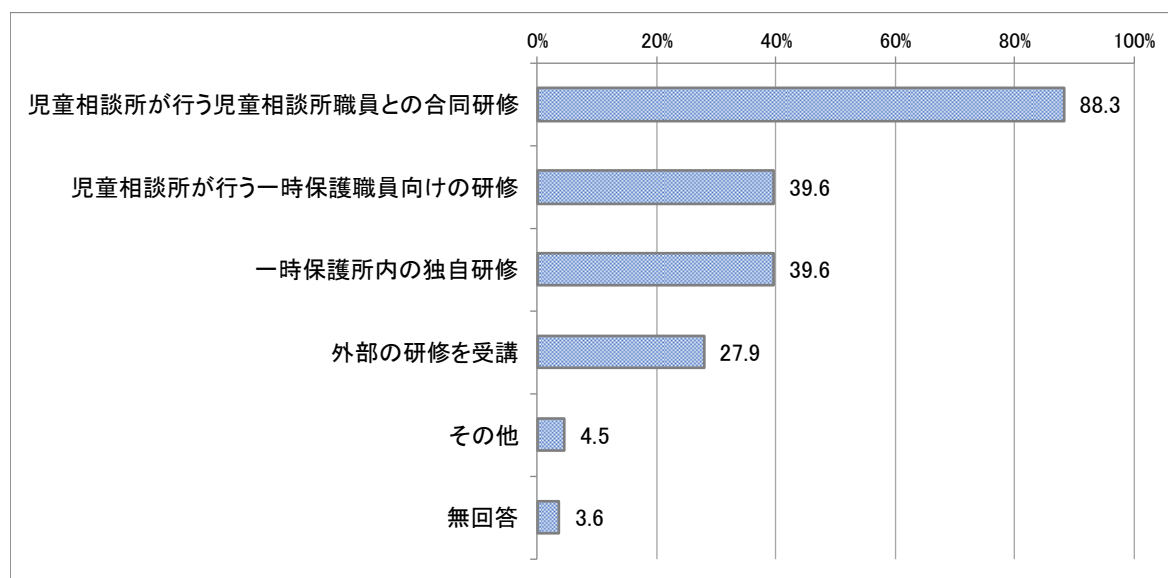
		平均	標準偏差	最大値	最小値
日中	合計 (n=104)	8.16	5.13	32	1
	児童指導員・保育士 (n=101)	5.95	3.80	23	1
	看護師 (n=98)	0.38	0.57	2	0
	その他 (n=99)	2.10	2.14	10	0
夜間	合計 (n=107)	3.45	1.78	9	1
	児童指導員・保育士 (n=102)	2.52	1.91	9	0
	看護師 (n=97)	0.02	0.14	1	0
	その他 (n=99)	1.05	1.11	4	0

※無回答を除く

⑥ 異動者、新任者への研修（問 46）

異動者、新任者への研修についてきいたところ、「児童相談所が行う児童相談所職員との合同研修」が 88.3%と最も高く、次いで「児童相談所が行う一時保護職員向けの研修」、「一時保護所内の独自研修」がともに 39.6%となっています。

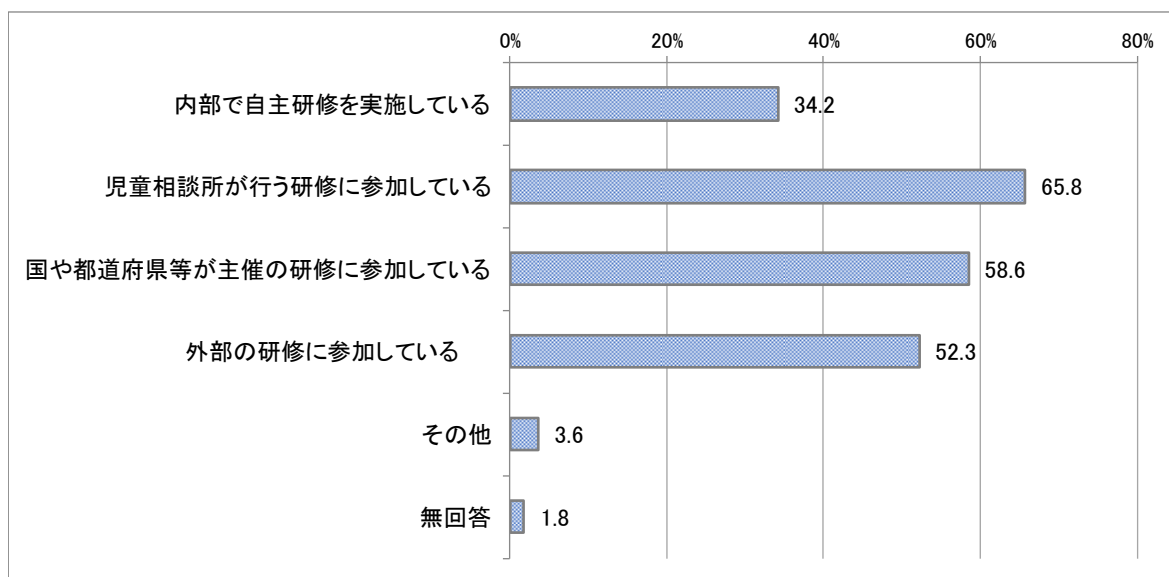
図表－113 異動者、新任者への研修(複数回答) [n=111]



⑦ 新任研修以外の研修（問 47）

新任研修以外の研修についてきいたところ、「児童相談所が行う研修に参加している」が 65.8%と最も高く、次いで「国や都道府県等が主催の研修に参加している」が 58.6%となっています。

図表－114 新任研修以外の研修（複数回答） [n=111]



⑧ 子どもの権利擁護をテーマとした研修（昨年度）（問 48）

昨年度行った子どもの権利擁護をテーマとした研修について、具体的にきいたところ、回答は以下のとおりでした。

<子どもの理解に関するもの>

- ・ 児童虐待と被措置児童等虐待の理解について。
- ・ 入所児童の理解。

<子どもの意見表明、権利擁護など>

- ・ 子どもアドボカシー、アドボケイト研修。
- ・ 権利ノートや意見箱についての研修。
- ・ 弁護士を講師にした人権研修。
- ・ 人権啓発研修。
- ・ 児童相談所の権利擁護推進委員会（平成 30 年度発足）が主催し、「子どもの権利擁護について」（講師は弁護士）を開催した。
- ・ 権利擁護推進委員会が、年間を通して職員が子どもの権利について考える仕組みを考えており、その一つに年間 2 回の架空事例検討を実施し、所内でのグループワークを通して子どもの権利擁護について考える機会を設けた。
- ・ 「子どもの権利擁護～一時保護所における子どものケア～」

<援助技術に関するもの>

- ・ 「生い立ちの整理」「トラウマインフォームドケア」など。

- ・アンガーマネジメント研修・セカンドステップ研修。
- ・「子どもの権利擁護（児相）」「入所児の着替えについて（職場内）」「児童対応（職場内）」「エピソード検討会（職場内）」
- ・権利擁護に基づく一時保護所のルールについての職員研修など。
- ・職員から子どもに対して権利について説明する方法（インタビュー面接など）の研修。

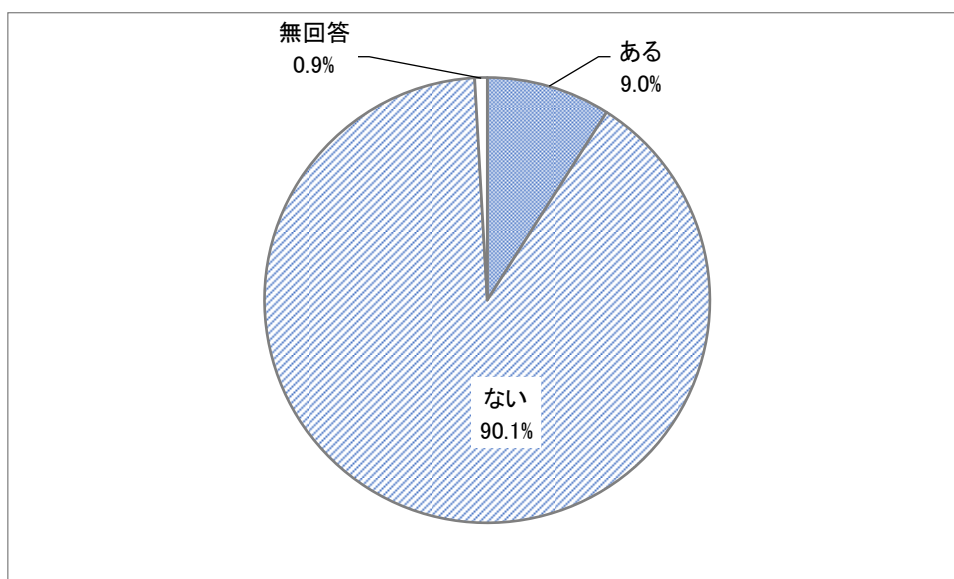
<その他>

- ・外部講師として朝日新聞記者を招いて、一時保護所の子ども権利擁護についての現状・課題についての内容。
- ・職員に一時保護所の自己評価をしてもらい、その結果をフィードバックした。
- ・各指導員、保育士に虐待防止チェックリストで日頃の行動を確認してもらい、結果をまとめて研修した。

⑨ 専門性向上のための体系的なカリキュラムの有無（問 49）

専門性向上のための体系的なカリキュラムがあるかきいたところ、「ない」が 90.1%、「ある」が 9.0%となっています。

図表－115 専門性向上のための体系的なカリキュラムの有無 [n=111]



専門性向上のための体系的なカリキュラムが「ある」と回答した一時保護所に具体的な内容をきいたところ、回答は以下のとおりでした。

- ・市児童相談所人材育成計画
- ・一時保護所職員スキルアップ研修
- ・児童相談所職員人材育成基本方針に基づき、研修計画を作成
- ・年間研修計画に基づき、経験や職層に分けて実施 など

⑩ 今後実施したい研修テーマ（問 50）

今後実施したい・重点的に行いたいと考えている研修のテーマをきいたところ、回答は以下のとおりでした。

＜被虐待児童・家庭の支援＞

- ・被虐待児童の特徴とその理解。
- ・コモンセンスペアレンティング（CSP）。
- ・ペアレントトレーニングに関する研修。
- ・被虐待児童について（特性、観察ポイント、対応方法など）。
- ・虐待の影響（トラウマ）。

＜様々な子どもへの支援＞

- ・子どもとの接し方に関する研修。
- ・児童支援の理解と関わり方。
- ・幼児の発達について。
- ・困難児童の対応について。
- ・発達障害や性的虐待、児童の対応方法について。
- ・LGBT、発達障害、外国籍児童の対応について。
- ・情緒障害児の対応方法。
- ・問題行動への対応。
- ・CVPPP（包括的暴力防止プログラム）研修。
- ・メンタルヘルスケア。
- ・近年、保護される児童の多くが、発達障害を抱えているため、発達障害児に対して知識を高め、児童に対しての効果的な関わり方を学べる研修ができればと考えている。
- ・面接スキル、他害・自傷対応、モーニングワーク・グリーフケアなど、支援の向上のため、体系立った研修ができればいい。
- ・性的問題行動、愛着障害、医療的な関わりを必要とする児童に関するもの。

＜行動観察・アセスメント＞

- ・行動の観察ポイント。
- ・行動観察票の作成の仕方についての研修。
- ・児童のアセスメントについて。

＜事例検討＞

- ・対応困難ケースの事例（成功も失敗も含め）検討。

＜子どもの権利擁護＞

- ・子どもの権利擁護。
- ・権利擁護をテーマとした体系的な研修。
- ・時代背景に則した子どもの権利擁護をベースに、繰り返し学んでいきたい。
- ・子どもの意見表明、アドボカシーに係る研修。

＜第三者評価について＞

- ・第三者評価制度について。

＜感染症対応・危機管理＞

- ・予防、感染症対応。

- ・コンプライアンスについて。
- ・危機対応。
- ・安全委員会に対する取り組み。

<アレルギー・服薬>

- ・アレルギー対応研修。
- ・服薬管理。

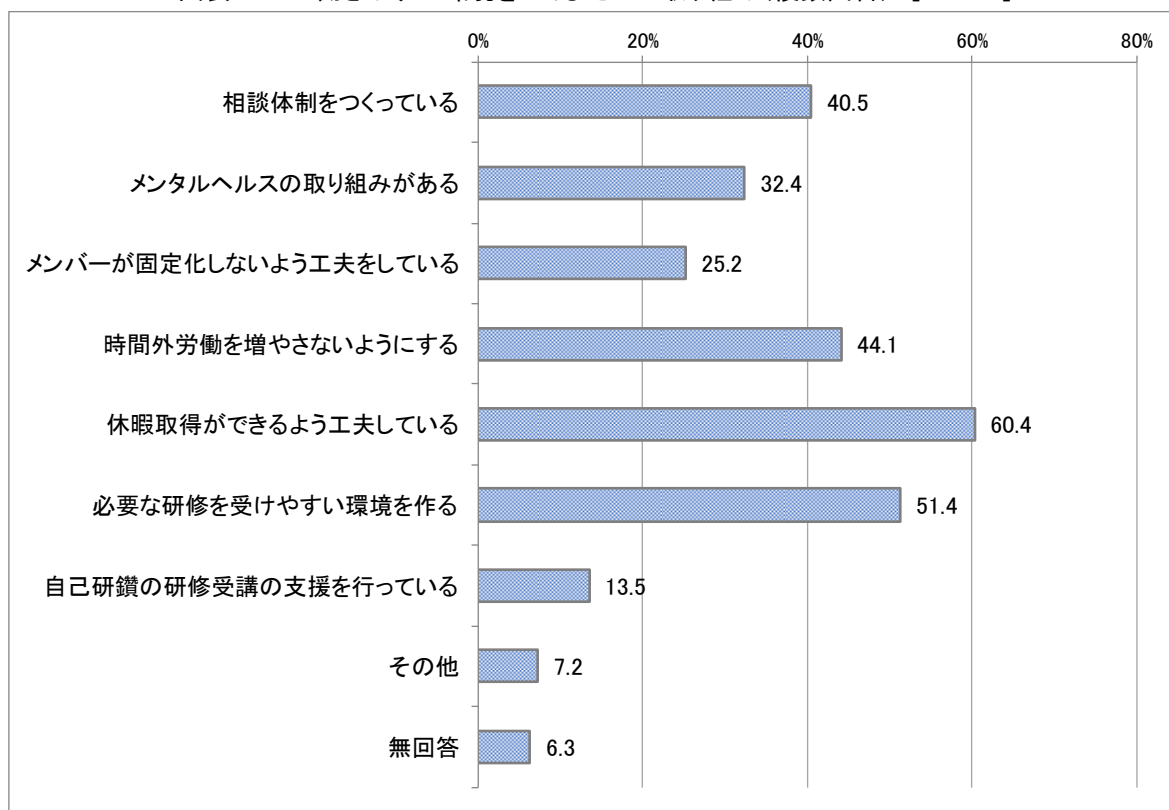
<職員の働き方・メンタルヘルス>

- ・職員間の連携した支援の在り方について。
- ・職員の2次受傷について。 など

⑪ 働きやすい環境をつくるための取り組み（問 51）

働きやすい環境をつくるための取り組みについてきいたところ、「休暇取得ができるよう工夫している」が 60.4%と最も高く、次いで「必要な研修を受けやすい環境を作る」が 51.4%となっています。

図表－116 働きやすい環境をつくるための取り組み（複数回答）[n=111]



⑫ 一時保護所全体がよくなるために必要なこと（問 52）

一時保護所全体がよくなるために必要なことについてきいたところ、回答は以下のとおりでした。

<職員配置の充実>

- ・一時保護所の特殊性に鑑み、児童養護施設の最低基準を上回る一時保護所に特化した設備及び職員配置基準が必要。
- ・児童にとって安心な環境を提供するためには、職員体制の強化（専従スタッフの質・量双方の確保）が必要。
- ・一時保護所の特殊性や専門性を理解した上で基準を満たした職員配置（管理職含む）及び児童支援専門職員を配置することが必要。
- ・教育・保育充実のための専門職の増員。
- ・職員の人員増によって児童への個別対応ができる環境をつくる必要がある。
- ・様々な背景を抱える子どもたちに対してきめ細かな支援が行えるよう人員体制を充実させることが必要である。
- ・保護児童の実数に応じて対応する職員を確保する仕組みづくり。

- ・定員超過でも適切な支援ができるように、職員の数を増やして、丁寧な支援ができる体制づくりが必要。
- ・研修を受けられる人員体制の確保。
- ・職員が増えることで、研修を受けやすい環境や年休が取得しやすい機会が増え、職員の資質の向上及びメンタルヘルスの効果もあると考えられる。
- ・看護師の配置が必要。
- ・職員のうち、会計年度任用職員の比率が大きく、正規化が求められる。
- ・正規職員だけで宿直体制が組める人員配置。
- ・一緒に体を動かせる体力のある職員の配置と、男女のバランスを考えた職員の配置が望まれる。

<研修の体系化、資質の向上>

- ・経験年数に応じた研修メニューのプログラム化。
- ・体系的な一時保護所職員に対する研修。
- ・国県による研修の受講必須化。
- ・性被害児へのケア等職員のスキルアップ。
- ・子どもの権利について第三者による研修。
- ・児童との面接技術や援助・支援困難な児童への対応力等における研修の実施。
- ・一時保護所についての研修をもっと増やしてほしい。
- ・外部ＳＶの活用。

<混合処遇の解消>

- ・触法や事件の児童と他のケースを混合処遇することはソフト面、ハード面ともに無理がある。

<定員超過>

- ・定員超過状態の解消。
- ・子どもの権利を守るため、入所児童数が定員超過しないこと。

<長期化の解消>

- ・長期化をさせないこと。

<学習保障>

- ・通学可能な一時保護の実現。
- ・学校に登校できるシステム及び教員を派遣できるシステムが必要だと考える。
- ・学習教材などの予算の充実。

<個別対応の充実>

- ・児童を個室で受け入れることができるような環境整備。
- ・児童の居室の個別化。
- ・保護所の小規模化（定員 20 名程度が望ましい）。

<ハード面の整備>

- ・一時保護所の特性を踏まえた独自の設備基準を整備する必要がある。
- ・施設が古く狭隘であるため施設整備が必要である。

<子どもの余暇に充てる費用の充実>

- ・子どもたちのための遊び道具や日常生活用品を購入するための費用が十分でない。
- ・児童の余暇を充実させ、ストレス緩和を図るための適切な予算確保。

<連携の強化>

- ・一時保護所特有の閉鎖的な雰囲気を解消するため、他部門と横並びの位置づけで連携が図れるようになることが必要。
- ・慎重を要する個別的な対応が求められる場面が多く、一時保護所全体で情報共有して対応することはもちろん、担当の児童福祉司や心理司等と十分に連携して対応することが重要と考える。
- ・一時保護所は児童相談所と児童相談、判定を共に支える立場であるが、各担当間の意見の相違があり連携がうまくいかない場合がある。職員間の人事交流を図ることで互いを知ることが必要だと感じる。

<第三者評価の導入>

- ・一時保護所特有の閉鎖的な雰囲気を解消するため、第三者評価の受審を行うなど職員の意識改革が必要。

<子どもの権利擁護>

- ・子どもの権利擁護への取り組みについて、児童養護施設と同じものとして考えられていることが多いが、一時保護所の機能や入所児童の状況を踏まえたものとする必要がある。

<社会的養育の資源の充実>

- ・一時保護児童の保護の長期化、再保護率を下げられるよう、家庭以外の社会的養育が可能な資源の整備。
- ・一時保護所を出た後の行き場を多くつくる。行くところがなくて、長期間（6 か月以上）一時保護せざるを得ない児童が少なからずいる。

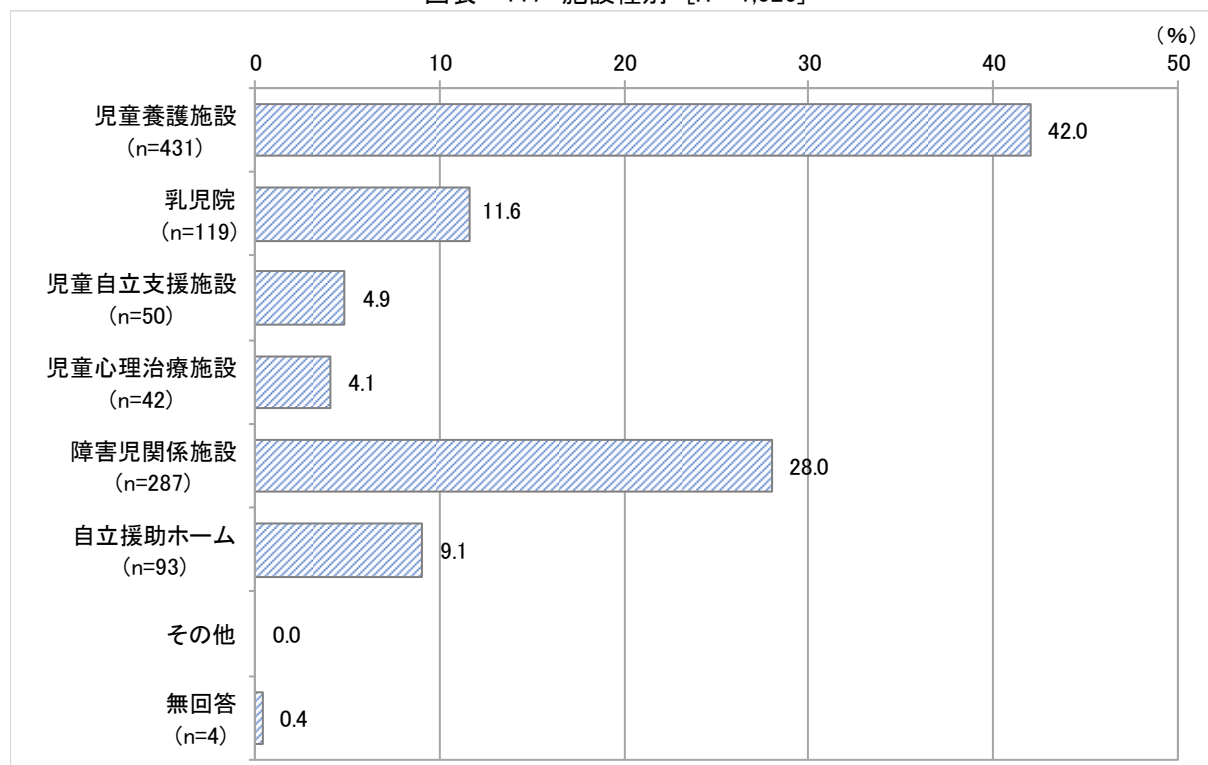
4. 児童福祉施設の一時保護に関するアンケート調査の結果

(1) 委託一時保護の状況 (P 1)

① 施設種別

施設種別は、「児童養護施設」が42.0%と最も多く、次いで「障害児関係施設」が28.0%、「乳児院」が11.6%となっています。

図表-117 施設種別 [n=1,026]



② 委託一時保護の受け入れ状況

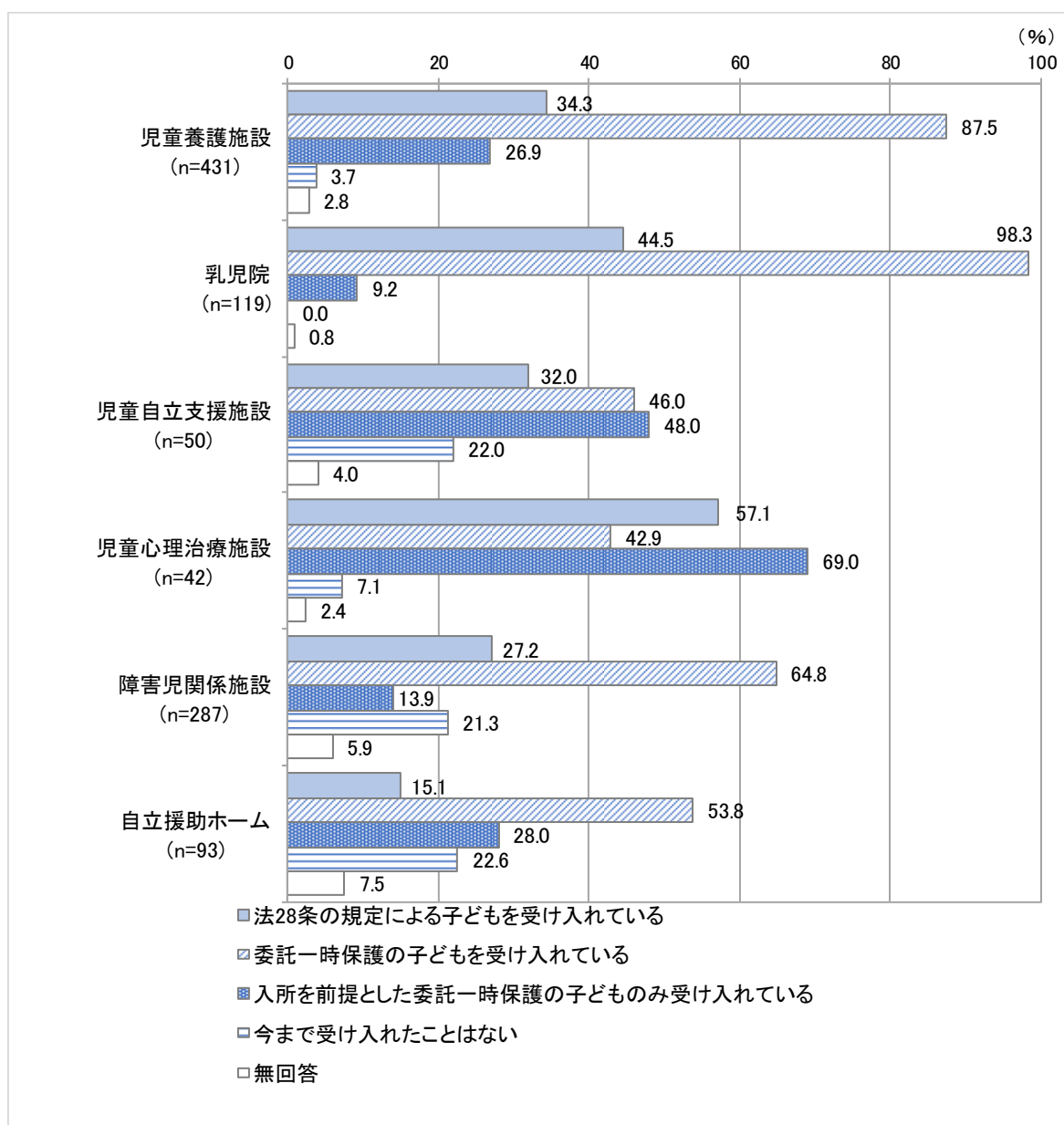
児童養護施設、乳児院では、大半が「委託一時保護の子どもを受け入れている」として
いますが、障害児関係施設で約 65%、他の施設は半数前後となっています。

また、児童心理治療施設、乳児院では、他の施設に比べて「法 28 条の規定による子どもを受け入れている」割合も高くなっています。

その他、児童自立支援施設や児童心理治療施設では、「入所を前提とした委託一時保護の子どものみ受け入れている」割合が他の施設に比べて高くなっています。

一方で、児童自立支援施設、障害児関係施設、自立援助ホームでは「今まで受け入れたことはない」割合が 20%程度と他の施設に比べて高くなっています。

図表－118 委託一時保護の受け入れ状況 [n=1,026]



③ **法 28 条の規定による子どもの 1 施設当たりの受け入れ人数、1 人当たりの利用日数（令和元年度実績）**

令和元年度の法 28 条の規定により受け入れた子どもについて、1 施設当たりの平均受け入れ人数は全体では 4.5 人となっています。施設種別では、乳児院で 7.4 人、自立援助ホームで 9.6 人と多く、児童自立支援施設、児童心理治療施設では 2 人以下と少なくなっています。

また、1 人当たりの利用日数の平均は 30.3 日で、児童自立支援施設が 95.7 日と他施設に比べて長くなっています。

図表－119 法 28 条の規定による子どもの 1 施設当たりの受け入れ人数、1 人当たりの利用日数

	1 施設当たりの受け入れ人数	1 人当たり利用日数
全体	4.5 人	30.3 日
児童養護施設	2.6 人	53.2 日
乳児院	7.4 人	20.4 日
児童自立支援施設	1.1 人	95.7 日
児童心理治療施設	1.8 人	65.3 日
障害児関係施設	6.8 人	17.9 日
自立援助ホーム	9.6 人	19.1 日

④ **委託一時保護として受け入れた子どもの 1 施設当たりの受け入れ人数、1 人当たりの利用日数（令和元年度実績）**

令和元年度の委託一時保護として受け入れた子どもについて、1 施設当たりの平均受け入れ人数は全体では 14.5 人となっています。施設種別では、乳児院で 36.8 人と多くなっています。

また、1 人当たりの利用日数の平均は 5.6 日で、児童心理治療施設が 19.2 日と他施設に比べて長くなっています。

図表－120 委託一時保護として受け入れた子どもの 1 施設当たりの受け入れ人数、1 人当たりの利用日数

	1 施設当たりの受け入れ人数	1 人当たり利用日数
全体	14.5 人	5.6 日
児童養護施設	14.4 人	6.2 日
乳児院	36.8 人	2.9 日
児童自立支援施設	10.2 人	3.1 日
児童心理治療施設	3.1 人	19.2 日
障害児関係施設	4.7 人	13.5 日
自立援助ホーム	4.8 人	10.5 日

⑤ **入所を前提とした委託一時保護として受け入れた子どもの1施設当たりの受け入れ人数、1人当たりの利用日数（令和元年度実績）**

令和元年度の入所を前提とした委託一時保護として受け入れた子どもについて、1施設当たりの平均受け入れ人数は全体では2.4人となっています。施設種別では、乳児院で10.6人と多くなっています。

また、1人当たりの利用日数の平均は20.6日で、児童自立支援施設が33.5日、児童心理治療施設で29.9日と他施設に比べて長くなっています。

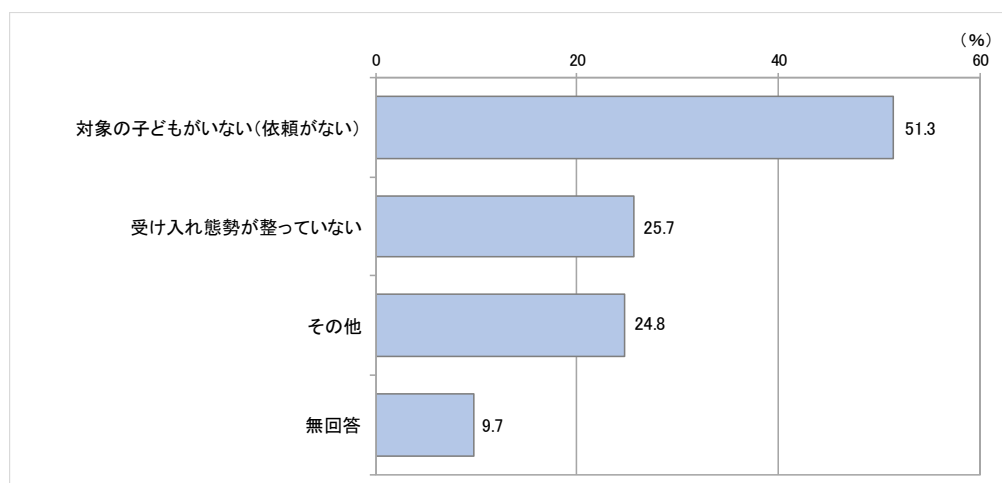
図表－121 入所を前提とした委託一時保護として受け入れた子どもの1施設当たりの受け入れ人数、1人当たりの利用日数

	1施設当たりの受け入れ人数	1人当たり利用日数
全体	2.4 人	20.6 日
児童養護施設	2.3 人	23.0 日
乳児院	10.6 人	3.6 日
児童自立支援施設	1.3 人	33.5 日
児童心理治療施設	1.9 人	29.9 日
障害児関係施設	1.9 人	17.8 日
自立援助ホーム	2.0 人	28.1 日

⑥ **今まで委託一時保護を受け入れたことがない理由**

今まで委託一時保護を受け入れたことがない理由については、「対象の子どもがいない（依頼がない）」が51.3%と最も高く、次いで「受け入れ態勢が整っていない」（25.7%）となっています。

図表－122 今まで委託一時保護を受け入れたことがない理由[n=113]



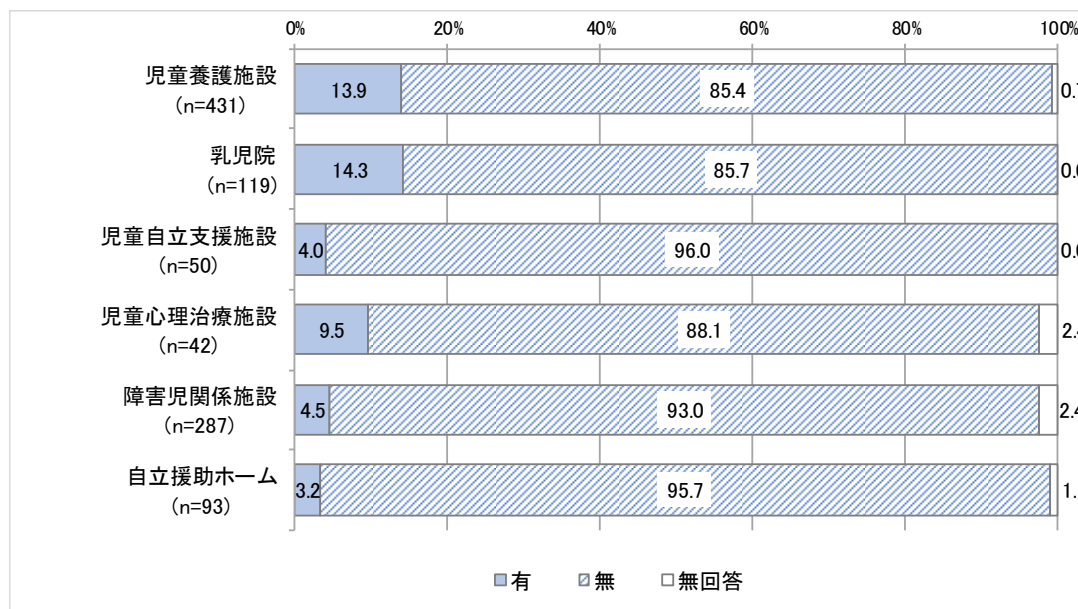
【その他の回答】

- ・開所・開設より間もないため
- ・満床のため
- ・医療機関のため
- ・児童自立支援施設への一時保護は施設の性格上そぐわない
- など

⑦ 委託一時保護の子どもの受け入れ専用施設の有無

委託一時保護の子どもの受け入れ専用施設については、「有」の割合が、乳児院では14.3%、児童養護施設は13.9%と他の施設に比べて高くなっています。

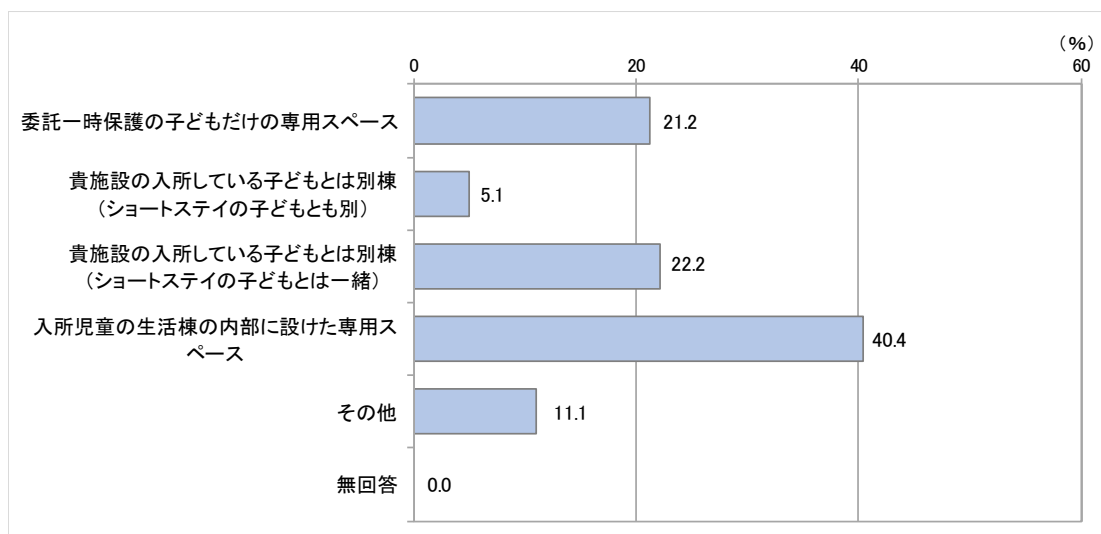
図表－123 委託一時保護の子どもの受け入れ専用施設の有無 [n=1,026]



⑧ 受け入れ専用施設がある場合の子どもの受け入れ場所

受け入れ専用施設がある場合の子どもの受け入れ場所については、「入所児童の生活棟の内部に設けた専用スペース」が40.4%と最も高く、次いで「入所している子どもとは別棟（ショートステイの子どもとは一緒）」(22.2%)、「委託一時保護の子どもだけの専用スペース」(21.2%)となっています。

図表－124 受け入れ専用施設がある場合の子どもの受け入れ場所 [n=99]



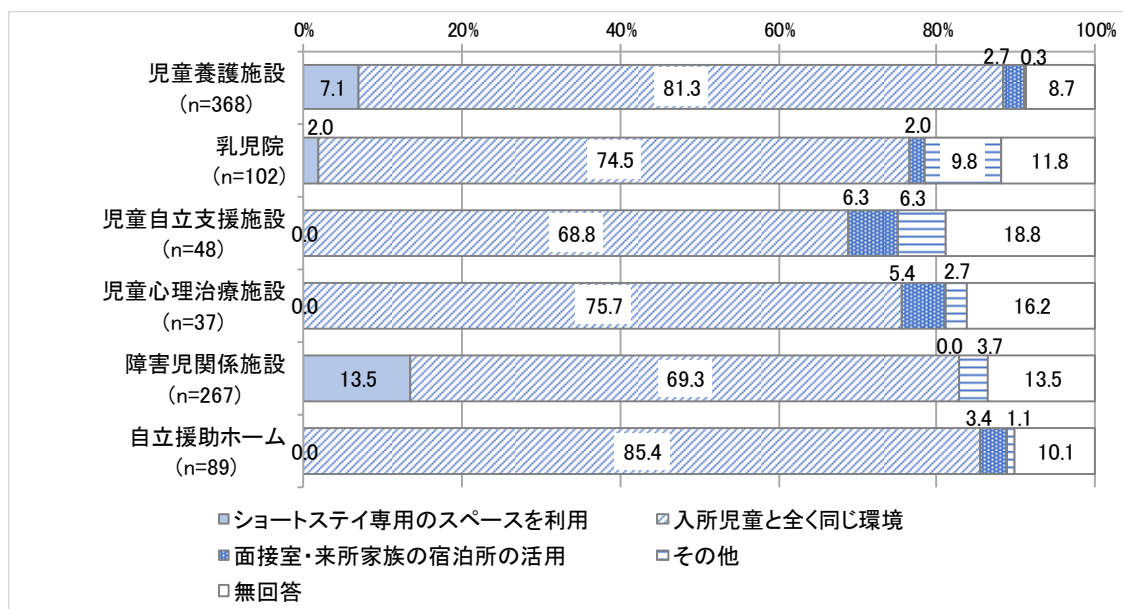
【その他の回答】

・ケースにより専用スペース・入所時と同じ環境など異なる など

⑨ 受け入れ専用施設がない場合の子どもの受け入れ場所

受け入れ専用施設がない場合の子どもの受け入れ場所については、どの施設種別でも、「入所児童と全く同じ環境」が 68～86%と大半を占めています。一方で、児童養護施設、障害児関係施設では「ショートステイ専用のスペースを利用」しているところも一定数あるほか、児童自立支援施設、児童心理治療施設では「面接室・来所家族の宿泊所の活用」も行われています。

図表－125 受け入れ専用施設がない場合の子どもの受け入れ場所 [n=914]



【その他の回答】

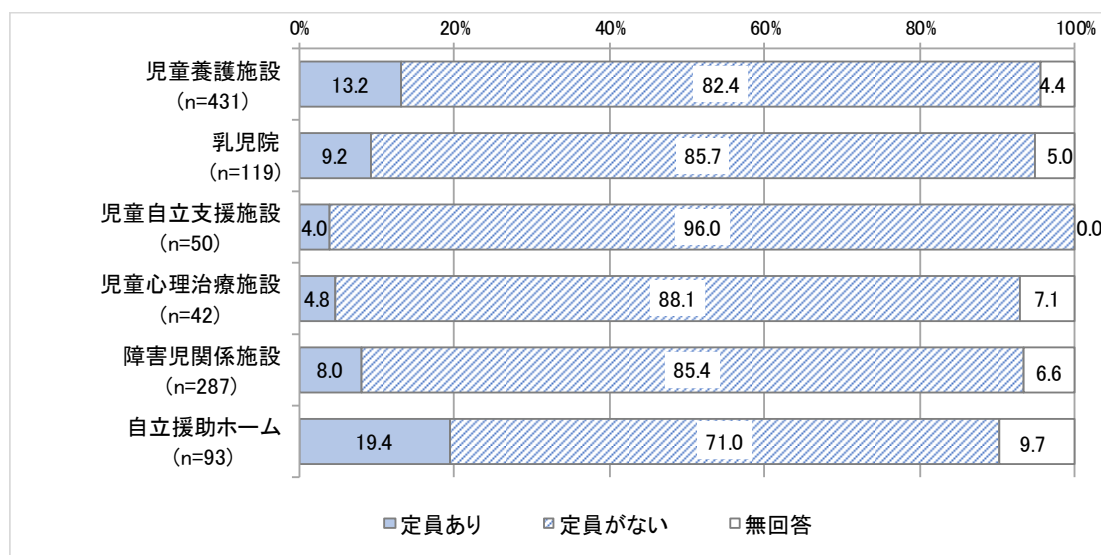
・医務室（児童養護施設）
 ・観察室、診察室（乳児院）
 ・空室、入院病棟（障害児関係施設） など

⑩ 委託一時保護の定員の有無

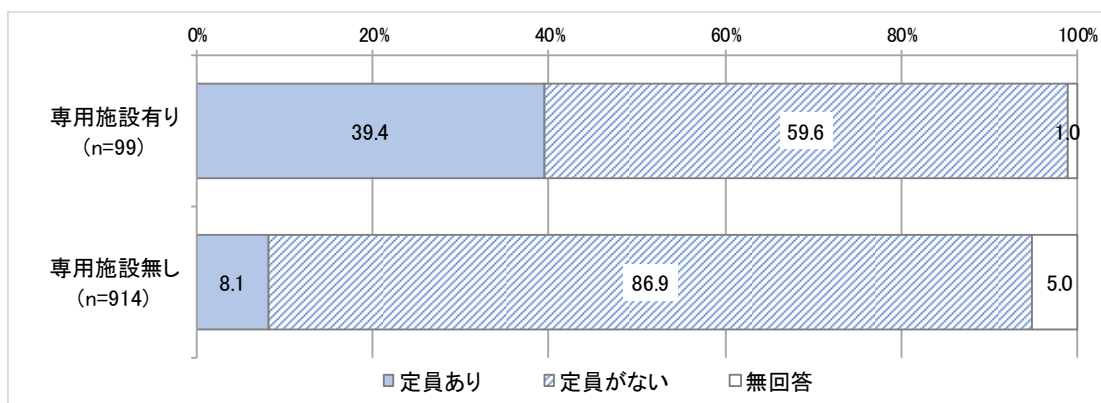
委託一時保護の定員については、「定員あり」とするのは児童自立支援施設の 4.0%から自立援助ホームの 19.4%まで、施設種別によってばらつきがみられます。定員の平均は 6.3 人となっています。

また、委託一時保護の子どもの受け入れ専用施設の有るところでは、「定員あり」が 39.4%となっており、専用施設の無いところと比べて割合が高くなっています。

図表－126 委託一時保護の定員 [n=1,026]



図表－127 委託一時保護の定員(専用施設有無別) [n=1,026]

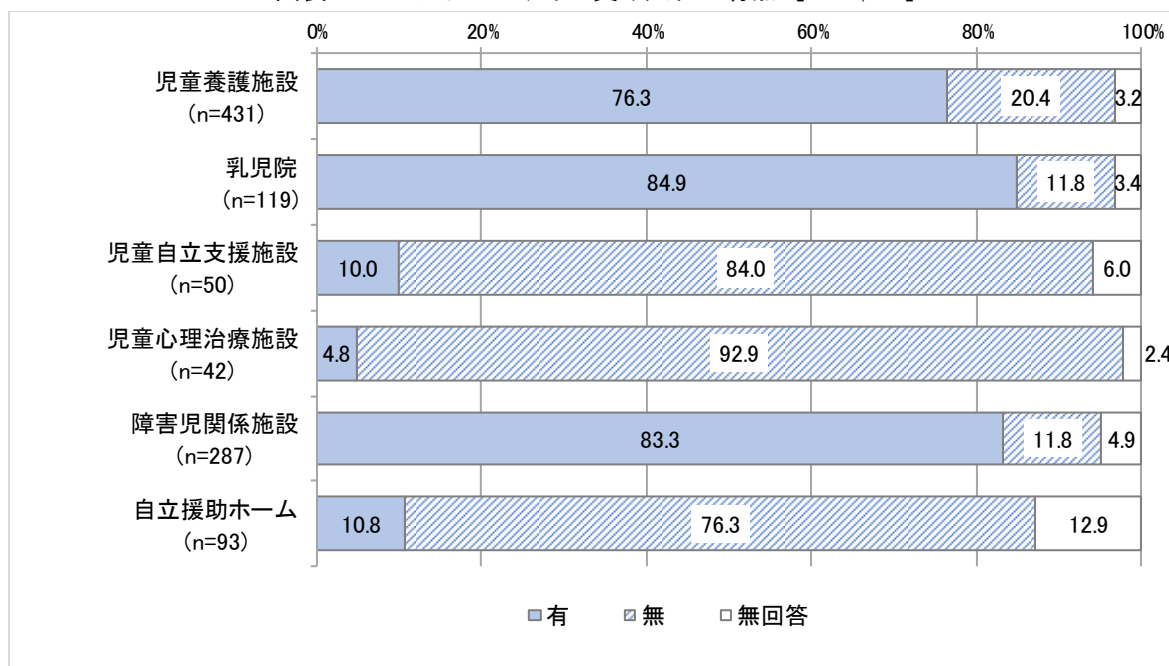


⑪ ショートステイの受け入れの有無

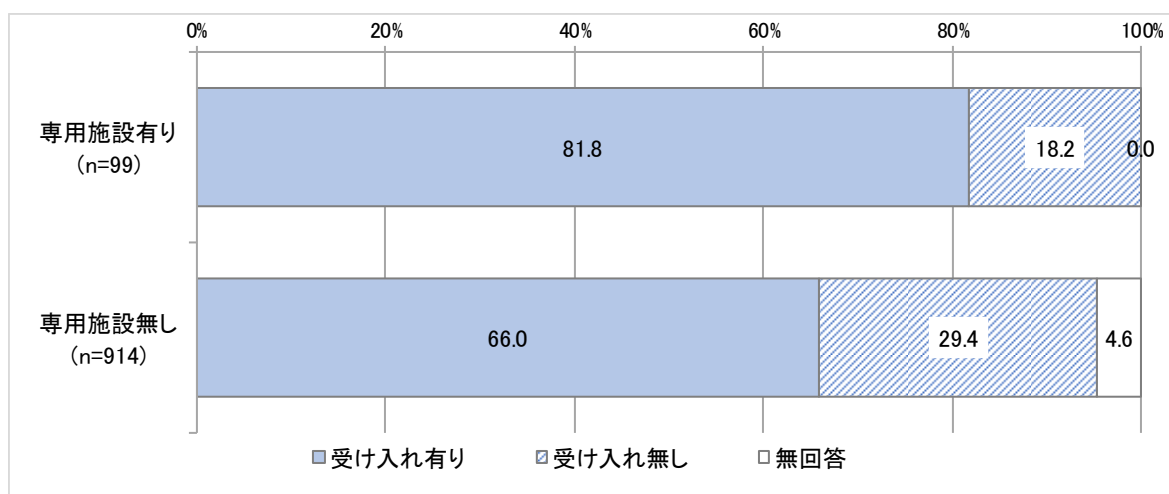
ショートステイの受け入れの有無については、児童養護施設と乳児院、障害児関係施設は、「有」が76～85%と高くなっている一方で、児童自立支援施設と児童心理治療施設、自立援助ホームは、「無」が76～93%となっています。

また、委託一時保護の子どもの受け入れ専用施設の有るところでは、ショートステイの受け入れ「有」が81.8%となっており、専用施設の無いところに比べて割合が高くなっています

図表－128 ショートステイの受け入れの有無 [n=1,026]



図表－129 ショートステイの受け入れの有無(専用施設有無別) [n=1,026]



(2) 委託一時保護として受け入れた子どもの状況（令和2年8～9月）（P2）

令和2年8～9月の間に委託一時保護として受け入れた子どもとして回答のあった1,990人については、次のとおりです。

① 受け入れ時の年齢

令和2年8～9月の間に委託一時保護として受け入れた子どもの年齢については、児童養護施設、障害児関係施設、児童心理治療施設では平均9～11歳となっており、児童自立支援施設、自立援助ホームでは平均13～14歳となっています。

図表－130 受け入れ時の年齢 [n=1,985]

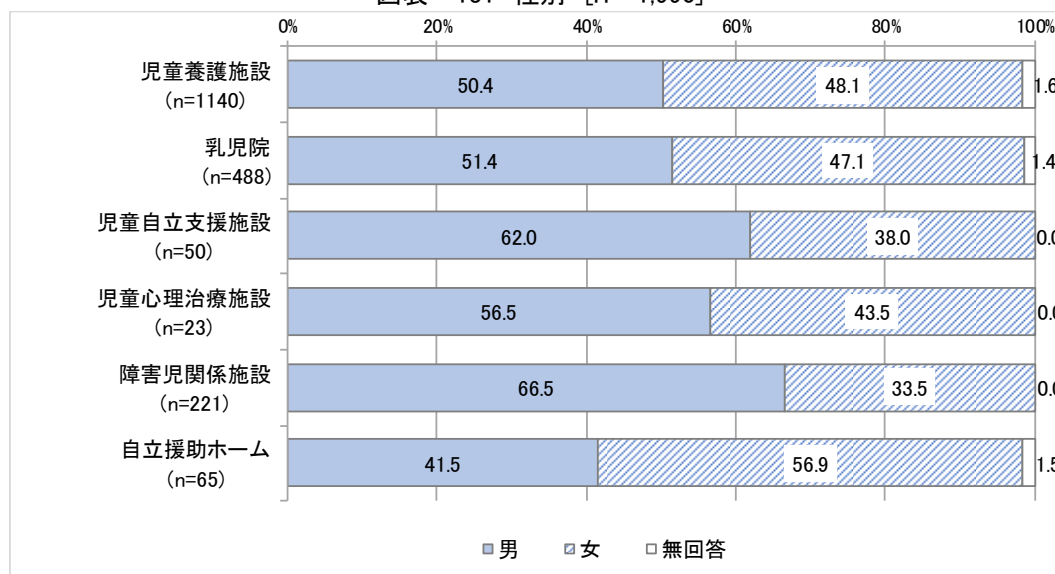
	(件)			(歳)	
	件数	平均	標準偏差	最大値	最小値
全体	1985	7.2	5.3	18.0	0.0
児童養護施設	1140	8.7	4.3	18.0	0.0
乳児院	487	0.9	1.1	6.0	0.0
児童自立支援施設	50	13.4	2.6	17.0	5.0
児童心理治療施設	23	11.7	3.1	16.0	6.0
障害児関係施設	217	9.7	4.3	18.0	0.0
自立援助ホーム	65	13.6	4.1	18.0	1.0

※無回答を除く

② 性別

令和2年8～9月の間に委託一時保護として受け入れた子どもの性別については、児童養護施設、乳児院では男女半々となっていますが、児童自立支援施設、児童心理治療施設、障害児関係施設では男の割合が高くなっており、自立援助ホームでは女の割合が高くなっています。

図表－131 性別 [n=1,990]

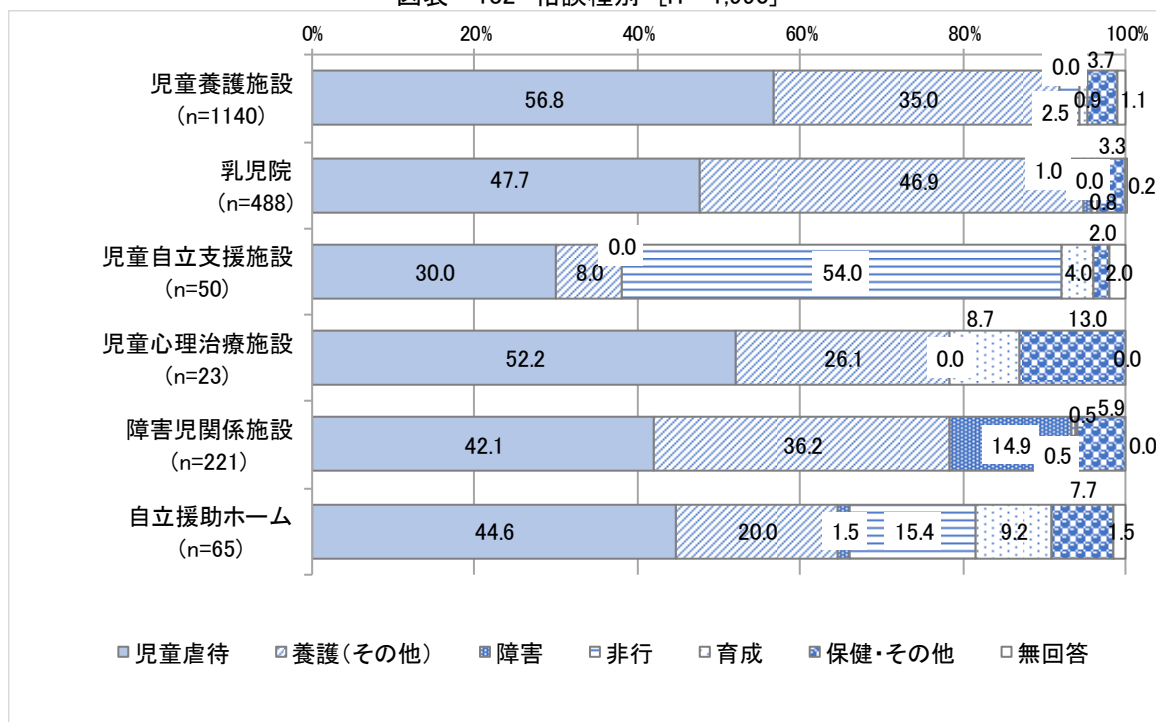


※無回答を除く

③ 相談種別

令和 2 年 8 ～ 9 月の間に委託一時保護として受け入れた子どもの相談種別については、児童自立支援施設を除く全ての施設で「児童虐待」の割合が最も高くなっています。また、乳児院では「児童虐待」と「養護（その他）」の割合が、半々となっています。児童自立支援施設では「非行」の割合が最も高くなっています。

図表－132 相談種別 [n=1,990]



④ 一時保護日数

令和 2 年 8 ～ 9 月の間に委託一時保護として受け入れた子どもの一時保護日数について、子ども一人あたり平均で 27.1 日となっています。施設種別にみると、児童自立支援施設の平均 19.9 日から児童心理治療施設の平均 35.0 日まで、施設種別によって差が生じています。

図表－133 一時保護日数 [n=1,952]

	(件)			(日)	
	件数	平均	標準偏差	最大値	最小値
全体	1952	27.1	30.3	366.0	1.0
児童養護施設	1123	25.8	27.2	280.0	1.0
乳児院	469	31.0	35.3	366.0	1.0
児童自立支援施設	50	19.9	17.8	61.0	1.0
児童心理治療施設	23	35.0	53.3	197.0	2.0
障害児関係施設	219	26.7	29.3	271.0	1.0
自立援助ホーム	65	26.8	38.8	280.0	1.0

※無回答を除く

⑤ 委託保護された理由

令和 2 年 8 ～ 9 月の間に委託一時保護として受け入れた子どもの委託保護された理由として、児童養護施設、児童自立支援施設では「一時保護所の定員超過」の割合が最も高く、児童心理治療施設では「当該施設への措置前提」の割合が、障害児関係施設では「専門性の高い対応が必要な児童のため」の割合が最も高くなっています。

また、学齢期の子どもの年齢別にみると、年齢が上がるほど「保護期間の長期化が見込まれたため」「専門性の高い対応が必要な児童のため」「学校に通学するため」「当該施設への措置前提」の割合が高くなっています。

図表－134 委託保護された理由 [n=1,990]

	合計	夜間・緊急のため	一時保護所の定員超過	一時保護所が近くに無いため	保護期間の長期化が見込まれたため	専門性の高い対応が必要な児童のため	学校に通学するため	提 当該施設への措置前提	保護者の取返し回避のため	その他	無回答
全体	1990	17.8	28.7	3.3	7.9	10.6	5.6	15.0	2.7	20.2	2.7
児童養護施設	1140	16.8	40.7	4.0	9.9	3.2	8.3	14.9	2.5	12.1	2.5
乳児院	488	24.8	2.5	3.1	4.3	12.5	0.0	8.0	2.5	45.3	3.7
児童自立支援施設	50	42.0	66.0	0.0	2.0	20.0	0.0	14.0	0.0	18.0	0.0
児童心理治療施設	23	4.3	30.4	0.0	0.0	30.4	0.0	47.8	4.3	8.7	0.0
障害児関係施設	221	7.7	15.4	2.3	8.6	43.0	4.1	23.1	4.5	11.8	0.5
自立援助ホーム	65	4.6	29.2	0.0	6.2	1.5	12.3	30.8	3.1	6.2	10.8

※無回答を除く

図表－135 委託保護された理由(年齢別) [n=1,026]

	合計	夜間・緊急のため	一時保護所の定員超過	一時保護所が近くに無いため	保護期間の長期化が見込まれたため	専門性の高い対応が必要な児童のため	学校に通学するため	提 当該施設への措置前提	保護者の取返し回避のため	その他	無回答
7～12 歳	585	12.1	39.3	3.4	8.2	8.4	7.5	17.3	3.4	13.2	2.4
13～15 歳	315	20.0	35.2	2.5	6.3	11.1	11.7	19.0	2.5	9.2	1.9
16 歳以上	126	19.0	31.0	4.0	9.5	13.5	15.1	25.4	4.0	13.5	2.4

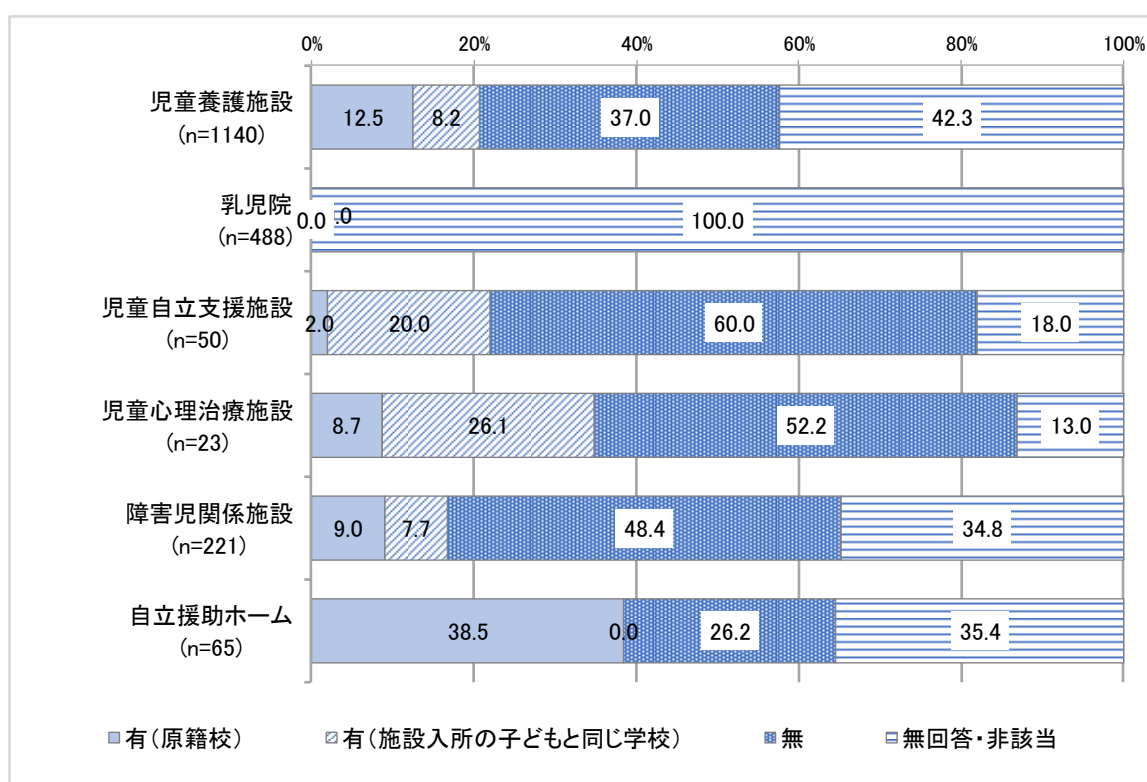
※ 6 歳以下、無回答を除く

⑥ 通学の有無

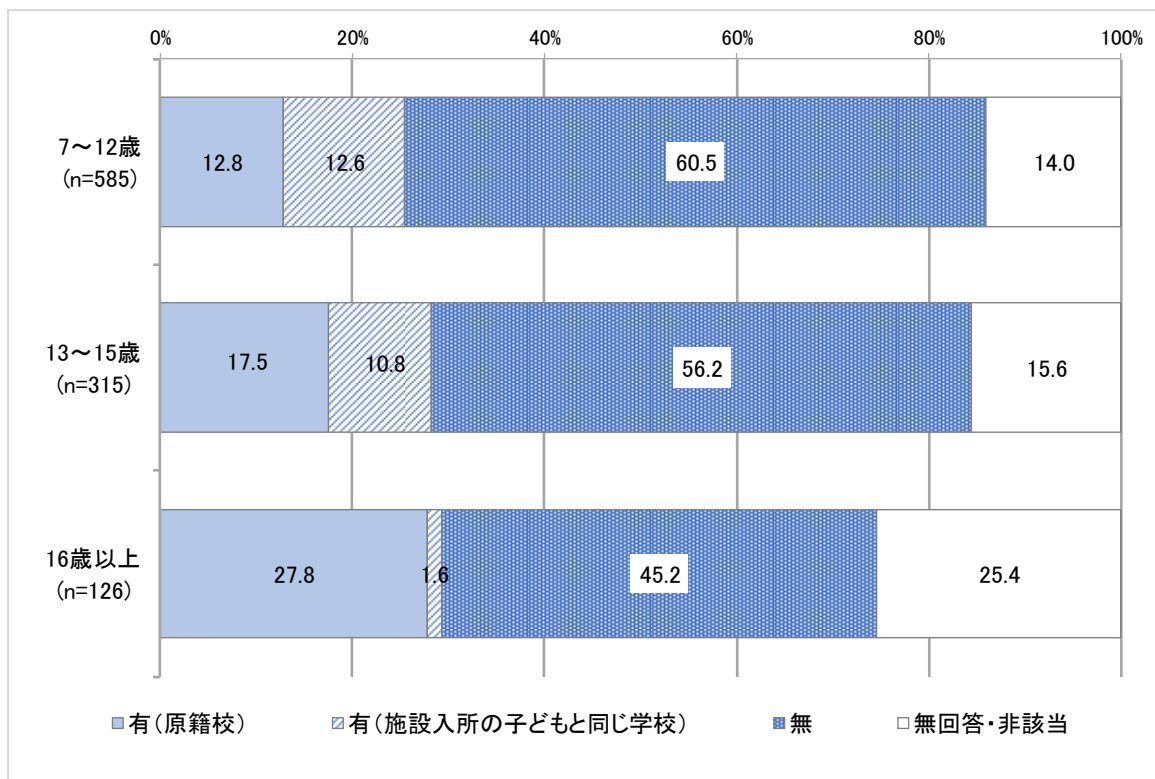
令和2年8～9月の間に委託一時保護として受け入れた子どもの通学について、原籍校もしくは施設の子どもの同じ学校に通学できた子どもの割合は、児童養護施設が20.7%、児童自立支援施設が22.0%、児童心理治療施設が34.8%、障害児関係施設が16.7%、自立援助ホームが38.5%となっています。通っている学校については、児童養護施設や自立援助ホームでは原籍校に通学している子どもの割合が、児童自立支援施設や児童心理治療施設では施設入所の子どもの同じ学校に通学している割合が高くなっています。

また、学齢期の子どもの年齢別にみると、年齢が上がるほど原籍校に通学できた子どもの割合が高くなっています。

図表－136 通学の有無 [n=1,990]



図表－137 通学の有無（年齢別） [n=1,026]



⑦ 通学方法

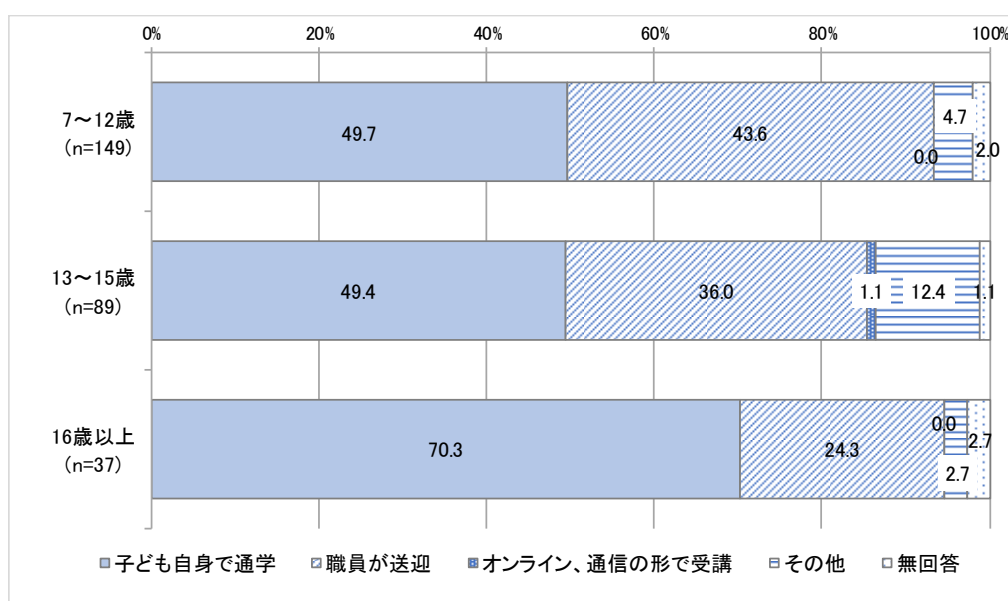
令和2年8～9月の間に委託一時保護として受け入れた子どもの通学方法について、通学ができた児童317人のうち、児童養護施設、児童心理治療施設、自立援助ホームでは「子ども自身で通学」の割合が最も高くなっています。また、児童養護施設、障害児関係施設では、「職員が送迎」も高くなっています。

また、学齢期の子どもの年齢別にみると、7～12歳、13～15歳では「子ども自身で通学」は半数程度ですが、16歳以上では70%と高くなっています。

図表－138 通学方法 [n=317]

	合計	子ども自身で通学	職員が送迎	オンライン、通信の形で受講	その他	無回答
全体	317	47.9	42.9	0.3	7.3	1.6
児童養護施設	236	53.0	43.6	0.0	2.5	0.8
児童自立支援施設	11	27.3	18.2	9.1	45.5	0.0
児童心理治療施設	8	50.0	37.5	0.0	12.5	0.0
障害児関係施設	37	10.8	62.2	0.0	21.6	5.4
自立援助ホーム	25	64.0	20.0	0.0	12.0	4.0

図表－139 通学方法(年齢別) [n=317]



⑧ 通学していない理由

令和 2 年 8 ～ 9 月の間に委託一時保護として受け入れた子どもの中で、通学していなかった学齢期の子どもについて、通学していない理由は以下のようになっています。

<施設側の体制の問題>

◎通学付き添いや送迎が困難なため

- ・一時保護児童は、一時保護所と同じく外出禁止としているため

<児童個別の事情>

- ・児童の安全確保のため（虐待者が近くにいる など）
- ・早期での家庭復帰の可能性があったため
- ・不登校だったため
- ・退学予定・希望していたため
- ・保護者の同意が得られなかったため
- ・措置先が本施設から変更される予定であったため

<学校・学籍の問題>

◎原籍校が遠いため

◎施設が校区外・市外・県外にあるため

- ・学校が校区外からの通学を認めていないため
- ・学校の受け入れ態勢が整っていないため
- ・学籍の異動ができていないため

<その他>

◎保護期間が短期間のため

◎一時保護期間の通学はしていないため（県内全て、児相の意向など）

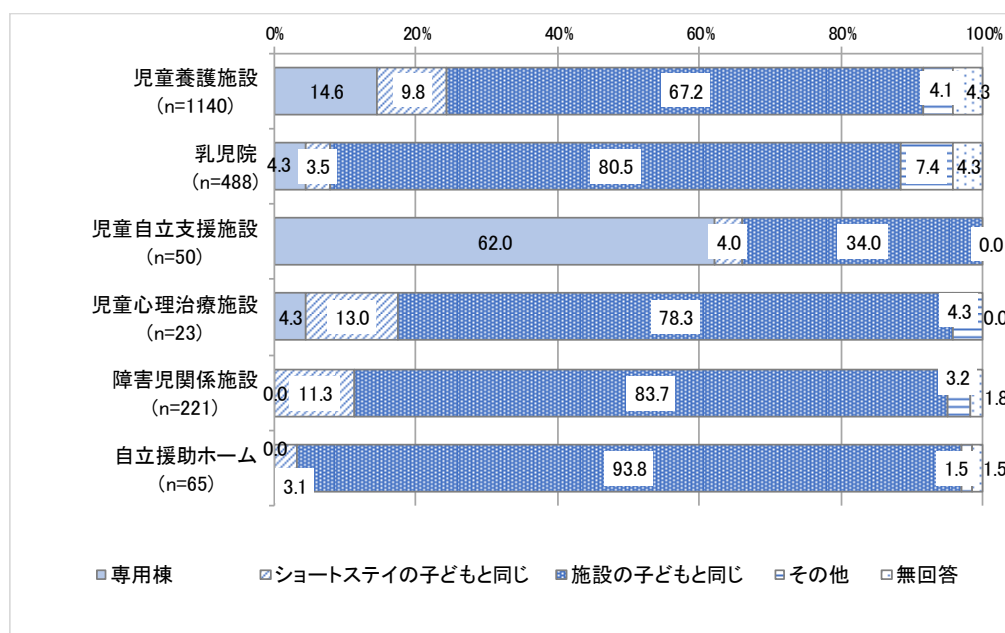
◎児童相談所の判断のため／児童相談所の許可がないため など

※◎は回答の多かった項目

⑨ 生活していた子どもの部屋

令和2年8～9月の間に委託一時保護として受け入れた子どもの生活していた部屋について、児童自立支援施設では「専用棟」が60%を超えていますが、他施設では約67～94%が「施設の子どものと同じ」となっています。また、児童養護施設、児童心理治療施設、障害児関係施設では「ショートステイの子どもと同じ」が約10～13%程度となっています。

図表－140 生活していた子どもの部屋 [n=1,990]



【その他の回答】

- ・ 空き居室
- ・ 静養室、医務室、観察室
- ・ 職員休憩室
- ・ 親子訓練室、来客室
- ・ 管理棟の専用スペース
- ・ 途中で部屋を移動する など

⑩ 委託一時保護解除後の先

令和 2 年 8 ～ 9 月の間に委託一時保護として受け入れた子どもの解除後の先は、児童養護施設、乳児院、障害児関係施設で約半数が「在宅（家庭復帰）」となっています。一方、児童自立支援施設、児童心理治療施設では「在宅（家庭復帰）」は 1/4 程度となっており、「一時保護から措置継続」や「児童自立支援施設」「児童心理治療施設」など他児童福祉施設の割合も高くなっています。また、障害児関係施設、自立援助ホームでも「一時保護から措置継続」の割合が高くなっています。

図表－141 委託一時保護解除後の先 [n=1,990]

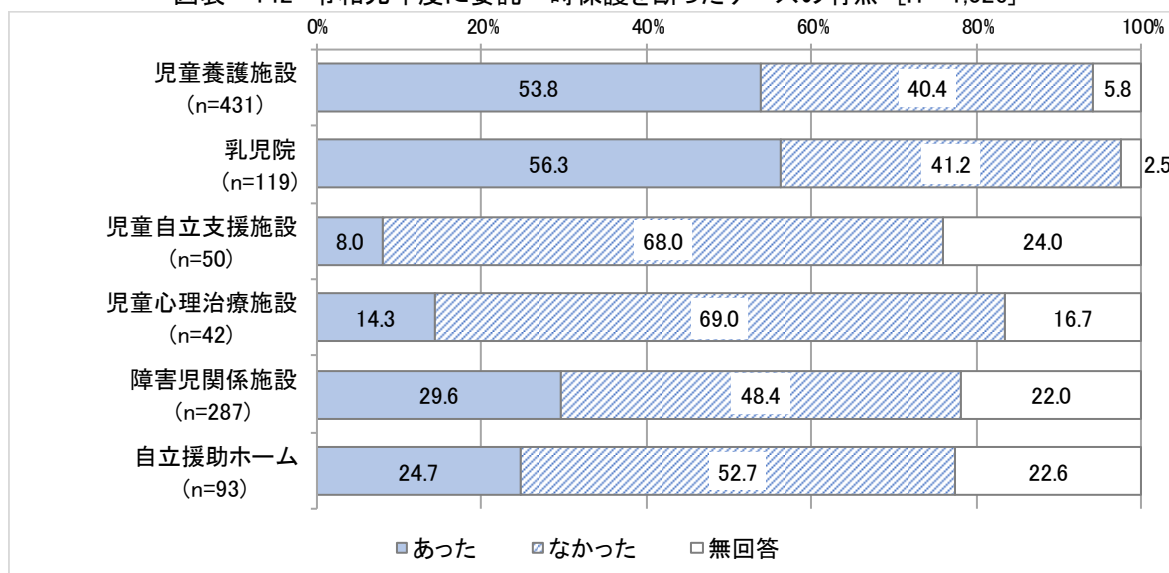
	在宅 （家庭復帰）	継続 一時保護 から措置	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	ファミリーホーム	里親	その他	無回答
児童養護施設 (n=1140)	48.2	16.3	15.0	0.0	0.4	0.5	0.6	0.2	1.5	11.6	5.8
乳児院 (n=488)	45.9	18.0	2.0	7.6	0.0	0.0	0.4	0.0	2.0	9.4	14.5
児童自立支援施設 (n=50)	26.0	16.0	4.0	0.0	8.0	4.0	2.0	0.0	0.0	30.0	10.0
児童心理治療施設 (n=23)	26.1	30.4	4.3	0.0	0.0	21.7	0.0	0.0	0.0	17.4	0.0
障害児関係施設 (n=221)	44.8	22.6	3.6	0.0	0.5	0.0	10.0	0.0	0.5	11.3	6.8
自立援助ホーム (n=65)	41.5	40.0	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	13.8	3.1
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

⑪ 令和元年度に委託一時保護を断ったケースの有無（問１）

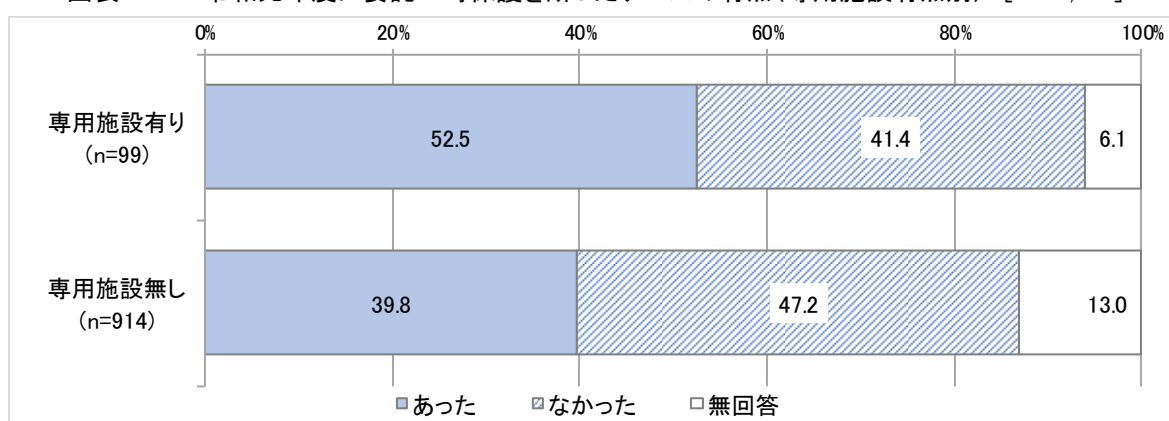
令和元年度に委託一時保護を断ったケースは、児童養護施設と乳児院は「あった」が55%前後と比較的高くなっています。児童自立支援施設と児童心理治療施設、障害児関係施設、自立援助ホームは、「なかった」が53～69%となっています。

また、委託一時保護の子どもの受け入れ専用施設の有るところでは、無いところと比べて断ったケースが「あった」割合が高くなっています。

図表－142 令和元年度に委託一時保護を断ったケースの有無 [n=1,026]



図表－143 令和元年度に委託一時保護を断ったケースの有無（専用施設有無別） [n=1,026]



⑫ 令和元年度に委託一時保護を断ったケースの詳細（問 2）

委託一時保護を断ったケースとして、主なものとして次のような子どもの状況・理由などがあげられていました。

満床・定員超過・スペースがない

子どもの年齢	保護の理由	障害の有無	障害種別	被虐待の有無	断った理由
14	児童虐待	無		有	満床のため
7	児童虐待	有	知的	有	定員オーバーのため
15	非行	有	発達障害	無	居室の空きがなかったため
0	児童虐待・養護（その他）	無		有	新生児の受け入れ人数が依頼のあった時点で定員に達していたため
1	児童虐待	-		有	緊急保護であり、定員超過のため
14	児童虐待	有	自閉症スペクトラム	有	施設入所者満床、ショートステイ利用者定員に達していたため、就床場所を確保できないため
16	児童虐待	無		有	居室がなかった（本人が落ち着いて生活するための個室）
4	児童虐待	無		有	女児の生活スペースがなかった
5	障害	有	知的	-	定員の空きがあり受け入れる予定であったが、指導監査にて県の方から未就学児であっても男女同室は認めないと指導されたケースがあり断った
0	障害	有	先天異常	無	新生児室が満床
1	養護（その他）	無		無	一歳児室が満床
10	児童虐待	無	-	有	男女混同にはできない年齢のため、受け入れホームがなかったため

きょうだい一緒に保護

子どもの年齢	保護の理由	障害の有無	障害種別	被虐待の有無	断った理由
2、4、6	児童虐待	無		有	2歳、4歳、6歳の3人兄弟の依頼で、定員を超過するため
1	養護（その他）	無		無	多兄弟の中の一人。一歳児の対応は困難なため断った。年齢が高い兄弟は受け入れた
5	児童虐待	無		有	兄妹の入所を見据えた一時保護の委託依頼。幼児枠がいっぱいのため対応できず

未就学児（低年齢）のため

子どもの年齢	保護の理由	障害の有無	障害種別	被虐待の有無	断った理由
4	児童虐待	有	-	有	未就学児のため
4	児童虐待	無	-	有	低年齢のため
1	児童虐待	有	視覚障害	有	現在乳児院に入所中。まだ1歳なので盲学校幼稚園にも通えず、終日一人だけで施設で生活することになる。受け入れるとしたら3歳から

医療ケアが必要

子どもの年齢	保護の理由	障害の有無	障害種別	被虐待の有無	断った理由
1	障害	有	ダウン症	無	胃瘻が必要なため。対応できる職員が揃っていなかった
0	保健・その他	有	ファロー四徴症 児 欠失症候群 染色体異常	無	嘱託医と相談し医療的設備が整っていないため断る
2	養護（その他）	有	身体1級、療育判定	無	医療的ケア対応の個室に空床がなかったため
0	児童虐待	無		有	病院に入院中の児であり、硬膜下血腫、てんかん発作あり。嘱託医に相談し、急変後100%受け入れを確約してくれる病院がないので、受け入れは難しいと判断した
0	児童虐待	有	-	有	経管栄養でミルクを注入している。夜間、看護師不在の日もあり、対応が難しいため
1	保健・その他	有	重症心身障害	有	医療児ケア（経鼻カテーテルによる経管栄養）
0.4	児童虐待	有	-	有	呼吸器管理児童。当施設の呼吸器受け入れ枠が満床で断る

障害が重い、車いす対応できない

子どもの年齢	保護の理由	障害の有無	障害種別	被虐待の有無	断った理由
11	養護（その他）	有	身体障害	無	車いす対応の施設ではないため
5	障害	有	知的A	有	障害の程度が重い
7	障害	有	知的	有	障害程度が重篤であったため。
2	養護（その他）	有	知的、身体	無	月齢が高い 障害の程度から乳児院の保育では対応できないと判断したため（子の安全を確保できない）
10	非行	有	-	-	発達特性があり、園での適応が困難と判断した。
13	非行	有	ADHA	無	ケースの内容が重く、こちらで対応できる範囲を超えていると感じたため
13	障害	有	身体	無	車いす利用で、居室がバリアフリーでなく、また食事・入浴介助に限界を感じたため
16	障害	有	精神障害	無	重い精神障害等があり、施設での対応が困難であったため

無断外出のおそれ

子どもの年齢	保護の理由	障害の有無	障害種別	被虐待の有無	断った理由
15	児童虐待	有	知的障害	有	無断外出のおそれがあり、当施設のセキュリティでは安全が確保できない
17	児童虐待	-		有	無外、ルールアウト（前施設での）

他害・多動・逸脱行為

子どもの年齢	保護の理由	障害の有無	障害種別	被虐待の有無	断った理由
16	養護（その他）	有	知的障害	無	他害があるため
10	養護（その他）	有	知的障害	無	多動で対応が難しいため
10	障害	有	知的	無	行動障害が激しいため
13	障害	有	知的	有	逸脱行為があるため
15	児童虐待	無		有	性加害児であったため。現在の職員配置では受け入れが難しいと判断したため
15	保健・その他	-		無	家出。リストカット、飲酒、喫煙あり。抗うつ薬も服用しており、一般就労支援が困難
16	非行	無		無	タバコを吸いたがる

既存入所児との兼ね合い（既存入所児への影響が大きい、入所児が落ち着いていない）

子どもの年齢	保護の理由	障害の有無	障害種別	被虐待の有無	断った理由
15	養護（その他）、非行	無		有	本児の入所により、現在の子どもたちが振り回される可能性が高いと判断したため
14	非行	無		無	施設内にいる子どもが本児と同じ原籍校だったため
3	障害	有	知的	-	受け入れが想定される年少児のユニットには他害のある児童があり、現在落ちつかず困難な状況にある。安全面を考えると、受け入れ可能な施設があれば、まずそちらをあたってほしい
16	児童虐待	無		有	施設内の子どもの状態が不安定だったため

（新型コロナ以外の）感染症防止（施設内で感染症発生 or 受け入れ児童に感染症の疑い）

子どもの年齢	保護の理由	障害の有無	障害種別	被虐待の有無	断った理由
2	保健・その他	無	-	無	同日に新規2名の入所、在院児の入院、感染症の発症のため断る
16	児童虐待	無		有	当院感染症の発症により、同県乳児院へ依頼する
0	児童虐待	無	-	有	当院感染症の発症により、入所日の延期を依頼し一旦断る
3	養護（その他）	無		無	3歳と7歳。その兄妹が感染症（新型コロナではない）に罹り、保護者が入院に付き添うことになった。子どもたちの感染の有無を聞いたが「分からない。病院受診していない」との回答だったため
5	養護（その他）	無		無	施設内で感染症児が数名出ていたため
0	養護（その他）	無		無	院内で感染症が発生しており、入院している児もいて職員が不足し、対応が難しいため

長期化が見込まれる

子どもの年齢	保護の理由	障害の有無	障害種別	被虐待の有無	断わった理由
10	児童虐待	有		有	一時保護委託期間の長期化が見込まれ、既に入所を目前に調整していたため対応ができず
3	児童虐待	有	ダウン症	有	3歳2か月という月齢だが、長期入所（措置により切り替える予定）見込みを言われたため
13	児童虐待	無		有	長期委託を希望されており、当施設より長期間保護が可能な施設が見つかったため
2	児童虐待	無	-	無	月齢が高く入所期間も長期に渡る可能性があり、児の発達に乳児院ではそぐわないため

職員不足

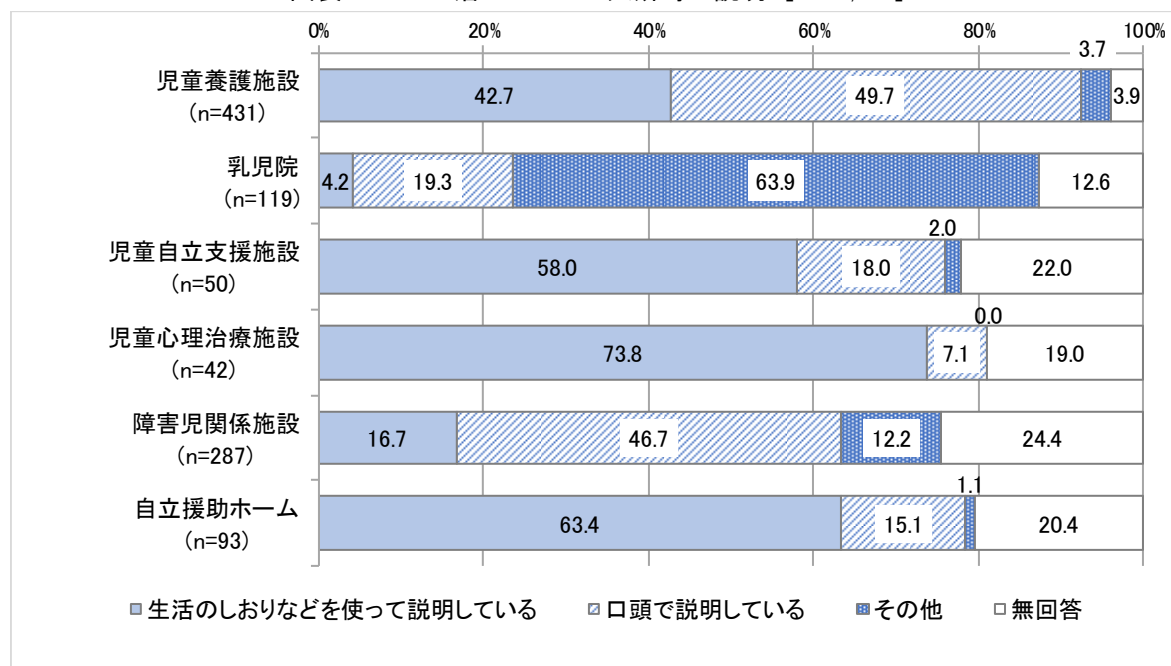
子どもの年齢	保護の理由	障害の有無	障害種別	被虐待の有無	断わった理由
3	児童虐待	有		有	職員体制が薄かった
11	児童虐待	-		-	日中の職員対応ができないため
6	児童虐待	有	知的	有	職員の欠員多く、対応不可
6	養護（その他）	有	知的	無	複数の直接処遇職員に、体調不良で病休者が出たことにより、職員不足に伴う、勤務上負担増になるため。
6	児童虐待	有	自閉症	有	夏休み中だけでもと児相から依頼があったが、入所児童に年少児が多く、夏休みで終日施設内にいるため、職員の手が足りない

(3) 委託一時保護された子どもの権利擁護の取り組み

① 入所時の生活についての説明（問3）

入所時の生活についての説明は、児童養護施設は、「生活のしおりなどを使って説明している」と「口頭で説明している」が約半々となっています。児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホームは「生活のしおりなどを使って説明している」が58～74%と高い傾向にあります。

図表－144 生活についての入所時の説明 [n=1,026]



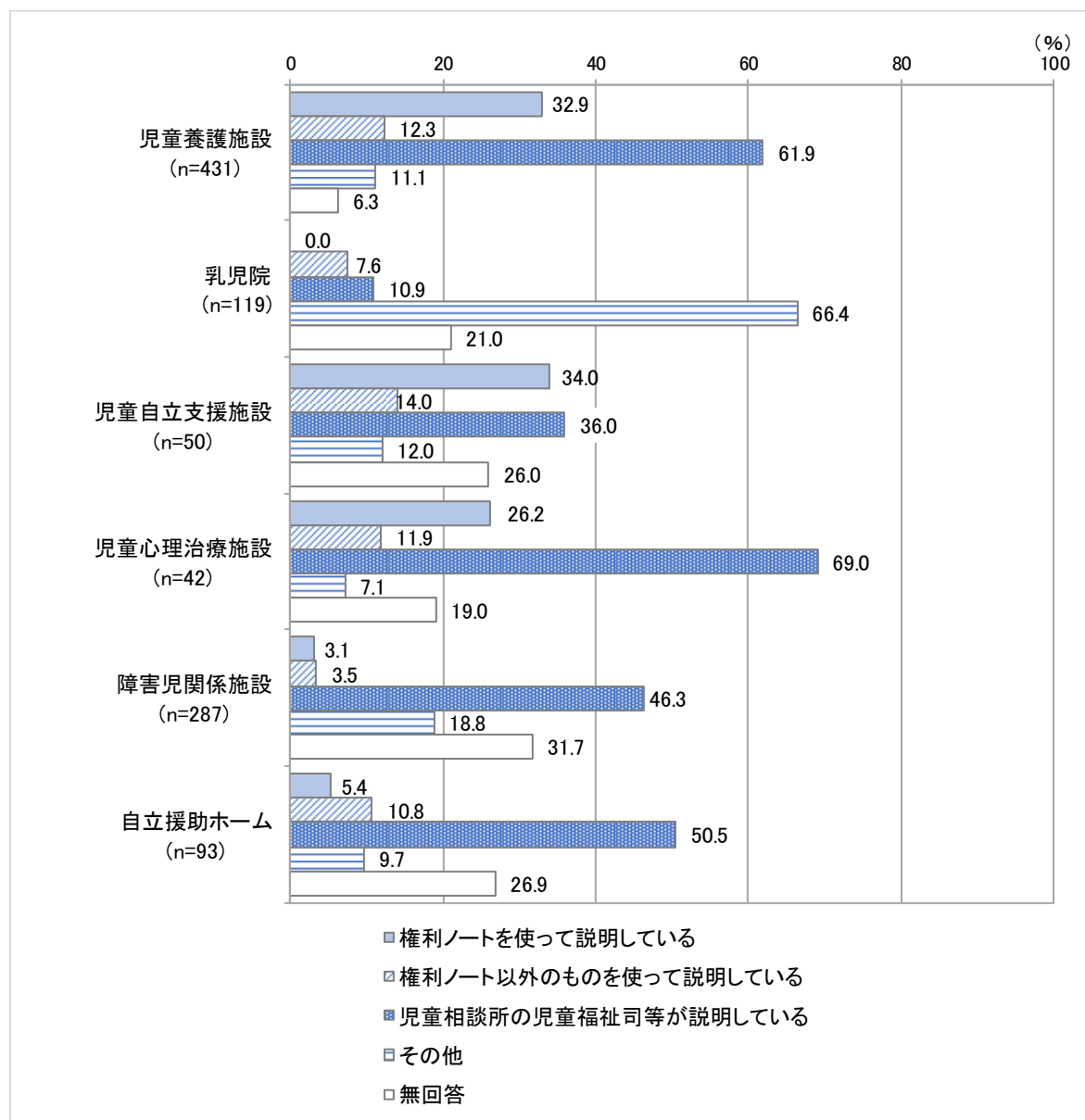
【その他の回答】

- ・乳幼児のため、保護者等に「施設について」の説明用紙を用いて説明。(乳児院)
- ・対象が乳幼児のため、全国乳児福祉協議会作成の権利擁護シート等で職員に徹底している。(乳児院)
- ・重症心身障害児であるため、説明は保護者に対して行う。(障害児関連施設)
- ・知的障害の程度に応じて、分かるように絵カードや写真を使用。(障害児関連施設)
- ・施設見学をしながら説明。(障害児関連施設) など

② 権利ノートでの子どもの権利擁護についての説明の状況（問４）

権利ノートでの子どもの権利擁護については、児童養護施設と児童自立支援施設、児童心理治療施設、障害児関係施設、自立援助ホームでは、「児童相談所の児童福祉司等が説明している」が最も高く、乳児院では、「権利ノート以外のものを使って説明している」が高くなっています。また、児童養護施設、児童自立支援施設では「権利ノートを使って説明している」も比較的高くなっています。

図表－145 権利ノートでの子どもの権利擁護についての説明の状況 [n=1,026]



【権利ノート以外のもの】

- ・暮らしのルールブック、表情カード。（障害児関連施設）
- ・独自のパンフレットなど性教育絡み。権利擁護委員会の取り組みで、その年により企画。（児童養護施設）
- ・苦情解決の意見箱や苦情解決委員の説明。（児童養護施設）
- ・短期の児童は生活のしおり。入所前提の児童は権利ノート。（児童養護施設）

【その他の回答】

- ・乳幼児のため、していない。(乳児院)
- ・絵や写真を利用して説明。(乳児院)
- ・寮で自由に閲覧できるようにしている。(児童自立支援施設)
- ・ポスター掲示等。(障害児関連施設)
- ・担当弁護士からの説明。(自立援助ホーム)

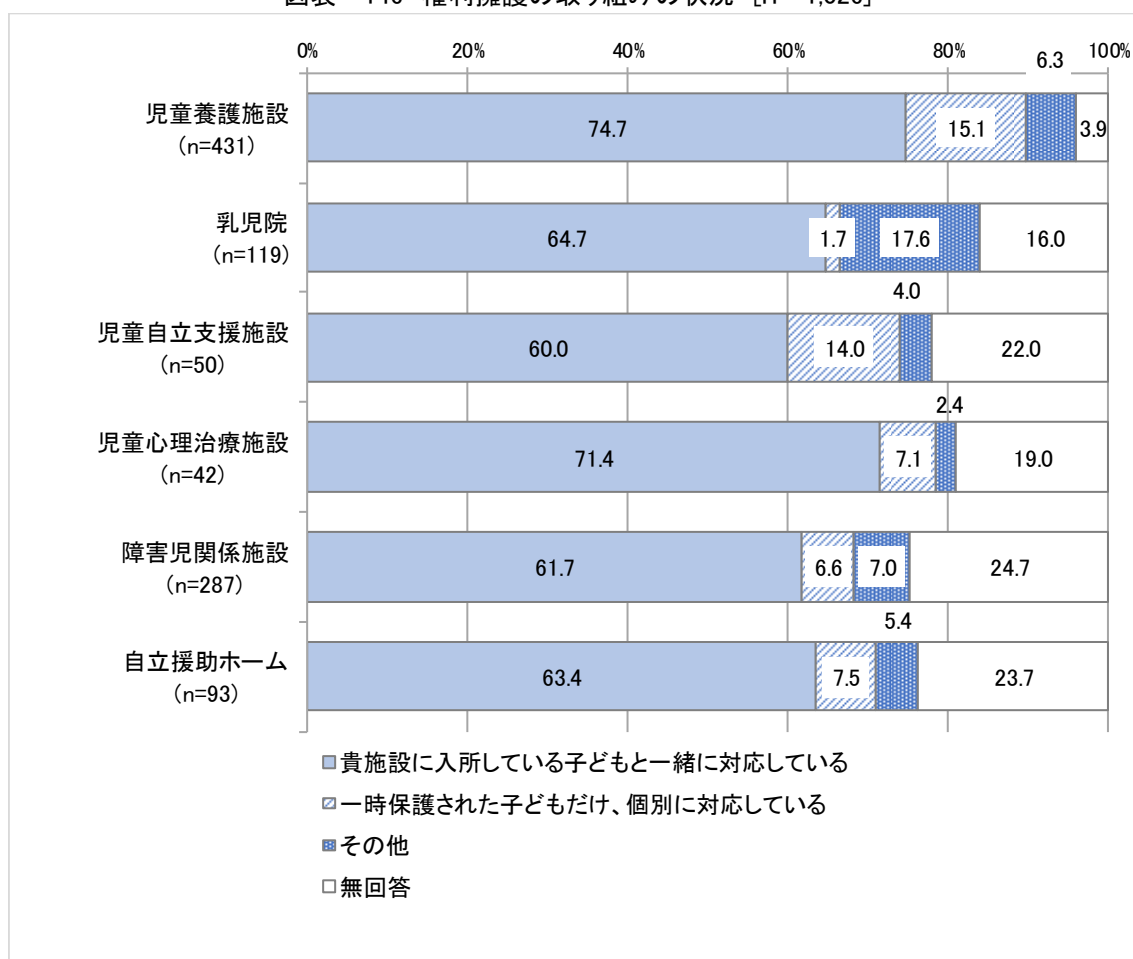
など

③ 権利擁護の取り組みの状況（問5）

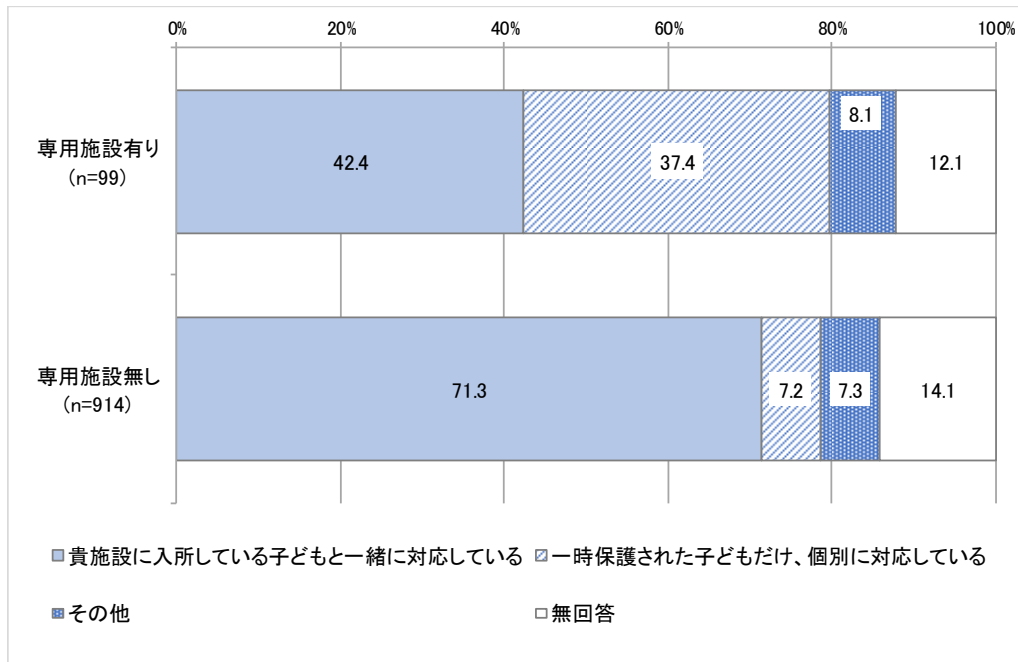
権利擁護の取り組みについて、どの施設種別でも「施設に入所している子どもと一緒に対応している」が最も高くなっています。

また、委託一時保護の子どもの受け入れ専用施設の有るところでは、無いところと比べて「一時保護された子どもだけ、個別に対応している」割合が高くなっています。

図表－146 権利擁護の取り組みの状況 [n=1,026]



図表－147 権利擁護の取り組みの状況（専用施設有無別） [n=1,026]



【その他の回答】

- ・乳幼児のため、特に取り組んでいない。（乳児院）
- ・障害の程度が重い児童が多く、取り組みは難しい。（障害児関連施設） など

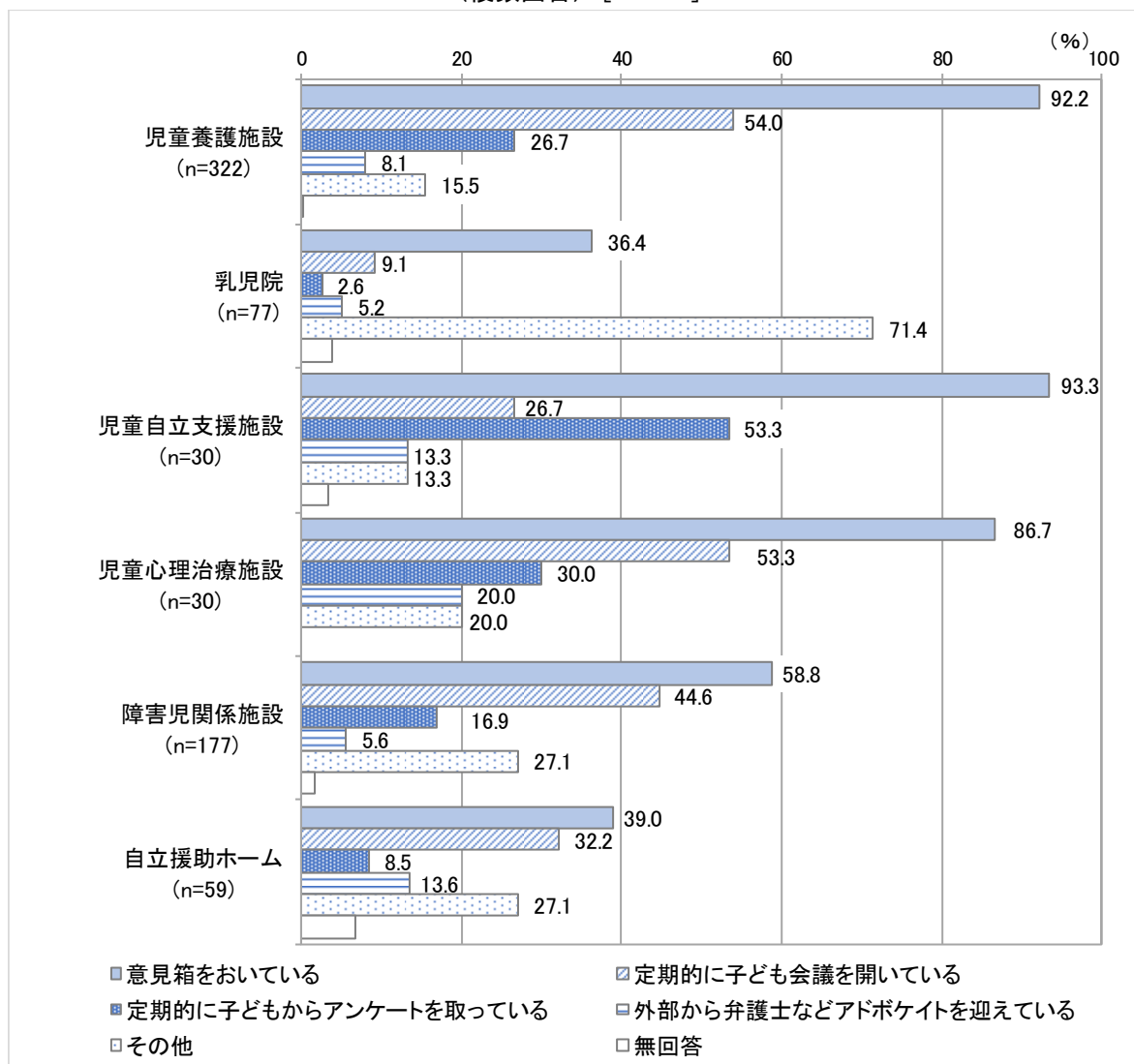
④ 権利擁護の具体的な取り組み（入所している子どもと一緒に行う取り組み）（問6）

権利擁護の具体的な取り組み（入所している子どもと一緒に行う取り組み）については、どの施設種別でも、「意見箱をおいている」が最も高くなっています。児童自立支援施設以外では、次いで、「定期的に子ども会議を開いている」が高く、児童自立支援施設は、「定期的に子どもからアンケートを取っている」が高くなっています。

また、「外部から弁護士などアドボケイトを迎えている」について、アドボケイトを行う「人」と「頻度」についてきいたところ、どの施設種別でも「第三者委員」が多くあげられているほか、弁護士のアドボケイトも一部あげられています。

図表－148 権利擁護の具体的な取り組み（入所している子どもと一緒に行う取り組み）

（複数回答）[n=698]



図表－149 外部からのアドボケイトの内容 [n=56]

	外部からのアドボケイト(人)	頻度
児童養護施設 (n=26)	第三者委員(区長、民生委員、苦情解決第三者委員など)	月1回、年1～6回、随時
	弁護士	年1～2回
	職員・スタッフ(保健・養護教諭、園長、担当リーダー)	月1回、2～3か月に1回、年4回、随時
	その他外部(外部相談員、地域の相談員、人権擁護委員、外部アドボケイト団体、施設生活等評価委員会など)	1～2か月に1回、年1回、2年に1回など
乳児院 (n=4)	法人研修	年1回
	第三者委員、オンブズマン	2か月に1回
児童自立支援施設 (n=5)	弁護士、大学教授	随時
	第三者委員、外部委員	月2回、年2回、随時
児童心理治療施設 (n=5)	弁護士	2～3か月に1回、年2～3回
	第三者委員、苦情解決第三者委員	2か月に1回、年6回
	元児童福祉司、医師	年3回
障害児等関係施設 (n=10)	第三者委員(弁護士、精神保健士、元児童相談所所長など)	1～2か月に1回
	オンブズマン	月1回、半年に1回
	その他外部(民生委員、元教師、児童相談所、地域役員、臨床心理士)	月1～3回、2か月に1回、半年に1回、年1回など
自立援助ホーム (n=6)	弁護士	随時、週1回

【その他の回答】

<聞き取り・面談>

- ・個別面接(児童養護施設)
- ・児相・FSW・担当職員の定期的な面談(児童養護施設)
- ・施設長との面談(児童養護施設)
- ・日常的に個人面接を実施(児童自立支援施設)
- ・定期的に面接(児童心理治療施設)
- ・児相より定期的に面談(障害児関連施設)
- ・毎週1回聞き取り(児童自立支援施設)
- ・随時個人面接の時間を設けている(児童自立支援施設)

<職員チェックリスト・アンケート等>

- ・職員がチェックリストで振り返り(乳児院)
- ・月1回職員アンケート(乳児院)
- ・職員間で権利やプライバシーの尊重の考え方を共有(乳児院)

<委員会設置>

- ・安全委員会(児童養護施設)(乳児院)
- ・苦情解決委員会を設置(児童養護施設)
- ・内部の委員会活動において現状を分析、評価及び取り組みを実施(乳児院)
- ・月1回、子ども安心安全委員会を実施(乳児院)
- ・CAP研修・SVを招いての子どもの権利委員会開催(乳児院)
- ・委員会活動で聞き取り(障害児関連施設)

<その他>

- ・担当グループを決め3名の職員が細かく配慮する(児童養護施設)
- ・全乳協アセスメントシートの一部を利用(乳児院)

など

⑤ 権利擁護の具体的な取り組み（一時保護の子どもだけに個別に行う取り組み）（問7）

一時保護の子どもだけに個別に行う権利擁護の具体的な取り組みについては、「児童相談所の児童福祉司や児童心理司等が子どもの意見等をきいている」が89.3%と最も高く、次いで、「意見箱をおいている」（28.2%）となっています。

また、委託一時保護の子どもの受け入れ専用施設の有るところでは、無いところと比べて「定期的に子ども会議を開いている」「定期的に子どもからアンケートを取っている」割合が高くなっています。

図表－150 権利擁護の具体的な取り組み（一時保護の子どもだけに個別に行う取り組み）（複数回答）
[n=103]

	合計 (件)	意見箱をおいている	定期的に子ども会議を開いている	定期的に子どもからアンケートを取っている	外部から弁護士などアドボケイトを迎えている	児童相談所の児童福祉司や児童心理司等が子どもの意見等をきいている	その他	無回答
全体	103	28.2	5.8	8.7	0.0	89.3	21.4	1.0
児童養護施設	65	29.2	4.6	12.3	0.0	89.2	20.0	1.5
乳児院	2	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0
児童自立支援施設	7	57.1	0.0	0.0	0.0	100.0	28.6	0.0
児童心理治療施設	3	66.7	33.3	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
障害児関係施設	19	0.0	10.5	0.0	0.0	89.5	26.3	0.0
自立援助ホーム	7	42.9	0.0	14.3	0.0	85.7	14.3	0.0

図表－151 権利擁護の具体的な取り組み（一時保護の子どもだけに個別に行う取り組み）（複数回答）
（専用施設有無別）[n=103]

	合計 (件)	意見箱をおいている	定期的に子ども会議を開いている	定期的に子どもからアンケートを取っている	外部から弁護士などアドボケイトを迎えている	児童相談所の児童福祉司や児童心理司等が子どもの意見等をきいている	その他	無回答
全体	103	28.2	5.8	8.7	0.0	89.3	21.4	1.0
専用施設有り	37	29.7	8.1	16.2	0.0	86.5	10.8	2.7
専用施設無し	66	27.3	4.5	4.5	0.0	90.9	27.3	0.0

【その他の回答】

- ・個人面接の時間を設けている
- ・他施設職員、医師、ケアワーカーなど、必要に応じて面談を設けている
- ・特に取り組んでいない など

⑥ 委託一時保護された子どもに対する子ども間暴力防止の取り組みで工夫していること

(問 8)

委託一時保護された子どもに対する、子ども間暴力防止の取り組みで工夫していることについて、以下のような回答がありました。また、以下のほか、「入所児童への取り組みと特に変わらない」という回答も多くありました。

<職員体制・配置>

- ・一時保護児童がいる場合、できるだけ職員が複数配置となるよう勤務体制を工夫している。
- ・児童の生活スペースには常に職員がいるようにしている。(児童養護施設)
- ・職員は複数体制とし、ユニット内の死角をなくすようにしている。(児童養護施設)
- ・男性職員の配置、場合によっては時間外で対応。(障害児関係施設)

<入所児童・保護児童への説明>

- ・措置児童には事前に入所児の情報を伝え、安心して迎え入れることができるよう心がけている。(児童養護施設)
- ・受け入れ時に子どもの権利ノートや面談をとおして暴力は認められないこと、暴力以外の解決策を一緒に考えていくことを個別的に伝える。(児童養護施設)
- ・入所時に生活の約束について説明するとともに、生活寮毎に定期的を実施するグループワークなどに一緒に出席し、他者との関わりについて動機付けを行っている。(児童自立支援施設)
- ・入所児に対し委託一時保護児の特性を事前に説明している。(障害児関係施設)
- ・イラスト等を使用し、視覚的に暴力防止を伝えている。(障害児関係施設)

<職員との個別的な関わり>

- ・毎日の生活の記録を取り、子どもからの意見を毎日聴き取りしている。(児童養護施設)
- ・ひと月に一度、担当職員と話をする時間を設けている。その中で悩みや困っていること、がんばりたいことを聞き、解決できることは、一緒に考える。(児童養護施設)
- ・不安軽減のため、職員が極力寄り添ったり、抱っこなどで対応している。(乳児院)
- ・個別面談を行い、問題行動の振り返り、自製の理解を求める指導を定期で行う。(障害児関係施設)

<職員による見守り・職員間の情報共有>

- ・生活の中での行動、特徴について注視し、記録して全体で共有するようにしている。(児童養護施設)
- ・家担当、心理士、フリー職員、その他職員での連携を密にし、情報を共有する。(児童養護施設)
- ・職会や分野別会議、委員会、係会議などで取り上げ職員間でも常に共有している。(児童養護施設)
- ・トラブルになりそうな時は職員が介入し距離を離す。(乳児院)

<相談しやすい環境づくり>

- ・担当職員らが事前に話をし、相談しやすい環境設定や安心できる関わりを意識し対応する。(児童養護施設)
- ・直接ホームの職員だけでなく、主任指導員、ケア主任、心理職、看護職など窓口を開き個別に話を聞くようにして、早目に状況把握と必要に応じて介入できるようにしている。(児童養護施設)

<生活場所の区別>

- ・基本的に個室で生活してもらっている。措置児童と同じ空間で過ごす時には、暴力は振るわないなどのグラウンドルールを説明する。(児童養護施設)
- ・措置児童との動線が重ならないように注意を図る。(児童自立支援施設)
- ・個室対応をして子ども間の接触を調整する。(児童心理治療施設)
- ・当該児童の状況や特性を踏まえた上で、居室や食堂の席を考慮するなど、環境に配慮している。(障害児関係施設)
- ・他の子どもの個室への出入りを禁止している。(自立援助ホーム)

<児童間の関係性への配慮>

- ・委託児童の様子を入所前に聞きとり、変化に対応できる子どもとの組み合わせ、居室の配置についての工夫をしている。(児童養護施設)
- ・気の合わないさそうな児童とは距離をおき、話しやすい児童との交流を多くしている。(児童養護施設)

<日常的な教育>

- ・入所時に、心理担当職員を中心に性教育を行っている。そこで、パーソナルスペースや自分や他人を大切にするという話をしている。(児童養護施設)
- ・SSTを通じて暴力防止について話をしている。(児童養護施設)
- ・人権の大切さを定期的に話し、イヤなことがあれば、職員に相談するよう、口頭やはり紙等で説明している。(児童養護施設)

<その他>

- ・児相との連携を密にする。(児童養護施設)

⑦ その他、子どもの権利擁護の取り組みで工夫していること（問 9）

委託一時保護された子どもに対する、子ども間暴力防止の取り組みで工夫していることについて、以下のような回答がありました。また、以下のほか、「入所児童への取り組みと特に変わらない」という回答も多くありました。

＜子ども会議の実施＞

- ・定期的に子どもたちの意見をくみあげるため児童ホーム会を行う。（児童養護施設）
- ・子どもたちの生活するグループで話し合いを重ね、施設全体が集まる児童会活動で話し合いの結果を共有している。（児童養護施設）
- ・定期的に子どものミーティングを開催している。（児童心理治療施設）
- ・園生会議を月 1 回実施。（障害児関係施設）

＜意見箱の設置＞

- ・意見箱に苦情や意見を入れやすいよう、専用の用紙をポスト横に設置するだけでなく、学期毎に子どもに説明し、全員に配布（複数枚）している。（児童養護施設）
- ・施設内に複数箇所に意見箱を設置している。（児童養護施設）

＜個別の対応充実＞

- ・毎日夜の時間を利用し、就寝前に必ず 30 分間程各個室で話をする時間を設けている。（児童養護施設）
- ・一人ひとりの担当者を決め、相談しやすい雰囲気作りや行動面での変化に即応できる体制をつくっている。（障害児関係施設）

＜外部・第三者委員への相談＞

- ・子どもが要望した場合の第三者委員と子どもの面談。（児童養護施設）
- ・苦情・要望解決制度（外部委員との面談機会）を説明し、委託児童にも利用を説明している。（児童自立支援施設）
- ・一人ひとりに担当弁護士を任命している。（自立援助ホーム）

＜児童へのアンケート＞

- ・苦情受付担当による聞きとりアンケートや、第三者サービス評価事業から聞きとりアンケートの実施。（児童養護施設）

＜児童への研修実施＞

- ・外部機関を呼んで子どもも研修（ワークショップ）をしている。（児童養護施設）
- ・施設内で性問題が起きないように定期的な性のプログラムを実施している。（児童養護施設）

＜職員への研修実施＞

- ・児童、職員がそれぞれに CAP 受講。（児童養護施設）
- ・連携している他団体の学習会、研修会に参加している。（児童自立支援施設）
- ・月に 1 度の職員会議で、権利擁護に係るミニ研修を実施。（障害児関係施設）

＜職員間での情報共有・点検＞

- ・定期的に職員に「人権擁護チェックリスト」を用いて各職員でチェック、それを持ってグループワークを行い、互いに点検を行う。（児童養護施設）
- ・施設独自のマニュアルを作成し、職員会議で定期的に読み合わせ、意見交換を実施。（乳児院）

- ・子どもの適切な関わり方検討委員会を設置し、年2回職員自身、他の職員の子どもへの関わり方について、アンケートをとり集計を元に学ぶ会を行っている。(乳児院)
- ・職員が毎日権利擁護についての自己・他己評価チェックリストをつけ、不適切な関わり防止に努めている。(乳児院)
- ・苦情や意見、不適切な対応等について、事例を集め分析し現場にフィードバックをしている。(障害児関係施設)
- ・研修会で、権利擁護の勉強を行ったり、毎朝朝礼で知的障害のある方を支援するための行動規範を職員で唱和し意識を高めている。(障害児関係施設)

<外部機関との連携・連絡>

- ・週報やその都度の電話連絡などで CW と細やかな連携を図ることで迅速な対応を行っている。(児童養護施設)
- ・子どもの要望等の意見表明を児童相談所に連絡している。(児童養護施設)
- ・可能な限り、毎日児童福祉司に来園いただけるよう調整している。(児童養護施設)

<学習機会の保証>

- ・一時保護期間中も、関係機関と通園・通学の調整を行い、送迎の体制を整えている。(児童養護施設)
- ・学年に応じた学習教材ではなく、児童の学習能力にあった学習教材の準備をしたり、在籍校への学習教材の提出の依頼をする。(児童養護施設)
- ・学習道具は、保護所で定員数そろえている。(児童養護施設)
- ・担当児童相談所と協議し、子どもがいち早く学校に通えるように努めている。(障害児関係施設)

<居室の環境整備>

- ・プライバシーが守られるよう、個室対応をしている。(児童養護施設)

<個人情報の保護>

- ・子どものことで知り得た情報を他にもらさないことや、子どもの写真を個人で撮影しないことなどを職員はもちろん、実習生やボランティアにもお願いしている。(児童養護施設)
- ・写真の取り扱いを院内ルールに沿って実施。(乳児院)
- ・一時保護なので、施設入所の方と基本同様であっても、情報や環境設定などより慎重な取り扱いをするよう、スタッフ間での認識を持つ。(障害児関係施設)
- ・情報の扱い等については施設内研修を毎年行っている。(自立援助ホーム)

<その他>

- ・一時保護中に誕生日があればお祝いをするなど、自己肯定感を大切にできるよう取り組んでいる。(児童養護施設)
- ・子どもたちの知る権利、特に家族や今後の援助・支援については、説明するようにしている。(乳児院)
- ・通信(手紙等)についても、原則としては許可しており、保護者への手紙等は児童相談所に渡している。(児童自立支援施設)
- ・施設内の決め事、給食、行事など、利用者の意見を尊重し、反映させている。(障害児関係施設)

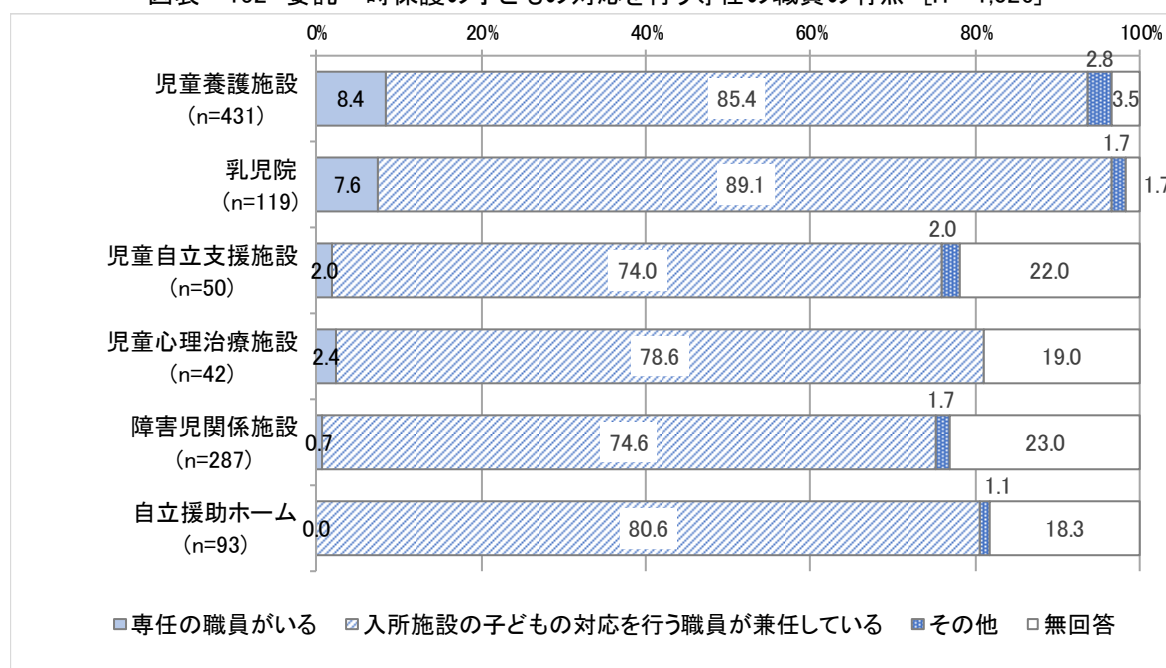
(4) 委託一時保護の子どもの対応を行う職員の状況

① 委託一時保護の子どもの対応を行う専任の職員の有無（問 10）

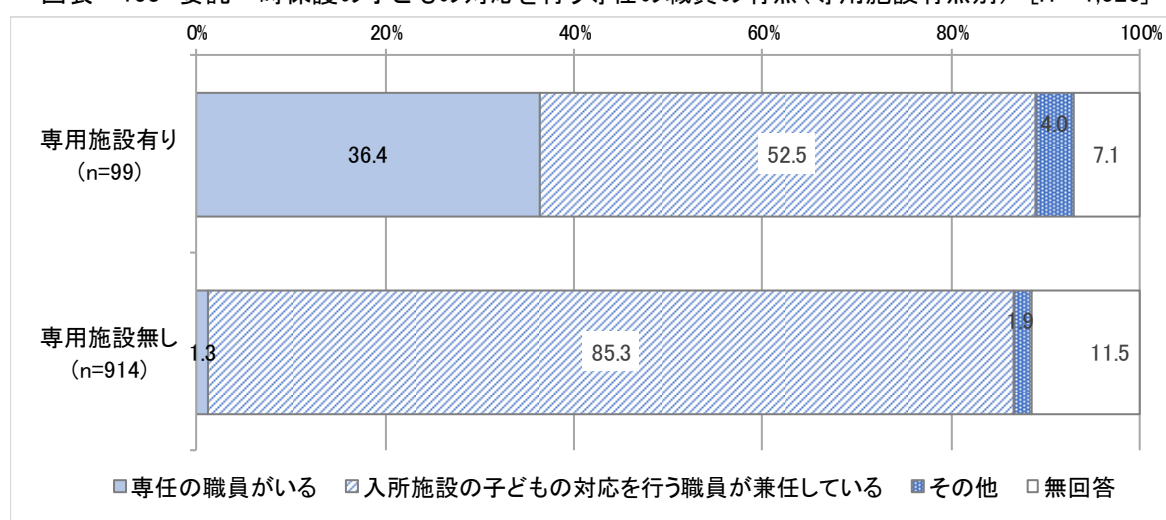
委託一時保護の子どもの対応を行う専任の職員については、どの施設種別でも「入所施設の子どもの対応を行う職員が兼任している」が約 74～90%と大半を占めています。また、委託一時保護の子どもの対応を行う専任の職員の 1 施設あたり平均は 3.5 人となっています。

また、委託一時保護の子どもの受け入れ専用施設の有るところでは、「専任の職員がいる」割合が高くなっています。

図表－152 委託一時保護の子どもの対応を行う専任の職員の有無 [n=1,026]



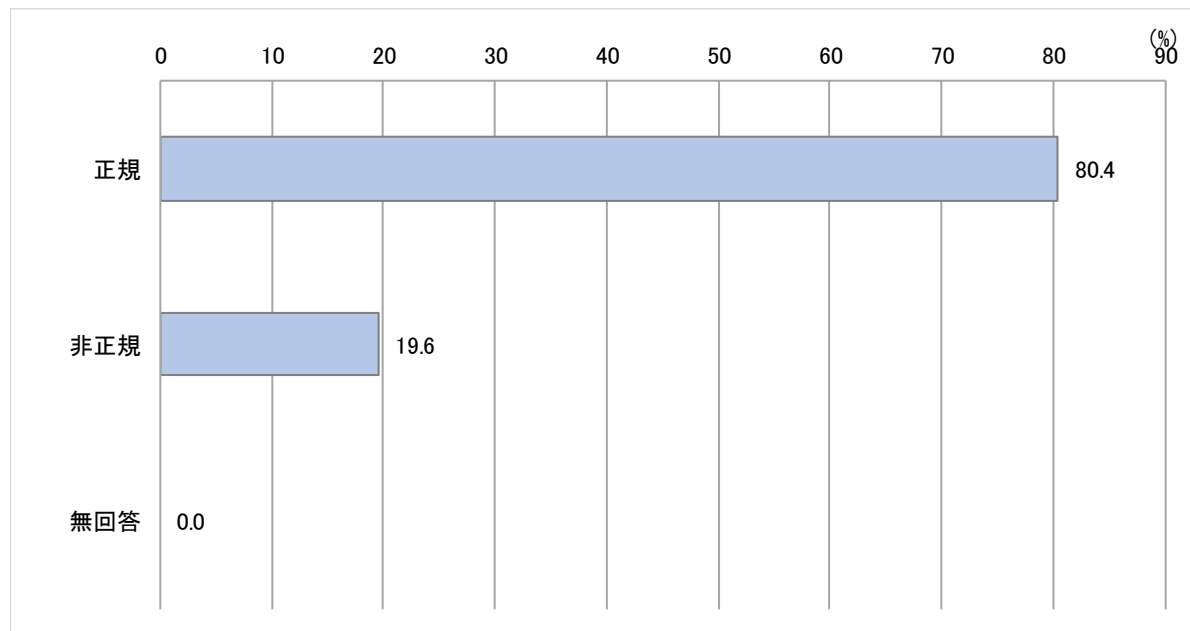
図表－153 委託一時保護の子どもの対応を行う専任の職員の有無（専用施設有無別） [n=1,026]



② 委託一時保護の子どもの対応を行う専任の職員の雇用形態（問 10）

委託一時保護の子どもの対応を行う専任の職員について、回答いただいた 179 人のうち、雇用形態は「正規」の割合が高くなっています。

図表－154 委託一時保護の子どもの対応を行う専任の職員の雇用形態 [n=179]



③ 委託一時保護の子どもの対応を行う専任の職員の年代（問 10）

委託一時保護の子どもの対応を行う専任の職員の年代について、回答いただいた 179 人では、平均で 37.6 歳代となっています。

図表－155 委託一時保護の子どもの対応を行う専任の職員の年代 [n=179]

	件数	平均	標準偏差	最大値	最小値
全体	179	37.6	14.5	70.0	20.0

④ 委託一時保護の子どもの対応を行う専任の職員の児童養護施設での経験年数（問 10）

委託一時保護の子どもの対応を行う専任の職員の児童養護施設での経験年数について、回答いただいた 179 人では、平均で 7.8 年となっています。

図表－156 委託一時保護の子どもの対応を行う専任の職員の児童養護施設での経験年数 [n=179]

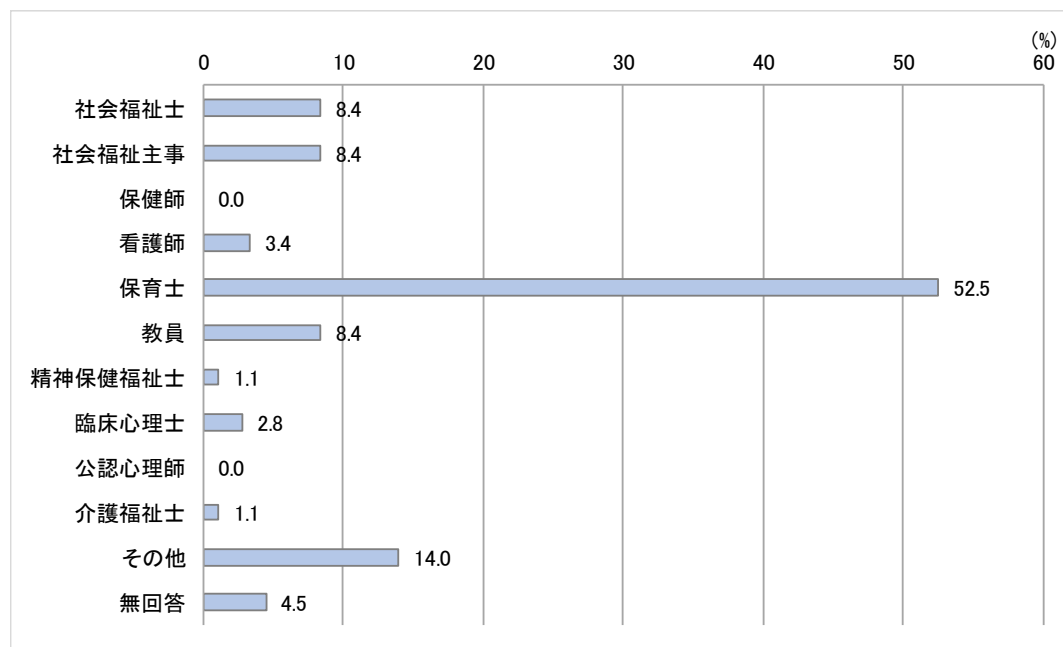
	件数	平均	標準偏差	最大値	最小値
全体	174	7.8	7.6	33.8	0.0

※無回答を除く

⑤ 委託一時保護の子どもの対応を行う専任の職員の保有資格（問 10）

委託一時保護の子どもの対応を行う専任の職員の保有資格について、回答いただいた179人では、「保育士」の割合が高くなっています。

図表－157 委託一時保護の子どもの対応を行う専任の職員の保有資格 [n=179]



（５） 委託一時保護の子どもに関わる職員の研修状況（問 11）

① 専任の職員が受けた研修

委託一時保護の子どもの対応を行う専任の職員がいると回答した施設において、専任の職員が受けた研修については、児童養護施設では「SBI 子ども希望財団による研修」「一時保護所での見学、研修、派遣」「権利擁護についての研修、ワークショップ」が多くあげられています。一方で、「特になし」という回答も多く見られました。

図表－158 専任の職員が受けた研修[n=34]

児童養護施設 (n=27)	◎SBI 子ども希望財団による研修 ◎一時保護所での見学、研修、派遣 ◎権利擁護についての研修、ワークショップ ・虐待児童の養育についての研修、学会 ・トラウマインフォームドケア ・養護施設の職員、施設長の研修会 ・CRC 研修 など
乳児院 (n=5)	・児童相談所主催の心理研修、アセスメント研修 ・発達支援に関する研修 ・指導者研修 など

※◎は多くあげられた研修

② 専任・兼任かかわりなく受けた研修

委託一時保護の子どもへの対応等について、専任の職員・兼任の職員関わりなく受けた研修については、階層別研修や、児童虐待予防・対応に関する研修、児童の権利擁護に関する研修などが多くあげられています。ただし、これらの研修の中には委託一時保護の子どもへの対応等に特化した研修でないものも多く含まれると考えられ、十分な留意が必要です。また一方で、「委託一時保護の子どもへの対応のための研修は特に受講・実施していない」という回答も多く見られました。

図表－159 専任・兼任かかわりなく受けた研修[n=532]

児童養護施設 (n=241)	◎階層別、職階級別研修、キャリアパス対応生涯研修 ◎アンガーマネジメント研修 ◎SBI研修 ◎トラウマインフォームドケア ◎性教育に関する研修 ◎地域ブロック別 児童養護施設研究協議会／職員研修 ◎児童虐待予防・対応研修、セミナー ◎権利擁護についての研修 ◎児童養護施設 職員セミナー ◎ファミリーソーシャルワーク研修 ◎CAP研修 ・メンタルヘルス研修 ・事例研修 ・権利ノートについての研修 ・小規模グループケアに関する研修 ・救命講習 ・CSP研修 ・心理士研修 ・発達障害に関する研修
乳児院 (n=68)	◎全国乳児院研修 ◎階層別研修、セミナー ◎児童虐待予防・対応研修、セミナー ◎地域ブロック別 乳児院協議会／職員研修 ◎権利擁護についての研修 ◎事例研修 ・ファミリーソーシャルワーク研修 ・愛着、アタッチメントに関する研修 ・保育・養育スキルアップに関する研修
児童自立支援施設 (n=26)	◎全国・地域ブロック別 児童自立支援施設協議会研修 ◎性教育に関する研修 ◎発達障害に関する研修 ・施設長会における一時保護児童の受け入れ・対応などについての協議 ・保護所での受け入れ研修
児童心理治療施設 (n=24)	・階層別研修 ・全国児童心理治療施設協議会の研修 ・性暴力、虐待、発達障害などの研修
障害児関係施設 (n=141)	◎児童虐待防止・対応研修 ◎強度行動障害に関する研修 ◎権利擁護についての研修 ◎発達障害に関する研修 ◎階層別研修 ・メンタルヘルス研修 ・リスクマネジメント研修
自立援助ホーム (n=32)	◎児童虐待予防・対応研修 ◎全国自立支援ホーム協議会研修

※◎は多くあげられた研修

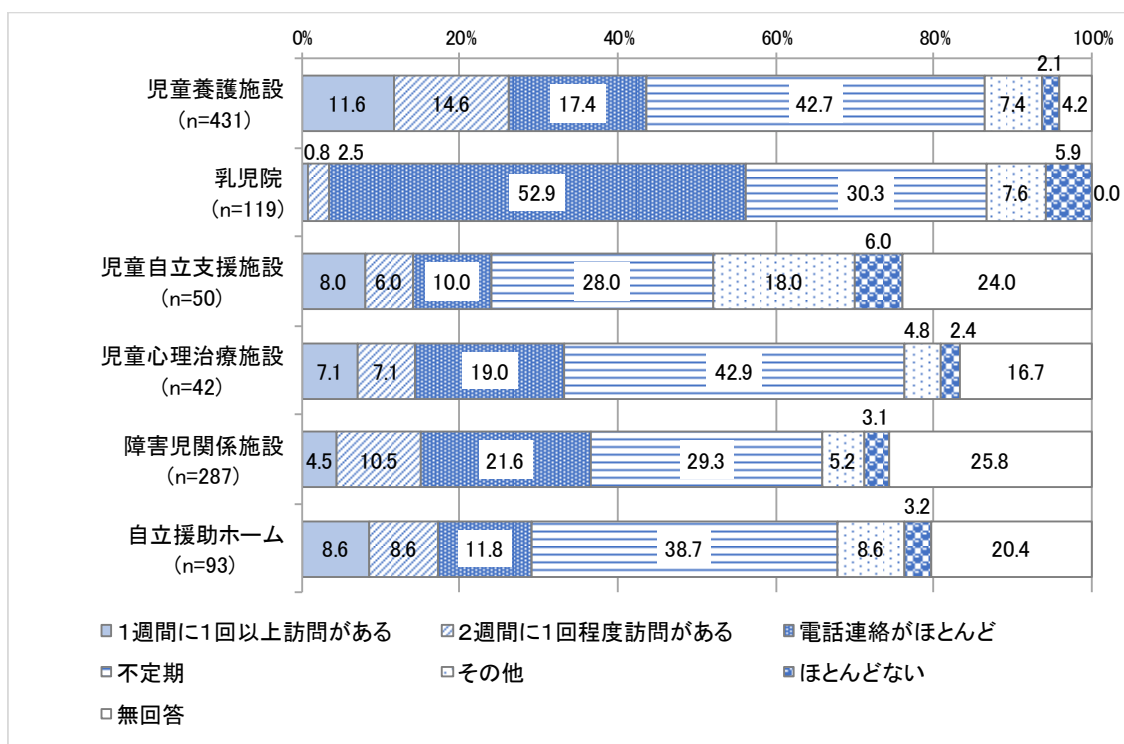
(6) 委託一時保護に関する児童相談所の関わり

① 委託一時保護の子どもへの児童相談所の児童福祉司の関わり（問 12）

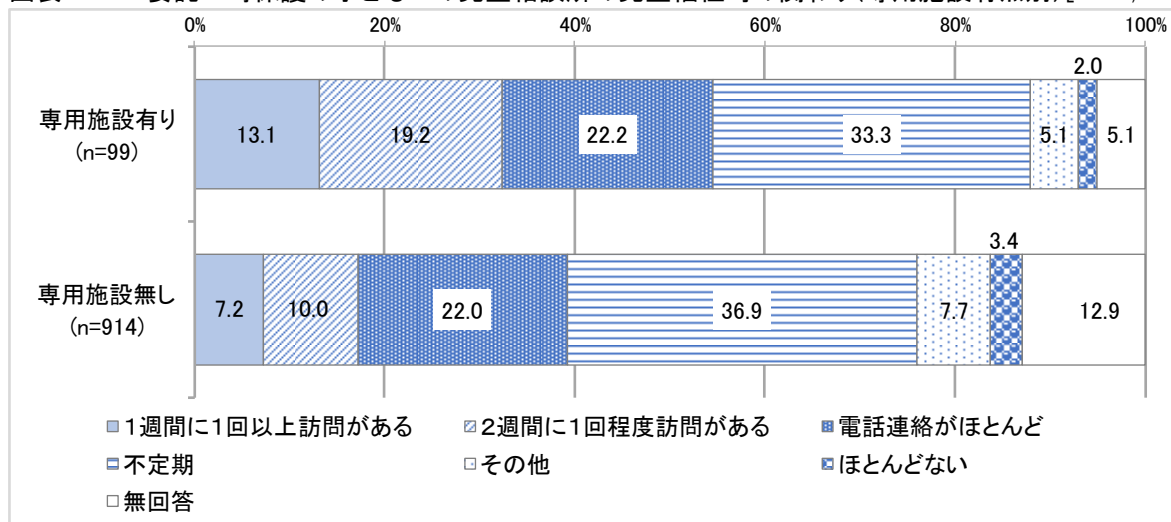
委託一時保護の子どもへの児童相談所の児童福祉司の関わりについては、乳児院以外は、「不定期」が最も高くなっています。乳児院は、「電話連絡がほとんど」が最も高くなっています。

また、委託一時保護の子どもの受け入れ専用施設の有るところでは、「1週間に1回以上訪問がある」「2週間に1回程度訪問がある」割合が高く、無いところに比べ訪問頻度が高くなっています。

図表－160 委託一時保護の子どもへの児童相談所の児童福祉司の関わり[n=1,026]



図表－161 委託一時保護の子どもへの児童相談所の児童福祉司の関わり(専用施設有無別)[n=1,026]

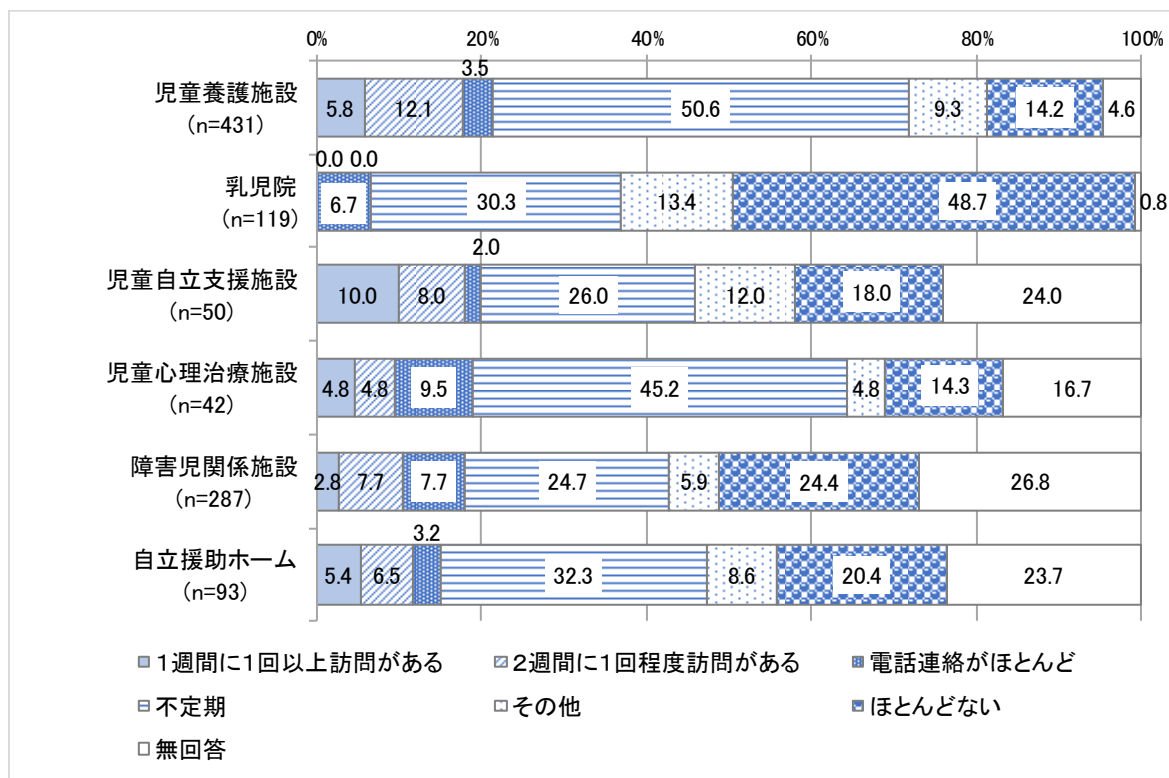


② 委託一時保護の子どもへの児童相談所の児童心理司の関わり（問 13）

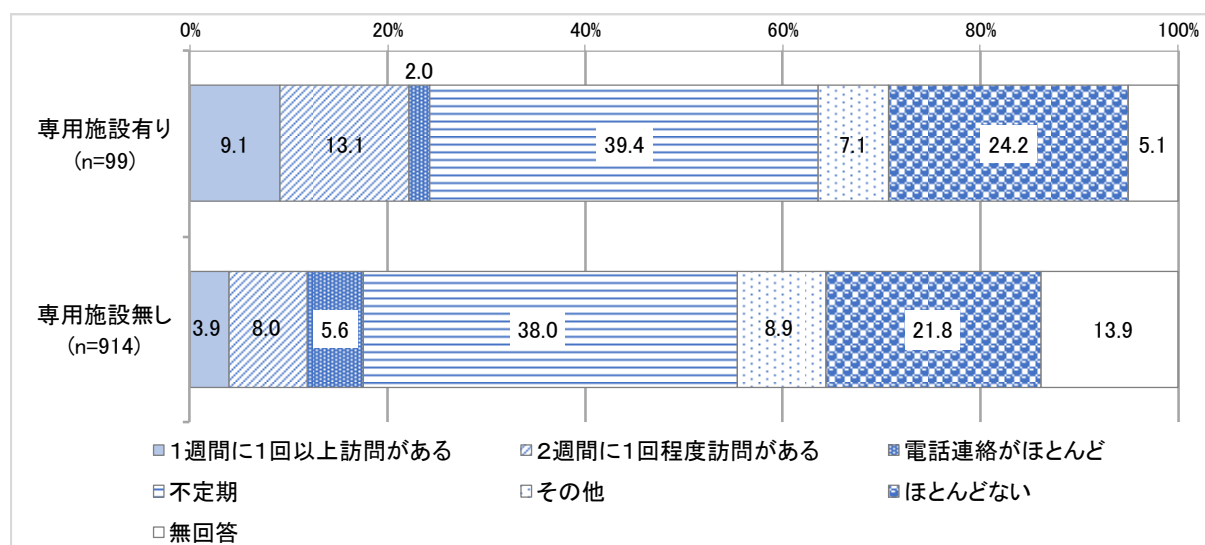
委託一時保護の子どもへの児童相談所の児童心理司の関わりについては、乳児院以外は、「不定期」が最も高く、次いで、「ほとんどない」が高くなっています。乳児院は、「ほとんどない」が最も高く、次いで、「不定期」が高くなっています。

また、委託一時保護の子どもの受け入れ専用施設の有るところでは、「1週間に1回以上訪問がある」「2週間に1回程度訪問がある」割合が無いところに比べて高くなっていますが、一方で「ほとんどない」も同数程度となっています。

図表－162 委託一時保護の子どもへの児童相談所の児童心理司の関わり[n=1,026]



図表－163 委託一時保護の子どもへの児童相談所の児童心理司の関わり(専用施設有無別)[n=1,026]



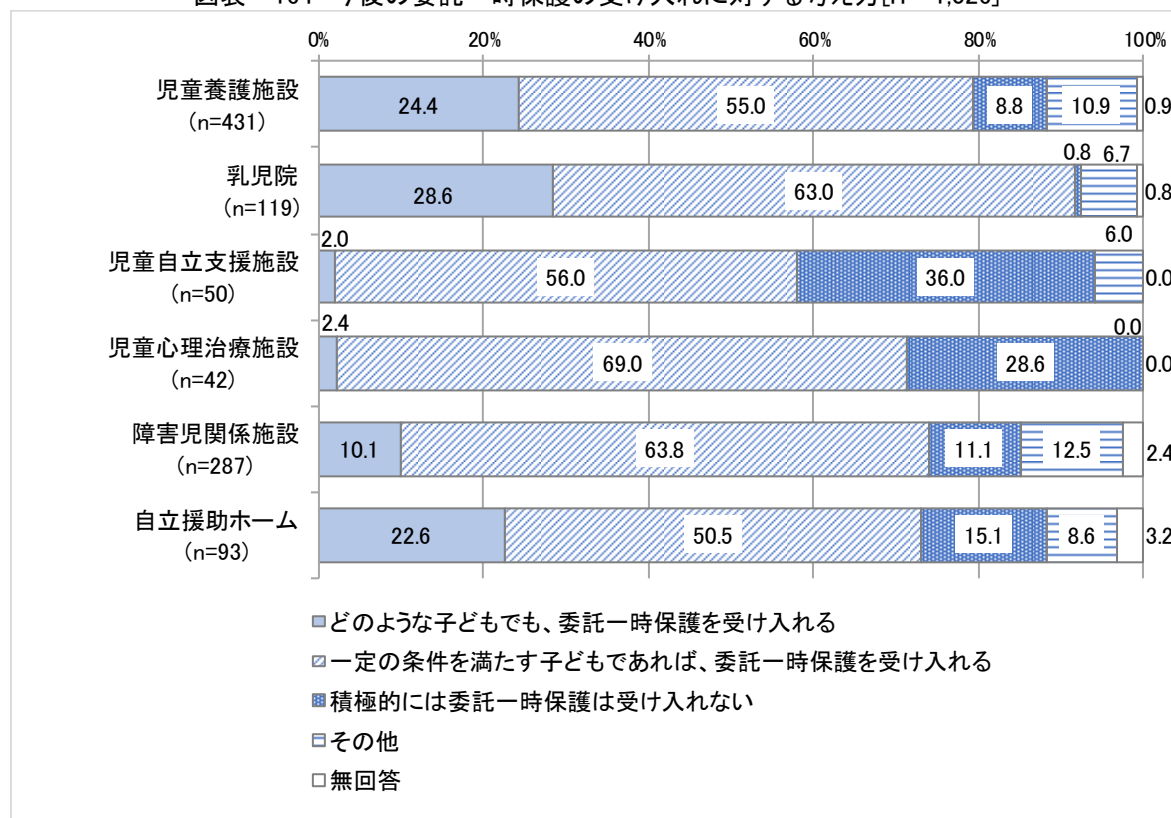
(7) 今後の委託一時保護の受け入れに対する考え方

① 今後の委託一時保護の受け入れに対する考え方（問 14）

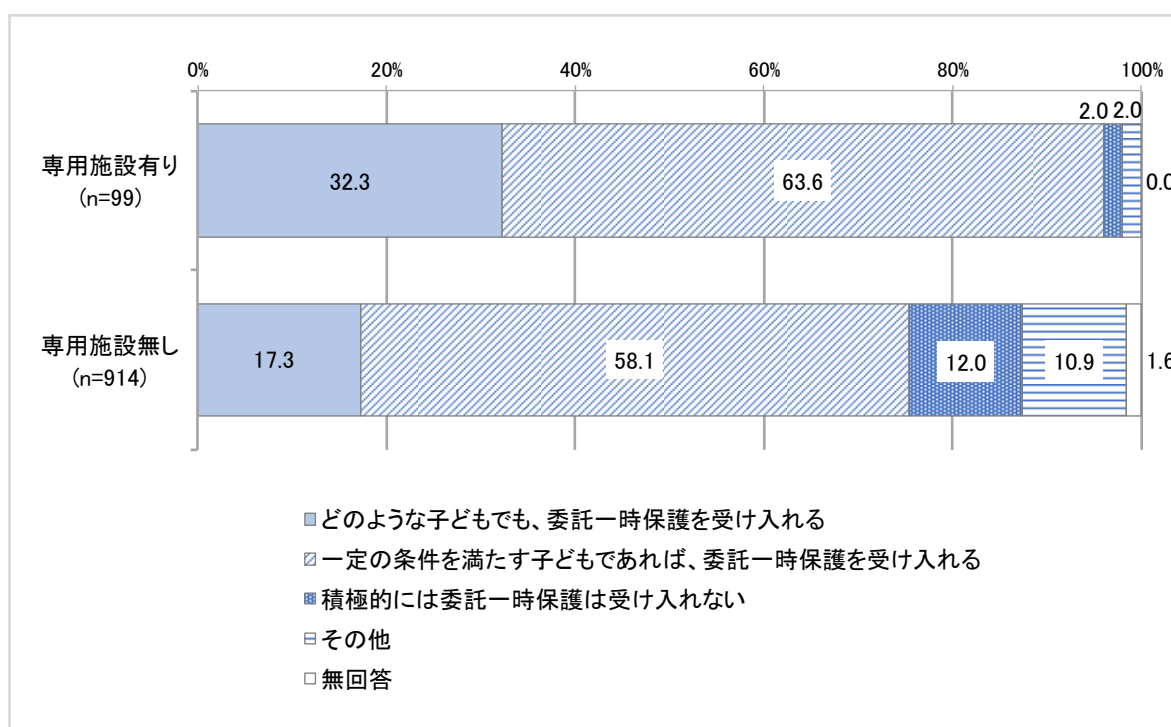
今後の委託一時保護の受け入れに対する考え方については、どの施設種別でも、「一定の条件を満たす子どもであれば、委託一時保護を受け入れる」が50～69%と最も高くなっています。児童養護施設と乳児院、自立援助ホームは、次いで、「どのような子どもでも、委託一時保護を受け入れる」が高くなっていますが、児童自立支援施設、児童心理治療施設は、「積極的には委託一時保護は受け入れない」が高くなっています。

また、委託一時保護の子どもの受け入れ専用施設の有るところでは、「どのような子どもでも、委託一時保護を受け入れる」「一定の条件を満たす子どもであれば、委託一時保護を受け入れる」割合が高くなっています。

図表－164 今後の委託一時保護の受け入れに対する考え方[n=1,026]



図表－165 今後の委託一時保護の受け入れに対する考え方（専用施設有無別）[n=1,026]



「一定の条件を満たす子どもであれば、委託一時保護を受け入れる」と回答した施設に委託一時保護受け入れにあたっての具体的な条件についてきいたところ、児童養護施設、障害児関係施設、自立援助ホームでは「居室の状況」が多くあげられています。なかでも、居室の空きがあるかを条件としてあげるところが多く見受けられます。また、児童自立支援施設、児童心理治療施設では「入所前提の児童のみ」が多くあげられているほか、障害児関係施設、自立援助ホームでは「施設のケア内容との一致」が条件として多くあげられ、施設により求める条件が異なることがうかがえます。

図表－166 委託一時保護受け入れの条件[n=578]

児童養護施設 (n=228)	◎居室の状況（年齢、性別、空きがあるか） ・入所児童の状況（落ち着いた状態にあるか） ◎児童本人の特性（個別対応が必要でないか、暴力行為・非行などの逸脱行為がないか、入所児童へ悪影響が及ばないか、障害特性、医療的ケアの有無、食物アレルギーの有無など） ・入所前提の児童のみ ・職員の状況（体制が整っているか） ・一時保護期間（短期である／期間が明確）
乳児院 (n=75)	◎児童本人の特性（障害特性、医療ケアの有無） ・居室の状況（空きがあるか） ◎新型コロナウイルス感染症にかかっていない ・新型コロナウイルス感染症濃厚接触者となっていないこと
児童自立支援施設 (n=27)	◎入所前提の児童のみ ◎児童が施設での生活に適応できること ・退所児童のアフターケアとしての保護
児童心理治療施設 (n=28)	◎入所前提の児童のみ ・児童本人の特性（行動特性、逸脱行為の有無など） ・入所児童の状況 ・施設のケア内容との一致（心理治療が必要であると思われる児童であること）

障害児関係施設 (n=172)	◎居室の状況(年齢、性別、空きがあるか) ◎児童本人の特性(逸脱行為の有無、医療的ケアの有無など) ・入所前提の児童のみ ◎施設のケア内容との一致(障害種別、障害特性、障害の程度など) ・児童が施設での生活に適応できること ・職員の状況(体制が整っているか)
自立援助ホーム (n=48)	◎居室の状況(空きがあるか) ・職員の状況(体制が整っているか) ・児童本人の特性(逸脱行為の有無、障害特性など) ◎施設のケア内容との一致(年齢、自立援助につながる見込みがあるかなど) ◎児童が施設での生活に適応できること ・入所者に悪影響が及ばないこと

※◎は多くあげられた条件

「積極的に委託一時保護は受け入れない」と回答した施設に、委託一時保護を積極的に受け入れられない理由についてきいたところ、全ての施設種別で「職員体制が整っていない」が多くあげられています。また、児童自立支援施設、児童心理治療施設では「入所児童への影響が大きい」「設備が整っていない」という理由も多く見られました。

図表－167 今後の委託一時保護の受け入れに対する考え方[n=108]

児童養護施設 (n=38)	◎居室の状況(空きがない、確保が難しい) ◎職員体制が整っていない ・入所児童への影響が大きい
児童自立支援施設 (n=17)	◎職員体制が整っていない ◎設備が整っていない ・入所児童への影響が大きい
児童心理治療施設 (n=11)	◎入所児童への影響が大きい ◎設備、職員体制が整っていない
障害児関係施設 (n=28)	◎職員体制が整っていない ◎医療型施設であり、医療的支援が必要な児童のみ受け入れる
自立援助ホーム (n=14)	◎設備、職員体制が整っていない ・施設の目的とそぐわないため

※◎は多くあげられた理由

② 委託一時保護の受け入れを増やすために望むこと・必要と思われる施策（問 15）

委託一時保護の受け入れを増やすために望むこと・必要と思われる施策について、以下のような回答がありました。

依頼から受け入れまでの準備等について

<受け入れ前のアセスメントの充実・保護の方向性の明確化>

- ・受け入れ前に保護児童へしっかりとした導入をしてほしい。（児童養護施設）
- ・保護する期間や今後の方向性の見通しを、ある程度明確にしてほしい。（児童養護施設）
- ・委託期間をできるだけ早く決めてもらう。（児童養護施設）
- ・できる限り、児相の保護所等で本人からの聞き取りをある程度済ませてから、施設での一時保護としてほしい。（児童養護施設）
- ・保護期間や措置につながるか等、見通しを持った一時保護だと受け入れやすい。（児童養護施設）
- ・入所への動機づけを子どもにしてほしい。（自立援助ホーム）

<受け入れ前の情報提供の充実>

- ・措置児童と相部屋となるケースが多いため、相性などを考えて返事をする必要がある。できる限りの情報開示をしてほしい。（児童養護施設）
- ・子どもの身長や体型、何を持って来ることができるかなどの情報が分かると、事前に準備物の確認ができる。（児童養護施設）
- ・個人情報保護の観点より、児童相談所から伝えられる情報が措置入所の子どもの比べて少ないので、同じように伝えてほしい。（乳児院）
- ・専用スペースがなく、専任職員がいないことを考えると、措置児童と同等の情報のやりとりを、受け入れ前に行いたい。（児童自立支援施設）
- ・入所児同様、直近の情報だけでなく、生育歴等の情報と、それに基づいたアセスメントが必要。（児童心理治療施設）
- ・依頼を受ける時に情報が不透明な時がある。障害児施設では特性による対応を必要とされる場合が多く、より多くの情報がほしい。（障害児関係施設）
- ・保護の可能性が生じた、早い段階での連絡をお願いしたい。対象児の概要等、必要事項を記載した共通様式が必要。（障害児関係施設）

<事前の健康状態の確認・健康情報の提供>

- ・入所前に必要な検査を受けてからの受け入れが可能になること（PCR 検査、抗原検査、身体的所見等、医師による入所前健診等）。（乳児院）
- ・アレルギー等の情報提供。（乳児院）
- ・子どもの命を預かる側として、健康診断は必須。医療機関と事前に提携するなど、緊急保護時も（夜間など）対応してもらいたい。（乳児院）
- ・子どもの健康状態の事前聴取。成長・発達や既往の確認。母子手帳・保険証の預かり等は確実にしてもらいたい。（乳児院）

<必要物品の事前準備>

- ・衣類をはじめとして、生活用品がほとんどない状態で来るが多いため、可能な限り親や児相に準備してもらいたい。（児童養護施設）
- ・衣類や下着類等を柔軟に準備（支給）してもらえると助かる。（児童養護施設）
- ・早期に通学ができる対応として、学用品の充実、可能な限り私物の準備をお願いしたい。（児童養護施設）

- ・緊急一時保護でない限り、生活に必要な物品を持参できるように整えてもらいたい。(児童養護施設)
- ・生活に必要な物品を持たず保護されてくるが、保護費が少ないため、十分なものを用意できない。年齢に対応した生活物品パッケージセットがあるとよい。(障害児関係施設)

＜受け入れまでの時間確保・受け入れ時間の配慮＞

- ・在園児への説明と理解が必要であり、準備の時間が必要。(児童養護施設)
- ・夜間の受け入れは、職員の調整が難しい。当日の急な依頼も多いが、少なくとも前日まで連絡がほしい。(児童養護施設)
- ・入所の問い合わせから、実際の入所までの期間が短すぎ、保護所の約束事についての説明などがなかなかできないケースが多い。(児童養護施設)
- ・緊急的に受け入れをお願いされることが多々あるが、洋服や生活の場所の準備が大変である。できれば2～3日前から情報を入れてもらいたい。(児童養護施設)
- ・夜間・早朝など職員配置が薄い時間帯は受け入れが困難であり、なるべく日中での受け入れができるよう調整が必要。(乳児院)
- ・専用施設がなく、専任職員もいないため現状では緊急対応が難しく、居室の構成や職員体制など準備に時間が必要。(児童心理治療施設)

＜その他＞

- ・最初に施設ではなく、まずは行政の管轄にある一時保護所で行動観察を行う。(児童養護施設)
- ・依頼(打診)があり、その後キャンセルになった時に連絡がない場合があるので、連絡はお願いしたい。(乳児院)
- ・児童についての十分な説明を行うとともに、可能であれば事前の見学・面会など。(障害児関係施設)

児童相談所からの支援について

＜訪問・面接の定期的な実施＞

- ・定期的に面会等、積極的な支援をしてほしい。(児童養護施設)
- ・児童相談所の担当福祉司が一時保護の受け入れをしている子どもへの訪問をもっと増やしてほしい。(児童養護施設)
- ・入所後も、子どもへの定期的な面会や職員との情報共有を行ってほしい。(児童心理治療施設)
- ・受け入れ後の面会など、心理的なフォローや指導の助言を多く持てるようにしたい。(障害児関係施設)
- ・委託される児童は不安が高いと思われるので、児童相談所の職員が児童に会って不安な気持ちを傾聴し、その時点での方向性を示してほしい。(障害児関係施設)
- ・児童の状況によって、心理面接等を積極的に関わってもらいたい。(自立援助ホーム)

＜受け入れ前の情報提供の充実＞

- ・緊急が多いので、情報がなさすぎる。委託の打診をする際は、分かっている範囲は施設側に伝えるべきだと思う。(児童養護施設)
- ・受け入れ時も引き取り時も、情報のやり取りの仕方がはっきりしていない。受け入れ後もよいので、児童表がほしい。(児童養護施設)
- ・委託一時保護の場合も、措置入所と同様の情報がほしい。(乳児院)
- ・一時保護の場合、児の情報が少なく、予想以上の重度だったりすることがある。もう少し適確な情報がほしい。(障害児関係施設)

＜受け入れ前のアセスメントの充実・保護の方向性の明確化・それらの情報共有＞

- ・具体的な方針と目途（その通りにならなくても）を必ず書類などを出して動く形になるとよい。（児童養護施設）
- ・ケースの動き、見通し等の報告がほしい。できるだけ早くケースの方向性を決め保護期間を明確に示してほしい。（児童養護施設）
- ・委託が長期になりすぎないように調整する。定期的に面会・連絡などで施設との情報共有をする。（児童養護施設）
- ・子どもに対して、説明・動機付けを丁寧に行う。（児童自立支援施設）
- ・保護期間の見通し、保護者の状況について変化があれば、こまめな連絡がほしい。措置入所となるなら早目の切り替えが望ましい。（障害児関係施設）

＜病院受診の支援＞

- ・一時保護中の通院・予防接種についてはできるだけ児童相談所で行ってほしい。（乳児院）
- ・通院対応が多い児童については、こちらの負担になる状況もあるため、通院対応をしてもらいたい。（障害児関係施設）
- ・医療・治療についての同意が得られる状況にしてもらう必要がある。（障害児関係施設）

＜保護児童に関する逐次・密な情報共有＞

- ・一時保護前のアセスメントだけではなく、一時保護中のケース経過や見通しについても都度連絡がほしい。（児童養護施設）
- ・委託一時保護のため、児童相談所が保護者対応を行うため、ケース詳細等の共有がなされにくいケースがある。（児童養護施設）
- ・園の方から報告・連絡することが多いので、週1ぐらいで様子を確認してほしい。（児童養護施設）
- ・委託後も、情報共有や不足分の情報更新を密にしてほしい。（乳児院）
- ・受け入れ後の情報共有や協力体制、緊急時の対応が取れるよう連絡手段の確保が必要。（障害児関係施設）
- ・一時保護当初は、子どもも施設も落ち着かないため、こまめに連絡・支援をいただき、見通しを立てられるようにしてほしい。（自立援助ホーム）

＜受け入れ後の積極的な支援＞

- ・福祉司も心理司も定期的に面会、面談してほしい。（児童養護施設）
- ・当然だが必要に応じて、児童福祉司及び児童心理司が関わること。施設に任せっぱなしになったり、施設に不満を生じさせないことが重要。（児童養護施設）
- ・他害や性問題を有しているケースが多いため、専門的な助言や協力を望む。（障害児関係施設）
- ・委託一時保護を引き受けた途端に動きがダウンすることが見受けられる。どのような方針で、どのような段取りで次の援助への引継ぎを行っていくか、見える動きをしてほしい。（障害児関係施設）
- ・密な連携が何より重要なので、受け入れ後も手厚い見守り体制をお願いしたい。（自立援助ホーム）

＜その他＞

- ・児相、受け入れ候補となる他施設間での連絡・協力体制。各施設での受け入れ状況を鑑みた上で、どこで受け入れるのが適当かを考える。（児童養護施設）
- ・緊急事態での即時応援対応（例：無断外出、暴力破壊行為、自傷行為等）。（児童養護施設）
- ・休日や夜間の場合や児を保護した警察が立ち合うこともあるため、全ての受け入れに立ち合いを依頼したい。（乳児院）

- ・保護期間が長く、見通しが持てない生活の中で学校へ通う保障もない。保護中も教育は保障できるよう支援してほしい。(障害児関係施設)

受け入れる子どもの状況について

＜一時保護への理解・受け入れ＞

- ・一時保護になることを拒否していないこと。ある程度折り合いをつけて、受け入れられている状態で連れてきてほしい。(児童養護施設)
- ・子どもも突然の保護で混乱している状況もあり、ある程度納得し、落ち着いてから来てほしい。その他の入所児への影響が大きい。(児童養護施設)
- ・児童養護施設がどのような所か、事前に説明してきてから来てもらいたい。(児童養護施設)
- ・入所前提で動機付けができています。(児童自立支援施設)
- ・措置機関の職員が、しっかりと動機付けを行った上で、一時保護の対応をしてほしい。(児童心理治療施設)
- ・児童には、その児童の発達等の状態に合わせた保護についての理解をさせてほしい。(障害児関係施設)

＜健康状態・障害の有無・健康上の留意事項についての把握＞

- ・最低限、アレルギーや服薬の有無については正確な情報を事前に把握しておきたい。(児童養護施設)
- ・子どもの健康診断はもちろん、保護者の健康状態の確認、子どものアレルギー、離乳食についての詳しい聞きとりをお願いしたい。(乳児院)
- ・主に健康面での情報が少なく(特にアレルギー等)受け入れに不安を感じる。個人情報の問題はあがるが、命に関わる場合もあるので、どうにかならないかと思う。(児童心理治療施設)

＜保護経緯・現在の本人や家庭の状況などについての情報提供＞

- ・受け入れをするに至った、子どもの家庭環境や状況、本人の性格等の詳細が知りたい。(児童養護施設)
- ・子どもの情報が少なく隔離などの対応が必要なことが多く苦慮している。(乳児院)
- ・提供される情報の整理、身体状況や生活行動など受け入れ時に必要な情報に不足がないようにお願いしたい。(障害児関係施設)
- ・集団生活でどのような行動が出てくるかの見立てや、委託期間やその後の援助・支援の見通しがあることが必要。(自立援助ホーム)

＜通学に関する課題＞

- ・登校が保障されない所で、一時保護が長引くことは、子どもにとっても周囲の子どもにとっても良い影響を与えない。(児童養護施設)
- ・学校が遠いと送迎できないため、学習権の保障の面で課題がある。(児童養護施設)
- ・委託一時保護の状況にある子どもでも学校に通えるよう、就学権の保障をお願いしたい。(障害児関係施設)

＜集団生活への適応力＞

- ・施設生活に理解があり、集団生活になじめる児童が望ましい。(児童養護施設)
- ・入所者の中に入るため、生活を極力乱すことのない子どもが望ましい。(障害児関係施設)

＜暴力・性的問題を抱える児童の受け入れ＞

- ・無外のおそれのある子、保護者から距離を置かなければならない子は、一時保護所で対応

してほしい。(児童養護施設)

- ・暴力・性的問題を抱える子どもの受け入れは、特に個室対応ができない施設は困難なため、配慮いただきたい。(児童養護施設)
- ・性加害、被害の受け入れに対しては、特別な配慮や環境が必要なので、施設の利用者と同じスペースでは受けにくい。(障害児関係施設)
- ・暴力的な児童ケースではマンツーマンに近い対応が望まれ、現状の支援職員では限界があり、そのような場合に支援員の確保をお願いしたい。(障害児関係施設)

<保護後の方向性などの児童の不安への寄り添い>

- ・何よりも次にどうなるのか、彼ら自身に予定や親の現状等適宜知らせてあげてほしい。(児童養護施設)
- ・職員側も今後についてハッキリとしたことを言ってあげられない心苦しさ、児童自身もどういう気持ちで日々を送ればいいのかという不安な状態を、あまり作らないでほしい。(児童養護施設)
- ・一時保護委託が長期になるようなら、措置入所に切りかえてほしい。(乳児院)
- ・家庭復帰の目途や今後の展開など、聞かれたら説明できる程度の情報は準備したい。(障害児関係施設)

<施設の設備・体制面の課題>

- ・入所児童と生活空間は別にしたいが、職員体制を考えると難しい。専任の職員配置ができると良い。(児童養護施設)
- ・専門性の高いケアの必要な子の受け入れがあるのであれば、受け入れる施設のスタッフの専門性も必要になる。(児童養護施設)
- ・重度な障害や持病のある児は、医療設備が整わないと難しい。(乳児院)
- ・障害が重度の子どもは施設に来た理由が分からず、混乱して不安感が強い。個別対応で安心して過ごしてもらうためには、人員が必要になる。(障害児関係施設)

<その他>

- ・数日でも児童相談所の一時保護所で様子をみてもらってから受け入れたい。(児童養護施設)
- ・施設ありきではなく、医療等も検討してほしい。(障害児関係施設)

受け入れの費用について

<委託費の増額>

- ・着の身着のまま一時保護をするケースが増えているため、一時保護費の増額をお願いしたい。(児童養護施設)
- ・入所児童と(衣・食・住・行事等)同様の対応をしているので、費用の見直しをしてほしい。(児童養護施設)
- ・受け入れる児童が抱える障害や特性のニーズに応じた費用の支弁があると良い。(児童養護施設)
- ・受け入れから長期化するにつれて、費用が減額されることが納得いかない。(児童養護施設)
- ・保護が長期になる場合や、2年以上に渡ることもあり、長びく児の場合の委託費を増やしてほしい。(乳児院)
- ・一時保護児ほど、生活面・医療面・心理面でのケアの必要性が高いため、もっと手厚くしてほしい。(乳児院)
- ・長期になる場合が多く、入所児と同様の支援を行うためには現状の費用では不足してい

る。措置児童と同等の費用設定にしていきたい。(児童心理治療施設)

- ・障害の程度で費用を設定してほしい。(障害児関係施設)
- ・ショートステイの報酬単価に合わせてほしい。現状は低すぎる。(障害児関係施設)
- ・日数がのびるにつれて、委託費が減っていくのでは、長い期間の受け入れは難しい。(自立援助ホーム)

<補助の拡大>

- ・衣服費、散髪代、おむつ代等別に実費請求できれば有難い。(児童養護施設)
- ・受入後に実施した医療機関での検査費用(アレルギー検査費等)の負担軽減。(児童養護施設)
- ・受け入れ児童の身の回り品の購入費用、通学のための交通費を出してほしい。また、生活費(食費、日常諸費等)についても現状足りていない。(児童養護施設)
- ・任意予防接種や期間中に受けなかった定期予防接種の費用。(乳児院)
- ・委託期間が長くなるので、費用(既定枠)は学校・生活などの係る諸費用分を入れた委託費をお願いしたい。(児童心理治療施設)
- ・急な受け入れをしていくとなればベッドを空けておく必要があり、その空床の補償が必要になるのではないかと思う。(障害児関係施設)
- ・全く現金や衣類をもたずに入所する子が多く、ホームが当座の現金を貸したり、服はホームが購入している。費用の負担が大きい。(自立援助ホーム)

<請求手続の方法改善>

- ・児童相談所により、保護費の請求方法が異なるため、統一してもらいたい。(児童養護施設)
- ・一時保護の受け入れ費用については、年度末に県や市にまとめて請求するが、もう少し短い期間(3~4か月)で請求できないか。(障害児関係施設)
- ・依頼があった時点で施設での生活に必要な日用品の準備で物品を購入しなければならず、委託一時保護決定からの経費支給では対応に困ることがある。(障害児関係施設)

<職員確保のための補助の充実>

- ・24時間対応するため、専任職員確保できるだけの費用を要望する。(児童養護施設)
- ・多く受け入れるために、パート職員を採用したり、職員を多く配置したりしている。現在の委託費では、生活にかかる費用もまかないきれない場合もあるため、職員を雇用できる予算もつけてほしい。(児童養護施設)
- ・休日や夜間に緊急で受け入れをすることも多く、その際対応した職員への加算をつけてほしい。(乳児院)
- ・夜間受け入れ態勢が確保できるための人件費の増額や、夜勤体制を維持するための職員援助・支援の向上が必要である。(乳児院)
- ・現在の国からの措置費は赤字覚悟で運営しなければならず、十分なスタッフ人数を確保できない。(児童自立支援施設)
- ・空きがあっても人員を配置できるようにしないと、入所部門と独立して運営は難しい。(児童心理治療施設)
- ・専任の職員が24時間体制で対応できる予算が必要である。(障害児関係施設)

<施設整備のための補助の充実>

- ・専用一時保護施設新規設置に伴う費用補助(修繕含)。(児童養護施設)

その他

＜専用施設・設備の整備の必要性＞

- ・一時保護専用ユニットを設け、入所児童と分けて考えていく必要がある。(児童養護施設)
- ・小規模化をはかりながら、委託一時保護受け入れ専用施設を整えるだけの体力(経営面、職員配置面)が施設側に残っていない。(児童養護施設)
- ・一時保護が増加傾向にあるため、各施設に一時保護所を設置できるよう基準の緩和をお願いしたい。(乳児院)
- ・入所前提でない児童を受け入れるならば、受け入れ専門寮と職員配置が必要である。(児童自立支援施設)
- ・定員内で行わなければならないので、必然的に受け入れを増やすことはできない。定員外で受け入れができ、必要な人件費の上乗せがなければ難しい。(障害児関係施設)

＜専用職員の確保の必要性＞

- ・専用の場所と人の確保がされていないので、一時保護が増えると入所児へのサービス低下につながる。職員は募集しても来ない。(児童養護施設)
- ・時間外・緊急時対応/日常生活の中でも細かなケアができるだけの職員配置基準に上げてほしい。(乳児院)
- ・施設職員が不足している状況で、更に、委託一時保護にまで人員が必要となるのは、とても大変である。(児童心理治療施設)
- ・専門的な知識を有する職員の増員、そのための補助制度。(障害児関係施設)

＜一時保護所の体制強化＞

- ・基本的には一時保護所、専用に受けられる場所を充実してほしい。(児童養護施設)
- ・施設での受け入れにも限界はある。一時保護の需要が続くようであれば、一時保護所の増設を検討されたい。(児童養護施設)
- ・一時保護所でも乳幼児の受け入れが可能となるような体制強化。(乳児院)
- ・受け入れ調整ができるまで、重度障害の方でも保護所での保護を検討していただきたい。(障害児関係施設)

＜他機関の活用・連携強化＞

- ・一時保護の受け入れ先として、里親をもっと活用してほしい。(児童養護施設)
- ・それぞれの子どもの状況に応じた委託先が選択できるよう、幅広い委託先を確保する必要がある。(児童養護施設)
- ・委託する施設が増やせるのなら、施設ごとで保護の分野が違ってよいと思う。混合処遇が避けられ、受け入れもしやすくなるのでは。(児童養護施設)
- ・里親の育成(マッチング待ち、担い手不足→委託に進めず入所が長引く)。(乳児院)
- ・本当に本施設が適切なのか、他施設とも連携をとりながら委託をすすめたい。福祉型・医療型・児童養護・乳児院と役割分担をしていきたい。(障害児関係施設)
- ・里親資格がなくても、委託児童と関係性がある場合や相談機関が適当と認めた場合は、委託一時保護あるいは養育委託できるようにすれば委託先が増えると思う。(自立援助ホーム)

＜児童相談所の役割強化＞

- ・委託一時保護からそのまま入所になる流れはよくないと思う。入所になる場合も、一度保護所や相応の施設で再アセスメントをしてもらう必要がある。(児童養護施設)
- ・日中職員の配置がないため、日中については児童相談所の協力が不可欠である。(障害児関係施設)

＜保護期間の長期化への懸念＞

- ・基本的に保護期間（２か月）を順守してほしい。そうでなければ、一旦児相に戻すか、措置入所としないと、現状体制では職員に負担が大きい。（児童養護施設）
- ・一時保護が長期化する傾向があり、施設での生活も対応に苦慮する時がある。一定期間の日数でお願いしたい。（児童養護施設）

＜保護児童の学習機会保証の必要性＞

- ・せめて委託中であっても学校へ通えることができる保障があれば、受け入れられる幅が広がると思う。（児童養護施設）
- ・施設に分校及び分教室がない場合（地域の学校及び支援学校へ通わせている場合）の教育の保証。（児童心理治療施設）
- ・学齢期の児童については、入所児童と同じように学校へ行き勉強する機会を設けることができるようにしてほしい。（障害児関係施設）

＜医療的支援の充実＞

- ・健康診断の中に、新型コロナウイルス感染症のPCR検査を入れてほしい。（児童養護施設）

＜その他＞

- ・一時保護を積極的に受け入れた場合、措置費上の優遇をさらに改善してもらいたい。（児童養護施設）
- ・委託一時保護児童にも入所児童と同等程度の保険をかけていただきたい。（児童養護施設）
- ・一時保護解除後の子どもたちの様子について教えてほしい。（児童養護施設）
- ・退所後の状況報告をもらえると、職員のモチベーションのアップにつながる。（障害児関係施設）
- ・施設の状況が落ち着かないと、一時保護を受けることは難しい。（児童養護施設）
- ・散歩等の外出もできない状況で子どもの情緒面や発達面への影響はないのか、課題ではある。（乳児院）
- ・自立援助ホームは就労し貯金し、自立を目指す所のため、主に外へ出ることを活動の主軸としている。一時保護は目的が違うので、もともとの体制から別に取り組まない限り、同一化されないと思う。（自立援助ホーム）

5. 里親・ファミリーホーム、医療機関の一時保護に関するアンケート調査の結果

(1) 里親・ファミリーホーム

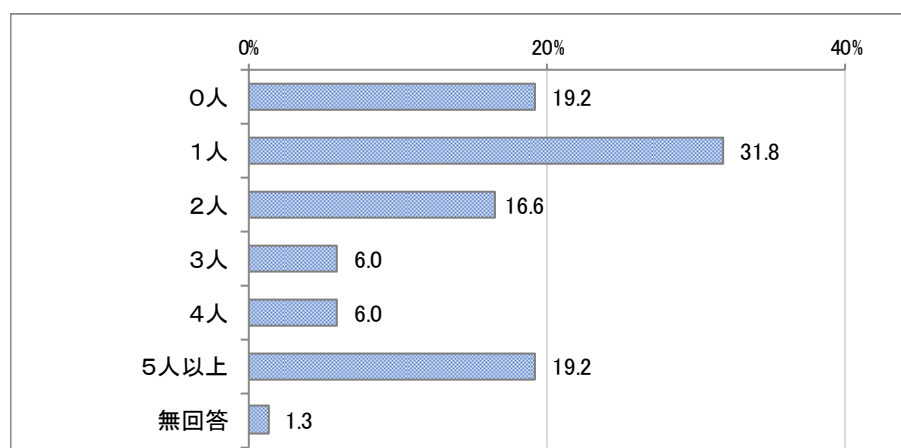
令和2年8～9月に委託・解除された、委託一時保護の子どもを受け入れている里親・ファミリーホームから回答のあった151件、里親・ファミリーホームに委託一時保護された子ども182人については次のとおりです。

① 令和元年度委託一時保護の子どもの受け入れの有無、受け入れの子どもの人数

令和元年度委託一時保護の子どもの受け入れについては、半数が「有」となっています。

回答のあった里親・ファミリーホームの令和元年度の受け入れた子どもについては、「1人」(31.8%)、「0人」「5人以上」(ともに19.2%)、「2人」(16.6%)が高く、受け入れ子ども数の平均は2.9人となっています。

図表－168 令和元年度の委託一時保護の子どもの受け入れ子ども数 [n=151]



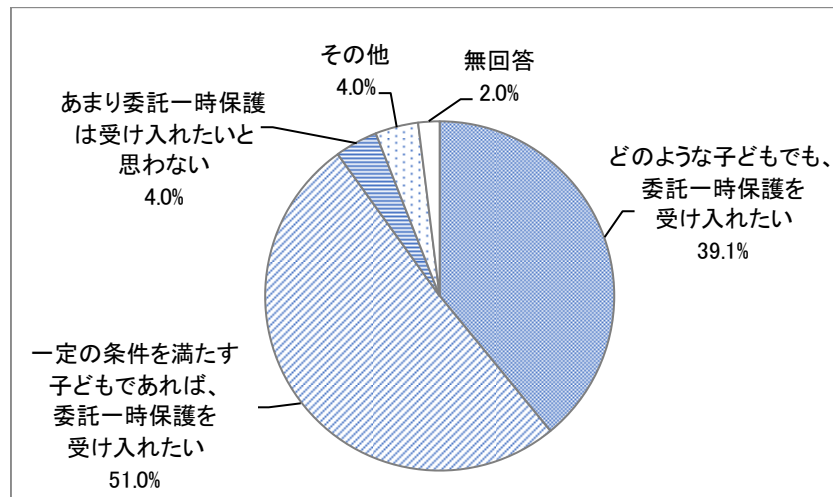
② 今後の委託一時保護の受け入れに対する考え

今後の委託一時保護の受け入れについてきいたところ、「一定の条件を満たす子どもであれば、委託一時保護を受け入れたい」が51.0%と最も高く、次いで「どのような子どもでも、委託一時保護を受け入れたい」(39.1%)となっています。

一定の条件としては、乳幼児、未就学児を希望する人が多く、その他では、障害や医療的ケアのない子ども、精神疾患のない子ども、現在養育している子どもより年下の子ども、小学生以上、女兒、他害のない子どもといったことがあげられていました。

一方、受け入れたいと思わない理由としてあげられたこととして、里親の年齢的にしんどい、里親への条件・制約が大きく負担になっている、児童相談所からの情報が少ないこともあり対応が難しい子どもが増えているといったことがありました。

図表－169 今後の委託の一時保護の受け入れに対する考え [n=151]



③ 令和2年8～9月に里親・ファミリーホームに委託一時保護された子どもの状況

令和2年8～9月に里親・ファミリーホームに委託一時保護された子どもの性別は「男」(47.8%)、「女」(52.2%)と、やや「女」の方が高くなっています。

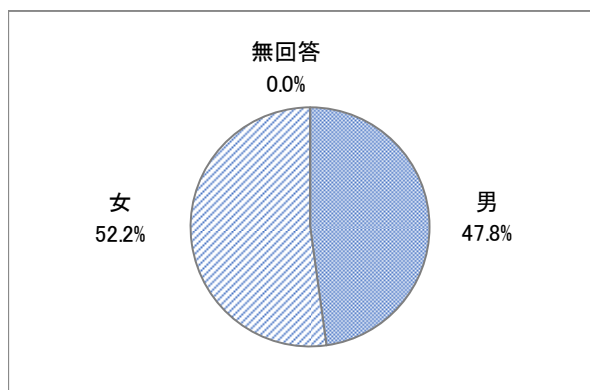
また、子どもの年齢は「未就学児」が57.1%と最も高く、次いで「小学生」(24.7%)などとなっており、平均で6.4歳となっています。

子どもが生活する居室については、「個室」が36.3%、「他の子と相部屋」(24.7%)となっています。「その他」では、子どもが小さいので里親と同室などがあげられています。

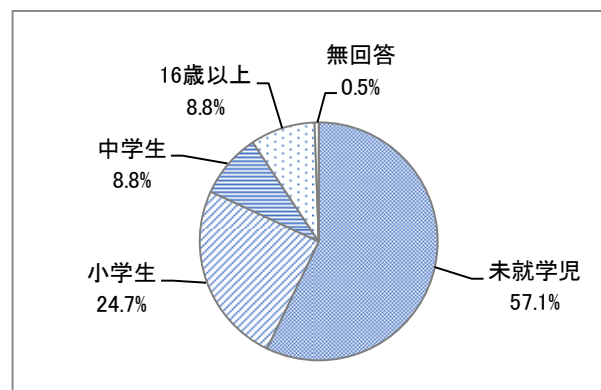
また、学校への通学の有無については、小学生は「通学している」が31.1%となっています。中高生は対象の件数が少ないですが、半数が「通学している」となっています。通学している子どもの通学の方法は、「子ども自身で通学」「里親が送迎」が多くなっています。一方、通学していない理由としては、就学前が多くなっていました。

委託されている子どもについて、配慮事項が「有」は34.1%となっており、具体的な配慮事項としては、実親との交流制限、子どもの通学時の配慮、発達障害などの障害がある、アレルギーがある、服薬管理、心療内科受診、希死念慮などがあげられています。

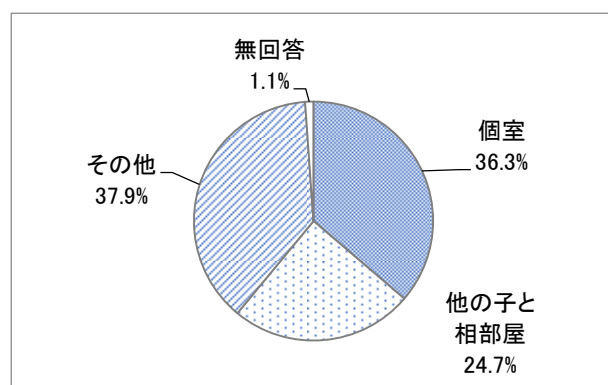
図表－170 性別 [n=182]



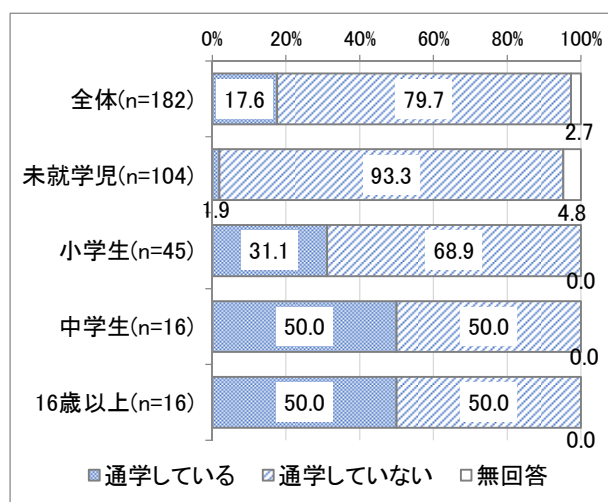
図表－171 年齢区分 [n=182]



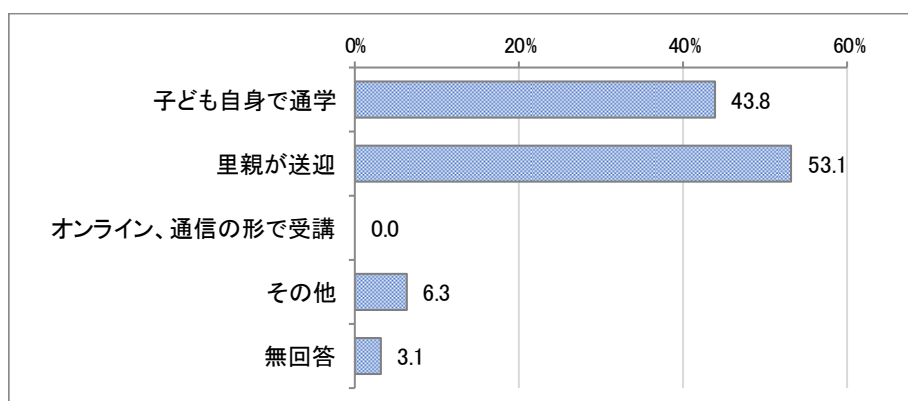
図表－172 子どもが生活する居室の状況 [n=182]



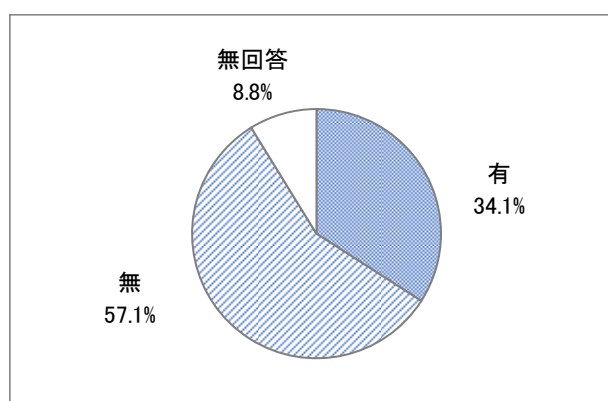
図表－173 学校への通学の有無 [n=182]



図表－174 通学方法(複数回答)[n=32]



図表－175 配慮事項の有無 [n=182]



④ 里親・ファミリーホームへの委託一時保護の受け入れを増やすため（個々の里親での受け入れ人数や、受け入れ里親数全体を増やしていくため）に望むこと・必要な支援（問２）

依頼から受け入れまでの準備等について

<日頃から受け入れの準備が必要>

- ・FHであれば当日の打診でも受け入れ可能と考えている
- ・危険な物のない部屋など部屋を整えておく
- ・晩ごはんはいつでも出せるように食料は十分に確保している
- ・準備は常にしておかなければ（心、寝具、食事、受け入れ先の家族への説明）一時保護はできない
- ・いつでも受け入れできるように、同居家族全員健康管理に努めている

<問題はない、現状でよい>

- ・子どもの課題や特性等を事前にできる限り丁寧に説明を受けたことはプラスになった
- ・現状のままで良い
- ・児童相談所からの説明も毎回しっかりあり、受け入れるか否かの判断もこちらの意思を聞いてくれているので、問題ない

<緊急なので仕方がない>

- ・緊急対応が多く、準備期間が短いのは仕方がないことと理解している
- ・「急なこと」はいつものことで仕方がない。一刻も早く受け入れ、お子さんの不安を解消してあげたい

<準備時間がほしい>

- ・いつも受け入れの要請が当日に連絡がきて、準備どころでない
- ・事前面接や季節に合わせた寝具等の準備の時間がないと、受け入れが難しくなる
- ・時間的に余裕がないことが多く、委託された児童を見てから準備するのが常
- ・準備するのに間に合わないことが多く、可能な限り時間的（1～2日程）余裕がほしい
- ・着の身着のままは仕方がないが、昼に電話があつて夕方には委託の時は少し慌てる

<子どもの情報や委託日数の情報がほしい>

- ・委託日数や、子どもについてある程度きちんとした情報があると対応しやすい
- ・特に小さい子は情報がほしい。文書でもらえると助かる
- ・「子どもにどのように説明しているか」の説明がほしい
- ・子どもの生活歴や一時保護が決定するまでの経緯について簡単に説明がほしい
- ・名前や年齢、準備しないといけないものやアレルギーなどの情報提供
- ・委託児童のアセスメントがほとんどないため、保護時に通園、通学していた保育園や学校等での様子が分かるデータやアレルギーの既往歴について提供してほしい

<必要なモノの準備・支給>

- ・当面に必要な衣類、着替え、紙オムツ、ミルク等々を持参してほしい。依頼から受け入れまで数時間しかなく、その日に着る下着等に困る場合がある
- ・学校に通えない場合も最低勉強道具などだけは持たせてもらいたい
- ・0歳児の場合のベッドや無呼吸センサー、低体重児用哺乳類など準備してきてほしい
- ・自宅にないもの（ベビーカー、チャイルドシートなど）は受け入れまでに借りられるとよい
- ・数日分の日用品や衣類等、急な預かりであってもいつも必ず用意を持ってくるので、とても助かっている。電話のみでなく、メールやライン等でやり取りもできるともっとスムーズになる。年齢別にパッケージした生活用品セットがあれば性別サイズ違いを間違えて貸出されずに良い
- ・児相から支援できる物品のリストを提示してほしい

<キャンセル時の対応>

- ・中止になった場合も速やかに連絡してほしい
- ・受け入れの準備をしていたが、急なキャンセルが続いたので、なるべく早めに連絡してほしい
- ・予定を変更したり実子の送迎等の手配をして受け入れ準備をしていたが、電話一本でキャンセルするのはどうか

<その他>

- ・急な連絡のため、受け入れが大変になるので、事前に年齢ごとに最低限必要なもの等の一覧があると良い
- ・一時保護の体験談で、受け入れたい方は覚悟を持ってもらうこと、事前に質問してもらい、不安をなくすなどの相談相手が必要
- ・緊急になることが多くても、間に合わせの服などどこで調達できるか等の情報を伝えたり、気さくに教えてくれる先輩を紹介するとよい
- ・里親の気持ち等受け入れてほしい

児童相談所からの支援について

<情報提供・共有の徹底>

- ・担当でない人が連れてきて、ほとんど説明なく書面もない。身体状況や生活歴を教えてほしい
- ・事前、事後、子どもの様子などを丁寧に伝えられることが有効と思われる
- ・何のため保護されたか、児童の特性や分かる範囲での生活習慣、疾患やアレルギーの有無など、情報がとにかくほしい
- ・受け入れて 2 日目に少し情報は出してくれるが、その後の 1 週間は子どもと向きあって手さぐりでコミュニケーションを取っている
- ・ひどく暴れる子がいるため、受け入れ後のこまめな情報を共有してほしい
- ・預かり児童の家庭の指導、調整の進捗状況をある程度までは教えてほしい。心の準備や預かり児童への声かけ内容を考えられるため
- ・なるべく実家庭と同じような環境で生活させてあげたいので、どのように生活していたのか詳しく教えてもらいたい

<密な連絡・緊急時の相談対応の充実>

- ・児相の里親担当者が、その都度相談に対応してくれ、一時保護終了後、毎回訪問いただき、改善点等対応してくれるので大変ありがたい
- ・話も聞いていただけて助かっている。時間外の連絡先ができるとうよい
- ・短期のことが多いので、様子見の電話はしてくれるが、あとは里親まかせの部分が多い
- ・いつまで預かるのか分からず、連絡も 1 週間以上なかったりするので、もっと頻繁に連絡してほしい
- ・積極的に様子をうかがう連絡があると、里親の気持ちを伝えやすい
- ・委託中の緊急連絡が取れるようにしてほしい
- ・子担との連絡を密にしてほしい。解除の時期が決まっていない場合、子どもも受け入れる側もその後の進展はどうなっているのかを知りたい。状況をこまめに連絡してほしい。緊急の場合、児相を介さずに学校、園などと連絡をとりあえるようにしてもらいたい（コロナ禍にあって里親宅に連絡がないために困惑することが数回あった）
- ・家庭訪問が全くない

<里親・ファミリーホームと一緒に養育する一員としての認識の強化>

- ・一時保護において児相は里親家庭をただの寝床や食堂と思わず、子ども支援の担い手のひとりとして、子どもや出身家庭の支援のために対応する気持ちで利用してほしい
- ・予防接種の法的な位置付けがないなど、里親の立場の意見をもう少し受け入れてほしい

＜その他＞

- ・ 1 人の子どもに入れ替わり何人もの方が関わっての送迎は、子どもにとって落ちつかない状況をつくってしまうのではないか
- ・ 高校生は自立に向けての準備が必要なので、もっと細かく自立の話をしていってあげてほしい
- ・ チーム養育を目指して里親をその一員として扱って子どものことを一緒に考え、共有している姿勢を見せてもらえると「次も頑張ろう」という気持ちになる
- ・ 児相の職員が普通の生活に関する知識や子どもの成長について勉強してほしい

受け入れる子どもの状況について

＜学習支援の充実＞

- ・ 学校に通えていない子が多い（預かり期間中に）。学習能力の遅れが気になる児童が多い上に、さらに学校に通えない日が続くと、さらに学力に問題が出る
- ・ 学習支援として、家庭教師派遣制度があるが、手配されるまでに時間もかかることや、夏休みなど休暇期間は使えない。タブレットでの授業配信なども検討してほしい。地域を越えて子どもたちがいつでもどこでもどんな子どもも学べる制度を考えていくべき
- ・ 子どもの教育を保証するため、できるだけ通学を保証できる里親等に委託を進めてほしい
- ・ できれば一時期でも登校（受け入れ地区）させてほしい

受け入れの費用について

＜受け入れ費用の増額＞

- ・ 一時保護の場合、24 時間子どもと接して、目がはなせない状態にあるにもかかわらず、委託料が現状では少ない
- ・ 受け入れて 1 週間はとても厳しい時間。10 日間位はもう少し手厚くしてほしい
- ・ 3 歳未満は手当がある程度あるが、それより大きい子についてリスクが高い割に少なすぎる。一時保護ほど手当を増やすべき
- ・ 現在の費用では少ない。持ち出しが多い
- ・ 長期になれば大変。6 日目以降はかなり費用が減額され、30 日からはさらに低くなる

＜受け入れ準備負担金が必要＞

- ・ 手ぶらで来ているため、衣類、下着、生理用品一式が全部里親の負担はきつい
- ・ 受託時に必要とする物品が不足のため、里親が持ち出し購入することが多く、経済的負担が著しい。改善が必要
- ・ 乳幼児を受け入れることが多いが、ベッド・ラック・チェア・ゲート・モニター等が必要となることがあり、これらの費用は全て自費での負担となっているので、受け入れの準備費負担を設定してほしい

＜光熱費の補助＞

- ・ 冷房費、暖房費があまりにも少ない
- ・ 大きい子どもは一日中エアコンつけっぱなし（外出時も）、シャワーは流しっぱなしで、光熱費が上がる。一時保護の場合、洋服、カット等々子どもによって必要度が異なる。短期間でも思春期の女子はシャンプー、生理用品、ボディーローション、全てこだわる子がいるので、大変な時もある

＜交通費の支給＞

- ・ 学校、園への送迎の交通費（ガソリン、電車運賃）が片道のための支給なのは疑問。金額は少額だが、気持ち的には腑に落ちないので、検討してほしい
- ・ 自宅が辺地にあるため、移動手段は全て自家用車使用となるので、交通費をみてもらいたい

＜学習に係る費用の支給＞

- ・服、ランドセル、自転車等の実費保障。学習の遅れを取り戻すために必要な教材、塾、習い事にかかる費用への保障
- ・学校の費用や通学費等々立替が多すぎる。お金のことで里親に負担をかけることはおかしい

＜F Hの委託費の増額＞

- ・ホーム内職員（常勤、非常勤）の負担が増す場合があるため、増額を希望する

＜その他＞

- ・一時保護に対応するためには共働きではほぼ無理。一時保護を受けるために空けている時間に見合った費用を充て、計画的に見通しが立てば、より一時保護を受けるために仕事を辞めても不安がないと思う
- ・預かった子どもが壊した家財の修繕費の補填をしてほしい
- ・1か月毎の支払いの方が良い。もちろん額はもう少し多い方が望ましい
- ・車（7、8人乗り）の補助金があったら助かる

その他

＜一時預かり等里親へのサポート＞

- ・里親の医療機関の受診時のファミサポや預かり保育の利用
- ・実子の幼稚園、小学校行事の際に、一時預かり等のサポート体制が全くない
- ・レスパイトケアもヘルパーも一時保護中は使えないことも課題。レスパイトをより使いやすくしてほしい
- ・仕事をしながらも受け入れやすい支援がほしい。児が病気の時、有給で休めるなど
- ・短期なら受け入れ可という里親は多いが、就労中の方が多く、実際は同じ人たちが受託している。就労状況への支援（育休的な）ものがあればもう少し広く利用可となるのでは

＜里親支援＞

- ・専門里親としての研修会場を県内でも受講できるようになればよい
- ・不調を回避するためにも、高齢児の難しい児は専門職集団の施設にまかせることで、現状の里親が傷つくことなく今後も受け入れが継続できる
- ・一時保護経験談で、体験者が集い、より良いもの、考え方、子どもにとってどうあるべきかを共有できれば、今後受け入れたい里親が発展、拡大できると思う
- ・年齢によっては時間をつぶす（遊べる）場所の情報を提供できるとよい。又は児相が持っているプレイルームを開放してくれるなど
- ・気軽に育児の相談ができる場所や人を紹介するのもよい
- ・難しい事例や人数が多い場合は里親同士でも助け合えるような横のつながりの強化に児相の協力があると心強い
- ・里親をサポートする児相職員のケアも必要

＜F H＞

- ・ファミリーホームが施設という位置付けならば、措置費も施設と同額にすべき
- ・補助者の配置について。一時保護児童を受け入れる場合、通常の職員配置に加配が必要となる。急な出勤要請に対応できる職員の確保が難しいこともあり、普段から最低1名の加配、あるいは勤務時間を増やす等の体制強化のため、委託一時保護を行う里親、ファミリーホームについてはあらかじめ「委託一時保護契約等」を終結することにし、その分、人件費を支援することを制度化してほしい

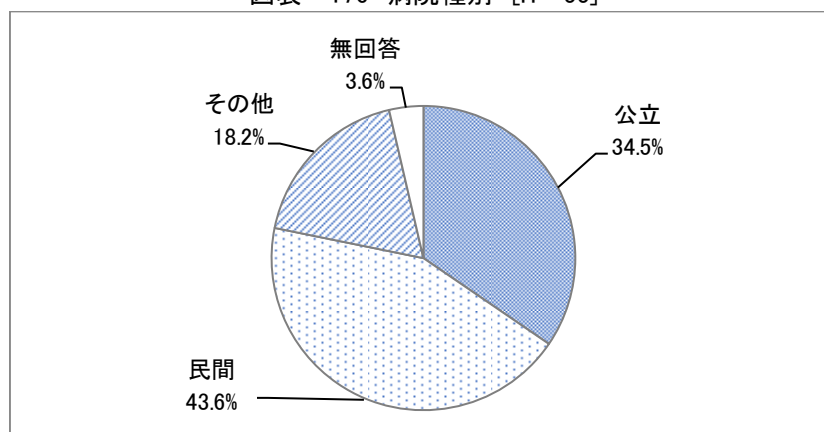
(2) 医療機関

令和2年8～9月に委託・解除された、委託一時保護の子どもを受け入れている医療機関から回答のあった55件、医療機関に委託一時保護された子ども85人については次のとおりです。

① 病院種別

相談種別については、「公立」(34.5%)、「民間」(43.6%)、「その他」(18.2%)となっています。

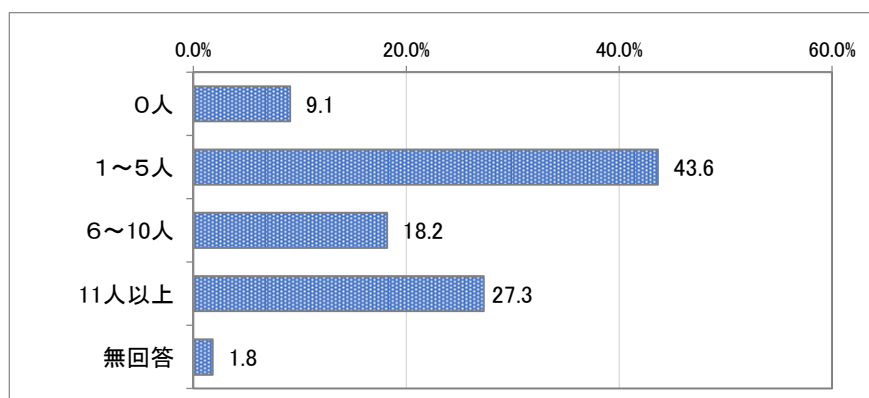
図表－176 病院種別 [n=55]



② 令和元年度委託一時保護の子どもの受け入れ人数

令和元年度委託一時保護の子どもの受け入れ人数は、「1～5人」が43.6%と最も高く、次いで「11人以上」(27.3%)となっており、受入れ子ども数の平均は8.3人となっています。

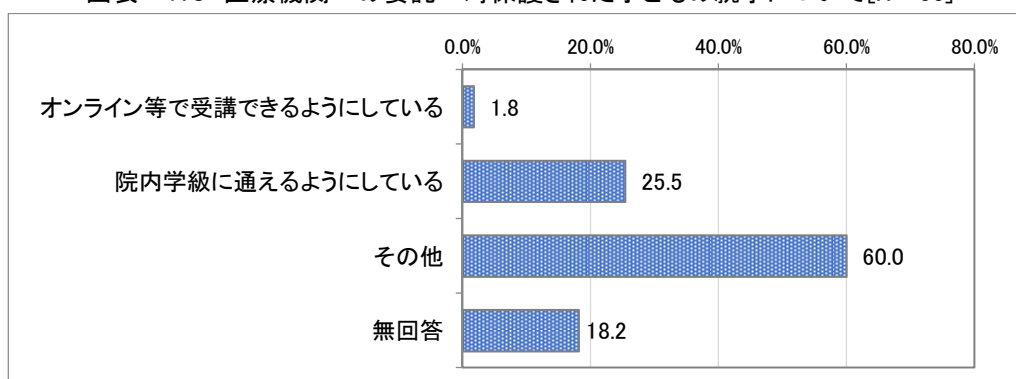
図表－177 令和元年度の委託一時保護の子どもの受入れ子ども数 [n=55]



③ 医療機関での委託一時保護された子どもの就学について（問1）

医療機関での委託一時保護された子どもの就学については、「オンライン等で受講できるようにしている」（1.8%）、「院内学級に通えるようにしている」（25.5%）、「その他」（60.0%）となっています。「その他」では、委託一時保護された子どもが小さいので実績・経験がないが多くあげられていましたが、訪問学級の利用、特別支援学校を利用、院内学習支援プログラムの導入、病棟スケジュール上の学習などもあげられていました。

図表－178 医療機関への委託一時保護された子どもの就学について[n=55]



④ 令和2年8～9月に医療機関に委託一時保護された子どもの状況

令和2年8～9月に医療機関に委託一時保護を委託・解除された子どもの性別は「男」が52.9%、「女」が45.9%となっています。

また、子どもの年齢は「未就学児」が65.9%と最も高く、次いで「小学生」（16.5%）、「中学生」（12.9%）で、平均年齢は4.7歳となっています。

受け入れ診療科（対応した全てのもの）は、「小児科」が71.8%と最も高く、次いで「精神科」（15.3%）となっています。

受け入れ期間は「4～7日」が24.7%と最も高く、次いで「11～20日」（22.4%）などとなっており、平均13.7日となっています。

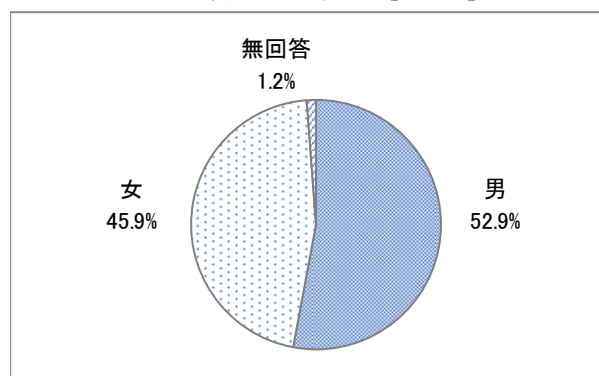
院内学級の利用等については、大半が「授業等は受けていない」としてはいますが、小学生以上では「院内学級で授業を受講」が3.6%（1人）います。その他では、病室で自習、訪問学級もいます。

また、原籍校との関わりについては、小学生以上では「有」が25.0%となっています。

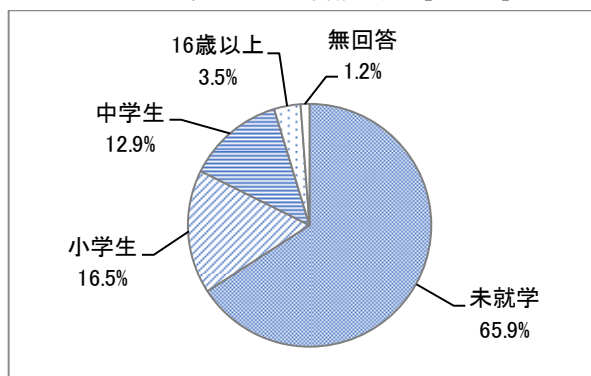
委託一時保護期間中の外出については、「有」が8.2%、「無」が89.4%となっています。

委託されている子どもについて、配慮事項が「有」は29.4%となっており、具体的な配慮事項としては、新型コロナウイルス感染、入院非開示、医療的ケア、性的虐待の対応などがあげられています。

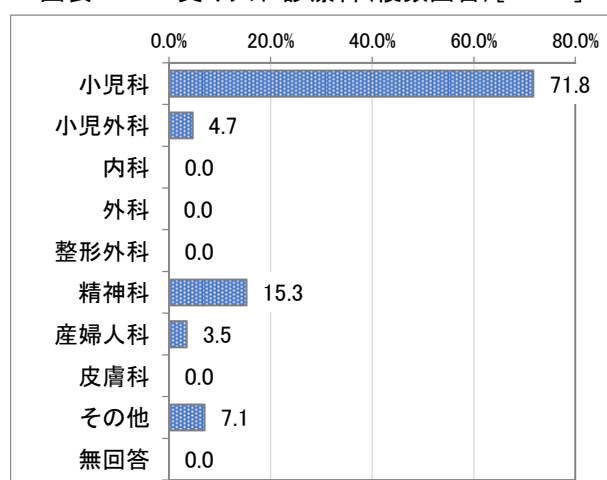
図表－179 性別 [n=85]



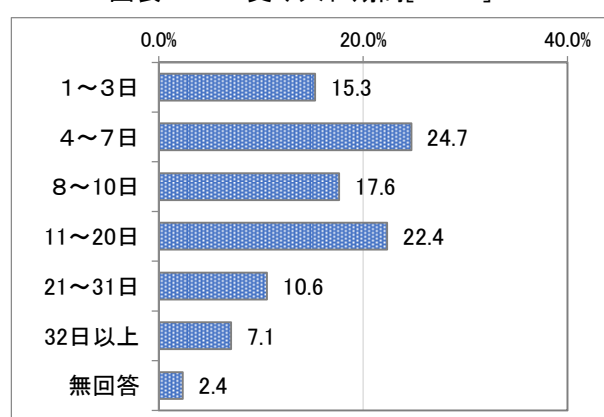
図表－180 年齢区分 [n=85]



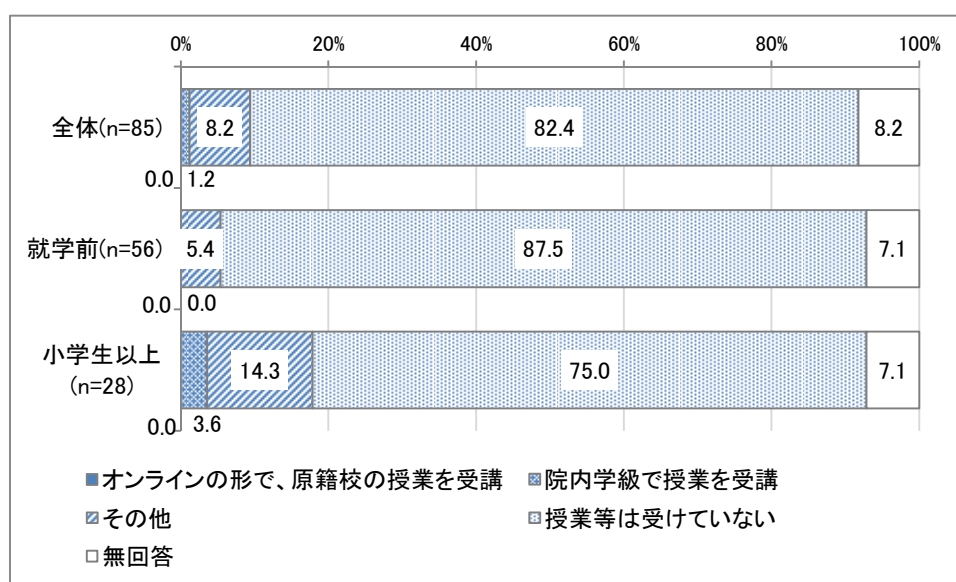
図表－181 受け入れ診療科(複数回答)[n=85]



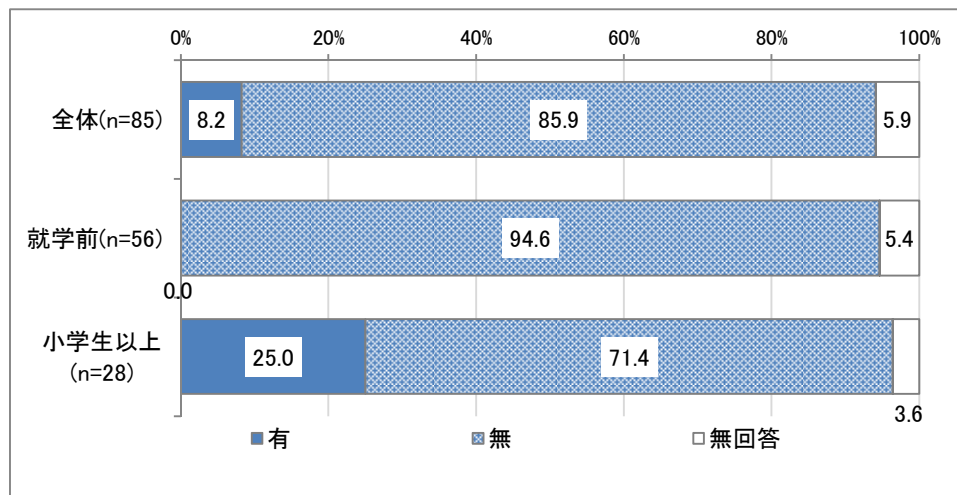
図表－182 受け入れ期間[n=85]



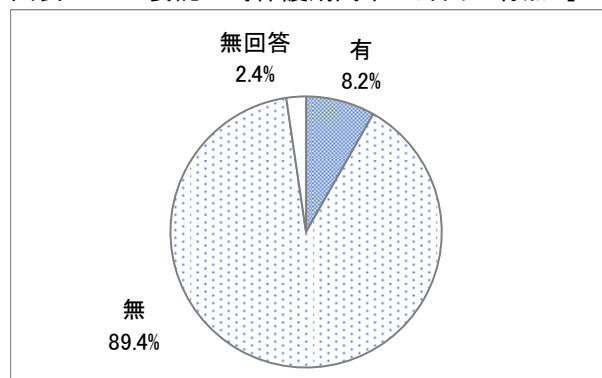
図表－183 院内学級の利用等 [n=85]



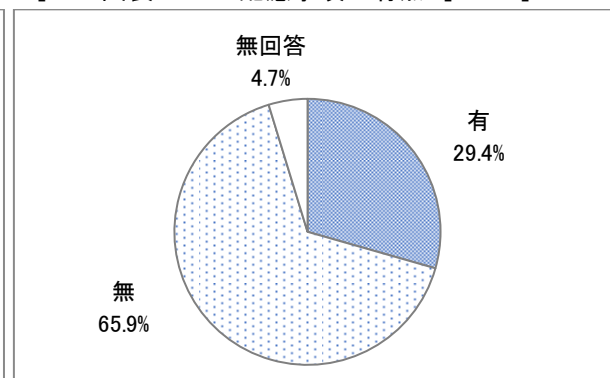
図表－184 原籍校との関わり [n=85]



図表－185 委託一時保護期間中の外出の有無 [n=85]



図表－186 配慮事項の有無 [n=85]



⑤ 医療機関への委託一時保護の受け入れを増やすために望むこと・必要な支援（問2）

依頼から受け入れまでの準備等について

<夜間・緊急の受け入れが負担>

- ・依頼連絡が夕刻で、児童の到着が夜間になることが大半で、職員の負担である
- ・夜間は人手がとれないので、日中に連絡がほしい
- ・急な決定が多く、病床の確保や病棟との調整が必要
- ・ほとんどの病院は、夕方～夜間の急な一時保護委託の依頼には対応できないと思う病院が対応できる時刻になるまで、児童を保護できる場所が必要

<速やかな依頼を>

- ・依頼が遅いため、一時保護対象の可能性がありそうな場合にこちらから問い合わせをしている。速やかに連絡をしてほしい
- ・事前に院内での検討が必要のため、早めに相談してほしい
- ・上長などが不在となる週末や夜間等の保護依頼は避け、保護決定後は早い段階での依頼を望む

<事前の調整（同意・連絡体制）>

- ・委託一時保護の決定や必要性について、児童相談所から直接父母等へ説明してほしい
- ・事前に保護者へ入院手続の協力や治療への同意について、調整をしてほしい

- ・なぜ医療が必要なのか、きちんとアセスメントしてから依頼してほしい。本人に入院について説明し、同意を得た状態で来てほしい
- ・精神科医療の前提として、薬物療法があることを家族に説明しておいてほしい。精神保健福祉法による入院を理解の上で、入院の同意の問題がないようにしてほしい
- ・委託一時保護中（入院中）の体制について、主治医や看護師のみならず、例えば警備担当者など関係各部署と調整を図る必要が生じる。依頼する際には、児童相談所として面会制限の有無や対象者、病状等の急変時対応など連絡体制を明確化してきてほしい

＜事前の情報提供＞

- ・児相が持っている情報は全て（ケース概要、心理検査結果）事前に頂きたい
- ・情報の共有がしっかりできれば、安全に受け入れできる

＜その他＞

- ・依頼時には保護先が医療機関である必要性を明示してほしい
- ・治療が必要で経済的に困窮している場合、最初から一時保護委託を検討してほしい
- ・委託検討中に、警察から直接入院となるケースもあるため、一旦、児相に連絡等、介入の手続にしてほしい

委託中から解除に向けての児童相談所の支援について

＜退院の調整＞

- ・退院後の居住場所、生活の安定についての見通しを分かりやすく説明してほしい
- ・家族と密に連絡を取り合い、退院に向け動いてほしい
- ・速やかに退院できるように調整を進めてほしい。一時保護なので、病院としては病状が改善したら退院をすすめたいが、退院先がないという理由での入院は児童のためによくない

＜安全の確保＞

- ・虐待ケースで保護者との面会を許可する場合は児童相談所の職員が保護者に付き添い、安全面を確保してほしい
- ・安全な病院運営のため、父母等からの当院への攻撃などがないよう情報非開示の徹底、トラブル発生時のバックアップなど（特に職権保護の時）

＜入院中の生活支援＞

- ・入院中に必要な荷物持参、洗濯対応等もまめにしてほしい
- ・被虐待児の場合には家族の面会が禁止されることも多く、洗濯や必要物品の補充など生活支援を担う者が不在となる。医療機関側に委ねることのない体制をつくってほしい
- ・付添として、民間の家政婦が派遣されるが、虐待に対する理解がないため、対応が雑になり、子どもが二次被害を受けることもある

＜面会・面談＞

- ・定期的な本児への面会、面談の実施

＜情報共有の充実＞

- ・入院後に面会やスタッフとの情報共有を継続的に
- ・生育歴、受診歴、心理検査など子どもの情報共有の充実

＜退院後の支援の充実＞

- ・精神的な支援を要するケースは、施設がないからと親元に返そうとするが、施設の有無でなく適切な支援をしてほしい
- ・子どもをとりまく状況（環境）について整理し、家族支援の体制や、家族を支援している関係機関と協力の上で、問題解決に向けて努力してほしい

＜その他＞

- ・18歳経過後より支援が切れることがあるため、関係機関のつながりが減ることは困る
- ・当院で受け入れ難の場合、次の委託先を併行して（確保して）ほしい

受け入れる側の不安・課題、要望
＜病院の体制上、受け入れ困難・課題がある＞ ・強い精神症状のある子ども、高度な医療を必要とする子どもは難しい ・重症度が高い、医療依存度が高い児は、1名しか受け入れられない ・出産から継続した新生児の受け入れ経験がなく、それ以外のケースについて依頼を受けても円滑に対応できる体制にない ・教育の体制が整っていないので、入院時の学力低下が心配である ・受け入れ自体は可能だが、教育の体制が整わないのが問題 ＜委託費の増額＞ ・公費と診療報酬で比較すると減収になる。委託費の金額が、業務負担に見合わないため、公費分を増額してほしい ・もう少し収益が上がると調整しやすい ・精神科病棟への入院においては、児童への対応を考えると、診療報酬に見合わないので、診療報酬や措置費としての加算を希望する ・委託一時保護がなるべく病院側の赤字が発生しないような配慮を望む ・委託費がもう少し高くても良いと思う（オムツや着替え、洗濯などに結構コストがかかる） ＜実費請求できるように＞ ・学習支援にあたっての費用（文具類等）、被服費、おやつ代、物品を破損した際の弁償代、差額室代などを考えると現在の一時保護委託費のみでは対応できないため、増額もしくは必要経費として支払いのできる対策をとってほしい ・新生児の場合、病児扱いでなければ、新生児介護料がかかり、受け入れ側の持ち出しとなってしまう。実費請求で対応してほしい ・おやつ代、散髪代などの実費を負担してほしい
その他
＜医療保護入院について＞ ・医療保護入院の受け入れの際に、被虐待児で親以外に親族との交流がない場合、親権代行者のような形で入院の同意を児相ができるような仕組み等があると円滑になるのではないか ・衝動性が高い児童については、行動制限が行えるよう、精神保健福祉法による医療保護入院で一時保護を受け入れている ＜退院後の、受け入れ先の充実＞ ・院内の環境や薬物療法で問題行動が改善しても、そもそもの特性で集団適応が難しいので、退院先が見つからず、長期に入院しているケースがかなりあるので、一時保護委託の受け入れに慎重になってしまう。養護施設など児童が生活する施設の拡充、施設的环境調整（個室化）や、支援体制（個別対応）を充実させることが、一時保護委託の積極的な受け入れにつながると思う ・治療終了後、すみやかに乳児院や福祉施設等に退院できるよう、受け入れ先を増やしてほしい ・受け入れ施設数はもちろんのこと、施設におけるマンパワーと職員の必要な知識・技術も多く求められている各方面において人数及び専門性を兼ね備えた人材確保を希望する ＜その他＞ ・医療提供の必要性がなくなった被虐待児については施設医療受給者証による公費単独に変更するなど、ルールを明確化してほしい ・医療機関として被虐待児への治療は勿論のこと、医療的評価と情報提供、それにむけた調整などの労力に対して保険算定上の根拠をつけてほしい ・各児童相談所によって、単価や加算等の金額が様々なので、統一してほしい ・28条1項のケースの時でも、精神保健福祉法では医療保護入院が必要な場合には、親権者に

よる同意が必要となる。このような法の不備と考えられるような状況に対して、柔軟な対応ができるように法体制の整備をすすめてほしい

<委託一時保護受け入れを増やすことに疑問>

- ・当院は急性期病院であり、子どもの成長発達にふさわしい環境であるとは言えないので、受け入れを増やすことを積極的に考える必要があるのか疑問
- ・医療的ケアが不要の子どもを病院に一時保護しようとする動きには賛同できない。医療スタッフのマンパワーの使い方・生活環境の観点からも不適切
- ・そもそも委託受け入れを増やさないようにすべき

第III章 一時保護所や児童福祉施設の取り組み

1. ヒアリング調査の目的

専用施設の活用、子ども権利擁護の取り組みに関して、他の一時保護所の参考になる一時保護所にヒアリングを行いました。

また、委託一時保護受け入れ施設の委託一時保護の子どもの受け入れ態勢や受け入れた後の子どもの権利に関する取り組みについて、他施設の参考となる施設へヒアリング調査を実施しました。

2. ヒアリング先

江戸川区一時保護所(東京都江戸川区)	一時保護所	令和3年3月実施
相模原市一時保護所(神奈川県相模原市)	一時保護所	
和白青松園(福岡市)	児童養護施設	
江南(埼玉県熊谷市)	児童養護施設	
オレンジ(神奈川県相模原市)	一時保護専用施設	

3. ヒアリングの概要(参考となるポイント)

江戸川区一時保護所	・新型コロナウイルス感染症対策でサテライト施設を設置。実際には、新型コロナ関係の入所はなく、愛着・アタッチメントの問題などのある低学年の子どもを受け入れ、家庭的養育ができています。 ・お小遣い(生活指導訓練費)を導入。少人数のグループで、昼休み、夕方などに外出し、近くの店で買い物をしている。 ・子ども会議を実施。取り組んでいく中で、子どもが意見を言う雰囲気ができ、子どもと職員が一緒に行事を企画するなどの取り組みにつながっている。
相模原市一時保護所	・一時保護所だけでは対応できないため、幼児から小学校低学年向けの一時保護専用施設(オレンジ)を社会福祉法人に委託。 ・一時保護所でアセスメントが済んだ子どもをオレンジに移している。 ・児童相談所職員で権利擁護推進委員会を作り、児相全体で権利擁護に取り組んでいる。子ども向けに権利について話すひまわり教室も開催している。
和白青松園	・福岡市では施設の日誌をそのままメール添付で報告することとなり、子どもの日常の様子について情報共有している。 ・施設の持ち出しで、日割り計算で半月毎に措置児童と同額のお小遣いを出している。使い方等は特に定めておらず、自由に使わせている。 ・一時保護期間中も、子どもが行きたがれば基本的には原籍校(保小中高)に通学できるようにしている。ただ、高校生は自力で通学するが、他は送迎できる範囲になる。学校は、担任の先生によっては、プリントをくれたり訪問してくれたりするなど、連携が取りやすいところもある。

江南	・本体施設とは離れたところにある元職員寮を転用して一時保護専用棟としており、小学生には個室を与えて安心できる環境を作っている。 ・「個別化」を非常に重視しており、保護期間中の生活用品(手洗いタオル、歯磨き粉、食器など)なども個別に好きなものを選ばせて使うようにしている。 ・学習は子どもの能力に合わせたワークを個別に用意し、職員が教えている。 ・朝の会で、子ども会議に代えて小学生全員と職員で前日の振り返りをしているほか、毎晩コミュニケーションツールとして絵日記を書いてもらい、内容にコメントをしている。また、毎日道徳の時間を取り、相手の気持ちについて考える時間を作っている。
オレンジ	・少人数での家庭的な環境で養育することができ、委託保護期間に「子どもらしく」なっていく、成長がみられる子が多い。 ・小学校に入るまでに苦手意識をなくすのを目標に、幼児にもひらがなや点つなぎのワークブックを導入し始め、静かに取り組むことができている。 ・一時保護所である程度落ち着いた子どもについて委託されており、児相側も施設の子どもをよく気にかけてくれており、良い連携ができていると感じている。

4. ヒアリングの結果

(1) 江戸川区一時保護所

① 一時保護所の状況について

- ・ 令和 2 年度に開所した。
- ・ 定員は 35 人。内訳は、就学前 7 人、小学生以上 28 人である。小学生以上は、男女各 14 人ずつが定員だが、建物の工夫で 28 人以内ならば最大 16 人対 12 人まで対応可能にしている。
- ・ 入所人数は開所後、6 月から 12 月までは 32～33 人、年末から 30 人弱、現在 29 人である。

② サテライト施設について

<設置の背景・経緯>

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策で、区長から、親が新型コロナ感染のため養育困難となった陰性の子どもを受け入れられるよう指示があった。
- ・ 新型コロナ以前から、今後の一時保護所のあり方として、サテライト施設のような地域分散型の施設を作ること、地域に開かれ、通学もできる体制にすべきという考え方を区長に伝えていた。コロナ禍で相乗した形になった。
- ・ 区長の提案で区が民泊施設の中から、当所に近い一軒家を借りた。昨年 10 月半ばから今年度一杯まで契約している。

<入所児童の状況>

- ・ 初めての試みでもあったので、サテライト施設の入所児童は 3 人までとしている。実際には、新型コロナ関連の入所はなく、現在は、暴力的な傾向がないこと、愛着・アタッチメントの問題や、乳児以外の低学年で生活面に問題を抱えていて丁寧な関わりが必要な子どもを受け入れている。
- ・ サテライト施設が自宅、一時保護所が学校のようなイメージで、夕方から朝までサテライト施設で過ごし、朝、当所に来て日中活動を行っている。土日はサテライト施設で過ごし、日中は近隣の公園などで遊んでいる。

<取り組んでよかったこと>

- ・ 家庭的な養育ができており、里親やグループホームに近い形で「育てなおし」が始まった実感をもっている。

<今後の課題>

- ・ 現在は既存の職員から、サテライト施設専任の職員を出しているため、一時保護所本体の人員のやりくりが大変である。
- ・ 現在は新型コロナの関係で運営しているが、今後も継続的に実施できるようにしていきたい。

③ お小遣い制度について

<導入の背景・経緯>

- ・ 一時保護期間の長期化の傾向があるが、社会から隔離しているわけではなく、以前から一般家庭の子どもと同様、月額単位のお小遣いで自分が必要なものを選んで購入する形に近づけたいと考えていた。
- ・ 一時保護所の財政が、金額も仕組みも児童養護施設と全く同じであることを理由に、児童養護施設で支給しているお小遣いを一時保護所で支給しないのはどうなのか、と説明し、予算を確保した。
- ・ 事業化のため、「生活指導訓練費」という名称にし、年齢に応じて現金を支給。自分で計画を立て、実際に使ってお小遣い帳を管理するという一連の流れを学ぶための生活指導訓練事業として実施している。
- ・ 令和3年2月から開始している。

<具体的な取り組み内容>

- ・ 生活訓練費は、毎月1日在籍の子どもの中から当事業の対象とすべき子どもを選考し、毎月10日頃に渡している。
- ・ 少人数のグループで、昼休み、夕方などに、近くの様々な店（コンビニ、ホームセンター、本屋など）に買い物に行く。大きなグループで外出に行くこともある。
- ・ 安全確保が必要などで外出が制限される子どもについても、時間帯、外出先を考えて個別に対応している。
- ・ 18歳未満禁止の物などはだめだが、基本的に購入するものの制限はつけていない。ただし、化粧品など持ち込み制限をしているものは、購入しても事務所で預かっている。

<子どもの反応>

- ・ お小遣いや購入物は退所時に持ち帰るので、入所時に比べて、退所時には、持ち物が増えている状況である。子どもたちはとても喜んでいる。

<他の一時保護所で取り組むにあたっての課題>

- ・ 当所は日中の職員体制が手厚いため、外出に付き添う職員と、一時保護所に残る職員を分けることができる。また、店も近いところにあるので、時間をかけずに、外出することができる。
- ・ しかし、職員が少ない一時保護所はその体制が取れないため、全員を連れ出さなければならず、そうすると、各年齢層向けに、複数の店に行く必要があるため、外出に時間がかかる。近くに店がない場合は、さらに時間がかかる。お小遣いを導入して外出の機会を作るためには、職員体制の手厚さが重要なファクターである。

④ 子どもの権利擁護に関する取り組みについて

<子どもの意見表明について>

- ・ 意見箱の設置と子ども会議を実施している。
- ・ 子ども会議はグループで話す時間（30分程度）と全体会（45分程度）の二部構成である。最初に少人数のグループに分けることで、全員が発言できるようにしている。結果は壁新聞にして

所内に掲示している。

<子どもたちの変化>

- ・「日常の中で自分の意見を言っていんだよ」ということを普段の生活やコミュニケーションの中で伝えているので、以前に比べて、子どもは、「自分の意見を我慢しなくてよい」という気持ちをもてるようになっている。
- ・子どもの「行事を企画したい」という要望を受けて、子どもと職員が一緒に企画して、肝試し、ハロウィーンの仮装大会などを実施した。最近では、子どもが「こんな卒業式をしたい」と言って、企画をもってきてくれた。様々なところで子どもの意見が反映され、参加権の保障になっていると思っている。

(2) 相模原市一時保護所

① 一時保護所の状況について

- ・一時保護所は、今年度はほぼ定員超過の状況である。

② 専用施設（オレンジ）について

<専用施設の状況・経緯>

- ・専用施設は定員が6名。入所は、幼児～小学校低学年が中心である。定員がいっぱいの状況が続いている。
- ・一時保護所だけでは対応できないため、一時保護専用施設を社会福祉法人に委託した。

<専用施設に入所する子ども>

- ・一時保護所でアセスメントが終わって、落ち着いた子どもを専用施設に移している。途中で環境が変わることの懸念はあったが、移った子どもは、家庭的な雰囲気専用施設にすぐになじめている。

③ 権利擁護の取り組みについて

<権利擁護推進委員会の取り組み>

- ・権利擁護推進委員会（通称ひまわりの会）を作り、所全体で権利擁護に取り組んでいる。取り組み始めて2年目である。
- ・委員会の中に、啓発チーム、事例検討チーム、環境チーム、研修チームの4チームを設けている。啓発チームでは、職員向けに権利のことを考える機会を作ったり、事例検討チームでは、架空事例を作成し各班で検討する機会を作っている。環境チームでは、お花を植えるなど、所全体を明るい環境にするために取り組んでいる。
- ・委員会は、月1回定例で実施し、それぞれのチームの活動を報告している。
- ・子どもの権利擁護の取り組みの基本として、相模原市の子どもの権利条例をもとに、一時保護所バージョンのものを作成している。

<権利擁護推進委員会で工夫している点>

- ・一時保護所だけでなく、児相全体で取り組んでいる。1つの事例でも様々な視点があるので、

互いに良い刺激になっている。お互いの仕事や、仕事をする上で大切にしていることを知る機会にもなる。

- ・ ひまわりの会の取り組みについては、「ひまわり新聞」を発行し伝えている。

<子ども向けのひまわり教室の開催>

- ・ 最近、ひまわり教室という一時保護所の子ども向けに権利について話す時間を作ることにした。
- ・ 2 か月に 1 回、10 分程度子どもの権利について話す機会を作っている。
- ・ 子どもの権利について話した後は、権利擁護推進のためのマスコットを作って、その塗り絵をしてもらいながら、権利について話をしたり、子どもたちにアンケートをしたりしている（嫌なことはないか、話せる大人はいるか）。

<子どもたちの反応・変化>

- ・ ひまわり教室のあとに、職員が子どもに話を聞くと、友だちを傷つけたりしてはいけない、などということとは、なんとなく伝わっているようだった。
- ・ 子どもが意見を言えるように意見箱を設置しているが、意見箱の使い方や場所を教えると、意見箱を活用する子どもが増えたように思う。

（３） 児童養護施設 和白青松園

① 一時保護専用施設の状況について

<概要>

- ・ 定員減で空き部屋があることから福岡市から約 3 年前に打診があり、専用施設を設置。専用施設でショートステイと委託一時保護を同時に実施している。
- ・ 令和元年度にモデル的に 6 人で開始。令和 2 年度から 12 人に増員（男子ホーム 6 人、女子ホーム 6 人）。
- ・ 専任職員は、令和元年度は 2.5 人（職員 2 人、非常勤 1 人）、令和 2 年度 5 人。

② 受け入れる子どもの状況について

<入所児童の状況>

- ・ 専用施設にして、長期化しているように感じる（これまででは、委託一時保護の子どもは男女各 2 人の受け入れが最大）。
- ・ 親子関係の不和やネグレクトが多く、最終的には家庭引き取りになることが多い。
- ・ 市内 3 所の児童養護施設は地域に偏りがあり、原籍校の近さで施設が決められるわけではない。

<長期化の状況>

- ・ 高年齢で家庭復帰や里親委託が困難な子どもに長期化が多い（最長 204 日の子どもは里親の受け入れ待ちだった）。
- ・ 福岡市では、児童養護施設への入所より里親への措置を優先することから、里親が見つかるまで委託一時保護が続くことがある。

<対応の難しい子ども>

- ・ 最初に施設のルールを聞かず納得していない子どもは、施設への拒否感が強いいため長続きしない。
- ・ 他害の（暴力的傾向が強い）子どもは、他の子どもへの影響があり対応に苦勞する。

③ 児童相談所との連絡・連携について

<受け入れの手続き>

- ・ 委託は、受け入れの 5 日前くらいには電話連絡がある（ショートステイは当日連絡の場合もあり）。
- ・ 子どもが納得して入所するために本人に事前に当施設の説明をしたいが、日程調整が難しいことがある。
- ・ 子どもの情報は聞けば答えてくれるが十分ではない。電話での学齢、出身校、親について、子どもの状況（発達含む）くらいで、特に学校でのトラブルの状況が分からない。

<受け入れ後の連絡の状況>

- ・ 訪問や電話連絡は頻繁な児童福祉司もいるが、人によって異なる。長期している子どもへの訪問は少なく、保護者との話で動きがあった場合に伝えに来る程度である。施設から連絡して状況を聞くこともある。
- ・ 児童心理司の訪問の方が比較的多い。児相の業務終了後の 18～20 時に訪問されるケースが多いが、当施設の事務所は 17 時半で閉めるため、対応が困難な場合もある。
- ・ 福岡市では、施設の日誌をそのままメールに添付して報告する仕組みがあるため、児相からの連絡が少ない可能性はある。施設内で子どもの状況が変われば、適宜児相に電話連絡する。
- ・ 子どもへの情報提供や保護者との関わりは児相が行い、当施設は生活面の支援という住み分けである。
- ・ 委託一時保護からそのまま当施設へ措置入所のケースは、今は少ないが（7 ケース）、今後増えるのではないかと考えている。
- ・ 受け入れ時やその後の進捗状況について、定期的な情報交換をするなど、連携を密にしていきたい。

④ 入所児童の生活について

<措置児童との生活の違い>

- ・ 日々の過ごし方は基本的に同じだが、措置児童との接触は極力控えている。
- ・ 措置児童は高年齢が多いが、委託児童は未就学児もいる。
- ・ 外出時はスマートフォンの所持は制限していないが、施設へ帰ってきたら預かるようにしている。

<お小遣いについて>

- ・ 施設の持ち出しで、日割り計算で半月毎に措置児童と同額のお小遣いを出している。お金の使い方の指導は特にしていない。学校行事に必要な費用も出すが、金額によっては家庭の負担との相談になる。

<衣服などの私物>

- ・ 2 か月程度なら私物の学用品と制服、ジャージなどを持ち込んでもらえるといいが、長期の場合、保護者から持ってきてもらえなかったり、サイズが合わなくなっていることもあり、施設の持ち出しで購入することになる。

<外出>

- ・ 委託児童は、高校生は 1 人で外出可能。中学生までは 1 人での外出は認めていないが（土地勘がないため）、職員と一緒にあれば可能である（この時に近隣のスーパーや本屋でお小遣いを使える）。

⑤ 一時保護期間中の学習について

<通学の状況>

- ・ 子どもは学校に行きたがっており、不登校の子どもや、本人は行きたくても保護者が拒否する以外は、通学している。保護者が学用品を準備してくれず（意図は不明）、通学できない子どももいる。
- ・ 保小中委託児童は原籍校に送迎している。当施設は市内で最も東端のエリアのため、西部、南部への送迎は困難である。ショートステイの子どもは 4 ～ 5 人いると全員の送迎は厳しい。
- ・ 高校生は自分で通学するため部活動もできるが、中学生は送迎時間の関係で部活動ができない。
- ・ 以前、一時保護された受験生が塾に通うのに送迎をしたこともあった。塾については保護者の意向による。
- ・ 今はないが、保護期間中の修学旅行などの学校行事に参加させることはできる。

<学校の理解・連携の状況>

- ・ 児相と保護者から学校に子どもの状況と当施設のことを連絡してくれ、その後、当施設から連絡する。
- ・ 遠方の学校からは、子どもを送迎することに感謝されることが多く、学校の様子を聞いたり当施設での状況を伝えたり、担任の先生によっては訪問してくれるなど、連携が取りやすい。

<所内での学習>

- ・ 小学生は簡単なプリント学習（問題集やドリル）はできるが、学力向上ではなく、コミュニケーションの 1 つとして行っている。中学年以上は職員が教えることができないため、自学になる。
- ・ 原籍校が、通学できない子どものためにプリントを送ってくれる。
- ・ 当施設に Wi-Fi はあるが、子どもの利用は控えている。福岡市では小中学生にタブレットを支給しており、職員が管理した上でタブレット学習も可能である。

<今後の課題>

- ・ 学校では措置児童と委託一時保護児童の違いを理解していない先生もいらっしゃる。施設としては、委託児童のトラブルには深く踏み込まず学校との関係がうまく作れない。委託児童にどこまで介入すべきか、措置児童との違いについて学校とどのように理解を深めるかが課題である。
- ・ 委託児童でタブレットを持っていない子どものために数台は貸し出せるが、複数人が重なると難し

い。コロナ禍や不登校対応のためにも、今後は Wi-Fi の開放、パソコンの購入を進めたい。

⑥ 子どもの権利擁護に関する取り組みについて

＜意見箱＞

- ・ ホームの中に意見箱を設置しているが、あまり多くない。意見箱の内容は管理職で確認し、何らかのリターンを行う。

＜今後の課題＞

- ・ アドボケートも含め、前向きな意見ならよいが、措置児童の中には意見を言えば自分の思うようになるとする子どももいる。意見表明を武器として、単なる不満表明に終始しないようにすることが重要である。
- ・ 現在試行的に実施しているアドボケートは子どもの不満表明が主となっていたり、継続的に実施できるか不透明なことから、それよりは、子どもが安心して悩みなどを「相談」できる環境づくりを手厚くしたい。

⑦ 今後の課題・要望等

＜職員体制＞

- ・ 今の職員体制では、委託児童が増えると車の台数からも通学の送迎が難しく、学校の長期休暇は負担が大きい。入所数が少ない時や平日は十分対応可能だが、ショートステイも含めると長期休暇中や土日に入所が集中するため、現状の人員配置では対応が困難な状況のため増員が望まれる。平日や入所数が少ない際は措置児童担当職員のフォローに回るなど、柔軟な人員配置ができればよい（１～２人でも、保育士経験のある地域の人材のサポートがあればありがたい）。

＜職員の意識の向上＞

- ・ 施設として、里親の家庭的養護とは異なる特性をもった子どもとの関わり方を考えたい（長期の子どもは数か月でも入所させる、高校生に落ち着いた環境を提供する、児童館のような地域性など）。
- ・ 一時保護所も含め、対応困難な子どもの受け入れへの抵抗感払しょくも含めた、入所児童の受け入れについての根本的なビジョンの研修は断続的に行う必要がある（繰り返し聞くことで身につくようになる）。

＜生活にかかる費用の補助＞

- ・ お小遣い、日常の費用（通学の際の学食代、飲み物代など）は施設の持ち出しのため、より多くの委託児童の受け入れのためには、費用を出してほしい。

(4) 児童養護施設 江南

① 一時保護専用施設の状況について

<概要>

- ・ 本体施設の定員 45 人（15 人定員の 2 ユニットが 3 つ（1 ユニット 7 ～ 8 人で 2 ユニットの職員が見る形式））、地域小規模（女子）が 2 つで入所児童の定員は計 57 人。一時保護専用施設（男子）が 6 人。合計 63 人の定員。
- ・ 来年度から男子の地域小規模を追加。全体の定員数は上げず本体施設を減員して 6 人分を充当。
- ・ 本体施設は個別化を柱としており、一時保護も個別に柔軟な対応を心掛けている。

<入所児童の状況>

- ・ 6 人定員で、小学生 4 人と幼児 2 人が基本。小学生は個室、幼児は 2 人 1 部屋。
- ・ いつも一杯の状態、必要があれば定員超えの受け入れも検討している。
- ・ 女子の一時保護を本体施設や地域小規模で受けることはあるが、埼玉県と同じ管内に女子の一時保護施設があるため、依頼は少ない。男女のきょうだいの場合、別々の施設で保護することが多い。
- ・ ここは 3 歳から小学生までだが、兄弟の場合は 3 歳以下や中学生を受けることもある（子どもの不安軽減のため）。
- ・ 保護期間は様々で、長い子どもは半年。年度途中で受けると、家庭復帰は準備が整えば帰れるが、施設入所方針で次の行き先が決まらない場合は保護継続となるケースが多い。
- ・ 保護理由はネグレクトや夜間放置が大半。身体的虐待は後の聴き取りで判明することが多い。感情表現が上手くできず、その入り口として自分がされてきたように乱暴な行動をとる子どもはいるが、寄り添って話を聞きクールダウンを繰り返すことで、ここでの生活ができています。

② 受け入れまでの流れについて

<保護までの流れ>

- ・ 埼玉県全域から一時保護を受けるが、熊谷児相が他の児相からの要請等の集約・調整をして依頼があるため、受ける側はとてもやりやすい。
- ・ 緊急保護の場合情報が少ないため、委託の際には最低限の情報は確認して保護可否を判断する。
- ・ 一時保護所を経るより、直接家庭から一時保護される子どもが多いが、ここは原則 19 時までに来られる子どもとしている。

<子どもの情報について>

- ・ 学校での様子や人づきあいなどの詳細は後日の面談で聞くことが多い。保護の理由等の説明は児童福祉司がするが、全てを理解しきれていない子どもが多いため、専用施設の職員が補足説明をすることもある。

③ 子どもの生活について

<生活環境について>

- ・ 個室を安心の場所にするため他の子どもの出入りは禁止としている。生活用品（手洗いタオル、歯磨き粉、食器）、学習用品は個別化。
- ・ 1日の過ごし方で、必ず個室でという時間はないが、基本的にはリビングや食堂、中庭で過ごす。
- ・ 一時保護専用施設と本体施設は離れており、子ども同士が関わることはない。混在すると、「通学できない」などの違いで傷つく子どもが多い。生活場면을完全に切り離すことが、子どもが安心できる環境と考えている。
- ・ 食事は一時保護専用施設で作る。基本的には決まったメニューに基づき、食材を本体から配給されるが、子どもの好みにあわせて味付けや調理方法等を変えるなど柔軟に対応している。

<1日の流れ>（特筆すべきイベントのみ）

- ・ 8:00～8:30 朝の会：小学生全員と職員で前日の振り返り（職員が「こういうことをしてくれてうれしかった」、子どもが悲しいと思ったことを受けて「皆もしないように」など、個人を特定せず命令ではなく問いかけるように）と、児童を褒めるためにお手伝いを実施。場所が決まっていなくてトラブルに発展するため、廊下掃除、本棚の整理、雑巾がけなどの場所の確認を行う。子ども会議に代わるものとして実施。
- ・ 9:45～10:00 道徳の時間：小学生新聞を使って社会に触れる、NHKの「Q～こどものための哲学」や「u & i」で相手の気持ちを考える、学校教材を静かに見るなど
- ・ 11:00～11:45、19:00～20:00 自由時間（ゲームができる時間）：小学生が1人1台3DSを使える（1人の時間も必要）。以前個室でのテレビゲームでトラブルになったため、食堂でするようにした。
- ・ 20:45～21:00 日記を書く時間：食堂で小学生が絵日記を書く。宿直職員が同席してコメントを返し、コミュニケーションツールとしている。子どもの心理状況で特筆すべき内容はCWと情報共有する。

④ 一時保護期間中の学習について

<通学の状況、学校の理解>

- ・ 原籍校にプリント等をお願いするが、もらえないことが多い。先生からもらうものは頑張って取り組む子どもが多く、原籍校とのつながりは子どもにとって大事なものと思われる。
- ・ 学校の担任の面会は実施していない。子どもが望み、環境が整えば検討する。
- ・ 子どもが望み（幼児は児相に確認）環境が整えば、保育園や学校に通わせたい。車で30分くらいまでなら職員が送迎して通学させたいが、原籍校が遠いところが多く、現在、通学はしていない。
- ・ 一時保護の子どもは「学校に行きたくない」という子どもが多い。実年齢より2～3歳下の学力の子ども、いじめに遭っていた子どもが多く、学校を楽しい場とっていない。

<所内での学習>

- ・ 年齢ではなく子どもの能力に合わせた学習ワークを用意し、職員が教える。できることを維持する。

- ・ 一時保護の子どもの多くは、「30 分～1 時間机の前に座る」、「字を丁寧に書く」ことがスタートになる。

<今後の課題>

- ・ 学習意欲が高まった子どものために、タブレット学習を導入したい（本体施設では各ユニットにタブレットを2 台ずつ配布して、自由に使えるようにしており、学習プログラムも導入。塾に通っている子どももいる）。
- ・ 職員だと甘えが出るため、学習指導員は外部の人材がよいが、社会的養護に理解のある良い人材が少ない。

⑤ 解除に向けた動きについて

<子どもへの説明>

- ・ 子どもの話は「受け止めて共感する」ことを基本とする。子どもには、一時保護専用施設の職員は子どもが生活で困らないようにする人で、話を聞き、よければ児相につなげること、家族のことは CW が決めてくれると伝える。

<児童福祉司との連絡・連携>

- ・ CW は保護開始直後は1 週間以内に来る。あとは月に1 回、子どもの状況に応じて随時来る。
- ・ CW には適宜電話で状況を伝える。見通しが立たず不安が強い子どもなど、必要に応じて面接に来てもらうこともある。CW には子どもが納得できるまで説明してもらうようお願いしている。
- ・ CW により関わり方が異なり「子どもの言葉の裏まで汲み取ってほしい」、「もっと頻回に」と思うこともある。

<児童心理司との連絡・連携>

- ・ 児童心理司は、心理判定（2 ～ 3 回）には関わるが、それ以外ではあまり関わりはない。

<解除に向けた施設側の関わり>

- ・ 援助方針会議などに施設職員が入ることはない。保護解除時に行動所見を書面で出す程度である。本来は援助方針会議に参加した方がよいと思うため、可能なら遠方でも参加したい。
- ・ 児相は子どもの言葉を大事にするため、施設が、言葉の裏にある子どもの本心を汲んで懸念事項や意見を伝えても、援助方針会議の方針が変わることは少ない。

⑥ 権利擁護の取組について

<取組の内容>

- ・ 受け入れ時に絵などの資料で説明（共用スペースにも置く）。月1 回個別面談を行う。意見箱は設置しており、一時保護専用施設の職員が毎晩開けるが、件数は少ない（年に2 ～ 3 件程度）。直接言ってくる方が多い。
- ・ 権利ノート等は児相から渡されておらず、施設も渡していない。日々の生活の中で子どもが意見を言えるよう、子どもが「自分で選べる」環境づくりを意識している（中庭で遊ぶか、公園に行くかなど）。

＜面会の制限＞

- ・ 家庭復帰前の、親とのやりとりのための面会は児相で行う（施設職員は同席しない）。後で子どもの気持ちを聞いてフォローする。自分を責めている子どもが多いため、日常的な保護者の面会は行わない。

＜今後の課題・取り組みたいこと＞

- ・ 権利ノートに準じたものを作り、子どもに説明したい。
- ・ 子どもへのアンケートは退所時に行うが、「楽しかった」など感想のみを聞く質問のため、具体的に回答できる質問に改善したり、日常会話の中で詳細に意見を聞き取る形のアンケートにしたい。

⑦ 今後の課題・要望等

＜職員体制＞

- ・ 国基準の倍の職員体制で対応しているが、安心安全な生活や柔軟な対応には必要である。持ち出しが多いが、子どもは生き生きとしている。管理的にならないようにするためには、せめて地域小規模並の配置基準が必要。

＜職種の追加＞

- ・ 一時保護専用施設でも臨床心理士の加算があれば、心理的アセスメントやケアができる。本体施設で２人（正規１、非常勤１）配置しているが、30/57 ケースで心理士が関わっており保護所に手が回らない。

（５） 相模原市児童グループケア施設 オレンジ

① 一時保護専用施設の状況について

＜概要＞

- ・ 定員６人。幼児～小学校低学年までを対象としているが、今年度は幼児のみの入所であった。
- ・ 施設は、２階建ての一軒家のような建物一棟で、日中は１階で過ごし、２階は昼寝・就寝時の部屋としている。昼寝・就寝時には男女で部屋を分けるようにしている。

＜設置の背景・経緯＞

- ・ 本園（障害者支援施設）のグループホームであった施設に若干手を入れて、現在一時保護専用施設として使用している。今年度開所した。
- ・ もともと相模原市が政令市に移行した当初、一時保護所を持っておらず、当社会福祉法人に一時保護の委託を行っていた。当時も「オレンジ」という名前で平成 22 年より 4 年間運営しており、それを今年度再度開設した形になる。
- ・ 平成 22 年からの委託の際は、一時保護所と同じように、緊急一時保護の子どもをアセスメントすることなく委託したり、高年齢児を委託したため、対応が非常に難しいことがあった。今回は当時と違い、一時保護所がきちんと最初のアセスメントを行った上で、事前に施設にケース説明を実施した上で委託するようにしているため、前回に比べて対応しやすいと感じている。

<入所児童の状況>

- ・ 今年度は実質 14 人受け入れている。入所期間は平均すると 1 人あたり 130 日となり、長期化している状況である。受け入れ先の確保やケースワークが滞ってしまったケースがあるなど要因は様々である。
- ・ 幼児で一時保護される子どもはかなり大変な状況の中で保護される子ども多いが、一時保護期間中にオレンジの非常に家庭的な環境で養育されることで、ある意味「子どもらしく」なっていく、目に見えた成長がみられる子どもが多いと感じる。

② 子どもの生活・関わりについて

<生活環境について>

- ・ 私物は基本的には持ち込まず、衣類などはオレンジで用意し、その中から、可能な限り子ども自身が選べるように配慮している。
- ・ 職員間で非常に細かい部分で「自由に選べる」ものについて話し合うことは多くあり、制限のある保護期間でも自由な意思を尊重しながら信頼関係を築いていければよいと思っている。
- ・ 近隣の公園などに散歩には行っているが、新型コロナの影響で図書館や動物園などの施設に行くことはできていない。状況が改善すればやっていきたいと思っている。外に出られないながらも、日課に日本の行事や季節の遊びなどを取り入れている（夏場のプール、花火、夏祭りなど）。子どもも思い出として楽しかったと言っている。

<通学・通園、学習の状況>

- ・ 今年度は全員幼児だったため、通学が必要な児童はいなかった。今後、小学生が入った場合には、学校に行くとなった時は、施設から送り迎えできる範囲であれば対応したいが、市域が広いため検討していきたい。
- ・ 小学生が入った場合には、学習時間を確保しなくてはならないため、基本の一日の流れは幼児と同じになるが、本体施設の空き部屋や心理面接用の部屋などを使って、勉強の機会を学校に見立てて確保していきたいと考えている。学習指導については、専任の職員がいるわけではなく、現在いる職員が、学校などから子ども本人用のプリントなどの教材等をもとに進度を確認して行っていければと考えている。
- ・ 幼児については、年長の子どもについてひらがなのワークブックをしている。ただ、他の小さな子どもも興味を示すので、点つなぎなどの簡単なワークを静かに勉強する、という時間をおやつ後に導入し始めた。机に向かって勉強したい、という年上の子へのあこがれで楽しそうに取り組んでいる。小学校に入るまでに苦手意識をなくしてもらうのを目標としている。
- ・ 幼稚園への通園はできていない。送迎や親との関係で難しいが、可能であるならば通えれば良いと思っており、今後考えていきたい。

<解除に向けた子どもへの説明>

- ・ 今後の見通しについては、自分から言ってくる子どももいれば、言っていない子どももいる。聞かれた際には、見通しが立ったら伝えると約束したことを確認した上で、カレンダーなどを見せながら視覚的に理解しやすいように配慮し、「分かったらきちんと伝えるね」と伝えている。

③ **児童相談所との連携について**

- ・ 一時保護所でアセスメントを終え、ある程度落ち着いた子どもがオレンジへ委託されている。
- ・ 児相としてはオレンジも一時保護所の一部のように考えているところがあり、一時保護所幼児グループＳＶが頻繁に様子を見にきてくれており、情報共有なども図れている。
- ・ 親との面会は児相で行っている。児相からは離れたところにあるが、その時々でケースワーカーが迎えに来ている。その際、オレンジ職員が同行することもある。

④ **今後の課題・要望等**

＜職員体制＞

- ・ もう少し施設の人員が揃えられれば、送迎など手伝えることも増えるのではないか。

第Ⅳ章 児童相談所や一時保護所や職員の意見交換会 で出された意見（まとめ）

児童相談所及び一時保護所へのアンケート調査実施時に、児童相談所や一時保護所の職員による意見交換会へ参加意向をうかがい、希望のあった職員の方を対象にリモートで意見交換会を実施しました。

参加者は、児童相談所、一時保護所の職員 19 名の参加をいただきました。

意見交換会で出された主な意見は下記のとおりです。

●一時保護の状況

- ・ 一時保護所は定員超過が常態化している。
- ・ 定員を超えても、他の部屋を転用して受け入れている。
- ・ 援助・支援に困る子どもが増えている。
- ・ 一時保護後の受け皿がないため、滞留せざるを得ない。

●一時保護の考え方（保護先の決め方など）

- ・ 子どもの状況に応じて一時保護先を決定しているが、被虐待や身柄付などは一時保護所で受け入れ、行動観察を行うことが多い。
- ・ 保護先は子どもの年齢に応じて選択することが多い（小さな子どもは里親への委託が中心）。
- ・ 保護所での幼児の受け入れは職員の負担も大きいので、幼児は優先的に里親委託。
- ・ 緊急の場合は保護所、レスパイトや期間限定は里親委託。里親委託も進んでいる。
- ・ アセスメントのために、まずは一時保護所で保護（2～3週間）、一定期間後に委託に移行というのが基本方針。
- ・ 基本的には一時保護所で受け、保護後のアセスメントは一時保護所で行う。
- ・ 委託一時保護先が一杯の場合は、里親に依頼。2歳以下では乳児院に依頼をするほか、医療機関に依頼しているケースも多い。また、空き次第、委託してから保護所に戻すこともある。
- ・ 新型コロナの影響で、新規の受け入れは委託一時保護で対応することとなり、専用施設整備を進めている。

●一時保護期間中のおおまかなスケジュール

- ・ 一時保護所、委託一時保護とも基本的な流れは同じ。
- ・ 毎週、一時保護の子どもの進捗管理や援助方針の確認をしているものの、施設入所が望ましい子どもは、施設の空きを待たざるを得ない。
- ・ 親子で認識が共通で争点が明確であれば、スケジュール通りに進むが、認識が異なる場合は長期化しやすい。事実確認の面談のアポがとれないと、期間が延びていく。

- ・ スケジュールを意識している（2週間、4週間）。2週間ぐらいで事実確認や争点を整理できるように取り組んでいる。家庭復帰できるのか、難しいのかを見極める。
- ・ 家庭復帰でない場合の受け皿の確保に時間がかかるので、早めに調整に動くようにしている。
- ・ 3週間経過時に支援会議を開催して全ケースをチェックし、その後は2～3週間に1度は確認する。
- ・ ケース検討は、基本はSVと担当児童福祉司で行い、全ケースを扱う援助方針会議は実施していない。
- ・ 援助方針会議には保護所の職員も参加し、保護児童全ケースについて毎週の会議で確認している。
- ・ 保護件数が多いため、具体的な検討は別で行い、援助方針会議は共有・報告のみ。
- ・ 一時保護の進行会議を週1回開催しているが、長期化解決にはつながっていない。
- ・ 今年度から、毎週の援助方針会議後に一時保護児童の次の動きを促すための確認をしている。
- ・ 一保が離れている場合、保護所職員が会議に参加できないこともあり、訪問してCWがカバーするという方針で動いている。
- ・ 委託の方が関わりが手薄になっているのが現状。行動観察を行えない場合が多く、情報が少ない中で援助方針を決めていかなければならず、子どもにとって良い判断ができていないか疑問が残るところはある。

●子どもの意見をきくタイミング、方法（意見表明）

- ・ 頻度は決めていないが、離れていると週に1回など頻度を決めることで児童福祉司の負担が増えてしまう。その分、保護所の職員が子どもの気持ちを汲み取るなどカバーしている。
- ・ 保護の翌日に訪問する。
- ・ 新型コロナの影響で、リモート面接ができるようになった。
- ・ 定期的に訪問するという方針はあるものの、実施できていないことが多い。
- ・ 保護所で面談はするものの、片道1時間以上かかるため、かなりの負担となっている。
- ・ 福祉司から援助・支援方針の説明、その後に心理司も接触し、子どもの気持ちを聞き取っている。
- ・ 子どもの声は日誌、毎朝会議で共有している。
- ・ 援助方針会議の前に児相と一時保護所で子どもの声（日誌）を情報共有。
- ・ 小さい子どもは心理司と一緒に説明をしている。
- ・ 年齢が高い子どもには親との話や見通し、学校・テストについてなどを説明している。
- ・ 一時保護は権利制限である。心理司としては、子どもに制度を説明することがまず大事だと考えている。その上で、子どもの声を聴くようにしている。

●外出・面会の保障

- ・ 一時保護所がいつも一杯ということで職員の余裕がなく、決められた日課をこなすこ

とが精いっぱい外出は難しい。

- ・ 企業からの支援でミュージカルなどに行くこともある。
- ・ 面接はできる子どもはするが、難しい子どももいる。外出は基本的にはできないことが多い。
- ・ 近隣への散歩は、外出が可能な子どもはしている。
- ・ 2週間に1回程度、保護所外でのレクリエーションを実施。
- ・ 長期化している子どもへは定期的に外出できるようにしている。
- ・ 保護者との面談などの際には一時保護所から児相に子どもを連れてきて、保護者と面談をすることにしており、往復だけでもかなりの時間になる。
- ・ 子どもから面会の希望があれば、児童福祉司に伝えることにしている。
- ・ 家族、親族との面接については、児童福祉司が判断するが、友だちとの面会、手紙の希望については、一時保護中の安全を確保するため断っている。

●一時保護所での子どもの不安・意見のくみ取り

- ・ 子どもの会議は、子どもの意見を吸い上げている。
- ・ 子ども会議も考えたが、進め方が難しい。職員で事前にテーマを作った。生活のルールづくりについて、子どもに決めてもらう。要望については、やれることとやれないことがある。子どもから上がった意見については、検討した内容を子どもに伝えるようにしている。
- ・ 意見箱を設置して、自由に意見を言えるようにしている。
- ・ 職員との交換日記形式で子どもの不安や疑問へ対応している。

●学習権の保障

- ・ 一時保護所と学校が離れている場合が多く、一時保護所からの通学はほぼない。
- ・ 非常勤の教員が教えている。
- ・ 学習面に不安のある子どもも多く、学校より丁寧に教えている場合もある。
- ・ 高校生で通学の必要性が高い児童は保護所から通学するケースもある。
- ・ 高校生など通学している場合でも、部活ができなかったり、携帯を預けられたりと、友人との交流を制限され、かえってつらい思いをしている子どももいる。
- ・ 学校に行けていない子どもも多いので、家庭教師を派遣して学習保障をしている。
- ・ 委託一時保護で通学できるところが増えている。

●解除に向けて

- ・ 自宅へ戻すことが難しい子どもが多くなっており、施設、里親が足りない。
- ・ 家庭復帰が難しそうな場合はできるだけ学校に通えるところに措置変更するようにしている。

●長期化の要因

- ・ 経験年数が少ない児童福祉司が増え、保護者との調整にも時間がかかるのではないかと。
- ・ 被虐待では、若手とベテランがチームを組んで対応している。

- ・ 保護者の拒否、年齢的に高い子ども、資源が見つからないなどが主な要因。
- ・ 福祉司の担当ケース数が多く、十分な検討がされずに長期化しているケースもあったため、観察会議を定期的の実施し、福祉司がアセスメントシートを作ることで「意識」を高めている。

●上記のような課題を解決していくために

- ・ リモート会議等ができる環境ができつつある。
- ・ 児童福祉司が足りない。
- ・ 専用施設を増やしていく必要がある。
- ・ 通学するには、学校側の理解促進が必要。
- ・ 一時保護解除後の受け皿の充実。

第V章 調査のまとめ、考察

本事業では、一時保護を決定する児童相談所、一時保護を受け入れる一時保護所や、委託一時保護の受け入れ先となる児童福祉施設・里親・医療機関へ、アンケート調査を実施し、一時保護開始後から解除に向けてのしるじや一時保護中の子どもの権利擁護について多角的に現状と課題を確認しました。

それぞれの調査の回収率はおおむね 70%前後となっており、一時保護の方針等を決定する側と受け入れる側双方の現状や課題を確認できる結果となっているといえます。

また、回収率の高さや、自由記述等で記載されている内容から、それぞれの機関において一時保護への関心の高さがうかがわれます。

1. 児童相談所アンケート結果、意見交換会 小括

(一時保護の概況)

- ・令和元年度の実績について回答のあった 167 児童相談所の一時保護所及び児童福祉施設等で委託一時保護された子どもの状況は、令和元年度中の受付・委託件数は 41,800 件あまり、一時保護所では小学生の割合が約 36%と最も高い一方で、委託一時保護では 0～5 歳の就学前の割合が約 43%と最も高くなっています。
- ・また、令和元年度中に対応した件数のうち、2 か月超えは一時保護所では約 14%、委託一時保護では約 12%を占めています。

(児童相談所と一時保護所の関わり)

- ・一時保護所が併設・同一敷地内に併設が約 55%、それ以外が約 42%となっており、「それ以外（離れた位置に一時保護所がある児童相談所）」では、一時保護所との距離として平均で車で約 1 時間となっており、遠いところが多いことがうかがえます。
- ・一時保護所の子どもの情報（一時保護所で作成している子どもの記録等）のオンラインでの共有状況は、一時保護所と併設・同一敷地内に併設している児相では、だれでも閲覧できるのが約 60%、限定された人が閲覧できるのが 18%と、全体の約 78%がオンラインで共有できるのに対し、「それ以外（離れた位置に一時保護所がある児童相談所）」では約 46%がオンラインで共有ができていない状況にあります。
- ・児童相談所と一時保護所間で子どもの情報共有で工夫していることについても、一時保護所と併設・同一敷地内に併設している児相の方が様々な工夫をされているところが多く、「それ以外（離れた位置に一時保護所がある児童相談所）」では、援助方針会議等に一時保護所の職員の参加ができていないのは約 18%にとどまっており、距離的に遠いことに加えて、オンラインでの情報共有、援助方針会議等への一時保護所の職員の

参加など、子どもの情報共有がしづらい状況がうかがえます。

- ・ただ、意見交換会では、コロナ禍の状況もあり、一時保護所と児童相談所間でオンラインでの会議も開催されてきたという意見もきかれ、徐々に環境が変わってきていることもうかがわれます。

（児童相談所における一時保護開始時のプロセス）

- ・一時保護先の決定における全体の基本的な流れや方針については、「緊急時」は「できるだけ一時保護所で受け入れる」と「一時保護する際に一時保護所か委託一時保護先かを定める」がほぼ同割合となっていますが、一時保護所に併設・同一敷地にある児相では、「できるだけ一時保護所で受け入れる」割合が約半数を占めています。
- ・意見交換会では、まずはアセスメントを行うために一時保護所で保護し、アセスメント等が終わった後に適切な委託一時保護先に変更するといった方針のところもありました。一方で、一時保護所が定員超過の場合、委託一時保護先で受け入れるものの、一時保護所に空きが出た場合、一時保護所に戻すことがあるというところもありました。
- ・一時保護先の決定において判断を行う際に使用しているツールは、「緊急時」は大半が有るとしています。
- ・一時保護先を決める際の児童福祉司・児童心理司の関わりにおいて、面接を行う時期、手順などをルーチン化しているのは、「緊急時」、「施設や里親等での不調」、「あらかじめ予定されている場合」とも1割前後にとどまっています。

（児童相談所における一時保護・委託一時保護期間中の状況、解除時のプロセス）

- ・通常、一時保護された子どもの進行管理は、観察会議、判定会議、援助方針会議を経ることになり、児童相談所内での一時保護された子どもの情報共有は、観察会議、判定会議、援助方針会議などでされています。
- アンケートによると、一時保護中の子どもの援助方針会議を定期開催しているのは約64%で、大半が週1回の開催となっています。
- ・意見交換会では、委託一時保護先の子どもは観察会議ができないことが多いため、情報が少ない中で援助方針を決めなければならないといった実情もきかれました。
 - ・一時保護解除の検討を行う時期の目安があるのは30%程度で、具体的には3週間から1か月を目安とするところが多くなっています。
 - ・意見交換会では、スケジュールを意識している（特に最初の2週間で確認する、3週間目の方針会議を実施）、毎週進捗管理を行っている、といった意見が出されましたが、一方で、保護者との面会がしづらい場合はスケジュールが遅れがちになる、担当の児童福祉司の持っているケース数が多くて負担が大きくスケジュールが遅れてしまう、といったことのほか、ある程度早い段階でアセスメント等を経て援助方針が決まって

いるものの、家庭環境を整えるのに時間がかかってしまう、施設の空き待ちで時間がかかる、といった実情もきかれました。

- ・解除及び解除後の行き先の判断を行う際に使用している判断基準・ツールが有るのは約半数、特に虐待の場合は「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」を使用しているところが多くなっています。

（一時保護期間中の子どもへの説明や子どもの意思確認、面会・外出、子どもの権利擁護に関する取り組み等）

- ・一時保護期間中の子どもへの説明や子どもの意思等の確認は平日・夜間とも同じ対応のことが多くなっています。
- ・意見交換会ではコロナ禍の状況で、リモートで児童福祉司と子どもとの面接ができるようになったという意見もきかれました。
- ・一時保護期間中の一時保護中の子どもの面接に関して一定のルールがあるのは約 16% で、ルールとしては、面会の時間帯、面会対象者などの内容となっています。
- ・意見交換会では、必要に応じて実施しているものの、一時保護所と離れた児童相談所の場合、1 時間以上離れた一時保護所に出向いたり、一時保護所から児童相談所に子どもを連れてきて面会をするため、児童福祉司の負担が大きいといった声もきかれました。一方で、面会時は子ども側に児童福祉司が付き添って実施していることを考えると、結局児童福祉司が一時保護所に出向かなければならず、リモートでの面会のメリットが考えづらいといった意見が出されました。
- ・一時保護されている子どもの権利擁護に関する取り組みとして、「児福審などの子ども権利擁護部会」「第三者委員会」「弁護士等子どもの意見をきく人（アドボケイト）」が有るのはそれぞれ約 10%程度にとどまっています。

（委託一時保護の状況）

- ・一時保護又は委託一時保護を断られたケースがある児相は約 63%ですが、「それ以外（離れた位置に一時保護所がある児童相談所）」では約 69%と高くなっています。
- ・断られた理由については、施設種別に関わらず、定員超過、職員体制が整っていないが多くなっています。その他、子どもの年齢、きょうだいの受け入れ、子どもの障害、性加害の理由など、子どもの状況等の理由が多くあげられています。
- ・意見交換会では、緊急・夜間の場合は委託一時保護先で受け入れてもらえる、里親で対応してもらえるものの、精神疾患の疑いのある子どもなどについては、委託一時保護先が少ないといった声がきかれました。

(今後の一時保護についての考え)

- ・委託一時保護先の確保のために工夫していることについては、児相間で受け入れ施設の情報共有を図り計画的に委託先の確保をする、夜間緊急一時保護の受け入れ先として短期間の受け入れ先などを作るといった委託しやすい体制づくりや、委託先との状況共有を密にするといったことのほか、委託先の開拓や専用施設を増やすといったことがあげられています。
- ・委託一時保護を進めるにあたっての課題については、そもそもの委託先数の少なさのほか、委託先があっても受け入れ人数が少ないといった受け皿全体についての課題をあげる児相が多くなっています。その他、受け入れ可能な子どもが限定的といったことも多くあげられています。

(2か月を超えて一時保護、委託一時保護されている子どもの状況)

- ・令和元年度中に2か月を超えて一時保護をした子どもは、一時保護所は平均年齢 10.3 歳、委託一時保護は 7.1 歳、一時保護の平均日数は一時保護所が 118.0 日、委託一時保護は 131.3 日となっています。
- ・長期化した理由については、一時保護所、委託一時保護共に「保護者が引き取るための環境整備に時間を要した」、「施設の空きが見つからなかった」が上位にあがっていますが、委託一時保護では「法 28 条の審判申請」の割合が一時保護所に比べて高くなっています。
- ・通学の有無については、委託一時保護では原籍校もしくは施設入所の子どもと同じ学校に通っている割合が 20%を超えています。

(里親・FH、医療機関等に委託一時保護されている子どもの状況)

- ・令和元年 8～9 月中に委託一時保護された子どもは、里親、医療機関では半数以上が就学前、FHでは小学生、就学前が 40%前後となっています。委託一時保護された理由については、里親・FHとも一時保護所の定員超過が最も高く、医療機関では専門性の対応が必要な児童のためとなっています。

課題

○児童相談所と一時保護所の情報共有の深度化

- ・併設・同一敷地でない児相では、距離的な問題のほか、オンラインでの状況共有ができない環境にある児相が多く、一時保護所の子どもの情報の共有化が図りにくい状況にあることがうかがえます。加えて援助方針会議への一時保護所の職員の参加が2割弱にとどまっていることから、併設・同一敷地でない児相では、様々なツール等を活用しながら一時保護所の子どもの情報共有を図りやすい環境の整備や取り組みが望まれます。

○委託一時保護先との情報共有の推進

- ・一時保護所を含めて委託一時保護先に委託一時保護を断られたことがある児相が6割を超えており、多くの児相で一時保護先の確保に苦慮されていることがうかがえます。
- ・特に委託一時保護先の受け入れ状況等の情報の一元化が進んでいないため、適切な一時保護先を確保するために時間を要することが、スピーディーな対応が難しくなっていたり、児童福祉司の負担感にもつながることから、受け入れ先の状況をスムーズに確認できる仕組みづくりが求められています。
- ・一時保護の解除及び解除後の行き先の判断を行う際に意見をきく人の中で委託一時保護先の職員をあげているのは7割程度になっています。また、意見交換会の中では児童福祉司や児童心理司が委託一時保護先の子どもに面接に行く頻度があまり高くなかったり、子どもの観察会議を実施しているところがあまりない状況もきかれており、委託一時保護の子どもに関する情報の共有を密にしていくことが重要となります。

○見通しの立つ一時保護の仕組みづくり

- ・平成元年度に一時保護された子どものうち、2か月を超えて一時保護された子どもは一時保護された子ども全体の約1割強います。
- ・アンケートでは、一時保護開始時の対応のルーチン化・ルール化をしているところが1割程度となっています。一方で、意見交換会の中では解除までのスケジュールを見通して対応していたり、援助方針会議までの目安を決めて対応しているといった状況もきかれる一方で、全てのケースに関して、支援計画書のように文書化して進捗管理をしていくことは、児童福祉司の負担が大きいといった意見もきかれました。
- ・長期化を防ぐためには、児童福祉司や一時保護所あるいは委託一時保護先と、それぞれの子どもに関する見通しを示していくことが重要であり、例えば一時保護開始時に支援計画書（プロセスシート）を作成するなど、解除に向けて計画的に観察会議や援助方針会議を進めていけるようにする仕組みづくりが求められています。

○子どもの権利擁護の取り組みの推進

- ・一時保護期間中・解除に向けての子どもの意思確認は、子どもの状況に応じて口頭で行っている児相が多くなっていますが、きちんと伝わっていない場合もみられます。口頭での説明だけでなく、子どもに分かりやすいツールを用いて説明をしたり、文書等で示すなど、より丁寧な対応が求められています。
- ・権利擁護の取り組みは1割にとどまっていることから、仕組みづくりを進めていくとともに、子ども自身が意見をきいてくれたり話したい人を選び、子どもの意見をきいてくれたり、代弁してくれる人などが増えていくことが望まれます。

2. 一時保護所アンケート結果、意見交換会 小括

(一時保護所の入所状況)

- ・令和2年10月1日時点の入所状況でみると、入所割合が100%以下の一時保護所は77.4%と多くを占めていますが、100%を超える一時保護所も17.1%ある状況です。

(一時保護所の施設の状況)

- ・一時保護所の居室状況（当初設定）について、個室率（居室に占める個室の割合）が0%の一時保護所が45%と半数近くを占めています。個室率の平均は、24.7%となっており、個室の割合が少ない状況がうかがえます。
- ・施設の構造がネックとなって子どもの対応が難しいと思うことが「ある」と回答した一時保護所が78.4%と、多くを占めています。個室がない、少ないということのほか、学習スペースが足りない、くつろげる空間がない、男女別の設備がない、死角が多いなどの回答がありました。

(一時保護所でのアセスメント)

- ・観察会議の頻度は一時保護ガイドラインに記載されていますが、一時保護所での観察会議の頻度について、ガイドラインで記載している「週に1回以上」と回答した一時保護所は28.8%となっています。一方で、「月に数回」という一時保護所が34.2%と最も多くなっています。ガイドラインより開催頻度が少ない一時保護所は、一時保護されている子どもが少ないところであったり、日々の意見交換を重ねており、「会議」といった形態で実施していない一時保護所もあります。
- ・観察会議の課題としては、人員的な余裕もなく、日常的に忙しいため、会議の時間を作ることが難しい、担当児童福祉司との連携ができておらず行動観察の視点が分からない、常勤心理司がおらず、心理の見立てが弱いなどがあげられています。また、発達障害や精神障害など、一時保護所で対応が困難なケースが増えており、十分な対応が難しいという回答もみられました。

(子どもに対する見通しの説明)

- ・一時保護ガイドラインでは、見通しについて定期的に子どもに伝えることが望ましいとされていますが、アンケートでは、「特に決まっていない」という回答が42.3%と最も高くなっています。また、回答の中には、見通しの説明については、「担当児童福祉司の業務という認識」という一時保護所もいくつかみられました。
- ・意見交換会でも、ケースの状況については、児童福祉司、児童心理司から話してもらうという状況でした。一時保護所では、子どもから話を聞いてほしいと言われたときに話をするほか、児童福祉司の面接の内容を子どもが十分に理解できていない、子ど

もが不安定になっているという様子を児童福祉司に伝えているというような様子がかがえました。子どもは、児童福祉司には本音が言いにくいという意見もありました。

（子どもの権利擁護の取り組み）

- ・子どもの権利擁護の取り組みについて、意見箱の設置が 75.7%（前回¹：67.6%）、定期的な子どもからのアンケートが 23.4%（前回：34.3%）、子ども会議の実施が 20.7%（前回：16.2%）、外部から弁護士などのアドボケイト 14.4%（前回：7.6%）となっており、少しずつ取り組みが進められている状況がかがえます。
- ・意見交換会では、子ども会議をしたことがなく、進め方が分からないというような声もありました。子ども会議を実施している一時保護所からは、子どもからの要望を聞くだけでなく、職員との話し合いの場をつくることや、子どもの要望を全ては実現できないが検討したことをしっかり子どもに伝える、といった工夫があげられました。

（保護者との面会等）

- ・一時保護期間中の保護者との電話・手紙・面会等のやりとりについて、「必要であれば認める」が 71.2%と多くを占めていますが、「ほとんど認めていない」も 5.4%となっています。「ほとんど認めていない」と回答した一時保護所は、保護期間が短いところや、ほとんど一時保護の子どもがいないところが多くなっています。その他、担当児童福祉司が判断するという回答もいくつかみられました。

（学習権の保障）

- ・通学についての考え方は、「通学はしない」が 56.8%と半数以上を占めており、「通学させる」は 2.7%にとどまっています。通学しない理由としては、管内が広く物理的に送迎が困難である、送迎に対応する職員を確保できない、安全が確保できないなどがあげられています。
- ・「必要に応じて通学・原籍校の授業を受けることを検討する」という一時保護所では、高校生の場合に通学を検討しているほか、学校行事や入所が長期化した場合に検討している状況があります。
- ・所内の学習については、教材の購入や教員等の配置、在籍校との連携など、様々な工夫が行われている一時保護所もある一方で、個別対応できる教員の不足、教材の不足、学校との連携が不十分などの回答も多くありました。また、一時保護所の中に、オンラインや通信で授業を受ける環境がないという回答は 93.7%となっており、ほとんどを占めている状況です。

¹ 平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「一時保護の第三者評価に関する研究」より。いずれも設問の聞き方が異なっているため、参考までとする。

(職員体制・研修)

- ・一時保護所に勤める「一時保護所管理職」、「児童指導員、保育士」の経験年数は、3年未満が半数以上を占めています。
- ・研修についてみると、専門性向上のための体系的なカリキュラムについては、「ない」という回答が90.1%とほとんど占めています。また、外部スーパーバイザーを活用している一時保護所は、11.7%にとどまり、活用していない一時保護所がほとんどなっています。

課題

○一時保護所での権利擁護の取り組みの強化

- ・アンケートの中で、子どもの意見を表明する仕組みとしては、意見箱の設置や子ども会議などを実施しているところが多くみられますが、アドボケイトなどの取り組みを実施しているところは少ない状況にあります。日常の一時保護所の職員や児童福祉司との関わりで子ども本人の意見を確認する場はありますが、第三者に聞いてもらうなど、子どもが望む方法で意見を表明したり、子どもの意向を確認してもらえる環境づくりが求められています。
- ・アンケートや意見交換の中で、一時保護所での生活は、様々な制限を強いられていることが多く、子どもの安全の確保が最優先の場であることもあり、外出や面会は子ども自身が望むようにはできていないことが多くなります。一方で、制約された環境の中でも工夫を凝らし、近隣の図書館や公園に出かけるなど、日課に組み込んでいるところもみられました。できるだけ子どもの権利を守るための環境を整備していくことが求められています。

○一時保護所でのアセスメントの強化

- ・一時保護所の大きな役割の1つとしてアセスメントがありますが、観察会議の状況を見ると、必ずしも十分にできていない状況がうかがえます。アセスメントに関する職員の意識を高めるほか、アセスメントが十分に行えるよう、職員の配置や質の向上、心理の見立てが行えるよう常勤心理司の配置など、専門職の配置なども検討する必要があります。

○一時保護所職員の研修の体系化

- ・一時保護所の職員の経験年数をみると、若い職員が多い状況がうかがえます。一時保護所の職員には、前述のアセスメントや、様々な子どものケアをする能力が求められますが、現在のところ、体系的なカリキュラムがなく、必要な資質を身につける機会がないまま、職員が現場で苦労していることが推察されます。職員それぞれが適切な

タイミングで、必要な資質を身につけられるよう、体系的な研修カリキュラムの作成が求められます。

- ・また、都市部かそれ以外かで、研修の機会に差があることや、職員の勤務体系上、一度に複数人が研修に参加するのが難しい状況にあることが推察されます。研修の方法について、オンラインでの研修なども取り入れるなど、研修に参加しやすい環境をつくることも必要です。

○一時保護所に特化した職員配置基準・設備基準など

- ・一時保護所は、児童養護施設の最低基準に準ずる基準になっていますが、その性質上様々な子どもを受け入れる必要があるため、個別対応ができる人員配置・環境が必要となります。また、一時保護される子どもの傾向として、対応が難しい子どもや本来であれば専門的な施設で一時保護が適当と思われる子どもも増えているものの、現状では、一時保護所個々の工夫でやりくりをしている状況がうかがえます。さらには、学習については、児童養護施設とは異なり、原籍校が遠方にある子どもが多かったり、一時保護所の子どもの年齢がまちまちだったりする状況があります。より子どもの適切なケアが行えるよう、配置基準の見直しや、専門的な対応ができる職員や学習指導を担う職員基準の見直しが求められます。

3. 児童福祉施設アンケート結果 小括

(委託一時保護の概況)

- ・委託一時保護の子どもについては、児童養護施設、乳児院では大半が受け入れていますが、児童心理治療施設、障害児関係施設では65%前後、他の施設では半数前後となっています。一方、児童自立支援施設、児童心理治療施設では、入所を前提とした委託一時保護の子どものみ受け入れている割合が他の施設に比べて高くなっており、また児童自立支援施設や障害児関係施設、自立援助ホームでは「今まで受け入れたことがない」割合が20%程度と高くなっています。
- ・令和2年8～9月の間に委託一時保護として受け入れた子どもとして回答のあった1,990人の子どもの状況は、児童養護施設で1,140人と最も多く、次いで乳児院で487人、障害児関係施設で217人となっていました。無回答を除いた平均で、受け入れ時の年齢は7.2歳、平均保護日数は27.1日となっています。委託保護された理由としては、「一時保護所の定員超過」が28.7%と最も高くなっています。

(委託一時保護受け入れにあたっての考え)

- ・今後の委託一時保護の受け入れについては、どの施設種別でも「一定の条件を満たす

子どもであれば、委託一時保護を受け入れる」が最も高い割合となっており、「どのような子どもでも受け入れる」と合わせて全ての施設種別で 50%を超えています。

- ・一方、児童自立支援施設、児童心理治療施設では「積極的に受け入れない」が 30%前後と他と比べて高くなっています。これらは、自由記述において「施設の性格上、短期で預かる一時保護はそぐわない」という旨の回答が見受けられ、施設側が積極的な受け入れを望んでいないところも少なくないことがうかがえます。

(委託一時保護の受け入れ態勢・環境)

- ・今まで委託一時保護を受け入れたことがない施設では、その理由として「受け入れ態勢が整っていない」が 25.7%となっています。また、委託一時保護を受け入れている施設でも、専用施設が「有る」施設は 10%前後にとどまっているほか、専用施設が「無い」施設では多くが「入所児童と全く同じ環境」で過ごしています(68.8~85.4%)。加えて、委託一時保護の対応を行う専任の職員がいる施設は、どの施設種別でも 1 割を切っており、大半が入所施設の子どもの対応を行う職員が兼任しています。これらから、委託一時保護を受け入れるための設備や職員体制といった環境が十分に整っているとは言えない状況にあります。
- ・自由記述において、委託一時保護の受け入れを進めるには、専用施設の確保や職員の確保が必要であるという意見が多数見受けられました。入所児童の対応をしながら同時に一時保護児童へのケアを行っていくには、施設職員も不足している状態では難しく増員が必要です。また、入所児童との生活空間を分けたいが、専用の場所とそれに対応できる職員が足りない、という意見も多く見受けられ、専用施設や職員の確保についての支援が求められます。

(委託一時保護受け入れ後の解除に向けた手続)

- ・28 条規定の一時保護は、比較的他と比べて保護期間が長く、令和元年度実績では、特に児童自立支援施設、児童心理治療施設では一人当たり利用日数の平均が 2 か月超えとなっています。
- ・委託一時保護の子どもへの児童相談所の児童福祉司、児童心理司の関わりについて、電話連絡・不定期の訪問・ほとんどない、という回答がどの施設種別でも 50%前後となっており、積極的に関わっているとは言えない状態にあります。
- ・これに対し、自由記述において、「児童相談所は子どもに定期的に面会するなどの積極的な支援をしてほしい」という意見が多数見受けられました。委託してしまうと、そこから保護児童への接点が少なくなってしまう、訪問や面接があまり実施されなかったり、ケースの詳細やその後の見通しなどの情報が施設側に伝えられにくくなってしまったりすることがある、という意見が多く見受けられ、児童相談所に対し逐次の密な連絡・連携を求める声が多くあがっていました。

(委託一時保護された児童の通学や学習権の保証)

- ・令和2年8～9月に委託一時保護された子どもについて、学齢期の児童のうち施設から通学できた子どもは30%前後となっており、多くの子どもは通学できていない状態にあります。
- ・通学できない理由としては、「通学付き添いや送迎が困難なため」という施設側の体制の問題も多くあげられていますが、学校の理解や学籍上の問題も多くなっています。また、「児童相談所の許可がないため」「県内では一律／児童相談所の意向で、一時保護期間中の通学を認めていないため」という理由もあがっていました。
- ・一方、自由記述には「一時保護期間中の子どもも通学できるようにしてほしい」という意見が複数見受けられ、一時保護期間でも通学できるようにした方がより委託一時保護を受け入れやすい、という意見もみられました。
- ・施設内での学習については、工夫している点として、「学年やレベルにあった教材を用意している」「原籍校と連携して学習プリントを用意してもらっている」といった回答が見受けられました。

(委託一時保護児童の権利擁護)

- ・権利擁護の取り組みは、どの施設種別でも「入所している子どもと一緒に対応している」が最も多く、「一時保護された子どもだけ、個別に対応している」施設は1割前後にとどまっています。
- ・入所している子どもと一緒に対応している具体的な取り組みとしては「意見箱」「子ども会議」が多く、「外部からのアドボケート」は児童心理治療施設以外では10%前後にとどまっています。
- ・一時保護された子どもだけ個別に対応している具体的な取り組みとしては、「児童相談所の児童福祉司や児童心理司等が子どもの意見等を聞いている」が多くなっています。一方で、「意見箱を置いている」ところは28.2%にとどまっており、さらに「子ども会議」や「アンケートの実施」、「外部からのアドボケート」については10%以下とその他の取り組みについてはあまり実施されていません。
- ・子どもの権利擁護に関するその他の取り組みとしては、自由記述において「児童へのアンケートの実施」「職員の権利擁護に関する委員会の設置」「職員自身による人権擁護のためのチェックリストにおけるチェック」などがあげられています。

課題

○委託施設と児童相談所との情報共有の強化

- ・委託一時保護の場合、措置児童と同空間で一時保護児童を受け入れるケースが多くなっていますが、同空間で受け入れる以上は、施設側の空き状況や職員体制、措置児童

との関係性への配慮など様々な要素を考慮して受け入れ可否を判断する必要があります。しかし、現状では児童についての基本的な情報も分からないうちに委託しているケースや、一時保護所や児童相談所で十分なアセスメントを実施できないままに委託しているケースも少なくないことがうかがえ、施設の負担が大きくなっています。児童相談所と施設で日常的に情報共有を強化し、密な連携を図っていくことができる仕組みづくりが求められます。

- ・また、受け入れ後の児童の状況やケース経過について児童相談所と施設で確認する機会が十分に取れていないことがうかがえ、保護児童についての情報共有についても強化していくことが必要です。

○委託一時保護委託料の適正化及び受け入れ準備等のための施設への費用面での支援

- ・アセスメント等が十分に行われずに委託一時保護の子どもを受け入れ対応するためには、通常の入所施設等より十分な職員体制を必要となります。しかし、委託一時保護に関しては、児童養護施設に準じる形になっており、この配置基準では対応できないといった意見が多く、委託料の適正化及び職員配置基準の見直しが求められています。
- ・また、全体として福祉施設では人手不足・労働力不足が課題となっていることを考えると、委託一時保護の子どもを受け入れるだけの余力がない施設も少なくないことがうかがえます。措置とは異なり、委託一時保護は常にその施設に委託があるということではないため、施設が恒常的に専任職員を雇用することは難しいという意見も見受けられました。委託一時保護を増やすにあたっては、施設側に対応できるだけの人員体制を整えるための支援が求められます。

4. 里親・ファミリーホーム、医療機関アンケート結果 小括

(里親・ファミリーホームでの受け入れの状況)

- ・令和2年 8～9月に一時保護を委託・解除された子どもがいる里親・ファミリーホームに限ってとなりますが、令和元年度中の委託一時保護の子どもの受入れ子ども数の平均は2.9人でした。今後の委託一時保護の受け入れに対しては、半数が「一定の条件付きで受け入れたい」、約39%が「どのような子どもでも受け入れたい」と、多くの里親・ファミリーホームは委託一時保護の受け入れに積極的です。ただ、一定の条件としては、乳幼児や未就学児、現在養育している子どもより年齢の低い子どもといったことがあげられました。その他、障害や医療的なケアの必要でない子ども、他害のない子どもなど、特に配慮や専門的な対応が必要な子どもは、現在の受け入れまでの期間や情報提供などの状況、その後の児相の関わり方から里親等の不安が大きく、

受け入れにくいことがうかがえます。

- ・一方で、今後委託一時保護を受けやすくするため提案として、児童相談所からの情報提供・共有を密にしてほしい、受け入れまでの準備期間が短く、急なことが多いため、より丁寧な情報提供やその後のフォローが必要、委託中の子どもの様子をもっと見に来てほしい、援助方針会議に里親等の意見をきいてほしい、子どもの年齢や状況によって必要なものが異なるため、最低限のものをもってきて（貸与して）ほしい、一時保護受け入れ期間中も、里親への様々なサービスの利用を認めてほしいといった、様々な意見があげられました。
- ・令和2年 8～9月に一時保護を委託・解除された子どもとして回答のあった子どもの半数は就学前の子どもですが、小学生の子どもは約 31%が通学しており、子ども自身で通学と、里親が送迎するケースが多くなっています。

（医療機関での受け入れの状況）

- ・令和2年 8～9月に一時保護を委託・解除された子どもがいる医療機関で回答のあった病院は民間が約 44%、公立が約 35%、令和元年度中の委託一時保護の子どもの受入れ子ども数の平均は 8.3 人でした。医療機関での委託一時保護された子どもの就学については、オンライン受講や院内学級に通えるようにしているのは約 28%となっています。ただ、医療機関で委託一時保護されている子どもは就学前の子どもが多いことや受け入れ期間が短いため、就学環境が整っていない医療機関が多いことが推察されます。
- ・今後の委託一時保護の受け入れを増やすために望むこと・必要なことについて、委託時では、「夜間・緊急の受け入れの負担が大きい」「早めの相談を希望」、「保護者や本人への治療の必要性等の事前説明の徹底」、「事前の情報提供・共有化の徹底」の希望があがっています。また、委託中から解除に向けては、「委託解除（退院）後の見通しの説明の徹底」、「保護者との面会時の付き添いや情報非開示の徹底など子どもの安全確保」、「委託一時保護（入院）中の付き添いや生活支援の充実」「定期的な面会・面談の実施」などがあがっています。受け入れ先の体制が整っていないことに対する委託一時保護受け入れに対する不安、受け入れ側の持ち出しが多く負担を感じる、委託費の増額への希望といった意見もあげられています。一方で、子どもの成長発達にふさわしい環境からみて急性期病院での委託一時保護受け入れを増やすことへの疑問といった意見もあげられています。
- ・令和2年 8～9月に一時保護を委託・解除された子どもとして回答のあった子どもの約 66%は就学前の子どもで、受け入れの平均期間は 13.7 日となっています。小学生以上の子どもで「院内学級で授業を受講している」のは1ケースとなっていますが、原籍校との関わりがあるのは 25%となっています。委託されている子どもの約 29%は配慮が必要な子どもとなっています。

課題

○里親・ファミリーホーム・医療機関と児童相談所との情報共有の強化

- ・里親・ファミリーホーム、医療機関での委託一時保護の受け入れについては、それぞれ前向きに受け入れをされているものの、児相からの十分な情報提供のない中での依頼により態勢が整わない中で受け入れているところが多く、委託一時保護への受け入れに不安を抱えている里親・ファミリーホーム・医療機関が多いことがうかがえます。必要な態勢を整えてもらえるよう、適切な情報共有が望まれます。

○児童相談所の対応強化や委託費用の見直し

- ・委託一時保護中の児相の対応についても不十分と感じている里親・ファミリーホーム、医療機関が多く、児相から子どもについての情報共有や子どもの見通しについての説明など丁寧な対応が求められています。加えて、体制整備のための費用や受け入れ期間中の委託費なども十分ではなく、受け入れ側の持ち出しとなることも多く、負担になっていることから、委託費等についての見直しなども求められています。

○受け入れている里親への支援の充実

- ・委託一時保護を受け入れている里親は、委託一時保護の子どもを 24 時間みている場合も多く、通常の委託より負担が大きいことがうかがえます。受け入れ先を増やしていくためには、委託一時保護中でも、一時預かりやレスパイトなど子育て支援サービスを利用しやすくすることが求められています。
- ・委託一時保護の子どもは配慮が必要な子どもが多くなっており、里親・ファミリーホームなどへのケアの必要性もあがっています。

5. 考察、提言

各種アンケート調査結果、児童相談所・一時保護所職員による意見交換会、ヒアリング調査の結果から以下のように考察・提言をまとめました。

●前提

「一時保護ガイドライン」では、一時保護を行う目的は、「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 33 条の規定に基づき児童相談所長又は都道府県知事、指定都市の長及び児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）が必要と認める場合には、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、子どもを都道府県等が設置する一時保護施設（以下「一時保護所」という。）に保護し、又は警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親その他児童福祉に深い理解と経験を有する適切な者（機関、法人、私人）に一時保護を委託する（以下「委託一時保護」という。）ことができる。一時保護の判断を行う場合は、子どもの最善の利益を最優先に考慮する必要がある。」とあります。

そのため、一時保護所で一時保護されている子どもと、委託一時保護されている子どもの対応（特に最初のアセスメント）や子どもの意向把握等は基本的には同じように対応していくことを前提とすることが重要と考えます。

●一時保護所の位置づけ、役割の明確化

「一時保護ガイドライン」では、「一時保護の有する機能は、緊急保護とアセスメントである。」とされています。また、「一時保護所においては、援助指針（援助方針）を定めるため、子どもと定期的に面談すること等を含め、一時保護した子どもの全生活場面にについて行動観察を行うほか、こうした総合的なアセスメントを実施するため、児童相談所や関係機関との調整等を行う。」とされています。

委託一時保護の子どもの受け入れ先からは、子どもの情報不足等により対応に苦慮しているといった意見や、委託一時保護期間中、委託一時保護先の子どもと児相との関わりが薄いといった意見が聞かれ、一時保護所で一時保護をされている子どもと委託一時保護されている子どものアセスメントに違いが出てきていると推察されます。また、委託一時保護先で、現在の一時保護所で実施しているように同様の行動観察やアセスメントに必要な情報収集を行うことを積極的に進めていこうとすると、委託一時保護先の負担が大きく、委託一時保護受け入れがしづらくなることも懸念されます。加えて、児童福祉司等が委託一時保護先の子どもに対し、現在より関わりを深めていくことは児童福祉司の負担がかなり大きくなると考えられます。

前述の前提としてあげた、一時保護所で一時保護されている子どもと委託一時保護先で一時保護されている子どもへのアセスメントを同じようにしていくため、再度、一時

保護所の位置づけや役割を再認識し、的確にそして長期化を防ぐために効率的に対応できる仕組みの再構築が求められています。

例えば、一時保護所で一定の期間内（例、2週間程度）で必要なアセスメントを行い、一定の見立てができた段階で、児童福祉施設や里親を含めて、子どもに適切な一時保護先に転所していくといったことが考えられます。一定のアセスメント・見立てが行われた後であれば、委託一時保護受け入れ先も安心して受け入れられるようになります。一方で、子どもが一時保護期間中に過ごす場所を移す場合、子どもの不安感が増幅することが考えられるため、現在の状況や今後の見通しを含めて丁寧に子どもに説明をしていくといった配慮が求められます。

また、一時保護所を経由した委託一時保護が難しい場合は、委託一時保護先でアセスメントに必要な情報をまとめ、児相と共有できるよう、児相が委託一時保護期間中に一時保護所と同様に委託一時保護先を訪問し、子どもの状況を確認したり、施設職員と情報交換を行う等、現在よりも密接に子どもの状況把握を行うといった、委託一時保護されている子どもへの対応について再認識をすることが重要です。

●子どもの情報共有の推進

「一時保護ガイドライン」では、「一時保護所は児童相談所に付設若しくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置し、その設備及び運営については児童養護施設について定める設備運営基準を準用する（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第35条）。」としています。また、「委託一時保護を行うに当たっては、委託の期間等について保護者、委託先に通知する。委託一時保護を解除した場合も同様である。また、委託一時保護決裁簿を備え付け、子どもの氏名、生年月日、住所、委託理由等を記載しておく。委託先に対しては、上記通知のほか、一時保護が必要な理由、委託が必要な理由、子どもへの説明内容と子どもの意向、子どもの性格や特性、親子関係、同年齢の子どもとの関係など、十分な情報提供を行う。」としています。

アンケートによると、児童相談所と一時保護所では、併設の有無により情報共有の方法に差がみられたり、委託一時保護先からは、情報共有に関する意見が数多く出されています。

一時保護所と併設の有無にかかわらず一時保護所に一時保護されている子ども、そして委託一時保護の子どもに関して、必要な情報を共有し、適切な人が適宜参加して子どもの援助方針を検討できるような環境づくりを進めていくことが重要です。

そのためには、児童相談所、一時保護所、委託一時保護先の物理的な距離を埋めていけるよう、ICTの活用であったり、一時保護に関わる人々の意識を変えていくことも重要です。例えば、オンラインでの定期的な情報共有の場をもったり、週に1回など定期的に委託一時保護先の子どもの状況確認を行うといったことを日常の業務に組み込んでいくといった意識を持つことが期待されます。

加えて、委託一時保護先からは、児相により子どもの情報提供の方法・様式が異なり分かりづらいといった意見も聞かれており、児相、一時保護所、委託一時保護先の情報共有を進めやすくするために、情報提供の方法や様式の標準化が求められています。

●見通しの立つ一時保護の仕組みづくり

「一時保護ガイドライン」では、「一時保護は、児童相談所が行う相談援助活動の中で一時保護による子どもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行うものであり、その期間中に、生活場面で子どもと関わり寄り添うとともに、児童相談所において関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援内容を検討し方針を定める期間となる。」としています。また、子どもへの先の見通しに関する説明として、「いつまでどのような生活をするのかを、子どもの年齢や状況に合わせて伝えることは、子どもの不安をできるだけ少なくすることにつながる。子どもに一時保護の目的を理解してもらうと同時に、一時保護所や委託先の施設等の中を案内しながら、そこでの生活について丁寧に伝えることも大切である。加えて、そこでの生活がおおむねどの程度の期間となるかも、子どもが理解できるようできるだけ具体的な見通しを伝えることが望ましい。こうした見通し等に関することは、一時保護中においても定期的に伝えるとともに、継続の手続きを行っている場合にも子どもが理解できるよう伝えることが望ましい。」としています。

現在、一時保護解除に向けて、児童相談所ごとに目安などを持ちながら援助方針会議などを進めていますが、一時保護所や委託一時保護先、子どもの本人には、今後の見通しが分かりづらいといった声も聞かれています。一時保護をする際に児童福祉司や一時保護所あるいは委託一時保護先ができるだけ見通しを持ちながら対応していくため、そして、節目節目に子どもへ現在の状況を説明するとともに、子ども自身の意思や意向を確認し、それが見える化できるよう、さらには、児童福祉司や一時保護所あるいは委託一時保護先と、それぞれの子どもに関する見通しを共有化しやすくするため、例えば一時保護開始時に支援計画書（プロセスシート）を作成するなど、子どもの意思を尊重しながら、解除に向けて計画的に対応し、進捗管理を進めていくことが重要です。

一時保護(一時保護委託を含む)のための支援計画書

記入者・作成年月日() 年 月 日

ケース番号	児童氏名 生年月日	一時保護開始 担当福祉司
一時保護の理由		
一時保護の目的		
第1週目 月 日～ 月 日	第1期 社会調査と児童との関係形成期 ①児童への一時保護等の説明、児童と積極的に関わる ②一時保護所での様子を観察し、児童の特徴など把握する ③ ④	
第2週目 月 日～ 月 日	第2期 保護者や関係者との調整する時期 ①児童と保護者との面会設定(児童福祉司立ち合い) ② ③ ④	
第3週目 月 日～ 月 日	第3期 所内での関係者会議と通所に向けての調整時期 ①児童の担当者会議(観察会議を含む)を実施、方針のすり合わせ ② ③ ④	
第4週目 月 日～ 月 日	第4期 援助方針の決定と援助・支援実施に向けての調整時期 ①援助方針会議(状況により3週目に実施することも検討) ② ③	
方向性 (援助方針)	* 予定より短くなる場合もある	
備考(一時保護が 伸びる場合の理 由や対応等)	* 予定より長くなる場合は早めに児童・保護者・関係者と調整する	

資料：日本福祉大学 渡邊忍氏作成

●子どもへの説明・意思確認等の充実、援助方針会議への子ども自身の参画推進

「一時保護ガイドライン」では、一時保護の在り方の中で、「一時保護は、子どもにとってもこの期間は自分自身や家庭のことを振り返り、周囲との関係や生活を再構築する意義がある期間であり、そのための環境を整えるとともに、子どもの生活等に関する今後の方針に子どもが主体的に参画し、自己決定していくことができるよう支援を行うことが必要となる。」とあります。

現在、保護した子どもへの説明・今後の見通し、子どもの意向把握を児相の児童福祉司を中心に行われていますが、児童福祉司・児童心理司が、一時保護開始時やその後必要に応じて子どもへの説明や意向把握をしています。実際には口頭で行う場合が多くみられ、子どもが十分状況を理解し、自身の意思を伝えているとは言い難い場合も推察されます。また、委託先からのアンケートにおいても、子どもへの説明や意向把握に対する意見も多く聞かれました。

子ども自身が自分の状況を正しく理解できるよう、より丁寧に説明を行うとともに、意識的に今以上に子どもの意向を確認する機会を増やしていくことが求められています。

加えて、子どもが自身の今後の生活等の方向について、意思を伝え自己決定できるよう、「援助方針会議」に参画できるようにすることや、直接伝えづらい場合など、児童福祉司や「アドボケイト」などが子どもの意思を正しく伝えられるように努めるなど、子ども本人が自身の生活等の在り方を考え、意思を伝え、自己決定できるように支援をしていくことが求められています。

●子どもの権利擁護の推進

【権利擁護の取り組み】

「一時保護ガイドライン」では、子どもの権利擁護として「一時保護においても子どもの権利が守られることが重要であり、子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法（職員への相談、意見表明できること、権利侵害の際の届出、不服申立ての方法等）に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行う。」とされています。

アンケートによると、児童相談所で、一時保護されている子どもの権利擁護の取り組み（児福審など子どもの権利擁護部会、第三者委員、弁護士等子どもの意見をきく人（アドボケイト））が有るのはそれぞれ 10%程度にとどまっています。また、一時保護所での子どもの権利擁護の取り組みとして「意見箱の設置」は約 76%となっているものの、「定期的な子どもへのアンケート」や「子ども会議の実施」などは 20%程度にとどまっています。さらには、委託一時保護受け入れ先の児童福祉施設では、入所児と一緒の対応が多く、「意見箱の設置」や「子ども会議の実施」は比較的多くの施設で取り組んでいますが、それ以外は一時保護所と同様に取り組みが進んでおらず、一時保護所や委託一時保護先ともに、一時保護されている子どもの意見表明の機会が十分とは言えないことがうかがえます。

子どもに自身の権利について理解し、子ども自身が意見表明できるよう、現在も一時保護開始時に児童福祉司が権利ノートなどで子どもの権利を説明していますが、より丁寧に、分かりやすく伝えていくことが求められています。また、一時保護所や委託一時保護先で一時保護されている子どもが、気軽に職員や里親等に相談したり、子どもが自身の意見を言いやすい機会や環境をつくることが求められています。そのためにも、アドボケートなどの仕組みを取り入れるなど、子ども自身が、自分の意見を伝えたい人や方法を選び意見表明できるよう、支援の充実が望まれます。

【外出、通信、面会、行動等の制限】

一時保護されている子どもは様々な制限のある中で生活していますが、「一時保護ガイドライン」では、外出、通信、面会、行動等に関する制限として、「閉鎖的環境、開放的環境いずれにおける保護であっても、子どもの安全確保と権利制限については、常に子どもの利益に配慮してバランスを保ちつつ判断を行う。ただし、一人の子どものために、必要のない子どもまで権利が制限されることのないよう、個々に判断することが原則である。外出、通学、通信、面会に関する制限は、子どもの安全の確保が図られ、かつ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とする。」とあります。

通信・面会制限の現状は、子どもの安全を確保するために制限している児相が多くありますが、子どもの意向を確認しながら、子どもの希望に応じた通信・面会ができるよう、ICTなどを活用しながら環境整備を進めていくことが求められています。

また、日常の日課に散歩や近くの施設利用等の外出等を入れている一時保護所はありますが、子どもの希望を個別にきいている一時保護所は、長期の子どもへの対応として行っている場合を除くとほとんどない状況になっています。子どもの安全確保のために難しい点は多くありますが、できるだけ閉鎖的な環境から解放され、日常的な生活に近い状況を感じられる対応の工夫が求められています。

【通学の保障、学習権の保障】

アンケートでは、一時保護所の通学についての考え方として、半数が「通学はしない」と回答しており、「通学させる」の回答は約3%にとどまっています。また、委託一時保護先で令和2年8～9月に委託一時保護されていた子どもでは、年齢による違いや委託先種別による違いはありますが、原籍校または施設入所の子どもと同じ学校に通っている子どもは30%前後となっています。

一時保護所や委託一時保護先からの通学は距離的に離れていることもあり、送迎や子どもの安全確保のため人手がかかるため、体制を整えるためには、人的な補充や送迎等の支援が求められます。

「一時保護ガイドライン」では、教育・学習支援として、「一時保護している子どもの

中には、学習をするだけの精神状況にない、あるいは学業を十分に受けていないために基礎的な学力が身についていない子どもなどがいる。このため、子どもの状況や特性、学力に配慮した支援を行うことが必要であり、在籍校と緊密な連携を図り、どのような学習を展開することが有効か協議するとともに、取り組むべき学習内容や教材などを送付してもらうなど、創意工夫した学習を展開する必要がある。このほか、職員派遣や教材提供などについて、都道府県又は市町村の教育委員会等と連携し、一時保護所にいる子どもの学習支援が実施できる体制整備を図る。」としています。

アンケート等では、在籍校との関わりの差が大きく、それぞれの一時保護所において、学習指導員が工夫をしながら子どもに指導しているものの、小学生から高校生、そしてそれぞれの教科を丁寧に指導するには限界があるといった声も聞かれています。

学習権の保障として、通学できる環境・状況が整っている子どもは、通学をするを前提で対応していくことが重要と考えます。一方で、子ども自身が不安定な生活環境の中で在籍校へ通学することを望まない場合もあります。また、もともと学校に登校していなかった状況の子どももいることから、一概に通学だけではなく、一時保護所の中で落ち着いた環境で、学習する習慣を身に着ける場として学習権を保障していくことも重要です。さらには、個々の子どもの状況にあわせ学習しやすくするため、様々なツールや資源を活用しながら学習機会の提供を行っていくことも重要です。

●一時保護に関わる職員・体制の充実

「一時保護ガイドライン」では、「一時保護については、その目的を達成し、適切な支援が行われるよう、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要がある。」とされています。

一時保護される子どもは、対応が難しい子どもが増えているといったことが、児童相談所、一時保護所、委託一時保護先から共に聞かれています。しかし、一時保護所の職員の配置基準等は児童養護施設に準じて配置されています。一時保護所は、アセスメントができておらず、子ども自身の状況が分からない中での対応であることや、日常生活から隔離され、慣れない環境や今後の状況に不安を抱えている子どもへの対応ということで、日常的な生活の場である児童養護施設等に比べて、それぞれの子どもに関わる必要のある職員数も多くならざるを得ないため、日常的に人手が足りないという状況にある一時保護所が多いことが推察されます。子どもに適切に対応できるよう、専門職を含めて適切な職員の配置基準の見直しが求められています。

●一時保護に関わる職員の研修体制の充実

「一時保護ガイドライン」では、「一時保護については、その目的を達成し、適切な支援が行われるよう、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要がある。」とされています。

アンケート調査では経験年数の浅い一時保護所の職員が多い状況が明らかになった一方で、一時保護所の職員の研修として体系的なカリキュラムの研修がなかったり、一時保護所によって研修の機会の差が大きいといった課題も浮かびあがってきました。

一時保護所職員初任者の研修のほか、経験年数に合わせて体系的に学べる研修体制の充実とともに、ICTなどを活用したオンライン研修などを取り入れた地域格差のない研修環境の整備が求められています。

また、対応が難しい子どもが増えてきていることから、外部の専門職（小児精神科医や臨床心理士、弁護士など）のスーパーバイズを受けやすい体制づくりも重要です。

加えて、一時保護所や委託一時保護受け入れ施設の職員は外部との交流が少ないため、定期的な交流の機会などを増やし、情報交換や相談の場を持つことで、孤立化の防止や職員の働きやすい環境づくりも必要です。

●多様な委託一時保護先の確保の推進

一時保護所でのアセスメントもしくは、委託一時保護先でのアセスメントに深く児相が関わることを前提に、子どもの年齢、状況、通学の可否などに応じて多様な一時保護先の確保が求められています。しかし、現在の措置費の体系では、十分な職員配置が難しく受け入れ先の負担が大きいといった声もきかれており、今後も子どもの状況に合った委託一時保護先の確保を行うためには、里親の子育て支援サービスの利用推進や措置費の体系の見直し、必要な物品の貸し出しなど委託一時保護受け入れ先のサポート体制の充実が求められています。

併せて、様々な対応が求められる委託先の職員や里親等に対しても、児童相談所や一時保護所職員と同様に、研修機会の充実を図ることが求められています。

●一時保護が長期化しないようにするために

【資源の確保】

2か月超えの子ども理由として、「家庭環境の調整に時間がかかる」ことのほか、「入所施設の空き待ち・調整のため」といった理由が多くなっています。解除後の方針が決まっても、受け皿が不足していることで解除できない状況は、子どもの権利侵害です。この状況を防ぐため、里親を含めて受け皿の確保が求められています。

【家族再統合教育の充実】

前述のように2か月超えの子ども理由として、「家庭環境の調整に時間がかかる」が多くなっているため、円滑に家庭復帰できるよう、家族再統合のための教育の充実のほか、要対協をはじめ市町村の各種サービスや見守りなど支援体制の充実が求められています。

資料編

(参考資料1)

一時保護(一時保護委託を含む)のための支援計画書

記入者・作成年月日(・ 年 月 日)

ケース番号		児童氏名 生年月日		一時保護開始 担当福祉司	
一時保護の理由					
一時保護の目的					
第1週目 月 日～ 月 日	第1期 社会調査と児童との関係形成期 ①児童への一時保護等の説明、児童と積極的に関わる ②一時保護所での様子を観察し、児童の特徴など把握する ③ ④				
第2週目 月 日～ 月 日	第2期 保護者や関係者との調整する時期 ①児童と保護者との面会設定(児童福祉司立ち合い) ② ③ ④				
第3週目 月 日～ 月 日	第3期 所内での関係者会議と退所に向けての調整時期 ①児童の担当者会議(観察会議を含む)を実施、方針のすり合わせ ② ③ ④				
第4週目 月 日～ 月 日	第4期 援助方針の決定と援助・支援実施に向けての調整時期 ①援助方針会議(状況により3週目に実施することも検討) ② ③				
方向性 (援助方針)	* 予定より短くなる場合もある				
備考(一時保護が 伸びる場合の理 由や対応等)	* 予定より長くなる場合は早めに児童・保護者・関係者と調整する				

資料: 日本福祉大学 渡邊忍氏作成

(参考資料2)

一時保護委託に要する経費（里親に委託を行った場合）

児童入所施設措置費等国庫負担金（令和2年度）

費 目		日 額	
		乳児以外の場合	（乳児の場合）
一時保護委託手当		4,630 円	4,630 円
一般生活費	1 日目～5 日目	4,320 円	5,840 円
	6 日目～30 日目	1,190 円	1,210 円
	31 日目以降	1,710 円	1,970 円

		月 額	
教育費 （学用品費）※1	小学生	2,210 円	
	中学生	4,380 円	
	特別支援学校 高等部	4,380 円	
学校給食費		実費	
見学旅行費	小学校 6 学年	21,890 円	（年額）
	中学校 3 学年	60,910 円	（年額）
	高等学校 3 学年	111,290 円	（年額）
入進学支度金	小学校入学時	64,300 円	（年額）
	中学校入学時	81,000 円	（年額）
特別育成費 ※2	国・公立高等学校	23,330 円	
	私立高等学校	34,540 円	
夏季等特別行事費		3,150 円	（1 件につき）
期末一時扶助費		5,480 円	（年額）
里親委託児童通院費	専門里親	15,000 円	
	上記以外の里親	7,500 円	
一時保護委託児童 通学送迎費		1,860 円	（日額）
幼稚園費 ※3		実費	

その他、職業補導費、医療費、冷暖房費、予防接種費がある。

※1 教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入費

学用品費以外に、教材費、通学のための交通費等がある

※2 その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等

厚生労働省 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
一時保護所の実態と在り方及び一時保護等の手続の在り方に関する調査研究

「児童相談所への一時保護に関する調査」へのご協力をお願いします

拝啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本アンケート調査は、弊社（三菱UFリサーチ&コンサルティング株式会社）が、厚生労働省の令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の補助を受け、児童相談所への一時保護開始時・解除に向けての手続や委託・一時保護を含めた一時保護の現状や課題をお伺いするため、全国の児童相談所・一時保護所を対象に実施させていただくものです。

昨年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」においては、施行後一年を目途に、一時保護の環境改善・体制強化、一時保護その他の措置に係る手続きの在り方について、検討を加え、必要な措置を講ずるものとするという検討規定が設けられました。本調査で全国の児童相談所・一時保護所の状況を把握させていただき、今後の「一時保護の在り方」の検討のための本調査研究や関連する調査研究事業、学術研究において検討・分析することを目的として実施いたします。

皆様方のご回答の一つ一つが極めて有用なものとなります。ご多用中誠に恐縮ではございますが、本調査研究事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

【ご記入にあたってのお願い】

- 1. ご回答は、選択肢に○をつけていただく場合と、数字や具体的な内容をご記入いただく場合があります。設問文の注意書きに従ってご回答ください。
- 2. 特段の断りがない限り、令和2年10月1日現在の状況についてお答えください。難しい場合は、把握している直近の状況でお答えください。
- 3. ご回答いただいた内容は、全て統計的に処理しますので、個々の調査票のご回答が外部に知られることはありません。
- 4. ご回答いただいた調査票は、11月20日（金）までに、同封の返信用封筒（切手不要）にて返信くださいますようお願いいたします。
- 5. 電子ファイル（Word、Excel（個票分））でのご回答を希望される方は、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。調査票のデータをお送り致します。

◆本調査に関するお問い合わせ先

三菱UFリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部
大阪市北区梅田2-5-25 ハービス OSAKA

専用メールアドレス：hogo2020@murc.jp （担当：栗山、山田）

TEL：06-7637-1436 （受付時間：祝日を除く月～金 10：00～17：00）

※ テレワーク推奨によりお電話に出られない可能性がありますため、恐れ入りますがメールにてお問い合わせいただけますようお願いいたします。

【ご記入いただきました個人情報等の取扱いについて】

※ご記入いただいたお名前、Eメールアドレス等、ご回答者個人が特定できる情報（以下、「個人情報」という）は、調査目的以外には使用いたしません。
また、個々のご回答内容が、ご承諾が他に知られることはありません。
※お預かりした個人情報は、当社の「個人情報保護方針」及び、「個人情報の取り扱いについて」<<http://www.murc.jp/corporate/privacy>>に従い適切に取扱いします。入力・集計作業等のために預託する場合には、十分な個人情報保護水準を備えた業者を選定し、契約等により保護水準を維持するよう管理します。
※個人情報のご記入は任意です。個人情報が入力されても、ご回答が集計から除外されることはありません。
※お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、上記「お問い合わせ」までお願い申し上げます。

児童相談所名	担当課
電話番号	Eメール アドレス

1. 貴児童相談所における一時保護の状況についてお伺いします

問1 貴児童相談所における令和元年度（H31.4～R2.3）の一時保護の件数についてお答えください。（数字を記入）
※福祉行政報告例 第47表 所内保護分、委託保護分を添付いただく形で構いません ※エクセルファイルでの入力もできます

所内保護分

	前年度末継続保護		受付（年度中）（H31.4～R2.3）	
	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上
養護				
児童虐待				
その他				
障害				
非行				
育成				
保健・その他				
計				
延日数				

	児童福祉施設 送込先	他の児童相談所・機関に 移送	児童虐待 送込先	対応（年度中）（H31.4～R2.3）		計	延日数
				児童相談所	その他		
養護							2か月を超えて一時保護した件数（再掲）
児童虐待							2か月を超えて一時保護した件数（再掲）
その他							
障害							
非行							
育成							
保健・その他							
計							
延日数							

	前年度末現在委託（年度中）（H31.4～R2.3）			
	委託 総委託保護	0～5歳	6～11歳	12～14歳 15歳以上
養護 その他				
障害 非行				
育成 保健・その他				
計				
延日数				

	委託解除（年度中）（H31.4～R2.3）									
	養育等	児童養護施設	児童自立支援施設	児童心理治療施設	障害児関係施設	その他の施設	里親	その他	計	延日数
養護 その他										
障害 非行										
育成 保健・その他										
計										
延日数										

	対応（年度中）				
	児童福祉施設 入所	里親委託	他の児童相談所・機関に 移送	家庭裁判所 送致	帰宅 帰宅 その他
養護 その他					
障害 非行					
育成 保健・その他					
計					

問2 貴児童相談所における一時保護所での子どもの受入れの方針はいかがでしょうか。（もっとも近いもの1つに○）

1. 定員を超えても、受けなければならないときは受け入れている
2. 一時保護所の定員を超えないようにしている → その際の対応（ ）

問3 貴児童相談所では、長期化（おおむね2か月超）している一時保護・委託一時保護の子どもの対応（学習の保障、閉ざされた空間等で生活することからの気分転換）で工夫されていることがありますか。

＜一時保護所で保護されている子ども＞

学習の保障として工夫していること	閉ざされた空間等で生活することからの気分転換として工夫していること
------------------	-----------------------------------

＜委託一時保護先で保護されている子ども＞

学習の保障として工夫していること	閉ざされた空間等で生活することからの気分転換として工夫していること
------------------	-----------------------------------

○令和元年度中に2か月を超えて一時保護をした子ども（一時保護所、委託一時保護それぞれ）についてお答えください。

※p1の表に記載いただいた件数分。行が足りない場合は運営表やしてください

【一時保護所での保護】 ※エクセルファイルでの入力もできます

№	年齢 （数字を記入）	性別 （1つに○）	相談種別 （下記から1つを選んでください）	今回の一時保護の回数 （数字を記入）	一時保護日数 （数字を記入） 現在も入所中の場合は 今回2回目まで 日数記入ください	長期化した理由 （下記から当てはまるのすべてを 選んでください）	退学の有無 （下記から1つ選んでください）	一時保護退所 後の行き先 （下記から1つ選んでください）
1	歳	男・女		回目	日			
2	歳	男・女		回目	日			
3	歳	男・女		回目	日			
4	歳	男・女		回目	日			
5	歳	男・女		回目	日			
6	歳	男・女		回目	日			
7	歳	男・女		回目	日			

1. 養護（児童虐待）
2. 養護（その他）
3. 障害
4. 非行
5. 育成
6. 保健・その他

1. 法 28 条の審判申請
2. 保護者側の理由（面接を拒否等）から面接の設定に時間を変更した
3. ケース進行に十分な時間の確保が図れた
4. 援助方針の決定に時間を変更した
5. 保護者が引き取るための環境整備に時間を変更した
6. 子どもの同意を得るのに時間を変更した
7. 保護者の同意を得るのに時間を変更した
8. 保護者の同意を得られなかった
9. 施設の変更が見つからなかった
10. 里親等委託先が見つからなかった
11. その他（具体的な内容はそれぞれに記入ください）

1. 有（原籍校）
2. 有（施設入所の子どもと同じ学校）
3. 無

1. 家庭養育
2. 児童養護施設
3. 乳児院
4. 児童自立支援施設
5. 児童心理治療施設
6. 障害児関係施設
7. ファミリーホーム
8. 里親
9. その他（具体的な内容はそれぞれに記入ください）

【委託一時保護】 ※エクセルファイルでの入力もできます

№	年齢 （数字を記入）	性別 （1つに○）	相談種別 （下記から1つを選んでください）	委託先 （下記から1つ選んでください）	今回の一時保護の回数 （数字を記入）	一時保護日数 （数字を記入） 現在も入所中は今回の 日数記入ください	長期化した理由 （下記から当てはまるのすべてを 選んでください）	退学の有無 （下記から1つ選んでください）	一時保護退所 後の行き先 （下記から1つ選んでください）
1	歳	男・女			回目	日			
2	歳	男・女			回目	日			
3	歳	男・女			回目	日			
4	歳	男・女			回目	日			
5	歳	男・女			回目	日			
6	歳	男・女			回目	日			
7	歳	男・女			回目	日			

1. 養護（児童虐待）
2. 養護（その他）
3. 障害
4. 非行
5. 育成
6. 保健・その他

1. 法 28 条の審判申請
2. 保護者側の理由（面接を拒否等）から面接の設定に時間を変更した
3. ケース進行に十分な時間の確保が図れた
4. 援助方針の決定に時間を変更した
5. 保護者が引き取るための環境整備に時間を変更した
6. 子どもの同意を得るのに時間を変更した
7. 保護者の同意を得るのに時間を変更した
8. 保護者の同意を得られなかった
9. 施設の変更が見つからなかった
10. 里親等委託先が見つからなかった
11. 医療機関への入院のため
12. その他（具体的な内容はそれぞれに記入ください）

1. 有（原籍校）
2. 有（施設入所の子どもと同じ学校）
3. 無

1. 家庭養育
2. 児童養護施設
3. 乳児院
4. 児童自立支援施設
5. 児童心理治療施設
6. 障害児関係施設
7. ファミリーホーム
8. 里親
9. その他（具体的な内容はそれぞれに記入ください）

Ⅲ. 貴児童相談所と一時保護所との関わりについてお伺いします

問4 一時保護所の併設の有無について教えてください。(あてはまるもの1つに○)

1. 同一建物に併設	
2. 同一敷地内に併設	
3. 上記1. 2以外 → 貴児童相談所との物理的な距離	
徒歩	で 約 () 分
車	

問5 貴児童相談所では、一時保護所にいる子どもの情報（一時保護所で作成している子どもの記録等）をオンラインで見ることが出来ますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 児童相談所の職員はだれでも閲覧できる（特別な許可はいらない）	
2. 役職者（係長・課長等）が閲覧できる	
3. 児童福祉司・児童福祉司 SV が閲覧できる	
4. 児童心理司が閲覧できる	
5. 許可を受けたものだけが閲覧できる	
6. その他 ()	
7. 特にない	

問6 貴児童相談所では、一時保護所にいる子どもの情報（子どもの基本的な情報、支援方針等）をオンラインで共有できる外部機関がありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 要対協	2. 警察	3. 医療機関
4. その他 ()		5. 特にない

問7 貴児童相談所と一時保護所間で、子どもの情報共有を密にするために工夫していることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 一時保護所のスタッフ間での申し送りなど引継ぎに児童福祉司が参加するようにしている	
2. 児童福祉司が一時保護所に日常的に足を運び、子どもの様子を把握するようにしている	
3. 援助方針会議等に、原則一時保護所の職員が参加している	
4. その他 ()	

Ⅲ. 貴児童相談所における一時保護開始時のプロセスについてお伺いします

ここからは一時保護が決定してから状況についてお伺いします（一時保護をするかどうかは含めません）

問8 貴児童相談所において、一時保護先の決定プロセスはどのようなものでしょうか。

【緊急時】

全体の基本的な流れや方針 (主なもの1つに○)	1. できるだけ一時保護所で受け入れる 2. 一旦は一時保護所で受け入れるが、できるだけ委託一時保護に変更する → 検討の目安は () 3. 一時保護する際に一時保護所か委託一時保護先を決める 4. できるだけ委託一時保護先で保護する 5. 一時保護所の空き状況によって異なる
一時保護先を決める際のルール等がありますか (主なもの1つに○)	1. 子どもの年齢（乳児、幼児、就学児）によって一時保護先が異なる 2. 子どもの相談種別によって一時保護先が異なる 3. 子どもの状態によって一時保護先が異なる 4. その他 () 5. 特にない
判断を行う際に使用しているツールの有無	1. 有 → a. 厚生労働省の「一時保護決定のアセスメントシート」 b. 都道府県・市で独自に作成 c. その他 () ※既存の資料があれば添付ください 2. 無
一時保護先を決める際の児童福祉司の関わり	面接を行う時期、手順などルーチン化されていますか 1. 有 → 具体的に ※既存の資料があれば添付ください () 2. 無
一時保護先を決める際の児童心理司の関わり	面接を行う時期、手順などルーチン化されていますか 1. 有 → 具体的に ※既存の資料があれば添付ください () 2. 無

【施設や里親等での不調による一時保護の場合】

全体の基本的な流れや方針 (主なもの1つに○)	1. できるだけ一時保護所で受け入れる 2. 一旦は一時保護所で受け入れるが、できるだけ委託一時保護に変更する → 検討の目安は () 3. 一時保護する際に一時保護所か委託一時保護先を決める 4. できるだけ委託一時保護先で保護する 5. 一時保護所の空き状況によって異なる
一時保護先を決める際のルール等がありますか (主なもの1つに○)	1. 子どもの年齢（乳児、幼児、就学児）によって一時保護先が異なる 2. 子どもの相談種別によって一時保護先が異なる 3. 子どもの状態によって一時保護先が異なる 4. その他 () 5. 特にない

判断を行う際に使用するツールの有無	1. 有 → a. 厚生労働省の「一時保護決定のアセスメントシート」 b. 都道府県・市で独自に作成 c. その他 () ※既存の資料があれば添付ください 2. 無
一時保護先を決める際の児童福祉司の関わり	面接を行う時期、手順などルーチン化されていますか 1. 有 → 具体的に () ※既存の資料があれば添付ください 2. 無
一時保護先を決める際の児童心理司の関わり	面接を行う時期、手順などルーチン化されていますか 1. 有 → 具体的に () ※既存の資料があれば添付ください 2. 無

【あらかじめ予定されている一時保護の場合(例、保護者の入院等)】

全体の基本的な流れや方針(主なもの1つに○)	1. できるだけ一時保護所で受け入れる 2. 一旦は一時保護所で受け入れるが、できるだけ委託一時保護に変更する → 検討の目安は () 3. 一時保護する際に一時保護所が委託一時保護先を決める 4. できるだけ委託一時保護先で保護する 5. 一時保護所の空き状況によって異なる
一時保護先を決める際のルール等はありませんか(主なもの1つに○)	1. 子どもの年齢(乳児、幼児、就学児)によって一時保護先が異なる 2. 子どもの相談種別によって一時保護先が異なる 3. 子どもの状態によって一時保護先が異なる 4. その他 () 5. 特になし
判断を行う際に使用するツールの有無	1. 有 → a. 厚生労働省の「一時保護決定のアセスメントシート」 b. 都道府県・市で独自に作成 c. その他 () ※既存の資料があれば添付ください 2. 無
一時保護先を決める際の児童福祉司の関わり	面接を行う時期、手順などルーチン化されていますか 1. 有 → 具体的に () ※既存の資料があれば添付ください 2. 無
一時保護先を決める際の児童心理司の関わり	面接を行う時期、手順などルーチン化されていますか 1. 有 → 具体的に () ※既存の資料があれば添付ください 2. 無

IV. 貴児童相談所における一時保護・委託保護期間中の状況についてお伺いします

問9 貴児童相談所における、一時保護中の子どもの援助方針会議の開催はどのようですか。(あてはまるもの1つに○)

1. 定期開催 → 週・月 回 ()
2. 不定期 (具体的に:)

問10 貴児童相談所では、一時保護期間中、一時保護中の子どもの面会に関するルールはあります。(あてはまるもの1つに○)

1. 一定のルールを設けている ()	→	面会の時間帯 ()
		面会の対象者 ()
		面会時間 ()
		面会方法 ()
		その他の事項 ()
2. 個別の判断で行っている (ルールを設けていない)		
3. その他 ()		

V. 貴児童相談所における一時保護解除時のプロセスについてお伺いします

問11 貴児童相談所において、一時保護解除に向けてのプロセスはどのようなものでしょうか。

全体の基本的な流れや方針	1. 有 → 具体的に ()	
解除の検討を行う時期(目安)	2. 無	
解除および解除後の行き先の判断を行う際に意見をきく人(あてはまるものすべてに○)	1. 児相内の職員 3. 委託一時保護先職員 5. 子どもが在籍する学校・保育所・幼稚園等 6. 外部のスーパーバイザー (具体的に) 7. その他 ()	2. 一時保護所職員 4. 要対協職員 (市町村職員)
判断を行う際に使用している判断基準・ツールの有無	1. 有 → 具体的に () 2. 無	
一時保護解除に対する反対意見があった場合にどのように対応されていますか		

VI. 貴児童相談所における一時保護期間中の子どもへの説明、子どもの意思確認等の状況についてお伺いします

問12 貴児童相談所において、一時保護を行うこと、一時保護の見通し、一時保護解除に関する、子どもへの説明、合意の方法はどのようにしていますか。

【一時保護所で保護している子どもに対して】

一時保護開始時の合意 一時保護を行うことに対する	平日	<説明に使用しているもの> <合意の方法> <実施している人> <説明や合意等で配慮していること>
	夜間・休日	<説明に使用しているもの> <合意の方法> <実施している人> <説明や合意等で配慮していること>
一時保護期間中の一時保護の見通しについての説明	平日	<説明に使用しているもの> <合意の方法> <実施している人> <説明や合意等で配慮していること>
	夜間・休日	<説明に使用しているもの> <合意の方法> <実施している人> <説明や合意等で配慮していること>
一時保護解除に向けての説明や子どもの合意	平日	<具体的に解除後のことについて伝える時期> <説明に使用しているもの> <合意の方法> <実施している人> <説明や合意等で配慮していること>
	夜間・休日	<具体的に解除後のことについて伝える時期> <説明に使用しているもの> <合意の方法> <実施している人> <説明や合意等で配慮していること>

【委託一時保護先で保護されている子どもについて】

一時保護開始時の合意 一時保護を行うことに対する	平日	<説明に使用しているもの> <合意の方法> <実施している人> <説明や合意等で配慮していること>
	夜間・休日	<説明に使用しているもの> <合意の方法> <実施している人> <説明や合意等で配慮していること>
一時保護期間中の一時保護の見通しについての説明	平日	<説明に使用しているもの> <合意の方法> <実施している人> <説明や合意等で配慮していること>
	夜間・休日	<説明に使用しているもの> <合意の方法> <実施している人> <説明や合意等で配慮していること>
一時保護解除に向けての説明や子どもの合意	平日	<具体的に解除後のことについて伝える時期> <説明に使用しているもの> <合意の方法> <実施している人> <説明や合意等で配慮していること>
	夜間・休日	<具体的に解除後のことについて伝える時期> <説明に使用しているもの> <合意の方法> <実施している人> <説明や合意等で配慮していること>

VII. 貴児童相談所における委託一時保護の状況についてお伺いします

問13 貴児童相談所における、令和元年度（H31.4～R2.3）の委託一時保護先（実件数）の状況をお教えください。

	実件数	実人数
児童養護施設	件	人
乳児院	件	人
児童自立支援施設	件	人
児童心理治療施設	件	人
自立援助ホーム	件	人
障害児関係施設	件	人
ファミリーホーム	件	人
里親	件	人

問14 貴児童相談所において、令和元年度に一時保護所または、委託一時保護を断られたケースはありますか。（あてはまるもの1つに○）

1. あった
→ 問 15をお答えください
2. なかった
→ 問 16へ

第5章

問15 前問で「あった」と回答された児童相談所におうかがいします。委託一時保護を断られたケース（最新の事例）の具体的な事例について、委託先別にお答えください。

【一時保護所】

子どもの年齢 (打診した時点)	断られた理由
保護の理由	1. 児童虐待 2. 養護（その他） 3. 障害 4. 非行 5. 育成 6. 保健・その他
障害の有無	1. 有（ ） 2. 無
被虐待の有無	1. 有 2. 無
最終的に一時保護された場所	

【乳児院】

子どもの年齢 (打診した時点)	断られた理由
保護の理由	1. 児童虐待 2. 養護（その他） 3. 障害 4. 非行 5. 育成 6. 保健・その他
障害の有無	1. 有（ ） 2. 無
被虐待の有無	1. 有 2. 無
最終的に一時保護された場所	

【児童養護施設】

子どもの年齢 (打診した時点)	断られた理由
保護の理由	1. 児童虐待 2. 養護（その他） 3. 障害 4. 非行 5. 育成 6. 保健・その他
障害の有無	1. 有（ ） 2. 無
被虐待の有無	1. 有 2. 無
最終的に一時保護された場所	

【児童自立支援施設】

子どもの年齢 (打診した時点)	断られた理由
保護の理由	1. 児童虐待 2. 養護（その他） 3. 障害 4. 非行 5. 育成 6. 保健・その他
障害の有無	1. 有（ ） 2. 無
被虐待の有無	1. 有 2. 無
最終的に一時保護された場所	

【児童心理治療施設】

子どもの年齢 (打診した時点)	断られた理由
保護の理由	1. 児童虐待 2. 養護（その他） 3. 障害 4. 非行 5. 育成 6. 保健・その他
障害の有無	1. 有（ ） 2. 無
被虐待の有無	1. 有 2. 無
最終的に一時保護された場所	

【自立援助ホーム】

子どもの年齢 (打診した時点)	断られた理由
保護の理由	1. 児童虐待 2. 養護（その他） 3. 障害 4. 非行 5. 育成 6. 保健・その他
障害の有無	1. 有（ ） 2. 無
被虐待の有無	1. 有 2. 無
最終的に一時保護された場所	

【障害児関係施設】

子どもの年齢 (打診した時点)	断られた理由
保護の理由 1. 児童虐待 3. 障害 5. 育成	2. 養護（その他） 4. 非行 6. 保健・その他
障害の有無	1. 有（ ） 2. 無
被虐待の有無	1. 有 2. 無
最終的に一時保護された場所	

【里親（ファミリーホームを含む）】

子どもの年齢 (打診した時点)	断られた理由
保護の理由 1. 児童虐待 3. 障害 5. 育成	2. 養護（その他） 4. 非行 6. 保健・その他
障害の有無	1. 有（ ） 2. 無
被虐待の有無	1. 有 2. 無
最終的に一時保護された場所	

VIII. 貴児童相談所における今後の一時保護についての考えをお願いします

問16 貴児童相談所において、多様な委託一時保護先の確保のために工夫されていることはありますか。

問17 委託一時保護を進めるにあたっての課題はありますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 委託先が少ない → 特に少ない委託先（ ）

2. 委託先の受け入れ人数が少ない → 特に少ない委託先（ ）

3. 受け入れ可能な子どもが限定的

4. 子どもの様子を児童相談所で把握しづらく、援助方針などを決めにくい

5. 委託先が遠く、子どもへの説明などが難しい

6. その他（ ）

IX. 貴児童相談所における一時保護されている子どもの権利擁護に関する取り組みについてお伺いします

問18 貴児童相談所において、一時保護されている子どもの権利擁護に関する取り組みはどのようなものがありますか。（令和元年度の実績をお教えください。）

児福審などの子ども権利擁護部会	1. 有 2. 無	→	活用件数	件
第三者委員	1. 有 2. 無	→	活用件数	件
弁護士等子どもの意見をきく人（アドボケイト）	1. 有 2. 無	→	活用件数	件

X. 貴児童相談所における一時保護に関わる職員の研修状況についてお伺いします

問19 貴児童相談所において、一時保護に関わる職員の研修はどのようなものがありますか。（令和元年度の実績をお教えください。） ※既存の資料があれば添付いただいても結構です

児童福祉司・児童福祉司SVが受けた研修（任用研修を除く）	
児童相談所職員全体が受けた研修	
一時保護所職員が受けた研修	
令和元年度の貴児童相談所における研修の予算	

XI. 貴児童相談所の里親やファミリーホーム、医療機関への委託一時保護について
お伺いします

貴児童相談所以外の委託保護先への調査を実施いたします。
貴児童相談所で令和2年8～9月中に委託一時保護され、解除された子どもについてお教えください。

問20 令和2年8～9月中に貴児童相談所で里親へ委託一時保護され、解除された子どもの人数について
お答えください。(数字を記入)

人

問21 前問でお答えいただいた、**里親**に委託一時保護された子どもの状況についてお教えください。

No.	年齢 (数字を 記入)	性別 (1つ に○) (記入)	相談 種別 (下記 から1つ を選んで ください)	一時保護 所にいた 期間 (直接委託 一時保護さ れた人は○ を記入)	里親での 一時保護期間	今回の一 時保護の 回数 (数字を記入)	里親に委託された 理由 (下記から当てはまる ものをすべて選んで ください)	通学の有 無 (下記から 1つ選んで ください)	一時保護 解除後の 行き先 (下記から 1つ選んで ください)
1	歳	男・女		日	月 日～ 月 日	回目			
2	歳	男・女		日	月 日～ 月 日	回目			
3	歳	男・女		日	月 日～ 月 日	回目			
4	歳	男・女		日	月 日～ 月 日	回目			
5	歳	男・女		日	月 日～ 月 日	回目			
6	歳	男・女		日	月 日～ 月 日	回目			
7	歳	男・女		日	月 日～ 月 日	回目			

1. 養護 (児童虐待)
3. 障害
5. 育成

2. 養護 (その他)
4. 非行
6. 保健・その他

1. 有 (原籍校)
2. 有 (里親宅の
校区の学校)
3. 無

【里親に委託された理由】
1. 夜間・緊急のため
2. 一時保護所の定員超過
3. 一時保護所が近くに無いため
4. 保護期間の長期化が見込まれたため
5. 専門性の高い対応が必要な児童のため
6. 学校に通学するため
7. 子どもの年齢
8. 当該里親への措置前提
9. 保護者の取返し回避のため
10. その他 (具体的な内容はそれぞれに記入ください)

1. 家庭復帰
2. 児童養護施設
3. 乳児院
4. 児童自立支援施設
5. 児童心理治療施設
6. 障害児関係施設
7. ファミリーホーム
8. 里親
9. その他 (具体的な内容はそれぞれに記入ください)

※エクセルファイルでの入力もできます

問22 令和2年8～9月中に貴児童相談所でファミリーホームへ委託一時保護され、解除された子ども
の人数についてお答えください。(数字を記入)

人

問23 前問でお答えいただいた、**ファミリーホーム**に委託一時保護された子どもの状況についてお教え
ください。

No.	年齢 (数字を 記入)	性別 (1つ に○) (記入)	相談 種別 (下記 から1つ を選んで ください)	一時保護 所にいた 期間 (直接委託 一時保護 された人は ○を記入)	ファミリーホーム での一時保護 期間	今回の一 時保護の 回数 (数字を記入)	ファミリーホームに 委託された理由 (下記から当てはまる ものをすべて選んで ください)	通学の有 無 (下記から 1つ選んで ください)	一時保護 解除後の 行き先 (下記から 1つ選んで ください)
1	歳	男・女		日	月 日～ 月 日	回目			
2	歳	男・女		日	月 日～ 月 日	回目			
3	歳	男・女		日	月 日～ 月 日	回目			
4	歳	男・女		日	月 日～ 月 日	回目			
5	歳	男・女		日	月 日～ 月 日	回目			
6	歳	男・女		日	月 日～ 月 日	回目			
7	歳	男・女		日	月 日～ 月 日	回目			

1. 養護 (児童虐待)
3. 障害
5. 育成

2. 養護 (その他)
4. 非行
6. 保健・その他

1. 有 (原籍校)
2. 有 (ホームの
子どもと同
じ学校)
3. 無

【ファミリーホームに委託された理由】
1. 夜間・緊急のため
2. 一時保護所の定員超過
3. 一時保護所が近くに無いため
4. 保護期間の長期化が見込まれたため
5. 専門性の高い対応が必要な児童のため
6. 学校に通学するため
7. 子どもの年齢
8. 当該ホームへの措置前提
9. 保護者の取返し回避のため
10. その他 (具体的な内容はそれぞれに記入ください)

1. 家庭復帰
2. 児童養護施設
3. 乳児院
4. 児童自立支援施設
5. 児童心理治療施設
6. 障害児関係施設
7. ファミリーホーム
8. 里親
9. その他 (具体的な内容はそれぞれに記入ください)

※エクセルファイルでの入力もできます

問24 令和2年8～9月中に貴児童相談所で医療機関へ委託一時保護され、解除された子どもの人数
についてお答えください。(数字を記入)

人

問25 前問でお答えいただいた、医療機関に委託一時保護された子どもの状況についてお答えください。

No.	年齢 (数字を 記入)	性別 (1.○ 2.△)	相談 種別 (下記 から1つ を選んで ください)	一時保護 所にいた期 間 (直接委 託一時保 護された 人は0を 記入)	医療機関での 一時保護期間	今回の 一時保護 の回数 (数字を記 入)	医療機関に委託さ れた理由 (下記から当てはまる ものすべてを選んで ください)	通学の有 無 (下記から 1つを選んで ください)	一時保護 解除後の 行き先 (下記から 1つを選んで ください)
1	歳	男・女		日	月 日～ 月 日	回目			
2	歳	男・女		日	月 日～ 月 日	回目			
3	歳	男・女		日	月 日～ 月 日	回目			
4	歳	男・女		日	月 日～ 月 日	回目			
5	歳	男・女		日	月 日～ 月 日	回目			
6	歳	男・女		日	月 日～ 月 日	回目			
7	歳	男・女		日	月 日～ 月 日	回目			

1. 養護 (児童虐待)
3. 障害
5. 育成

2. 養護 (その他)
4. 非行
6. 保健・その他

【医療機関に委託された理由】
1. 夜間・緊急のため
2. 一時保護所の定員超過
3. 一時保護所が近くに無いため
4. 保護期間の長期化が見込まれたため
5. 専門性の高い対応が必要な児童のため
6. 学校に通学するため
7. 子どもの年齢
8. 保護者の取返し回避のため
9. その他 (具体的な内容はそれぞれに記入ください)

1. 有 (原籍校)
2. 有 (当該病院の
子どもと同
じ学校)
3. 無

1. 家庭復帰
2. 児童養護施設
3. 乳児院
4. 児童自立支援施設
5. 児童心理治療施設
6. 障害児関係施設
7. ファミリーホーム
8. 里親
9. その他 (具体的な内容は
それぞれに記入ください)

※エクセルファイルでの入力もできます

18

XII. 委託一時保護先の里親やファミリーホーム、医療機関への実態調査について
※別紙『「一時保護の実態調査」概要』をご参照ください

貴児童相談所で令和2年8～9月に里親やファミリーホーム、医療機関へ委託一時保護された子どもにつ
いての実態調査を行いたいと考えております。児童相談所様には、別紙の緑の枠囲みの児童相談所調査
と「里親、ファミリーホーム」「医療機関」への調査の発送までのご協力をお願いいたします。

(里親等や医療機関への主なアンケート調査項目：一時保護の受入れの状況、

委託を進めるために必要なこと)

●里親について 貴児童相談所から
アンケート調査票をお送りいただける数
(切手を貼ったアンケート調査票セットを貴児童相談所に
お送りをし、里親のラベルを貼って送付していただける数)

人

●ファミリーホームについて 貴児童相談所から
アンケート調査票をお送りいただけるホーム数
(切手を貼ったアンケート調査票セットを貴児童相談所に
お送りをし、ファミリーホームのラベルを貼って送付してい
ただける数)

ホーム

●医療機関への委託一時保護について

令和2年8月～9月に委託一時保護委託をした医療機関数(実績)	医療機関	
送付方法	1. 貴児童相談所から送付 (里親と同じように貴児童相談所に調査票セットを送付) 2. 弊社から医療機関に送付 医療機関名、住所をお教えてください	
医療機関名、担当者等	郵便番号	住所

ご協力ありがとうございます。『意見交換会意向調査票』と一緒に、
同封の返信用封筒(切手不要)にて返送ください

19

資料-12

「一時保護所の実態調査」へのご協力をお願い

拝啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本アンケート調査は、弊社（三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング株式会社）が、厚生労働省の令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の補助を受け、児童相談所への一時保護開始時・解除に向けての手続や委託一時保護を含めた一時保護の現状や課題をお伺いするため、全国の児童相談所・一時保護所を対象に実施させていただきます。

昨年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」においては、施行後一年を目途に、一時保護の環境改善・体制強化、一時保護その他の措置に係る手続きの在り方について、検討を加え、必要な措置を講ずるものとするという検討規定が設けられました。本調査で全国の児童相談所・一時保護所の状況を把握させていただき、今後の「一時保護の在り方」の検討のための本調査研究や関連する調査研究事業、学術研究において検討・分析することを目的として実施いたします。

皆様方のご回答の一つ一つが極めて有用なものとなります。ご多用中誠に恐縮ではございますが、本調査研究事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を頂けますようお願い申し上げます。

【ご記入にあたってのお願い】

- 1. ご回答は、選択肢に○をつけていただく場合と、数字や具体的な内容をご記入いただく場合があります。設問文の注意書きに従ってご回答ください。
- 2. 特段の断りがない限り、**令和2年10月1日現在の状況**についてお答えください。難しい場合は、把握している直近の状況でお答えください。
- 3. ご回答いただいた内容は、全て統計的に処理しますので、個々の調査票のご回答が外部に知られることはありません。
- 4. ご回答いただいた調査票は、**11月20日（金）までに**、同封の返信用封筒（切手不要）にて返信ください。
- 5. 電子ファイル（Word）でのご回答を希望される方は、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。調査票のデータをお送り致します。

◆本調査に関するお問い合わせ先

三菱ＵＦＪリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部
大阪市北区梅田 2-5-25 ハービス OSAKA
専用メールアドレス：hogo2020@murc.jp （担当：栗山、山田）
TEL：06-7637-1436 （受付時間：祝日を除く月～金 10：00～17：00）
※ テレワーク推奨によりお電話に出られない可能性がありますため、恐れ入りますがメールにてお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【ご記入いただきました個人情報等の取扱いについて】
※ご記入いただいたお名前、Eメールアドレス等、ご回答者個人が特定できる情報（以下、「個人情報」という）は、調査目的以外には使用いたしません。
また、個々のご回答内容が、ご承諾なく他に知られることはございません。
※お預かりした個人情報は、当社の「個人情報保護方針」及び「個人情報保護方針」に基づき、「http://www.murc.jp/corporate/privacy」に従い適切に取扱いします。入力・集計作業等のために預託する場合には、十分な個人情報保護水準を備えた業者を選定し、契約等により保護水準を維持するよう管理します。
※個人情報のご記入は任意です。個人情報をご記入であっても、ご回答が集計から除外されることはありません。
※お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、上記「お問い合わせ先」までお願い申し上げます。

一時保護所の実態調査 調査票

一時保護所名	
電話番号	Eメール アドレス

1. 貴一時保護所の概要についてお伺いします

問1 貴一時保護所の定員についてお答えください。（数字を記入）

※定員に男女別の内訳がない場合は斜線をつけてください

	合計	男	女
令和2年度の定員	人	人	人
令和2年10月1日現在の入所者数			
幼児	人	人	人
小学生	人	人	人
中学生	人	人	人
高校生	人	人	人
その他	人	人	人

問2 令和元年度の平均在所日数についてお答えください。（数字を記入）（小数点第1位まで）

また、2か月を超えた子どもの人数をお答えください。（数字を記入）

平均在所日数		日
※平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数		
2か月を超えた子どもの人数		人

問3 居室数（数字を記入） ※実際の使い方ではなく当初設定

居室数	個室	2人部屋	3人部屋	4人部屋	5人以上の部屋
合計	室	室	室	室	室

II. 一時保護された子どものアセスメントについてお伺いします

問4 貴一時保護所で、子どもの行動観察をするにあたって気を付けていることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 子どもと定期的に面談の機会をもつ
2. 様々な生活面で子どもの状況を把握する
3. 複数の職員の視点で観察を行う
4. どの職員がみても分かるように記録方法を統一している
5. 定期的に職員で情報共有、意見交換を行う
6. その他（ ）

問5 貴一時保護所では、観察会議はおおむねどのくらいの頻度で行われていますか。（あてはまるもの1つに○）

1. 週1回以上	2. 月に数回	3. 月に1回未満
4 特に決まっていない → 令和2年9月中に開催された回数 回		

問6 貴一時保護所の観察会議の参加者及び頻度をお教えてください。（あてはまるものすべてに○）	常に参加	必要に応じて参加
保護課長		
担当児童指導員・保育士		
その日勤務の児童指導員・保育士		
一時保護所の心理士		
学習担当職員(教員)		
担当児童福祉司		
担当児童心理司		
その他		

問7 貴一時保護所では、子どもの行動観察や援助方針を決めるにあたって工夫していること・課題に感じていることはありますか。（例. 観察会議で一時保護所として援助方針（案）を決めるようにするなど）

--

問8 貴一時保護所では、子どもの変化に応じた援助方針の見直しにあたって工夫していること・課題に感じていることはありますか。

--

III. 貴一時保護所内の生活についてお伺いします

問9 貴一時保護所全体の居室の使い方（男女や幼児が利用する居室の割り当て方）について教えてください。（近いもの1つに○）

1. 固定	2. 男女、幼児の比率によって変動する
3. その他（ ）	

問10 （主に小学生以上の子どもの）居室について教えてください。（あてはまるもの1つに○）

1. 基本的には全員個室（1人で使用）
2. 年齢によって個室か複数人部屋に分ける → 年齢の目安（ ）
3. 基本的には複数人部屋
4. その他（ ）

問11 貴一時保護所では、定員を超えた場合、どのように対応していますか。また、令和2年4月から9月に定員を超えた日が何日ありましたか。（あてはまるものすべてに○）

1. 相談室や静養室など居室以外を利用している	2. 居室の人数を増やして対応している
3. その他（ ）	

	令和2年4月	5月	6月	7月	8月	9月
定員を超えた日	日	日	日	日	日	日
令和2年4月～9月で、定員を超えて受け入れた最大人数	人（定員内の人数を含む）					

問12 貴一時保護所内では、子どもが自由に寝転がったりするなどリラクセスできる空間がありますか。（あてはまるもの1つに○）

1. ない	2. ある → 具体的に（ ）
-------	-----------------

問13 貴一時保護所内で、日中、子どもが過ごす空間（トイレ、風呂、居室以外）で、男女別に分けている場所はありますか。

	現在男女別に空間を分けているところ（すべてに○）	現在男女別に使用する時間帯を分けているところ（すべてに○）	現状に関係なく男女を分ける必要があると思うところ（すべてに○）
食堂			
リビング(ユニット内のリビングを除く)			
教室			
体育館			
グラウンド			

問14 貴一時保護所では、入所している複数の子どもと所外の場所（例えば近所の公園、図書館など）へ出かけることがありますか。ある場合は、出かける場所とその頻度について教えてください。

（あてはまるもの1つに○）

※医療機関を除く

1. ある	→	出かける場所（ 頻度（ ） ）
2. 個別の希望・個々の状況に応じて外出する		
3. 特にない		

問15 貴一時保護所では、一時保護された子どもの日課以外の外出についてどのように対応していますか。（あてはまるもの1つに○）

- 1. 個別の希望にできるだけ対応するようになっている
- 2. 対応したいができていない
- 3. 基本的には外出は認めていない
- 4. その他（
）

上記 1 については具体的な事例、上記 2 についてはできない理由をお教えください

問16 貴一時保護所では、施設の構造がネックとなっており、子どもの対応が難しいと思うことがありますか。（あてはまるもの1つに○）

1. 特にない	
2. ある	→ 具体的な構造や難しいこと（ ）

問17 貴一時保護所において、それぞれの場面で、一時保護所で生活する子どもから出された意見をどのように反映していますか。また、反映された内容をお教えください。

日課構成やレクリエーション	
食事内容	
その他	

IV. 一時保護された子どもの権利擁護の取り組みについてお伺いします

問18 貴一時保護所では、権利ノートなどを使って子どもたちの権利擁護について説明をしていますか。（あてはまるもの1つに○）

1. 権利ノートを使って説明している	2. 権利ノート以外のものを使って説明している
3. その他（ ）	→ どのようなもの（ ）

問19 貴一時保護所では、入所時の生活についてどのように説明をしていますか。（あてはまるもの1つに○）

1. 生活のしおりなどを使って説明している	2. 口頭で説明している
3. その他（ ）	

問20 貴一時保護所では、一時保護された子どもたちの権利擁護の取り組みをどのようにしていますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 意見箱をおいている	2. 定期的に子どもからアンケートを取っている
3. 子ども会議を実施	4. 外部から弁護士などアドボケートを迎えている
5. その他（ ）	→ だれを（ ） 頻度（ ）

上記 1～4 についてうまく活用されるように工夫していることについてお教えください

問21 貴一時保護所において、上記以外に子どもたちの権利擁護の取り組みで工夫されていることがあればお教えください。

--

問22 貴一時保護所では、（おおむね1週間以上いる子どもについて）一時保護期間中、現在の状況や今後の見通しについて、子どもと話をする目安はありますか。（あてはまるもの1つに○）

1. 子どもから聞かれた都度	2. 週に1回程度
3. 2週間に1回	4. 特に決まっていない
5. その他（ ）	

問23 貴一時保護所では、一時保護解除にあたって、子どもの不安を解消するために工夫していることはありますか。

--

問24 貴一時保護所では、一時保護期間中、保護者との電話・手紙・面会等のやりとりを認めていますか。(あてはまるもの1つに○)

1. ほとんど認めていない
2. 必要であれば認める
3. その他 ()

上記1についてはその理由、上記2については、保護者との取り決めなどについてお教えてください

問25 貴一時保護所では、一時保護期間中、外部の人との電話・手紙・面会等のやりとりを認めていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 認めていない
2. 学校や幼稚園、保育所の先生であれば認める
3. アドボケート、第三者委員であれば認める
3. その他の人も認めている→具体的に ()

上記1についてはその理由、上記3については具体的な事例についてお教えてください

問26 貴一時保護所では、一時保護期間中、通信機器の利用を認めていますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 認めていない
2. 必要であれば認める → どのような場合に認めているか ()

問27 貴一時保護所では、一時保護期間中、衣類の持ち込みを認めていますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 衣類・下着とも認めていない →

下着はどのような対応をしていますか

a. 新品を支給

b. 所内のものを貸与
2. 下着のみ認めている
3. 衣類・下着とも認めている
4. その他

問28 貴一時保護所では、一時保護期間中、私物の持ち込みを認めていますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 認めていない
2. 一部の私物の持ち込みは認める → どのようなものを認めているか ()
3. 必要であれば認める → どのような場合に認めているか ()

問29 貴一時保護所では、子ども同士の暴力等の防止や対応のために取り組んでいることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 職員研修を実施している
2. 子どもへの教育
3. 見守り体制の強化
4. その他 ()

V. 一時保護された子どもの学習についてお伺いします

問30 貴一時保護所では、通学についてどのように考えていますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 通学はしない → その理由 ()
2. 必要に応じて通学・原籍校の授業を受けることを検討する
→ どのような場合に通学・原籍校の授業を受けることを検討するか ()
3. 通学させる → 通学させるために工夫していること ()

問31 貴一時保護所では、一時保護所での学習の目的をどのようにお考えですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 在籍校の学習進度に合わせた学力を維持すること
2. これまでにつまづいた学習内容を克服すること
3. 基礎学力をつけること
4. 分かる喜びを味わせること
5. 学習に対する自信をつけさせること
6. 集中して取り組むことの大切さを感じさせること
7. 規則正しい生活習慣の確立のため
8. 落ち着いた時間を過ごさせること
9. 保護所での生活にメリハリをつけること
10. 児童指導員や保育士が児童を理解すること
11. その他 ()

問32 貴一時保護所では、オンラインや通信での授業を受ける環境がありますか。(あてはまるもの1つに○)

1. ある → 具体的なもの ()
2. ない
3. その他 ()

問33 令和2年度9月中に、通学・原籍校の授業を受けられた子どもはいますか。

人

【令和2年9月中に、通学・原籍校の授業を受けられた子ども】

※上記にあげた子どもすべてについて記載ください。行が足りない場合は適宜増やしてください。

No.	年齢 (数字を 記入) 令和2年 9月末時 点	性別 (1つ に○)	相談種別 (すべてに○)	一時保護 日数 (数字を記入) 令和2年9月末 時点	通学の方法 (原籍校以外の場合は その他に記入ください)
1	歳	男・女	1. 養護 (児童虐待) 2. 養護 (その他) 3. 障害 4. 非行 5. 育成 6. 保健・その他	日	1. 子ども自身で通学 2. 職員が送迎 3. オンライン、通信の形で受講 4. その他 ()
2	歳	男・女	1. 養護 (児童虐待) 2. 養護 (その他) 3. 障害 4. 非行 5. 育成 6. 保健・その他	日	1. 子ども自身で通学 2. 職員が送迎 3. オンライン、通信の形で受講 4. その他 ()
3	歳	男・女	1. 養護 (児童虐待) 2. 養護 (その他) 3. 障害 4. 非行 5. 育成 6. 保健・その他	日	1. 子ども自身で通学 2. 職員が送迎 3. オンライン、通信の形で受講 4. その他 ()
4	歳	男・女	1. 養護 (児童虐待) 2. 養護 (その他) 3. 障害 4. 非行 5. 育成 6. 保健・その他	日	1. 子ども自身で通学 2. 職員が送迎 3. オンライン、通信の形で受講 4. その他 ()
5	歳	男・女	1. 養護 (児童虐待) 2. 養護 (その他) 3. 障害 4. 非行 5. 育成 6. 保健・その他	日	1. 子ども自身で通学 2. 職員が送迎 3. オンライン、通信の形で受講 4. その他 ()

問34 貴一時保護所では、日中の学習時間に使用する教室は何部屋あり、おおむねどのように割り当てていますか。(あてはまるものすべてに○)

部屋

1. 男女別に割り当てる
2. 子どもの学年別に割り当てる
3. 教科別に割り当てる
4. その他 ()

問35 貴一時保護所では、学習時間以外でも勉強することを希望する子どもがいた場合、対応していますか。(あてはまるもの1つに○)

1. している → どのように対応していますか (場所、職員、時間など) ()
2. していない

問36 貴一時保護所において、子どもの学習保障として工夫していること、やりたいが課題となっていることなどがあれば自由にお書きください。

VI. 配慮が必要な子どもへの対応についてお伺いします

問37 貴一時保護所では、下記のような**配慮が必要な子ども**への対応を行っていますか。(あてはまるものそれぞれ1つに○) また、他の施設の参考になるような工夫や受け入れに關しての課題、対応が難しい理由をお教えください。

		受入れの有無 (当てはまるものそれぞれ1つに○)			他の施設の参考になるような工夫や受け入れに關しての課題、対応が難しい理由
		1. 受け入れている	2. 受け入れることは難しい	3. 対象の子どもがいない	
文化、習慣、宗教等	1	2	3		
LGBT 等性的アイデンティ等	1	2	3		
性加害の子ども	1	2	3		
性被害の子ども	1	2	3		
他害の子ども	1	2	3		
自傷の子ども	1	2	3		
重大事件・措置の子ども	1	2	3		
家族を亡くした子ども	1	2	3		
障害のある子ども	1	2	3		
医療的ケアのある子どもへの対応	1	2	3		
妊娠している子ども	1	2	3		

VII. 災害や感染症への対応についてお伺いします

問38 貴一時保護所において、災害時に備えて実施していることは何ですか。（あてはまるものすべてに○）

1. 避難計画を作成	2. 月1回以上の避難訓練の実施（職員のみ）
3. 子どもを含めた避難訓練の実施	4. 災害発生時の対応マニュアルの作成
5. 職員研修	6. その他（ ）

問39 貴一時保護所では、災害発生時の避難方法などの理解が難しい子どもに対して、工夫していることはありますか。（例、絵などを使って説明）

--

問40 貴一時保護所では、感染症の予防、発生時の対応策の取り組みとして工夫していることや課題と考えていることについて教えてください。

--

問42 貴一時保護所の所長、児童指導員・保育士の経験年数、保有資格、令和2年9月の時間外労働時間数、昨年度の研修の受講状況

	一時保護所での 経験年数	保有資格 (下記から当ては まるものすべてを 選んでください)	令和2年9月の 時間外労働時間数	昨年度受講した 研修
1 所長	年		時間	
2 児童指導員・保育士	年		時間	
3 児童指導員・保育士	年		時間	
4 児童指導員・保育士	年		時間	
5 児童指導員・保育士	年		時間	
6 児童指導員・保育士	年		時間	
7 児童指導員・保育士	年		時間	
8 児童指導員・保育士	年		時間	
9 児童指導員・保育士	年		時間	
10 児童指導員・保育士	年		時間	

1. 社会福祉士 2. 社会福祉主事 3. 保健師 4. 看護師
5. 保育士 6. 教員 7. 精神保健福祉士 8. 臨床心理士
9. 公認心理師 10. 介護福祉士 11. その他

問43 学習指導員について

	正規・非正規 (いずれかに○)	保有教員免許種別・教科	一時保護所での勤務経験 年数
1 学習指導員	正・非		年
2 学習指導員	正・非		年
3 学習指導員	正・非		年
4 学習指導員	正・非		年
5 学習指導員	正・非		年

問44 貴一時保護所では、外部のスーパーバイザー（児童相談所職員は除く）を活用していますか。（あてはまるもの1つに○）

1. 活用している → （職種・所属、活用頻度 ）
2. 活用していない

問45 貴一時保護所の平日の日中・夜間の職員体制

	日中	夜間
児童指導員	人	人
保育士	人	人
看護師	人	人
その他	人	人
合計	人	人

問46 貴一時保護所では、一時保護所への異動者、新任者に対して、どのような研修が行われていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 児童相談所が行う児童相談所職員との合同研修
2. 児童相談所が行う一時保護職員向けの研修
3. 一時保護所内の独自研修
4. 外部の研修を受講
5. その他 ()

※昨年度実施されたプログラムもしくは今年度予定しているプログラムがあれば、資料を添付ください

問47 貴一時保護所では、新任研修以外の研修としてどのような研修が行われていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 内部で自主研修を実施している
2. 児童相談所が行う研修に参加している
3. 国や都道府県等が主催の研修に参加している
4. 外部の研修に参加している
5. その他 ()

※昨年度実施されたプログラムもしくは今年度予定しているプログラムがあれば、資料を添付ください

問48 貴一時保護所では、昨年度、子どもの権利擁護をテーマとした研修として、どのような研修が行われましたか。

--

※昨年度実施されたプログラムがあれば、資料を添付ください

問49 貴一時保護所では、職員の専門性向上のための体系的なカリキュラムがありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. ある → 具体的に ()
2. ない

※昨年度実施されたプログラムもしくは今年度予定しているプログラムがあれば、資料を添付ください

問50 貴一時保護所は、今後実施したい・重点的にやりたいと考えている研修のテーマがありますか。

--

問51 貴一時保護所では、働きやすい環境をつくるために行っていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 相談体制をつくっている	2. メンタルヘルスの取り組みがある
3. メンバーが固定化しないよう工夫をしている	4. 時間外労働を増やさないようにする
5. 休暇取得ができるよう工夫している	6. 必要な研修を受けやすい環境を作る
7. 自己研鑽の研修受講の支援を行っている	8. その他 ()

問52 一時保護の在り方などについて、保護されている子どもの権利が守られることや、一時保護所で従事する職員の資質向上や従事者の働きやすい環境づくりなど、一時保護所全体がよくなるために必要なことなど自由に記入ください。

--

ご協力ありがとうございました。『意見交換会意向調査票』と一緒に、

11月20日(金)までに、同封の返信用封筒(切手不要)にて返信くださいますよう

お願いいたします。

Ⅰ. 貴施設についてお伺いします

貴施設名	貴施設所在 都道府県	
電話番号	Eメール アドレス	
施設種別 (当てはまるもの 1つに○)	1. 児童養護施設 2. 乳児院 3. 児童自立支援施設 4. 児童心理治療施設 5. 障害児関係施設 6. 自立援助ホーム 7. その他()	

Ⅱ. 委託一時保護の受け入れについてお伺いします

現在、貴施設における委託一時保護の受け入れの有無 (当てはまるものすべてに○) (具体的な数値は、令和元年度は、令和元年度の実績をご記入ください)	1. 法 28 条の規定による子どもを受け入れている	→	令和元年度実績 (H31.4～R2.3)	受け入れた人数 平均受け入れ日数	人 日
	2. 委託一時保護の子どもを受け入れている	→	令和元年度実績 (H31.4～R2.3)	受け入れた人数 平均受け入れ日数	人 日
	3. 入所を前提とした委託一時保護の子どものみ受け入れている	→	令和元年度実績 (H31.4～R2.3)	受け入れた人数 平均受け入れ日数	人 日
	4. 今まで受け入れたことはない	→	その理由 (当てはまるものすべてに○)	a. 対象の子どもがいない(依頼がない) b. 受け入れ態勢が整っていない c. その他()	

貴施設における委託一時保護の子どもを受け入れ専用施設の有無 (当てはまるもの1つに○)	1. 有	→	a. 委託一時保護の子どもだけの専用スペース b. 貴施設の入所している子どもとは別棟(ショートステイの子どもとも別) c. 貴施設の入所している子どもとは別棟(ショートステイの子どもとは一緒) d. 入所児童の生活棟の内部に設けた専用スペース e. その他()	
	2. 無	→	委託一時保護を受ける場合の受け入れ場所 ア. ショートステイ専用のスペースを利用 イ. 入所児童と全く同じ環境 ウ. 面接室・来所家族の宿泊所の活用 エ. その他()	

※委託一時保護の受け入れがない施設は P6 問 14へ進んでください。

「児童福祉施設への委託一時保護に関する調査」へのご協力のお願い

拝啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

本アンケート調査は、弊社（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）が、厚生労働省の令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の補助を受け、委託一時保護を受け入れ先となっている、全国の児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、障害児関係施設、自立援助ホームなどを対象に、委託一時保護の現状と課題を把握するために実施させていただくものです。

昨年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」においては、施行後一年を目途に、一時保護の環境改善・体制強化などの一時保護の在り方について、検討を加え、必要な措置を講ずるものとするという検討規定が設けられました。本調査で全国の委託一時保護受け入れ先の状況を把握させていただき、今後の「一時保護の在り方」の検討のための本調査研究や関連する調査研究事業、学術研究において検討・分析することを目的として実施いたします。

皆様方のご回答の一つ一つが極めて有用なものととなります。ご多用中誠に恐縮ではございますが、本調査研究事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を頂きますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

【ご記入にあたってのお願い】

1. ご回答は、選択肢に○をつけていただく場合と、数字や具体的な内容をご記入いただく場合があります。設問文の注意書きに従ってご回答ください。

2. 特段の断りがない限り、令和2年10月1日現在の状況についてお答えください。難しい場合は、把握している直近の状況でお答えください。

3. ご回答いただいた内容は、全て統計的に処理しますので、個々の調査票のご回答が外部に知られることはありません。

4. ご回答いただいた調査票は、11月20日（金）までに、同封の返信用封筒（切手不要）にて返信ください。また、お預かりしたお名前、Eメールアドレス等、ご回答者個人が特定できる情報（以下、「個人情報」という）は、調査目的以外には使用いたしません。また、個々の回答内容が、ご承諾なく他に知られることはありません。

※お預かりした個人情報は、当社の「個人情報保護方針」及び「個人情報」の取扱いについて<http://www.murc.jp/corporate/privacy>に従い適切に取扱いします。入力・集計作業等のために預託する場合には、十分な個人情報保護水準を備えた業者を選定し、契約等により保護水準を維持するよう管理します。

※個人情報のご記入は任意です。個人情報が集計から除外されることはありません。

※お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、上記<お問い合わせ先>までお願い申し上げます。

◆本調査に関するお問い合わせ先

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部

大阪市北区梅田 2-5-25 ハービス OSAKA

専用メールアドレス：hogo2020@murc.jp （担当：栗山、山田）

TEL：06-7637-1436 （受付時間：初日を除く月～金 10：00～17：00）

※ テレワーク推奨によりお電話に出られない可能性があります。恐れ入りますがメールにてお問い合わせいただきますようご協力をお願いいたします。

【ご記入いただきました個人情報等の取扱いについて】

※ご記入いただいたお名前、Eメールアドレス等、ご回答者個人が特定できる情報（以下、「個人情報」という）は、調査目的以外には使用いたしません。

また、個々の回答内容が、ご承諾なく他に知られることはありません。

※お預かりした個人情報は、当社の「個人情報保護方針」及び「個人情報」の取扱いについて<http://www.murc.jp/corporate/privacy>に従い適切に取扱いします。入力・集計作業等のために預託する場合には、十分な個人情報保護水準を備えた業者を選定し、契約等により保護水準を維持するよう管理します。

※個人情報のご記入は任意です。個人情報が集計から除外されることはありません。

※お預かりしている個人情報の開示、削除等のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、上記<お問い合わせ先>までお願い申し上げます。

※令和2年8月～9月に委託一時保護として受け入れた子どもごと記入ください。
※ 就学前児童は、通字の有無、通字の方法、通字していない理由の記入は不要です。
※行が足りない場合は適宜増やしてください

受け入れ の年齢 (数字を 記入)	相対種別 (下記から選ん で、番号を 上つ記入)	一時保護 日数 (数字を記入)	委託保護さ れた理由 (下記から選ん で、番号を すべて記入)	通字の有無	通字の方法 (下記から選ん で、番号を 上つ記入)	通字していない理由	生活していた子どもの部屋 (1.2.3.)	委託一時 保護解除 後の先 (下記から選ん で、番号を 上つ記入)
1	歳 男・女		日	有 (原籍校) 有 (施設入所の 子どもと同じ学校)			1. 専用機 2. ショートステイの子どものと 3. 施設の子どものと 4. その他 ()	
2	歳 男・女		日	有 (原籍校) 有 (施設入所の 子どもと同じ学校)			1. 専用機 2. ショートステイの子どものと 3. 施設の子どものと 4. その他 ()	
3	歳 男・女		日	有 (原籍校) 有 (施設入所の 子どもと同じ学校)			1. 専用機 2. ショートステイの子どものと 3. 施設の子どものと 4. その他 ()	
4	歳 男・女		日	有 (原籍校) 有 (施設入所の 子どもと同じ学校)			1. 専用機 2. ショートステイの子どものと 3. 施設の子どものと 4. その他 ()	
5	歳 男・女		日	有 (原籍校) 有 (施設入所の 子どもと同じ学校)			1. 専用機 2. ショートステイの子どものと 3. 施設の子どものと 4. その他 ()	
6	歳 男・女		日	有 (原籍校) 有 (施設入所の 子どもと同じ学校)			1. 専用機 2. ショートステイの子どものと 3. 施設の子どものと 4. その他 ()	
7	歳 男・女		日	有 (原籍校) 有 (施設入所の 子どもと同じ学校)			1. 専用機 2. ショートステイの子どものと 3. 施設の子どものと 4. その他 ()	

1. 児童虐待
2. 養護 (その他)
3. 障害
4. 非行
5. 育成
6. 保健・その他

1. 児童虐待
2. 養護 (その他)
3. 障害
4. 非行
5. 育成
6. 保健・その他

1. 夜間・緊急のため
2. 一時保護所の定員超過
3. 一時保護所が近くに無いため
4. 保護期間の長期化が見込まれたため
5. 専門性の高い対応が必要な児童のため
6. 学校に通学するため
7. 当該施設への措置前送
8. 保護者の取返し困難のため
9. その他

1. 子ども自身で通学
2. 職員が送迎
3. オンライン、通風の形で受講
4. その他

1. 在宅 (家庭復帰)
2. 一時保護から措置継続
3. 児童養護施設
4. 乳児院
5. 児童自立支援施設
6. 児童心理治療施設
7. 障害児関係施設
8. ファミリーホーム
9. 里親
10. その他

資料-21

2

問1 貴施設において、令和元年度に委託一時保護を断わったケースはありますか。(あてはまるもの
1つに○)

1. あった	2. なかった
→ 問3へ	

問2 前問で「あった」と回答された施設にお伺いします。委託一時保護を断わったケース (最新の事例
5件) の具体的な事例について、お教えください。

事例	子どもの年齢	保護の理由	断わった理由
1	歳	1. 児童虐待 2. 養護 (その他) 3. 障害 4. 非行 5. 育成 6. 保健・その他 1. 有 (障害種別) 2. 無	
2	歳	1. 児童虐待 2. 養護 (その他) 3. 障害 4. 非行 5. 育成 6. 保健・その他 1. 有 (障害種別) 2. 無	
3	歳	1. 児童虐待 2. 養護 (その他) 3. 障害 4. 非行 5. 育成 6. 保健・その他 1. 有 (障害種別) 2. 無	
4	歳	1. 児童虐待 2. 養護 (その他) 3. 障害 4. 非行 5. 育成 6. 保健・その他 1. 有 (障害種別) 2. 無	
5	歳	1. 児童虐待 2. 養護 (その他) 3. 障害 4. 非行 5. 育成 6. 保健・その他 1. 有 (障害種別) 2. 無	

3

Ⅲ. 委託一時保護された子どもの権利擁護の取り組みについてお伺いします

問3 貴施設では、委託一時保護された子どもに入所時の生活についてどのような説明をしていますか。
(あてはまるもの1つに○)

1. 生活のしおりなどを使って説明している

2. □頭で説明している

3. その他 ()

問4 貴施設では、権利ノートなどを使って子どもたちの権利擁護についての説明をしていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 権利ノートを使って説明している

2. 権利ノート以外のものを使って説明している
→ どのようなもの ()

3. 児童相談所の児童福祉司等が説明している

4. その他 ()

問5 貴施設では、委託一時保護された子どもたちの権利擁護の取り組みをどのようにしていますか。(あてはまるもの1つに○)

1. 貴施設に入所している子どもと一緒に対応している → 問6へ

2. 一時保護された子どもだけ、個別に対応している → 問7へ

3. その他 ()

問6 前問で「1. 貴施設に入所している子どもと一緒に対応している」と回答された施設におうかがいいたします。委託一時保護された子どもたちの権利擁護の具体的な取り組みはどのようにしていますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 意見箱をおいている

2. 定期的に子ども会議を開いている

3. 定期的(子どもからアンケートを取っている)

4. 外部から弁護士などアドボケイトを迎えている
→ だれが _____
頻度 _____

5. その他 ()

問7 問5で「2. 一時保護された子どもだけ、個別に対応している」と回答された施設におうかがいいたします。委託一時保護された子どもたちの権利擁護の具体的な取り組みはどのようにしていますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 意見箱をおいている

2. 定期的に子ども会議を開いている

3. 定期的(子どもからアンケートを取っている)

4. 外部から弁護士などアドボケイトを迎えている
→ だれが _____
頻度 _____

5. 児童相談所の児童福祉司や児童心理司等が子どもたちの意見等をきいている

6. その他 ()

問8 貴施設で、委託一時保護された子どもに対する子ども間の暴力防止の取り組みで工夫されていることがあればお教えください。

問9 貴施設で、上記以外に子どもたちの権利擁護の取り組みで工夫されていることがあればお教えください。

Ⅳ. 委託一時保護の子どもの対応を行う職員についてお伺いします

問10 貴施設では、委託一時保護の子どもの対応を行う専任の職員がいますか。(最も近い状況1つに○)

1. 専任の職員がいる → 人

2. 入所施設の子どもの対応を行う職員が兼任している

3. その他 ()

【専任の職員の状況】

	正規・非正規 (いずれかに○)	年代	児童養護施設 での経験年数	保有資格 (※下記より番号を記載)
担当職員 1	正規・非正規	歳代	年	
担当職員 2	正規・非正規	歳代	年	
担当職員 3	正規・非正規	歳代	年	
担当職員 4	正規・非正規	歳代	年	
担当職員 5	正規・非正規	歳代	年	
担当職員 6	正規・非正規	歳代	年	
担当職員 7	正規・非正規	歳代	年	

- ↑
1. 社会福祉士 2. 社会福祉主事 3. 保健師 4. 看護師
5. 保育士 6. 教員 7. 精神保健福祉士 8. 臨床心理士
9. 公認心理師 10. 介護福祉士 11. その他

V. 貴施設における委託一時保護の子どもに関わる職員の研修状況についてお伺いします

問11 貴施設において、委託一時保護の子どもへの対応等に関して、委託一時保護に関わる職員やそれ以外の職員に対する研修はどのようなものがありますか。(令和元年度の実績をお教えください。)

専任の職員が受けた研修	
専任・兼任にかかわらず受けた研修	

VI. 委託一時保護に関して児童相談所の関わりについてお伺いします

問12 委託一時保護された子どもに対して児童相談所の児童福祉司の関わりはおおむねどの程度ですか。(あてはまるもの1つに○)

1. 1週間に1回以上訪問がある	2. 2週間に1回程度訪問がある
3. 電話連絡がほとんど	4. 不定期
5. その他 ()	6. ほとんどない

問13 委託一時保護された子どもに対して児童相談所の児童心理司の関わりはおおむねどの程度ですか。(あてはまるもの1つに○)

1. 1週間に1回以上訪問がある	2. 2週間に1回程度訪問がある
3. 電話連絡がほとんど	4. 不定期
5. その他 ()	6. ほとんどない

VII. 貴施設における、今後の委託一時保護の受け入れに対する考えについてお伺いします

問14 貴施設では、今後、委託一時保護の受け入れについてどのようにお考えですか。(あてはまるもの1つに○)

1. どのような子どもでも、委託一時保護を受け入れる
2. 一定の条件を満たす子どもであれば、委託一時保護を受け入れる → 具体的な条件 ()
3. 積極的には委託一時保護は受け入れない → その理由 ()
4. その他 ()

問15 委託一時保護の受け入れを増やすため(個々の施設の受け入れ人数や、受け入れ施設数全体を増やしていくため)に望むこと・必要と思われる施策はありますか。自由に記入ください。

依頼から受け入れまでの準備等について	
児童相談所からの支援について	
受け入れる子どもの状況について	
受け入れの費用について	
その他	

ご協力ありがとうございました。
11月20日(金)までに、同封の返信用封筒(切手不要)にて返信くださいますようお願いいたします。

委託一時保護を受け入れた里親・ファミリーホームへの一時保護に関するアンケート調査 調査票

I. 里親の状況についてお伺いします

里親・ファミリーホームの居住都道府県	
昨年度（H31.4～R2.3）受け入れた委託一時保護児童数	人
昨年度一時保護以外の委託の受入れの有無	1. 有 2. 無

II. 委託一時保護の里親家庭・ファミリーホームでの生活の状況についてお伺いします

貴里親家庭・貴ホームにて、令和2年8月～9月に委託一時保護として受け入れ、9月末日までに解除又は一時保護所等に移動した子どもについて、最大2件ご回答ください

受け入れ期間	令和2年 月 日 ～ 令和2年 月 日
子どもの年齢 令和2年9月末日時点	性別 1. 男 2. 女
子どもが生活する居室	1. 個室 2. 他の子と相部屋 3. その他（ ）
学校への通学の有無	1. 通学している →（通学方法：a. 子ども自身で通学 b. 里親が送迎 c. オンライン、通信の形で受講 d. その他（ ） 2. 通学していない →（理由 ）
配慮事項の有無	1. 有 → 具体的に（ ） 2. 無

受け入れ期間	令和2年 月 日 ～ 令和2年 月 日
子どもの年齢 令和2年9月末日時点	性別 1. 男 2. 女
子どもが生活する居室	1. 個室 2. 他の子と相部屋 3. その他（ ）
学校への通学の有無	1. 通学している →（通学方法：a. 子ども自身で通学 b. 里親が送迎 c. オンライン、通信の形で受講 d. その他（ ） 2. 通学していない →（理由 ）
配慮事項の有無	1. 有 → 具体的に（ ） 2. 無

裏面へ

問1 あなたは、今後、委託一時保護の受入れについてどのようなようにお考えですか。（あなたのお考えに最も近いもの1つに○）

1. どのような子どもでも、委託一時保護を受け入れたい	
2. 一定の条件を満たす子どもであれば、委託一時保護を受け入れたい → 具体的な条件（ ）	
3. あまり委託一時保護は受け入れたいと思わない → その理由（ ）	
4. その他（ ）	

問2 里親・ファミリーホームへの委託一時保護の受入れを増やすため（個々の里親での受け入れ人数や、受け入れ里親数全体を増やしていくため）に望むこと・必要な支援はありますか。自由に記入ください。

依頼から受け入れまでの準備等について	
児童相談所からの支援について	
受け入れる子どもの状況について	
受け入れの費用について	
その他	

ご協力ありがとうございました。

令和3年2月19日（金）までに同封の返信用封筒（切手不要）にて返送ください。

委託一時保護を受けた医療機関への一時保護に関するアンケート調査 調査票

※電子ファイルでのご回答を希望される方は、専用メールアドレス：hogo2020@murc.jp
(担当：栗山、山田) にご連絡ください。調査票のデータをお送りします。

I. 医療機関の状況についてお伺いします

病院の種類	1. 公立	2. 民間	3. その他
医療機関のある都道府県			
昨年度 (H31.4～R2.3) 受け入れた 委託一時保護児童数	人		

II. 委託一時保護で受け入れた子どもの状況についてお伺いします

貴院にて、令和2年8月～9月に一時保護委託として受け入れ、9月末日までに解除又は一時
保護所等に移動した子どもについて、最大5件ご回答ください

<事例1>

受け入れ期間 (8月～9月に受け 入れた子ども)	受入れ 診療科 (対応した もの全て)	1. 小児科 2. 小児外科 3. 内科 4. 外科 5. 整形外科 6. 精神科 7. 産婦人科 8. 皮膚科 9. その他 ()
子どもの年齢 令和2年9月末時点	歳	性別 1. 男 2. 女
学習権の保障 (院内学級の利用等)	1. オンラインの形で、原籍校の授業を受講 2. 院内学級で授業を受講 3. その他 () 4. 授業等は受けていない	
原籍校との関わり	1. 有 → 具体的に () 2. 無	
一時保護期間中の 外出の有無	1. 有 → 具体的に () 2. 無	
配慮事項の有無	1. 有 → 具体的に () 2. 無	

<事例3>

受け入れ期間 (8月～9月に受け 入れた子ども)	受入れ 診療科 (対応した もの全て)	1. 小児科 2. 小児外科 3. 内科 4. 外科 5. 整形外科 6. 精神科 7. 産婦人科 8. 皮膚科 9. その他 ()
子どもの年齢 令和2年9月末時点	歳	性別 1. 男 2. 女
学習権の保障 (院内学級の利用等)	1. オンラインの形で、原籍校の授業を受講 2. 院内学級で授業を受講 3. その他 () 4. 授業等は受けていない	
原籍校との関わり	1. 有 → 具体的に () 2. 無	
一時保護期間中の 外出の有無	1. 有 → 具体的に () 2. 無	
配慮事項の有無	1. 有 → 具体的に () 2. 無	

<事例2>

受け入れ期間 (8月～9月に受け 入れた子ども)	受入れ 診療科 (対応した もの全て)	1. 小児科 2. 小児外科 3. 内科 4. 外科 5. 整形外科 6. 精神科 7. 産婦人科 8. 皮膚科 9. その他 ()
子どもの年齢 令和2年9月末時点	歳	性別 1. 男 2. 女
学習権の保障 (院内学級の利用等)	1. オンラインの形で、原籍校の授業を受講 2. 院内学級で授業を受講 3. その他 () 4. 授業等は受けていない	
原籍校との関わり	1. 有 → 具体的に () 2. 無	
一時保護期間中の 外出の有無	1. 有 → 具体的に () 2. 無	
配慮事項の有無	1. 有 → 具体的に () 2. 無	

＜事例4＞

受け入れ期間 (8月～9月に受け 入れた子ども)	受入れ 診療科 (対応した ものの全て)	1. 小児科 2. 小児外科 3. 内科 4. 外科 5. 整形外科 6. 精神科 7. 産婦人科 8. 皮膚科 9. その他 ()
子どもの年齢 令和2年9月末時点	歳	性別 1. 男 2. 女
学習権の保障 (院内学級の利用等)	1. オンラインの形で、原籍校の授業を受講 2. 院内学級で授業を受講 3. その他 () 4. 授業等は受けていない	
原籍校との関わり	1. 有 → 具体的に () 2. 無	()
一時保護期間中の 外出の有無	1. 有 → 具体的に () 2. 無	()
配慮事項の有無	1. 有 → 具体的に () 2. 無	()

＜事例5＞

受け入れ期間 (8月～9月に受け 入れた子ども)	受入れ 診療科 (対応した ものの全て)	1. 小児科 2. 小児外科 3. 内科 4. 外科 5. 整形外科 6. 精神科 7. 産婦人科 8. 皮膚科 9. その他 ()
子どもの年齢 令和2年9月末時点	歳	性別 1. 男 2. 女
学習権の保障 (院内学級の利用等)	1. オンラインの形で、原籍校の授業を受講 2. 院内学級で授業を受講 3. その他 () 4. 授業等は受けていない	
原籍校との関わり	1. 有 → 具体的に () 2. 無	()
一時保護期間中の 外出の有無	1. 有 → 具体的に () 2. 無	()
配慮事項の有無	1. 有 → 具体的に () 2. 無	()



問1 貴医療機関では、委託一時保護された子どもの就学についてどのように対応していますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. オンライン等で受講できるようにしている
2. 院内学級に通えるようにしている
3. その他 ()

問2 医療機関への委託一時保護の受入れを増やすために望むこと・必要な支援はありますか。自由
にご記入ください。

依頼から受け入れまでの 準備等について	
児童相談所からの支援に ついて	
受け入れる子どもの状況 について	
受け入れの費用について	
その他	

ご協力ありがとうございました。
令和3年2月19日(金)までに、同封の返信用封筒(切手不要)にて返送ください。